

中大法曹



旧校舎・白門

1993.5

中央大学法曹会

No. 14

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつづ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺がぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさほらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央



「中大法曹」第十四号目次

表紙題字揮毫 野宮利雄
表紙写真 旧校舎・白門
撮影 福吉實

巻頭言	中央大学法曹会幹事長	野宮利雄	(1)
中央大学の現況について	学校法人中央大学理事長	山本清二郎	(7)
ご挨拶	中央大学総長・学長	高木友之助	(10)
新たな協力態勢への出発に向けて	中央大学法学部長	角田邦重	(13)
「法曹論」の原稿依頼を受けて	中央大学法学部教授	永井和之	(16)
中大法曹会への期待	中央大学学員会会長	堂野達也	(22)
中大学員会と法曹会	中央大学学員会副会長	大西保	(26)
学生時代の想いでと期待	学校法人中央大学評議員会議長	内海英男	(29)
大学建学の精神	国会白門会会長	阿部三郎	(31)
	日本弁護士連合会会長		



評議員制度の改革について……………学校法人中央大学理事 猪股喜蔵(38)

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)改正問題について

……………学校法人中央大学理事 木戸口久治(49)

中央大学のイメージあれこれ……………学校法人中央大学理事 設樂敏男(56)

法曹会に何を望むか — 中大法曹への期待と提言 —

……………学校法人中央大学監事 縄稚登(61)

インタビュー

小野幹雄最高裁判所判事に聞く……………(70)

特集「中大法曹会への期待と提言」

特別寄稿 東京地方裁判所判事 綿引穰(75)

東京検察支部長

札幌地方検察庁検事正 中津川彰(77)

学外大学教授白門会 木川統一郎(83)

東京都庁支部(総務局参事) 西道隆(85)

白門鑑定士会副会長 定森一(88)

東京地方検察庁検事 保倉裕(90)

座談会……………(94)

会員の声と消息……………(127)

「八月一五日に想う」……………大高満範(171)

〔千葉城史回顧〕……………小林宏也(173)



不 介 入…………… 森 謙

關係諸規定…………… (178) (177)

学校法人中央大学基本規程 (寄附行為)

中央大学学員会会則

中央大学法曹会会則・諸規定

役員等名簿…………… (196)

学校法人中央大学役員等名簿 (中大法曹会關係)

中央大学学員会役員名簿 (中大法曹会推薦)

中央大学法曹会役員名簿

中央大学法曹会各種委員会委員名簿

会務報告・主要開催行事…………… 中央大学法曹会事務局長 中 津 靖 夫 (207)

會員名簿補充訂正分…………… (213)

編集後記…………… (249)

中央大学法曹会の役割とあゆみ

中央大学法曹会

幹事長 野宮利雄



母校中央大学に新学部「総合政策学部」が誕生した。新学部の創設は四〇年ぶりのことである。また、法学部に「国際企業関係法学科」が新設され、法律学科のカリキュラムも改正されて、本年四月からそれに基づく授業が開始される。母校が総合大学として発展することは、わが法曹会としても実に喜ばしいことであるとともに、二一世紀に向ってさらに充実し、国家社会に須要の人物として貢献し得る人材の育成を期待したい。

一 中央大学法曹会の四十年

中央大学法曹会が昭和二六年（一九五二年）に創立されて以来四〇年の歴史を回顧し、来るべき二一世紀への発展を期するため、平成三年一〇月八日、創立四〇周年記念行事が駿河台記念館において、堂野達也学員会会長、山本清二郎中央大学理事長、高木友之助同総長・学長他多数の来賓と、多くの法曹会員のご出席を得て開催された。この行事は、創立三〇周年記念行事が行われたあとの五〇周年に向けての中間的な重要行事と位置づけられて、

設楽敏男前幹事長時代から七五人構成の準備委員会で着々と企画・準備が積み重ねられていたものである。私共の執行部は就任直後、直ちに準備委員会を実行委員会に改組してその実行に取り組んだ。この実行委員会は、接待・記念式典・記念祝宴・講演・財務・記念特集会報編集の六部からなり、法曹会員がそれぞれの役割を分担し、夏季休暇をも返上して、献身的に協力して下さった。執行部一同、感激の極みである。これは法曹会の一〇年に一度の一大イベントでもあり、法曹会と母校の興隆発展のため献身する会員各位の意気を顕示し、あわせて、会員相互の親睦の実を挙げ得たものと確信する。その状況は、「中大法曹・創立四〇周年記念特集・第一三号」（一九九二年五月発行）にて、くわしく報告したとおりである。今振り返ると、もう少し企画・準備の段階で、時間と予算が得られたならば、中大法曹会創立以来の先輩功労者への感謝・顕彰と、会員各位への記念品の贈呈などを行えば、尚、意義深かったのではないかと思われる。

二 法学部法律学科カリキュラムの改正（新生・法学部の誕生）。

わが法曹会の「中央大学の興隆と司法の発展に寄与する」との目的に関して、法学教育と司法試験改革問題がある。優れた歴史と伝統を有する中大法学部自体の改革について、教学側や法曹会側の先輩から愛校心に満ちた改革案が、この四・五年來、数多く発表されてきた。その一つが、法学部法律学科カリキュラム改正による法学教育の充実、強化策である。このことは、司法試験合格者の数において、一〇年來（中大の多摩校舎移転後において）、東大・早大に比較して少なく、二位・三位である事実（平成四年度の合格者、東大一二六名・早大一一一名・中大一〇一名）を背景にした法曹会側、教学側からの「危機意識」によるもので、外間寛前法学部長時代より論議され、法曹会側としても、現執行部が就任早々の平成三年七月からこの問題に取り組むことになった。法曹会側は、大学問題、法職教育検討委員会や、法職講座運営委員会・講座担当者・司法研修所教官経験者・法曹養成制度改革協議会協議員らが、法学部教授会のカリキュラム委員らと数次の懇談、意見交換を行い、平成四年に入り法学部長に角

田邦重教授が就任され、平成五年四月実施を別途として、急速に進行し、文部省側との協議も経て本年四月から実施されることは、法曹会としても喜ばしいことである。この改革の眼目は、ゼミ形式による基礎的知識の理解・修得を目的とする。法学部法律学科の専門教育科目一二〇単位必修のなかに、第一・二年次に、法曹論・憲法・刑法・民法の司法演習講座を設け、単位は半期各二単位。一クラス二〇名程度で、各科目一〇クラス程度とし、この講座に教授陣の外に、法曹会より約三〇名の講師（非常勤）が大学の要望により参加する。法曹会は、弁護士である会員で法曹経験五年以上の適任者を選考し、かつ、今回は、初めての企画でもあるので、司法研修所教官経験者一〇数名を含めて合計三〇名を法学部教授会に推薦した（大学は、この外に法曹論の講師に、最高裁、法務省から現職の裁判官・検察官各一名の推薦を得ている）。このほか、新カリキュラムでは、三・四年次に、各二単位として、憲・民・刑・商・刑訴・民訴・行政各法の特講という新しい講座を設定することになっている。これらによって、学生諸君が法学の学習に対する興味と意欲を更に盛り上げ、自らが主体となって勉学に邁進し得る体制が整ったと言えよう。更に、司法試験受験希望者のための計画的な教育は、大学の設置する法職講座と連携し、これを充実・拡充し、駿河台研究室員一〇〇余名の奮起をもたらし、法務省の司法試験合格者一〇〇〇名体制に即応する必要がある。わが法曹会は、一〇〇年余の中大法学部としての光栄ある伝統を堅持し、発展させるために、今後とも、法学部の改革に取り組まなければならない。

三 わが法曹会の組織運営について

法曹会は、東京都内に住所又は勤務場所を有する学員たる法曹約二五〇〇名をもって組織されている学員会支部である。幹事長一名、副幹事長五名、常任幹事五〇名以内、幹事三百名以内の役員で運営されている。このうち、幹事は、平成三年五月に三百名に増員され、主として若手会員が就任している。任期はすべて二年である。しかし、任期満了とともに、幹事長・副幹事長は、確実に交替し、常に新鮮な感覚で会務が執行されているが、幹事・常任

幹事については、本人の希望、病氣など特段の事情のない限り、多くは再任されている場合が多い。役員に任期二年の定めがあっても、再任を妨げないとの会則であるから、法曹会の運営に貢献された会員はいつまでも役員として参与されることになる。これは当然ではあると思料されるが、一面、それでは毎年司法試験に合格し、法曹会に入会して来る若き会員の活力を生かし、後進学生の指導に熱情を傾ける会員の参加の機会を縮小することになる。このことは、法職講座で必要とする研修所終了二～三年位の指導者（チューター、答練指導者）四〇～六〇名の確保と前述の司法演習講座への講師の推薦、そして、中長期的に継続する法学部と法曹会との強力な連繫を維持・伸長させる点からも、何等かの対応策の必要性を暗示している。執行部としては、法曹会員の予備軍である司法試験合格者を法曹会の懇親会、忘年会に招待したり、合格発表直後に祝賀会、研修所入所・分散・終了等の機会をとらえて会合を持つべく企画してみたが、多忙な行事と重なり、その実行は一部分に止まった。修習生側からは、意欲的に、先輩との交流を求めている。

次に、学員会役員、とくに会長・副会長の定年制と、再任の制限の問題である。この問題は、平成四年春の学員会本部の役員推薦問題に際して具体的に論議された。先輩会員の豊富な経験と深い学識による指導は重要ではあるが、反面、冒頭に述べた新学部・新学科、法学部の改革など、新生法学部に対応する活性力、創造力、行動力など必要とする時代には、い多少し若年会員に活動する場と機会も与えるべきではないか、との考え方である。執行部では、とりあえず、学員会本部の会長・副会長について選任基準を設ける必要の有無について、会則改正委員会に諮問したところ、その答申を頂いた。それによると、1 学員会会長については、年齢制限をしない。2 学員会副会長（七人以上十人以内で、現在十名、内一名は、法曹会推薦者）については、選任時年齢八〇才未満とする。3 学員会会長及び学員会副会長について、再任される回数是一回とする（学員会本部の役員の任期は三年であるから、再任一回で六年。これを限度とするのが適当）。執行部は、平成四年一月四日の常任幹事会・幹事会でご

審議を頂き承認を得たので、法曹会支部の「意見書」として、学員会本部にこの旨を進達した(同年二月七日付)。この点に対する法曹会内部の組織上の論議は、今後の学員会の運営の実際を見守りながら、更に改善して行くべきものと思料する。

更に、法曹会の運営の実際に関与して感じたことは、大学法学部と法曹会との連携・交流の拡大に伴い、今後は、急速に、しかも確実に、若年法曹会会員の活躍が必要である(それは、単なる親睦のみではない)。私見ではあるが、司法修習生が平成五年度に六三〇名(四七期)となり、平成六年度から(四八期)七〇〇名(和光市に移転)となる状況に鑑みて、思い切って法曹会会則上に、司法研修所の各期の連絡担当者各一名宛(ブロック別に、裁・検・東弁・一弁・二弁)を連絡委員とする役員を新設(少なくとも、研修所卒業後一〇年位まで)し、後進学生の指導と実践的教育に情熱をもって関与できるような組織態勢を整えなければならぬと考える。

四 他の学員会支部との交流について

私共執行部は、中大学員は常に共通の基盤に立って母校に献身すべきであるとの見地から、ひとり法曹会内部の問題のみにとらわれず、南甲倶楽部・体育会など、他の各学員会支部との積極的な交流を履行した。

また弁理士・不動産鑑定士など法曹周辺業務に従事する学員とも交流することにより、「わが中大法曹は、他の学員から、どのように見られているか」を率直に語って頂いた(本号に詳細は掲載されている)。このような企ては、本学には四〇万近い学員が各分野で活躍されておりながら、従来、ともすれば横の連絡を欠き、互いに学員として協力し合う機会が少なかったのではないかとの反省から考えられたものである。今後も法曹会としては、ぜひあらゆる分野で活躍する学員と積極的に交流し、協力して母校の発展に貢献すべきだと思うのである。

五 日本比較法研究所への参加について

「法科の中央」に相応しく、母校に設置されている日本比較法研究所の第二回国際シンポジウムが本年秋に開催

を予定されている。法曹会としては、同研究所の「貴法曹会と人的交流はもとより、学問的關係も一層深めたい」という年来の願望を実現するため、貴法曹会も参加されたい」との呼びかけに応じ、前執行部以来、法曹会の会員を同シンポジウムに参加させ、学理と実務の融合に寄与することになっている。

六 おわりに

平成三年（一九九一年）五月二三日、法曹会第二四代幹事長に選任を受けて任期二年がやがて来る。この間、大勢の先輩各位が、中大法曹の誇りと自負心をもって後輩の指導に当られた足跡を回顧しながら、二一世紀の法曹会、中央大学を展望し、本日まで大過なく務めさせて頂いたことは、会員各位のお協力の賜と感謝し、かつ、菅沼隆志弁護士以下五人の副幹事長、中津靖夫弁護士以下七名の事務局各位のお協力のお陰であることに改めて感謝して、巻頭の言葉とする。（五・一・三二）

中央大学の現況について

学校法人 中央大学

理 事 長 山 本 清 二 郎



中央大学法曹会の会報第十四号発行を心からお祝い申し上げますとともに、日頃から法曹会の野宮利雄幹事長をはじめ、会員の皆様には、本学発展のために多大なご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。次第でございます。

又、法曹会会員各位におかれましては、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、日夜ご活躍されておりますことにも深く敬意を表します。

さて、本学の現況について若干ご報告申し上げたいと存じます。

まず、大学改革についてであります。

顧みますと、教学執行部から大学改革の諸施策が提起されて以来、既に四年が経過いたしました。本年は大学改革に始まり、大学改革に終わった年でもありました。

お蔭様で、平成五年四月開設を目指して、鋭意作業を進めておりました「総合政策学部、法学部国際企業関係法学科及び経済学部公共経済学科」の設置につきましては、本年十二月二十一日付で文部大臣の認可を得ることができました。認可に至るまでには申請の準備段階や申請後における文部省との度重なる折衝の過程において、学内外の方々

に大変なご苦勞をおかけしました。

特に法学部の改革におきましては、新設の国際企業関係法学科はもとより、既存の法律学科、政治学科のカリキュラム改革につきましても、中大法曹会の大学問題委員会委員各位にご指導ご協力を賜りました。

又、平成五年度より法律学科の一・二年生の専門科目である「法曹論」と「司法演習（憲・民・刑法）」は、法曹会の多数の会員が非常勤講師としてご担当いただき、本学の法曹を志す学生の指導にあたっていただけることを大変心強く思っております。

これも偏に、法曹会会員皆様の母校愛の賜と、重ねて感謝申し上げます。

新設学部、新設学科の今後につきましては、学生募集の広報活動の展開、教育体制の確立等、所期の目的を達成するためには、まだ多くの問題があらうかと思われまます。

私ども理事者は、精一杯の応援をしたいと考えております。又、既存の学部や大学院の充実につきましても、更に改革を継続し推進していかなければならないものと考えております。

次に、基本規定の検討についてであります。

基本規定につきましては、学内外の諸先生方から「基本規定の在り方について検討すべきではないか」という、ご意見を賜っており、理事会でも慎重に審議を重ね、鋭意検討してまいりました。その結果、昨年十一月開催の理事会において、理事会中十一人の委員からなる「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討懇談会」の設置を決定したのであります。本懇談会の設置の目的は、基本規定に関する問題点を抽出整理し、理事会として措置すべき方策について検討を行うことであります。そして検討懇談会は、本年一月より木戸口久治座長のもとで毎月ほぼ定例的に懇談が行われています。この懇談会での検討内容は、評議員会制、総長制、理事・監事制等多岐に亘るものであります。来年一月には最終的な報告が理事長に提出される予定であると伺っております。

理事会といたしましては、提言いただきました事項について、早急に検討し基本規定の改善に着手する所存でございます。検討委員各位におかれましては、ご多忙のところ長期間にわたり、ご審議賜りましたことを感謝申し上げます。

ところで、最近の社会は国内外ともに、目まぐるしく変化しており、高等教育を担う大学に対しては、高度情報化・国際化された世界のリーダーとなり得る人材の養成が求められています。他方、私立大学を取り巻く環境は、十八歳人口の激減、国庫補助金の削減傾向等、極めて厳しいものがあります。

このような私立大学を取り巻く環境の激変期を迎えて、いま、本学にとって緊要なことは、社会の変化に即応した「独自性豊かな大学づくり」であり、内実を伴った外から見える改革であります。常に学内の活性化を図りながら、中央大学は動いているということを社会に示し、総合大学としての実力を発揮し、百有余年の歴史と伝統に基づく底力を示す時だと思えます。

私も大学を預かる理事者は、本学発展のために、教育研究条件の改善充実はもとより、財政基盤の確立を図るため、あらゆる関係者の叡知とご協力を得ながら、なお一層の努力を重ねていかなければならないものと、痛感いたします。

どうか法曹会会員各位におかれましても、本学発展のため、なお一層のご指導ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、中大法曹会の益々のご発展と会員各位のご健勝をお祈りいたします。

(平成四年十二月二十四日)

ご挨拶

中央大学総長・学長



高木 友之助

一九九三年（平成五年）は、中央大学にとって記念すべき年となりました。念頭の本学の改革がここ数年来着々と具体化し、理工学部・文学部に継いで、昨年末には総合政策学部の新設と法学部・経済学部それぞれ一学科の新設とが正式に文部省より認可されました。

ここに至るまでの道程を顧みますと、卒直に申して、何度か困難な状況がありました。元来楽天的な私もさすがに眼られぬ夜が続いたこともありました。よくもここまで到達することができたなあというのが偽らざる今の心境であります。

この間、常に私の心を支えてくれたのが、偏に教・職員・学員その他直接間接にご協力をいただきました方々の熱意とご鞭撻の賜であり心から厚くお礼申し上げます。特に法曹会には総合政策学部ばかりか法学部国際企業関係法学科の設置に関して多大なご尽力を賜わり深く感謝申し上げます。

また、一方で私を支えてくれたものは、外ならぬ先人の築き上げてくれた本学の歴史と伝統の重みです。その無言の叱咤激励がいつも私の心を支えてくれたことをここに申し添えます。

現代は激動と混迷の時代とよくいわれます。特に昨年来、内外の諸情況は政治的、經濟的、社会的、環境的にもあらゆる面において、従来の經驗や原則では解決しえない、まさにかつてなかった程の危機的な状況にあります。これまで科学技術の進歩こそが人類永遠の幸福と繁栄をもたらすものと思ひ込んでいた神話が根底から問い直されなければならぬ状況に立ち至っています。あらゆる面で目指すべき行方が見い出せない不透明な状態にあります。大学としてその例外ではありません。

こうした状況の中で総合政策学部を新たに加えて六学部の体制が一応整いましたが、四月の開設以降さまざまな困難が予想されますし、大学院を中心としてまだまだ改革しなければならない問題が山積されています。

私は昨年、年頭に「流水先を争わず」という古い諺を引用して、わが中央大学建学以来の歩みを、調和と秩序を保ちながらも一瞬も止まることなく人類の平和という大海を目指して流れてゆく大河に譬え、こうした心構えで努力しましょうと訴え皆様と志を一つにして今日に到りました。混迷不透明の現在、流れ行く畔にしっかりと脚をふまえ、二十一世紀を視点に据えつつも建学の原点であるあの山間の清冽な泉に思いを馳せることもまた必要ではないかと思ひます。過去をふり返るといふことは今後の正しい方向決定のための大事なことであり、決して消極的な退歩を意味するものではありません。一九九三年の年頭に当って、建学当初の若き指導者の純粋な燃えるような情熱をふり返って、われわれの新たな出発の契機にすることは大きな意味を持つと考えます。孔子の「温故知新」という有名な言葉があります。謙虚に昔に学んで、新しく行くべき方向を発見するという意味です。世阿弥もまた「花鏡」に「初心忘るべからず」といっています。これもまた同様の心構えです。先を焦らず、川の流れのように調和と秩序を保ちながら謙虚に過去を顧みることによって、混迷の危機の中に自ずから明日への道が開かれることを信じたいと思ひます。孔子や世阿弥のさきの言葉を今日の的にみてみれば「顧みれば未来」とでもいえまじょうか。謙虚に過去をふり返ったところに、われわれの求める未来がほほ笑んでいます。

最後に法曹会の皆様のご活躍とご健勝を祈念しご挨拶いたします。

(一九九三年一月十八日記)

新たな協力態勢への出発に向けて

中央大学

法学部長

角田邦重



一 およそ三年がかりで取り組んできた法学部の改革が、いよいよ実現の運びとなりました。国際化・情報化といった時代の変化に対応して、法学部にもうひとつの魅力をもった新しい学科をつくり、昭和二九年に政治学科が設置されて以来の二学科から、新学科を加えた三学科体制で出発する大きな変革と言ってよい内容ものです。改革にあたっては、既に検討の段階から、かねて法学部の改革について高い関心をもち熱心な意見を寄せていただいている中大法曹会の方たち、さらには国際企業法務で豊富な経験をもっておられる方たちと懇談する機会をもちました。その際にいただいた多くの貴重な意見や示唆によって改革の内容がよりよいものになったことに対し、この場を借りて、改めてお礼を申し上げます。

新学科の開設と、法律学科ならびに政治学科の思い切ったカリキュラムの変更からなる法学部全体の改革内容についても、既に報告をさせていただく機会をもちましたので、ごく簡単に特徴を指摘するだけにとどめます。

平成五年度から新しく出発するのは、定員一六〇名という比較的少人数の「国際企業関係法学科」です。新学科のコンセプトは、国際化・情報化に代表される急激な時代変動の原動力である国境を超えて展開される企業活動に

焦点を合わせ、そこから生み出されるさまざまな問題に、取引、雇用、規制、制裁、そして紛争処理といった法律学の立場から取り組もうというものです。法律学をベースとすることは勿論ですが、基本六法を中心とした法律学の体系的履修という伝統的法律学科とは異なり、国際取引法、国際経済法、開発の国際法、国際人権法、そして外国法科目などにアクセントをおき、さらに英語を中心とする外国語のコミュニケーション能力の強化に意を用いています。また、企業の組織と行動についての認識と、企業活動の国際化に伴う経済や文化摩擦、さらには環境問題などさまざまな問題に対する理解を深めるため、現代企業論、国際経済学、開発経済論といった経済学を中心とする企業関係科目と、平和学、国際政治学などの国際関係科目との総合的かつ学際的学修を意図しているのも新学科の特徴です。中大法学部は国家試験には強いが語学力は弱い、卒業生から国際派を出すのはもっと難しいという、これまでの固定観念を打ち破り、もうひとつの新しい魅力をつけ加えることになるものと期待しています。

政治学科のカリキュラム改革も、「平和、自立、民衆 (Peace, Autonomy and People)」をキー・ワードに、国際化・情報化の時代にふさわしい、自立的市民の養成をめざして、政治社会コース、公共行政コース、国際関係コースという三つの穏やかなコース制の導入、外国語と情報教育の強化、環境学、女性学などの新しい科目の設置など、面目を一新した内容のものとなっています。

二 法学部改革の中心が、法律学科の改革にあることは言うまでもありません。司法試験法改革を踏まえて、法曹界に多数の優れた人材を輩出してきた中大法学部の伝統を守るために最大限の努力をしてみよう、「新生・法律学科」カリキュラムでめざしたのは、まさにこの点です。そのために、導入、基幹、発展・応用という順に法律学の体系的学習を確保するため、法学を始め基本六法科目の必修化を図ったこと、短期集中型のゼミスター制と年間を通して行う通年型の授業を同じ時間帯に設置して学生の自由選択を認めるクラス固定制の廃止など、いろいろな試みを取り入れています。これらによる教育効果がどこまであがっているかを点検する「自己点検・自己評価」の仕組み

をつくり、われわれの反省と持続的改革の体制をつくることも、これからの課題になるはずです。

これらに劣らず重要で画期的な試みは、中大法曹会からティーチング・スタッフを迎えることを予定した「法曹論」と「司法演習」の設置です。前者は、一年の前期に、後者は一年の後期と二年の前・後期、それぞれ半年、各二単位の正規の授業科目とし設置するものです。「法曹論」では、入学したての学生に対して、国家・社会がなぜ法曹という専門職業を必要とするのか、どのような役割を期待されているのかを現職の裁判官、検事、弁護士に直接語ってもらい、法曹としての使命感、やりがいといったものを実感することのできる機会を与えようというものです。「司法演習」は、中大法曹会の実務法曹に講師をお願いし、憲法、刑法、民法の三科目について少人数クラスで事例問題を解きながら、基礎的知識とリーガル・マインドの何たるかについて理解を深め、同時に、法曹の魅力に接して学生の法学への学修意欲を引き出し、持続していく役割を演じていただくことを意図して設置したものです。

中大法曹会からは、これまで幾度か、法学教育のあり方に関する提言がなされ、法学部との間で、数多くの意見交換の機会ももたれてきました。しかしどちらかと言えば、貴重ではあっても、外からの小うるさい苦言とそれに対する弁解の場といった観があったことを否定できないように思います。今回の改革は、一過的ではなく恒常的に、また外からではなく内に入ってともに法学教育の一翼を担い、そのなかでOBとしての熱意を生かして欲しいという、法曹会に対するわれわれの側からの要請の性格をもっています。この新たな段階に入った協力態勢の確立にむけて、一層のご協力をお願いする次第です。

『法曹論』の原稿依頼を受けて



中央大学法学部教授 永井和之

この度「中大法曹」に法曹論ということで原稿依頼を受けた。しかし、いわゆる法曹の範疇に裁判官・検察官・弁護士が含まれることには異論がないであろうが、それ以上にどのような職業の人々を言うのかは必ずしも明らかではない。とはいっても、司法試験には合格したが、司法修習生にならずに、大学の助手・助教・教授という経歴しかない私が、本当に法曹像を述べる資格があるのか考えているうちに、原稿依頼を断る機会を逸してしまった。そのため編集の係の方には迷惑をおかけすることになった。誠に申し訳なく思っている。

そこでここに来ては何かを述べなければならぬということで、非常に短い文であるが、一応裁判官・検察官・弁護士の三者を念頭に置きながら述べさせていただくことにした。しかし、この三者もその三者を統合するというか、その上位の観念としての法曹を抽象的に述べることは、残念ながら浅学の身にとっては非常に困難な作業である。そこでしかるべき物の本によってみたが、それも困難なことが明らかになるという結果に終わった。この三者の中でも種々の会社の機能が、それぞれ職務を分担している。その中では税理士・弁理士・司法書士等の専門家と実質的に同じ仕事を行っている場合もある。また、三者が他の職種の人々と協力・共同で一つの職種を全うしてい

るといふ職務を見受けられた。このような中で非常に抽象的に敢えて言うならば、いわゆる法曹には他の職種の人々とは異なる役割が期待されているように思えた。それは社会の中で法というものを具体化するというか、具現化するという役割であり、社会の中で人々に法を理解させるといふような役割である。ただそれ以上に積極的に法曹像を提起していくことができないので、いわゆる法曹三者ではないので、それほど多いとは言えない経験から、そして全く法曹三者から遠い一般の人よりは多い経験から、このような法曹はこまるなと思われる例を挙げる形で、消去法で法曹像にアプローチしてみたい。ただその際に弁護士をモデルに述べさせていたが、これはそれだけ人々に身近であるということ、ご理解を頂きたい。

① 依頼者の必ずしも妥当とは言えない、敢えて言えば不公正な要求を抑制することができない弁護士は困ると思う。すなわち、法曹というものは時には依頼者の要求でも不公正な事柄には、それを正し適正な要求に導いていくべきものだと思う。このような判断ができるためには何が公正で、何が公正な要求であるかを見極めるだけの判断能力が要求されると思われる。その際には法というものを体系的に理解し、法的な推論ができなければならないと思う。単に条文の文言をこらも読めるではないかというようなことで、全体としての法の考え方に反するような解釈をすることのないようにしなければならないと思う。またこの事案解決が社会全体における解決の方向と異なることは、法秩序を混乱させることになる。そこで種々の事例に精通し、バランスのとれた判断力が必要とされていると思う。もし、あえて従来の方向とは異なる見解を維持するならば、そこには従来の方向を乗り越えて、新しい方向を構築していく積極的な意義を認めることができるような、深い社会考察が必要であろう。

② 依頼者の適正な利益を適切に保護できる選択肢を上げ、戦略をねることができない弁護士では困ると思う。このためには、一つには正義にかなった利益のためには、万難を乗り越えて邁進する気持ちと行動力が必要であると思う。もう一つは依頼者の利益を適切に計るために法的な選択肢から、その他諸々の種々の選択肢を上げることが

きるかどうかという能力と、その中からの具体的な選択肢を選択する過程においては、依頼者の負担する経費・時間を考慮し、また依頼者の感情という問題までも考慮することができると考えられる能力が必要とされていると思う。

③ 具体的な依頼者のない事件の取り上げができることが要求されていると思う。日本社会の高度化の中で生じてきている種々の社会問題、例えば公害・環境破壊から、消費者・年配者・子供の権利の問題などから外国人の人権などの問題、そして不正な経済取引という問題は、必ずしも具体的な依頼者がいなくとも積極的に法曹としての社会への発言が待たれていると思われるのに、具体的な依頼者がいなくとも積極的に法曹として社会に発言しないという先入観もあるであろうが、右に上げたような社会問題は、加害者の利益は莫大であるが個々人の被害・損害額が小さく個人では弁護士に依頼できないというような事情が認められる場合も少なくない。このような場合に具体的な依頼がないかぎり発言しない、行動しない弁護士は困ると思う。法律扶助制度もしらない、一月二四日が法律扶助の日だということを知らないというのが、現状であろうと思う今日、なおさら積極的な社会活動が望まれていると思う。

④ 身の回りにも多くの外国が存在してきている現在、そのような外国の文化（法を含む）に対する理解のない弁護士では困ると思う。身の回りには外国とは、例えば、一方では輸入製品であり、隣人としての外国人であり、他方では輸出品であり、外国への旅行・居住である。そのような中で依頼者の利益を守るといことは、我が国の文化・法のみが絶対的なものであるということでは真に守ることができない。各国の固有性と普遍性をふまえ、国際的な視野をもって今後の有るべき我が国の法の姿を思い浮かべていかなければならないと思う。言葉が分かるというのではなく、異なる文化・法が分かるという弁護士が必要ではないかと思う。これは日本人の間でもお互いを理解することではないかとも思うが。

以上、思い付くままに法曹の有るべき姿を個々の法曹の姿として述べてきたが、以上で述べた弁護士を裁判官・検

察官に置き換え、依頼者を社会・公益に置き換えれば、多分に法曹一般に当てはまるのではないかとも思う。ただし、このようなことは個人の資質の問題と置き換えられてしまうことがある。そこで真の問題は、このような資質を持った法曹をいかに養成していくかという問題にあるのではないかと思う。その点で法曹教育の出発点である大学の法学教育ないし法曹教育の果たすべき役割は非常に大きいといわざるをえない。そこで現在の大学の法学教育に携わる者として、現状に対してどのような認識を持っているのか赤裸々に述べる責務を負っているのではないかと思う。

確かに現在大学の法学教育は必ずしも法曹になる者だけを対象にしているわけではない。しかし中央大学法学部は伝統的に司法試験の合格者を多数輩出している以上、法曹教育に関しても社会的に責任を負っているはずである。誤解を避けるために言うならば、中央大学における法曹教育は社会的な責任であって、これは大学の偏差値を高めるためとか、名前を高めるためとかというような問題ではないはずである。そこで中央大学法学部の教員ならば、すべての教員が法曹教育に関して責任を分担すべきである。法職講座運営委員会のみ委ねられるべき問題ではない。しかし、残念ながら中央大学としてどのような法曹教育をすべきであるのかという検討が従来必ずしも十分になされていない。よって現状の分析も統計的に必ずしもなされてはいない。そこでここでも全くの私的な経験に基づくことと、私的な意見であることを断らなければならない。確かに大学における一般教育科目と専門教育科目の区分が廃止されるなどの外部的な環境変化の下で、法学部においてもカリキュラムが改正された。そこには半年間の「法曹論」や司法演習という講座が新設されている。そして今その具体的な内容や運用のための委員会が設けられつつある。しかし法学部の中でも法曹を目指している学生に多く接している教員と、身の回りには全くそのような学生が皆無に近い教員では、問題の所在に対する認識の差が見受けられるし、普段からの法曹教育への関心の差もあるように見受けられる。とするならば、その委員会がまた法職委員会のように法曹教育の請負い委員会にならないとも限らない。とするならば法曹としての素養を身に付けさせるための教育を、学部四年間で一貫して行うというときに、一般教育・語学

教育・専門教育の有機的な結び付きが確保され、その中で進めることができるのだろうか危惧の念を持つ。語学教育は語学教育という意義に留まらず異なる文化の理解に進むものであろうし、一般教育で得る科学の基礎知識や教養は高度に発達した社会を理解するためには必要であり、高度の科学技術を理解するために必要であろう。法律科目の中でも基礎法や外国法はますますその重要性が増していると思われる。各論的な諸法は学部四年間では教育することが困難であるので、大学院の修士課程がそれにあたるべきである。このような体系的な法学教育によって、またその意義を全教員が理解することによってある種の司法試験受験生の誤った受験勉強を是正できるのではないかと思う。全教員がそのような司法試験受験生の誤った受験勉強を、そして法律への偏見をたださなければ、一部の教員の努力では限界がある。その際法学教育と法曹教育を全く異なるという理解は誤りではないかと思っている。真の法学教育は法曹教育の基礎となるものであり、法曹教育はそのうえに更に高度の専門教育と位置付けられるものと思う。その意味でも中央大学法学部の全教員は先程の司法試験合格者を多数輩出している社会的責任からも、また法学教育の意義から言っても法曹教育を真剣に考えるべきであらう。

以上、個人の素質と素養という視点から法曹への期待を独断と偏見に基づいて述べてきたが、そのような法曹を養成する制度において司法試験とそれに続く司法研修所は更に重要な位置を占めている。しかし、ここではその点にかんする専門家に委ねたい。また、個人的には以上のような資質や素養を有している法曹が、その能力を十分に發揮しうる社会的な環境整備も必要とされていると思う。その環境整備ということでは司法扶助も大事であろうが、司法試験合格者増加による問題や外国法弁護士の問題のような法曹人口の増加の問題も大きい問題であらうと思う。弁護士に無償の奉仕を求めるわけには行かないにもかかわらず、社会的に大きな役割を求めるとき、法曹人口の適正な規模を真剣に検討すべきであらうと思う。また独立した弁護士も種々の組織を整備して行かなければ、複雑化した高度の判断を要求される社会の需要に答えることは出来ないであらう。そのような社会的な環境整備を個人の資質と素養と

ともに充実させていくことがこれからはより一層必要とされている時代であると思う。
大変拙い文で貴重な紙数を浪費したことを最後にお詫びします。

中大法曹会への期待



中央大学学生会会長

堂野達也

母校中央大学は、平成五年度を期して約四〇年ぶりに、総合政策学部を設置し、従来の五学部制が六学部となり、また、法学部に国際企業関係法学科が、経済学部には公共経済学科が新たに設けられ学界で有名、有力なる先生方を迎えて開講の運びとなったことは、二一世紀へ向けて発展の足場を整えたと言える。

しかし、周辺のもろもろの環境を顧りみれば、必ずしも無批判に喜んでばかりおられない。既に、十数年来、大学教育に携ってきた人々が口にしてるように、一九九二年（平成四年）をピークとして、大学を志望する高校卒業生は激減し、数年後には、戦後濫立された私立大学のうちに倒産するものも出るのではないかとさえ言われる中で、この新しき出発を完走せしめるためには、物心両面において、異常な決意と努力を要することは勿論である。加えるに、わが国の経済は、バブル崩壊後の不況を最小限にとどめるため、補正予算による公共事業の前倒し、金融引締め、企業の整備等の対策にもかかわらず、急速な景気回復は期待困難な状況に在ると言われている。これには政治腐敗による施策渋滞も大きな影響を与えているようである。このような情勢の下で、中央大学々員会は、その目的の一つである母校の発展と使命達成に寄与するため如何なる具体的方針を打ち出すべきであろうか。

さて、中大法曹会は、昭和二四年一〇月、委員会が戦後再建される以前に、中大出身の在京の裁判官、検察官、弁護士等法曹関係者をもって創立され、その目的は、会員の親睦をはかり、母校中央大学の興隆と司法の発展に寄与することにあつた。その後、昭和二六年八月、委員会が全国六二の地域支部を中心として再建されて、法曹会は、昭和二八年一二月、職域支部第一号として委員会に参加した。法曹会は爾来、毎年母校卒業生の司法試験合格者の増加と共に、司法関係への進出も目覚ましく、会員は年々増加して委員会における最も有力な支部として、その勢力を伸長した。これに伴って法曹会の母校に対する貢献もだんだん高くなった。もともと、母校が法律専門学校として創設された関係から、前述の通り司法関係で活躍する学員が多く、法曹会設立当時既に大学と関係を持つ会員も多く、大学と愈々密接な関係を持つに至つた。爾来、母校の理事長、理事、監事等を間断なく送つて大学の発展に協力してきたのである。

言うまでもなく、われわれが母校というのは、学校法人中央大学が教育、研究の目的を達成するために設置した中央大学を指称しているのである。その母校が大学として、教育を通じて優秀な人材を社会に送り出し、研究の精華をもつて社会に貢献してこそ、大学としての存在価値が認知されるのである。他面からいえば、その大学卒業生が、社会のために各方面で活躍することであり、研究の結果が、広く著書、論文として公表され、あるいは、実践を通じて社会のために役立つことによつて、その大学の評価が格づけされるのである。その意味で、学員はひとしく母校の教育、研究の成果に大きな期待を寄せているのである。

そこで、改めて大学（母校）と学員との関係を観察する必要がある。母校の教育、研究は、教学の担当するところであつて、教育、研究の自由が唱えられ、自治権によつて守られている称する。法人大学は単なる経営者としての責任を持つに過ぎない。

世間では、大学と卒業生の関係で、卒業生は金を出しても口を出すなといわれていると聞く。しかし、大学が卒業

生の口を封ずようなことでは発展を期し得ない。卒業生が大学の教育や研究にみだりに容喙すべきでないことは勿論であるけれども、真に、大学の発展のために意見を述べる機会を興えらるべきではないか。

さて、本学の場合、学員会は大学の発展のためと信ずる事項について発言することはあるけれども、教学の固いガードは冒すことはできない。しかし、法人大学の理事、監事には、多くの学員が就任しているのであるから、学員会の意のあるところについて、経営上の立場から、何らかの形で発言されているものと推測している。

母校は、つとに、法律の中央といわれ、法学部の教育、研究が母校の名声を保つ上でも最も重要な要素の一つである。法曹会が法職課程を通じて、会員各位の犠牲において多くの貢献をされている。司法試験合格者を一人でも多く出すことの重要性は理解できる。しかし、現在、最も重要なことは、大学の運営如何によって、大学自体の存立にかかわることである。法曹会は二十数年前より大学問題特別委員会を設置し、母校の問題について検討を重ねて来られた実績に鑑み、前述した母校の現況並に将来について、積極的な意見を開陳することを期待したい。母校に対して最も有力な発言をできるのは、法曹会を以て他にないと信ずる。母校の名声を高め、大学としての存在価値を広く社会に認識せしめるために、強力な発言を要請して止まない。

それではどんな問題について意見を述べるべきかについて、私見として次の如き具体案を提示したので参考とせられたい。

第一 優秀な入学志望学生を募る方法

司法試験合格者増についても優秀な学生を得なければ固難。

第二 新学員の就職問題

日本経済は当分不況、卒業生の就職について配慮をしなければ、入学志望者も減少、大学の滅亡にかかわる。

第三 評議員会の改組と評議員選出方法の問題

現在の評議員会は有名無実の感がある。また、評議員の選出方法について考えること、大学と学員を直結するために、その一部を学員の選挙によって選ぶこととする。

第四 大学における各種スポーツの振興問題

学生スポーツが振うことは大学の明朗化となり、社会的にも広告的役割りを果し、学員の母校への関心を呼ぶ。

(一九九三・一・三)

中央大学学員会と法曹会



中央大学学員会副会長

大西保

一 学員会の組織

私は平成四年六月一日から中大法曹会の推薦で学員会の副会長に就任しました。今日迄約半年の間、学員会の内
部から学員会の実情を見ってきましたが、学員会組織が庞大で、その活動の多忙さに驚いています。

中大卒業生の総数は亡くなった人を含めて、約三八万九〇〇〇人で、そのうち住所判明者が約二五万人とされ、
そのうち学員会会費を納入して学員会会員として登録されている人は約七万人に過ぎません。

学員会の支部は地域支部が八八、職域並びに年次支部五六（職域支部のうちでは中大法曹会が最大で、卒業年次
支部は約十六で逐次増加しています。）支部の合計は以上で一四四になります。学員会の運営に当たる役員は会長
が堂野達也さん、その下に副会長が一〇名で、元中大学長の井上達雄さん、南甲倶楽部所属の長島秀雄さん、学員
体育会名誉会長の野村権之亮さん、北海道旭川支部長の弁護士大塚重親さん、国会白門会の廣瀬秀吉さん、中京地
区の真鍋正雄さん、大阪支部長・きんでん社長高橋季義さん、白門婦人会元会長の市橋千鶴子さん、卒年次代表で
二八年次卒の飯塚久子さん、それに私を加えて一〇名です。学員会の協議員は八〇〇名以内で協議員会を構成し、

このうち約一〇〇名が幹事、うち二五名が常任幹事、会計監事五名で、それぞれ幹事会、常任幹事会を構成しています。右の役員について、会長・副会長は概ね一ヶ月一回、協議員会は年一回、常任幹事会、幹事会は随時招集されて、学員会の運営について協議が行われています。

二 学員会本部の業務

本部事務局には事務局長とその下に数名の職員が執務しています。本部と全国各支部との連絡、学員時報の発行、学員の住所・氏名の把握、新入会員の募集等でもいつも繁忙を極めています。最近学員一人ひとりについてコンピュータによるデーターが整えられつつあり、完成の上は学員の把握が極めて迅速、的確になることが期待されます。

三 学員会に於ける中大法曹会の地位

学員会の役員のうち中大法曹会員は会長・副会長二名（但し一名は白門婦人会）、幹事一六名（内四名常任幹事）、会計監事一名の合計一九名で役員の約二〇%が中大法曹会員によって占められています。このことは学員会の長年の活動の中心勢力に法曹会員があった歴史的事実を物語るものでありますが、卒業年次支部結成が盛んになり、学員会役員の数が限られているので、活性化を図るため中大法曹会の選出の役員を減少すべきであるとの声が聞かれるようになりました。しかし、役員の若年化だけによって学員会の目的を達成し、その成果が実現出来るかどうか私は強い疑問を抱いています。学員会の役員は会議に参加するだけでも自らの本業以外のことで大切な時間を消費しなければならぬのですから、働き盛りの少壮有為の人材には学員会のことには無報酬で没頭することを期待するのは無理ではないでしょうか。

四 中大法曹会への要望

(一) 中大法曹会に対しては学員会の協議員など全体の一割近くもいて多過ぎるとの非難を耳にします。学員会の役員選考委員会に出席した際に、強くこのことを主張する人がいます。中大法曹といっても東京、第一、第二各弁

護士会員、東京検察及び裁判官から選出されるので他支部の三つか五つの数に相当する協議員がいても、そう多数にはならないのです。多くの役員を法曹会が独占しようとするような考えはないのですが、学員会に於ける過去の実績から今日の結果になっているのでありますから、法曹会員としては他支部のことも考慮しながら適正なる数を維持すべきであります。

(二) 中央大学が日本的に誇れるためには伝統的立場からして司法界で活躍することが大切であります。私どもはそのためには司法試験の合格者を全国第一位になるように後輩の指導に力を致さなければなりません。今年から法職講座の新しい試みとして中大法曹会から多数の講師が選出されて後輩の指導に当たることになったようですが、その成果を期待したいと思います。

(三) 私ども副会長は、全国各地の学員会支部総会に学員会を代表して会長の代役で出席していますが、私が特に感銘を深くしているのは、北海道でも九州でも東京から遠隔の地にある学員の皆さんが母校愛に燃えておられる姿に接することにあります。大学の地元で而も中大学員会の最も有力なる支部である中大法曹会は全国の学員の母校に対する期待を片時も忘れることなく、真剣に母校の発展のために尽力して頂きたいと思えます。

以 上

学生時代の想いでと期待

中 大 国 会 白 門 会 々 長

学 校 法 人 中 央 大 学 評 議 員 会 議 長

内 海 英 男



我が母校は明治十八年、英吉利法律学校として中央大学が創設されて以来、百余年の歴史と伝統を持つ大学であると常に誇りに思っています。特に法曹界は中央大学法学部を抜きにしては語れないと云っても過言ではありません。規律と秩序を重んじ、地位ある者は責任と義務を伴わなければならないと云う考え方は現在まで脈々として後輩へと受け継がれて居ります。

私は残念乍ら太平洋戦争の勃発により、学業半ばにして昭和十八年十二月、学徒出陣で海軍に入り、航空隊員として勤務中、二十年八月の終戦を迎えたのであります。当時、法学部三年在学中、假卒業で軍隊に入り、十九年九月、静岡県の大井海軍航空隊に居る時に父母から中央大学から卒業証書が届いたと云う連絡を受けたことを記憶して居ります。

私の大学時代は戦争苛烈な時代で軍事教練の強化で国家試験を目指して法学部に入った夢は全く打ち砕かれています。更

更に戦後二十一年に父が衆議院に初当選以来、父の選挙の手伝いやらで全く勉強する暇もなく、今日まで忙しい動

きの中で人生を過して来てしまい、若い時代の法曹界での活躍を夢見た頃を思い起し、慙愧に堪えないものがあります。

現在、国会白門会会長と云う立場で中央大学の評議員会議長を仰せ付かって居りますので理事会に出席させて頂き、色々と大学の発展する現状等を知ることが出来る様になりました。中大出身の国会議員は現在、衆、参合せて五十八名居ります。時々、大学の現状等を報告致して居ります。ご参考までに申し上げますが、国会議員の数としては、東大、早稲田に次で三位であります。私の学生時代には常に東大を抜き司法試験では中大が一番合格者が多かった様に記憶して居りますが、一昨年、昨年と除々に回復して、一〇〇名の大台に乗り、伝統の力強さを感じさせるものがあります。

山本理事長さんを始め、理事、監事の方々も一生懸命、大学の発展の為、努力されて居られるし、高木総長・学長先生も中央大学を日本一の大学にするのだと常に力強く活躍されて居ります。どうぞ、長い歴史と伝統に輝く我が中大法曹会の今後、益々の御活躍と御発展を祈念してやみません。

(以上)

大学建学の精神



日本弁護士連合会会長

阿部三郎

去る三月二五日、母校の法・経・商・文の四学部の卒業式が挙行されるに当り、学員を代表して祝辞をのべるよう指示されました。

折角の大学のご要請でありますので、あまり準備する時間のない假、母校の創立時における建学の精神を基調としながら、新学員の門出を祝福しながら所感を申上げ、責任を果させていただきました。

かねてより「中央法曹」の編集委員会より、投稿を求められておりましたが、起案する余裕もないため、当日の祝辞をそのままお送り申上げ、投稿文に代えさせていただきました。

学員代表祝辞

ご紹介を賜りました阿部三郎であります。

本日の卒業式に当たり、学員代表としてご祝辞を申し上げることとなりましたが、私の無上の光栄とするところで

あります。私は昭和二五年三月、法学部を卒業し、昭和二九年四月以来、今日までちょうど四〇年の弁護士生活ですが、現在日本弁護士連合会の会長をいたしております。

ご紹介いただきましたような私の在野法曹としての立場から、私は、本日、卒業生の諸君においては、すでにご承知いただいているところではありますが、わが母校中央大学の創立の原点について、「在野精神」という四文字に照らしながら、私なりの所感をお話申し上げ、はなむけの言葉とさせていただきたいと存じます。

私どもの母校中央大学は、今より一〇八年前の明治一八年七月一日、設立されました。

徳川幕府の末期頃より、日本に入ってきました近代西洋の法学は、わが国に法治思想をもたらし、これが基礎となり、明治一〇年に成立された東京大学を拠点として、官学といわれる官僚法学を育てました。

一方、この西洋法学は、すべての人は生まれながらにして天から平等の権利を授けられているとする、いわゆる天賦人權思想をも教えたのであります。この人權思想は、当時の自由民権運動の指導理論となり、この思想の学習を目的として、民間の法学塾、私立法学校が相次いで設立されたのであります。この私立法学校のうち、有力な数校が次第に規模を拡張して私立法律専門学校となりました。

当時、これらの私立法律学校は東京に集中し、そのうち東京法学校（現法政大学）専修学校（現専修大学）明治法律学校（現明治大学）東京専門学校（現早稲田大学）、英吉利法律学校（わが中央大学の前身）、この五校が五大法律学校といわれました。

その頃の学校の中での代表格でありました東京大学が官僚、官僚学者を輩出していたのに対し、私立法律専門学校の卒業者は、在野で、民間言論人、新聞記者、代言人となる者が多かったのが、その特色でもありました。この代言人は、明治二六年弁護士法の公布により、弁護士と変わっております。

いずれにしても、明治の若者は全国から青雲の志を抱いて東京に集い、官学か或は私学にと思い思いの学校を選ん

で、官学の場合は主として官界に、私学を経た者は主として在野の言論及び法曹の社会に進出したものが多かったの
であります。

この私立専門学校が出現した時期は、自由民権運動の高揚を背景とした、いわば東京における新法学の揺籃時代で、
官学派と私学派が対立し、それは当時の富国強兵の政策と、西洋諸国の治外法権の撤廃、不平等条約の改正をにら
んだ、国内体制確立のための法律の整備と司法制度の確立に関する手法の違いに由来するものであったものと思いま
す。私学派の中でもその手法の基本を異にするなどで活気に富んだ時代であったといわれるのであります。

英吉利法律学校の設立された明治一八年当時の日本は、明治維新後未だ二〇年足らずで、憲法も存在しない政治、
経済共に不安定の時期にありました。まさにあらゆるものが封建主義から近代主義へと移行する激しい流動の時代で、
挙げて欧米の制度や文化の移入と模倣に狂奔していた時代でもありました。

法制の面でも、大審院を頂点とする裁判の制度が一通り備わったとはいえ、不平等条約の改正という大きな問題に
当面しながらも、民法典は政府の法律顧問、フランス人、ボアソナードの手によって、やっと編纂が進められている
程度、刑事法の面でも、やや法典の形をなすようになった旧刑法や治罪法が施行されて日なお浅く、刑事弁護の制度
や裁判公開が認められて、漸く三年目という時期でした。

また経済、産業の機構においても、明治一五年に日本銀行が設立され、紙幣制度は統一されたものの、公営企業で
ある鉄道、通信の組織も、その他金融、海運、保険、倉庫等の各民間企業の組織も未成熟であり、さらには米穀取引、
株式取引の業務も揺籃期にあり、商法も勿論会社法も存在しないことにより、個別的立法によって設立された法人も、
十指にもみたないほどありました。

このときにおけるわが母校の前身である英吉利法律学校の創立者の考え方は、民法、商法も含めて、一刻も早く新
しい日本の実情に則した法整備とその運用がなされ、早急に不平等条約の改正に備えた体制をとらなければならない

というこの時期、抽象的法体系性のフランス法一辺倒のやり方で、果たしてこの難局を克服できるであろうか、イギリスの法学は、国民の権利保護の伸張を基本とするという面だけではなく、イギリスそのものが、当時産業革命を経て世界的規模で、めざましく発展し商業、産業のすべての実務上のルールにおいても、法の支配そのものが機能し、その実証性、実証性が尊重されている実情にあること、また、その法の運用においても、法制上の基礎づくり、培養及びその発展のため、バリスターといわれる弁護士が、優れた学識や事務能力をもって、これに当たっている現実をみるにつけても、わが国において今必要なことはイギリス法流による法学教育であり、バリスターにも匹敵する学識や、法的事務能力に優れた、しかも品性の高い紳士としての代言人を育成することであるとして、一八名の若い法律家によって、英吉利法律学校が創立されたのであります。

この一八名のうち、代言人が六名、また四名がイギリスのバリスターの資格を持っておられたとのであります。こうして、私どもの母校の創立者は、官僚独善につながる概念法学を排し、社会の真理を体得することが真実の法学であるとして、創立早々の学科課程にも訴訟演習を導入するなどして、応用による実践の教育体制を確立されたのであります。

こうした基本的な信念に基くものであっただけに創立者の方々には、この実証性、あるいは在野性によって立つさまざまなエピソードも残されております。

明治一七年、イギリスよりバリスターの資格を得て帰国され、創立に当たられた増島六一郎先生は直ちに代言人となられ、官尊民卑の悪弊が著しかったこの時期、代言人の地位を高めることを生涯の仕事とされたといわれます。

当時、増島先生は代言人として裁判所の往復には馬車を用いていたそうでありました。ところが、裁判所には、馬車の乗り入れに関して、「代言人は裁判所の門前で下車すべし」という、裁判官とは差別された規則があったそうでありました。先生はこんな規則は代言人の地位向上のためにも改めさせなければならぬ。そのため、この規則は破るし

かないとして、裁判所の門前では、わざと馬に鞭を加えさえ、守衛の制止も聞かず、あつという間に馬車を玄関に乗り入れさせたというのであります。間違つた規則は、それを破り、規則はあつてないような実績を作らなければならぬということであつたのでしよう。

また、創立者高橋一勝先生は、明治一二年東京大学法学部を卒業し、誇り高き法学士の称号を得たが、法学士出身の代言人の第一号として、敢えて当時、社会的にもきわめて低い地位におかれていた代言人となつたのであります。官学の雄であつた東京大学出身の法学士が代言人となることなどは、当時としては考えられない程、珍しいことであり、新聞種となつたそうであります。

しかし、この高橋先生の英断は、その頃の代言人に向けられていた、あまりにも低い評価や、社会の誤解を解くために、新しい途を拓かれたものであり、代言人、そして弁護士地位確立のため、忘れ得ない人とされているのであります。

創立者岡村輝彦先生は、明治二四年に横浜地方裁判所長を退官し、弁護士となつたが、在官中から代言人の地位向上に深く心を寄せられていたとのことであります。

当時の法廷においては、訴訟関係者の氏名を呼び上げるに際し、判事、検事には敬語をつけていたが、代言人は全く呼びすてにされる慣例であつたところ、岡村先生は代言人にも敬語をつけて呼び上げるように改めさせ、また代言人の裁判所構内出入りのための乗り物使用禁止の規則を改め、判事、検事同様にすることを認められたというのであります。

こうして岡村先生も法曹の地位向上の先覚者とされているのであります。

創立者江木衷（まこと）先生は、内務省参事官を退任し、明治二六年弁護士となられたが、その後、同郷岩国藩の先輩であつた伊藤博文、山県有朋、井上馨等当時の元勳より屢々大臣その他の要職の推薦がなされたが、頑としてこ

れに応ぜられず、在野の弁護士を貫き退したという逸話が残されているのであります。

以上のとおり、創立者のエピソードを通じながら、私なりにわが母校の建学時における在野精神と、その当時の気風、あるいは校風を垣間見てみました。

ところで、今日わが母校中央大学はこの在野精神といわれるもののためでしょうか、法学部だけではなく、全学的に他大学に比べて些か地味であるとか、あかぬけないといわれることがあると聞きます。そうかと思うと多くの場合、中大出身者の仕事振りは堅実であり、まじめであるとして、その信頼度も抜群であるといわれます。

私は、それはまさに、あくまでも事実を根拠としながら物事の真実を証明するというやり方、物の見方、考え方がすべてに亘って実証的且つ経験的であるといわれる中央大学創立時以来の長年の伝統の然らしめる頭れであるとみえております。

確かに中大出身者の場合、大学を卒業し社会に飛びこみ、直ちに一躍して名を馳せるなどという派手なところはありません。しかし着実に実績を積み上げながら、最後には職場、企業のリーダー、或は社会の指導者としての地位を占めて来られたのが、わが中央大学の学員の多くの方々のいきかたなのであります。高木総長・学長先生はターゲットとして機会ある毎に「中央大学を日本一の大学にしよう」と云い続けておられます。

本年二月一日、私は朝日新聞の夕刊で「大学スポーツ日本一、ぐるりと見回せば」とのタイトルで、「伸び目立つ中大」として、優勝した競技数は日大一二に次いでわが中央大学の優勝数八、しかも「伝統校復活のきざし」との見出しさえもつけられて報道されている記事を見たのであります。私は、学生諸君も高木総長学長先生の大号令のもとに、日本一の中央大学を目指して頑張っているなど大いに満足したことでした。

同時に、私はこの記事を見ながら、私も学員も、それぞれの立場で、わが母校が日本一の大学としての評価が得られるように、職場活動を通じてさらに努力しなければならぬと自覚したのであります。大学卒業生の社会におけ

る実績上のいろいろなデータもありますが、わが中央大学は、全国著名な大学の中でも、すべてに亘って五位以内、平均的には三位にランクされていると思います。あともう一息で学員の方も日本一となれるという自信を持つ必要があります。そうでなければ私も学員としては母校にも、また学生諸君にも申し訳が立たないのであります。

このようなかでの本日の諸君の卒業式であります。

どうか、本日より、私共学員とともに、わが母校の社会における大学日本一をめざして頑張ろうではありませんか。しかし先程申し上げたように、派手なことは考える必要はありません。大器は晩成です。先を急ぐことはありません。

静かに行く者は、すこやかに行く

すこやかに行く者は、遠くまで行く

この言葉は、イタリアの経済学の碩学が留学する息子に贈った言葉だと聞いております。この言葉を拝借し、静かに、すこやかに、遠くまで行って欲しいという、私の心からなる願いをこめて、本日の祝辞といたします。

おめでとございました。

評議員会制度の改革について



学校法人中央大学理事

猪股喜蔵

一 中央大学理事会は、平成三年一月二五日同年度第一二回理事会において、理事会の中に中央大学基本規定（寄附行為）検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、一人の委員を選出した。

理事会が懇談会を設置したのは、平成三年五月二五日開催された評議員会において、一部評議員から、中央大学基本規定（寄附行為）（以下「基本規定」という。）改正の要否を検討するため評議員会を開催すべきことの見解が提出されたこともあって、まず、理事会において、前向きに検討すべき時期を迎えていた。

私は、同年六月二四日第六回理事会において、理事会の中に基本規定検討委員会（仮称）を設置して理事会として措置すべき方策に着手すべきであることを提案した。本学は時たまたま総合政策部設置申請をはじめとする重要案件をかかえ、これに専念しなければならない時期にあり、検討委員会の設置について直ちに採択する段階ではない、という意向が強く、各理事の意見を聞くことにとどめられた。しかし、学員会のなかに、また、一部評議員から、評議員会開催請求の意見や行動が活発になるに及んで、それから、五か月後の第一二回理事会で、前記のとおり基本規定を検討するための懇談会を設置したものである。

二 基本規定を検討する懇談会の任務は、「検討懇談会規程」第二条により、「基本規定に関する問題点を摘出整理し、理事会として措置すべき方策にいて理事長に具申する」ものとされた。

懇談会は、平成四年一月二〇日第一回会議を開催し、木戸口久治を座長に、土屋六郎を座長代行に互選し、①摘出整理する問題点とその範囲、②措置すべき方策の具体化、③検討期間等について意見交換をした。

懇談会は、同年一〇月末日ころまでには検討を終え、その結果を理事長に具申することとし、そのため、原則として毎月一回会議を開くこととしたが、途中、総合政策学部の新設、法学部国際企業関係法学科及び経済学部公共経済学科設置申請に係る文部省の実地調査、説明聴取等事務局が多忙で、手放せない事情があったために一時中断を余儀なくされた。そのため、懇談会の審議は同年一二月二六日まで継続し、同日に至って懇談会としての結論を得て、これを文書にして理事長に具申した。

三 懇談会が、基本規定に関する問題点を検討するに当たって、どんな立場から、どんな時点で、どんな視野から把握すべきかについて、基本的態度、基本的視点をまず問題とした。

懇談会の今回の任務は、基本規定の全面的見直しを策定するというものではなく、昭和五三年九月二七日付けで改正施行されている現行基本規定を、基本的には存続を図ることを前提としながら、現在時点で問題として検討を加えられるべき事項を摘出整理し、その結果改正を要する事項又は関連する付属規定の制定について、理事会として執るべき方策についての結論を得て、報告することとした。

そこでは、懇談会は、「基本的な検討課題」として

- 1 総長制度について
- 2 理事・監事制度について
- 3 評議員会制度について

4 研究所について

5 収益事業について

6 文部省の、基本規定に関する指摘事項についての六つの事項を抽出することにした。

四 基本規定に関する懇談会からの具申については、平成五年一月一日第一四回理事会の審議に付され、同年一月二五日の第一五回理事会において承認議決された。

従って、基本規定の在り方を検討するため、今後、理事長の諮問機関として、基本規定検討委員会（第二次）が設置され、検討がすすめられることになる。

基本規定についての基本的な検討課題・問題点は前記1ないし6の事項であるが、評議員会において従来特に問題として指摘されてきたものは1の総長制度と3の評議員会制度である。私は、従来、評議員の選出、評議員会の活性化について意見を表明し（中大法曹No11、No12、No13）、また、懇談会において、評議員会の機能化をすすめるべきことを、第一に提案し、そのために、評議員会の審議事項、評議員会の開催回数の増加、定数の減員を、第二に評議員会の活性化を図ることとし、そのために、評議員会の任務を広く策定し、他方、選任評議員の年齢制限・回数制度を厳しくし、名誉評議員制度等の新設について意見を表明した。そこで、評議員会制度の検討をすすめるに当たって、私なりに考えている事項を摘記してみた。

五 評議員会制度の改善をすすめる基本的視点

(1) 評議員会の機能化と活性化についての検討

第一は、評議員会の機能化についてである。

① 私立学校法四二条一項の規定は、評議員会を理事長の諮問機関として、重要な事項についてはあらかじめ評

議員会の意見を聞かなければならないとしている。そして、同条二項により、これら重要な事項については、寄附行為をもって評議員会の議決事項とすることができるものとして、その場合は評議員会を議決機関とすることができるとしている。

② 本学の基本規定（寄附行為）は三三条により、一号から六号までの事項については評議員会を議決機関として規定している。

学校法人が、評議員会を諮問機関とするか、議決機関として位置づけているかは、学校法人の基本規定（寄附行為）の定めによるわけであるが、財団法人、宗教色の濃い学校法人は前者に傾いており、社団法人的で宗教色のない学校法人は概して後者の議決機関として位置づけているのが一般のようである。

青山学院大学、上智大学などは前者の立場に属し、早稲田大学、慶応義塾大学、中央大学、明治大学などは後者の議決機関として位置づけている。しかし、重要事項のなかに種類を分けて一部を議決事項とし、一部を諮問事項としている大学もあるから、いずれかにしなければならぬという一定の基準があるわけではない。問題は、学校法人が評議員会に何を求め、また評議員会が学校法人の存立と運営について何をなし得るか、ということを自問自答して、現在の評議員会が、私立学校法および本学の基本規定の精神・趣旨に照らして、十分に機能しているのか、現状のままですべてと足れりとするか、という原点に立って検討を試みられなければならないのである。

③ 本学の評議員会は、組織・運営等から、既に形骸化しており、議案審議の内容からいっても単なる濾過機関のようになっているのであって、一般学員などが期待するような機能を果たしているとは到底言えないものとなっている。

就任している評議員は、このことを感じ、その実体を憂いていながら、せっかく推薦を受けて、就任してい

る榮譽心、優越心に自己満足を感じながら、評議員会の無機能を口にすることは、勇気のいることであり、また、相当に憚られるから、年二回開催される定例の評議員会に辟易として出席し、事勿れ主義で議案に賛成しているのが実体でもある。

このような実体を、まず根本的に改革をしなければならぬ。そのためには、評議員会の任務を、①議決事項を審議する議決機関として残す部分と、②理事会、理事長の諮問事項に答えるための諮問機関として位置づけるというように、基本規定を改正する必要がある。

第二は、評議員会の活性化についてである。

① 本学の評議員は、選任評議員が二百名以内と定められ、そのほかに職務上の評議員があり、その人数は現在十一名で合計二百十一名という多数にのぼっている。

出席する評議員は（平均で六五・一四%、百三十七人）まだしも、欠席の人で委任状さえ提出しない評議員も相当数にのぼっている。しかも、このように多数の評議員を招集して評議員会を開催しているものの、(1)予算案にしても、(2)決算承認案件にしても、学校会計の特殊性ということもあり、極めて専門的な議案である。短時間の審議で議決を予定している主催者側の思惑もあり、また、従来の慣例上のこともあって、質疑討論についても的を得た事項に絞り込むということは稀である。

いきおい理事長の一般的説明や学長の学事報告についての質問や意見に終始し、かつ、その内容も抽象的な内容にとどまるといのが現状である。

② 本学の現在の評議員会では、評議員会制度を設けている趣旨が十分に活かされているとは言えない。

学校法人に評議員会制度を設けさせているそもその理由は、理事・理事会の学校運営を監視し、理事の独断専行や行き過ぎを防止し、教育機関としてその使命を十全にさせようという目的にある。しかも、当該学校

を卒業したOBの愛校心の発露に期待し、変遷する時代の要請と課題にこたえ、良い意味での伝統を承継し将来に向けて創造的意見を求めながら、学校運営に参画させようとする趣旨にはかならない。

従って評議員会は、予算案や決算報告承認の審議ばかりでなく、それ以外学員が大きく関心をもっている大学の隆盛発展について、(1)長期ビジョンの策定・財政確立、(2)評価の向上施策、(3)スポーツの充実・発展、(4)学生の指導援助、(5)学生の推薦入学、就職斡旋等に関する事項について優れた慧知と創造的意見を求め、これらの事項について諮問を求めようにすることである。

評議員会はそこに自ら活性化を図り、評議員の大学に対する関心と理解を深めながら学員と大学とのきずなを強化しなければならない。

これら諮問機関として関与する事項を整理し、また、諮問に答えるための評議員会の開催を頻繁に行うように改める。

(2) 評議員の定数についての検討

① 評議員の定数については、本学の歴史的な経過と現状を分析し、将来の評議員会の機能を見越して相当とされる定数を検討する必要がある。特に、評議員の定数減員は、文部省から指摘されるまでもなく前向きに考慮すべきである。

② 本学の選任評議員の定数は、昭和二九年三月一日付けで改正施行されている基本規定で「二百名以内」と定められ、そのまま現在に至っている。

選任評議員のほかに、職務上の評議員があつて現在十一人、合計二百十一人である。これは、私立大学の中では突出して多数になっている。他大学の例を見ても日本大学百十七人、早稲田大学九十一人、慶応義塾大学百人、明治大学七十人、法政大学五十八人、立教大学五十人となっており、本学の場合は、文部省の指摘を待

つまでもなく極めて多数である。

③ 評議員の人数をこのようにしてきたのは、それなりに歴史的な経過とその背景があったといえることができるものの、(1)私立学校法四一条の規定(理事の定数の二倍をこえる数の評議員)の趣旨からいって極端に多いこと、(2)評議員会出席の人数は、ここ五年間の統計からいって平均六五・一四%相当の一三七人にとどまっており、約五一人が委任状出席となっていること。(3)前記のように評議員会の審議にしても、出席評議員が十分に理解していると考えられる程度に議案について質疑、討論がなされているとはいえない状況にあり、議決機関としては既に形骸化していること、(4)そこでは審議を形式的なものとするおそれがあるばかりでなく、悪意味でいえば無責任な態度を招来する危険さえある。(5)諮問機関として検討討議をする場合にしても、二百十人を越える人数の会議体は、実質的な審議をすることに支障を来すおそれがある。

④ 文部省は、新学部新設の申請などで基本規定の一部改正の事情聴取のたびに、本学の評議員の数が多過ぎ、また、委任状出席が多いこと。評議員の構成について、私立学校法第四四一条一項三号評議員を選任する規定がないこと等をあげ、評議員の機能を高めるよう「改善」を指摘している。

懇談会においても、評議員の定数「減員」を指摘し、その定数は百名から約百三十名程度にすべきであるという意見も出された。

評議員会の機能化、活性化を図るためにもこの際評議員の減員を早急に実現すべきである。

⑤ 評議員の定数減員論は、昭和五三年四月二四日の検討委員会の答申以前からも強く主張されてきている。しかし、学员側から、(1)学员の物心両面の協力を得、又は得ていくうえで障害となる。(2)現実問題として大幅な減員を実行することは「実現が困難」である。(3)評議員が多数だからといって評議員会の審議ができないわけではない。まして、全員が出席しているわけではない、という消極的理由で、減員論を牽制し、さらに増員論

を唱えるものもあり、最近も一部評議員からそのような主張がなされている。

そこでは、選任評議員を寄附要員として位置づけ、生涯の既得権のようにみなし、榮譽の対象として漫然と長期存在を許容し、評議員会をますます無機能にし、活性を失わしめる現状肯定として働くことになる。そこで、一方名誉評議員、賛助評議員制度を設けて、定数減員の受け皿を準備し、両面相まって実現することが大切である。

(3) 選任評議員の構成と選任方法についての検討

第一は選任評議員の構成についてである。

① 私立学校法四四条一項は、評議員に選任される者として、当該学校法人の教職員（一号評議員）、当該学校法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五歳以上のもの（二号評議員）、一号、二号評議員以外で寄附行為で定めるもの（三号評議員）、のうちから選任されたものと規定している。

② 本学の基本規定には①右でいう三号評議員の選任に関する規定がない。②選任評議員の被選資格について、その二七条一項では、選任評議員は、すべて学員のうちから選任すると定めている。③そしてその二項で、この法人の専任教職員を「学員」とすると規定している。従って、本学の基本規定は私立学校法四四条一項の一号評議員と二号評議員の選任に関する規定は曲がりなりに充足されているが、三号評議員の選任に関する規定が欠けていることになる。これが、文部省が指摘する「構成が排他的にならないように」という点である。

③ 選任評議員の構成について、従来から特に問題となってきたのは、一号評議員（教職員）と二号評議員（OB学員）の構成、その比率であるが、この際三号評議員の選任についても検討を加え、この部門の評議員の参入を迎えるようにして、評議員会の新たな活性化を図るべきである。

三号評議員の選任については、たとえば、(1)中央大学父母連絡会会員から選考されたもの二人、(2)東京都八

王子市から推薦されたもの一人、(3)日本私学振興財団から推薦されたもの一人、とするようなことも検討に値いしう。

④ 教職員とOB学員の評議員構成比率については、従来教職員側は、評議員の同数配分を主張し、学员側は、学员の実数とその増加及び従来の既得権の考えからこれに全面的に反対し、詰まるところ意見調整という「妥協」で、運用に委ねられて今日に至っている。

そこでは、選任評議員の定数についての考え方と同じく、基本・原則についての討議をなおざりにしたまま、妥協的、事なかれ主義に運用しているのである。

職務上の評議員についての検討も必要であるが、三号評議員と職務上の評議員を予定しつつ、一号評議員（教職員）の人数にこれらの人数を加え、二号評議員（OB学员）はこれと同数にする、という案も、実現可能な構成論であろう。

⑤ 学员評議員、ここでいう二号評議員の学员内部における構成・選任が最も問題である。

現在の学员内部の選任評議員の選出は、分野的にはほ固定区分され、既得権のように維持されている。

選任評議員選出についての歴史的な経過と大学運営についての協力、貢献などがその背景になっているが、これを職域、職能別にまで固定し、これを既得権のように維持しているのは全く合理性がないものであって、早急に改められなければならない。

⑥ 評議員会の活性化を図り、その機能化をすすめるためには、分類別固定化を排斥し、次に(1)年齢の制限、(2)再重任回数制限を明確にし、さらに、(3)若年にして意欲のある学员を選出できるような評議員候補者の推薦方法を規則をもって定めるべきである。

高齢化がすすんでいる折柄、名誉評議員、賛助評議員制度を新設することにし、学员の選任評議員の推薦に

ついで、①新しく評議員に推薦する者については年齢七十歳未満、②任期満了者で再選する者については年齢七十五歳未満とし、③例外について厳しい規制をうたった、昭和五三年五月学員会会則改正の際の評議員選出規定に関連する申し合わせを、さらに厳しく規則化する。

第二は選任評議員候補者の推薦と選任方法である。

選任評議員の選任方法について、基本規定では選考委員会が選考した候補者について評議員会が選任すると定め、さらに、選考委員会の組織を規定している。

しかし、選任評議員の候補者の推薦方法についてはなんらの規定もなされていない。被選資格とともに推薦方法を規則で定めるようにすべきである。

なお、評議員の一部については「選挙」をもって選出するという提案がある。傾聴に値いする意見であるが、弊害も考慮して慎重に対処すべきである。

推薦評議員の候補者の推薦方法を規則で定める場合は、①退任評議員二名以上の推薦、②学員会協議員二十名以上の推薦、③学員会支部の推薦を必要とすることとし、④大学及び学員会に対する貢献、⑤候補者の評価基準を明らかにすべきである。

これは容易なことではないが、中央大学の飛躍と発展のために、各界が既得権的発想を棄て大同に就く気概に対処する必要がある。そのために、いちばん多くの評議員を選出しているわが法曹が率先範を示すべきである。

(4) 評議員会の議事運営の改善について

元評議員会議長故宮田光秀は、一九八九年五月刊行の「中大法曹」No.11に、「評議員会の活性化」について意見を発表し、評議員会の議事運営について概括的提言をされている。

議事運営については、僅か三ヶ条を規定しているにすぎず、すべて慣例によっているが、①総会に付する議案

の種別、②議案の通知、③発議権、④議案の趣旨説明、⑤質疑、質疑終局の動議、⑥議案の討議、討議終局の動議、⑦議案の可否、修正案の採決、⑧発言者、発言の許可、方法、⑨議事終了、⑩委員会、審議会の措置、その権限、議事、⑪議事録の作成等を、一般の「議事規則」に拠って制定すべきである。何よりも、「議決事項」、「諮問事項」の分類をはじめ、機能化、活性化に向けた、評議員会のあり方を検討し、規定化をすすめるべきである。

(5) 名誉評議員制度等の新設について

長年評議員として、本学の運営に協力し、物心両面の貢献をされ、退任される評議員については、その功績を賛え、その協力的感謝し、今後も引続いて指導協力を仰ぐため「名誉評議員」、「賛助評議員」又は「賛助学員」等の制度を新設すべきである。

「名誉評議員」制度の新設について、私は「中大法曹」No.11「評議員会制度の活性化」で触れ、提唱していたところであり、他大学の寄附行為にも名誉評議員制度を規定しているところもある。

この制度を新設することによって、①退任にあたってその功績を賛え、その名誉を表彰することができること、②後進に道を譲るため勇退の機会を設けることにもなり、③評議員の高齢化、固定化、長期化を防ぐことができ、④以上併せて評議員の若年化・活性化に寄与することができる。

ただし、名誉評議員という名称からすると、その数と処遇に限りがあるので、「賛助評議員」、又は「賛助学員」という処遇を設置すべきである、というのが今回の懇談会の意見であった。

そして、少なくとも名誉評議員は、基本規定の中にその根拠規定を設け、賛助評議員又は賛助学員については、附属の「規則」、又は「規程」に同じく根拠規定を設けるようにすべきである。

(6) 以上の意見、提案について、大いに議論を深め、できるだけ早い機会に、可能な部分の改正をすすめ、評議員会制度の改革を図るべきである。

以上



学校法人中央大学基本規定（寄附行為）改正問題について

学校法人中央大学理事

木戸口 久治

一、本学の基本規定（寄附行為）は昭和二六年三月八日制定され、その後学内外の情勢の変化に応じ、数次の改正が行われ、現在に至っている。

現行基本規定は昭和四一年一月から同四四年四月にかけての学園紛争を契機として、従前の基本規定を根本的に見直すことを目的として、昭和四四年一月六日、当時の金子文六理事長の諮問機関として設置された「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会」——以下検討委員会という——が実に八年五か月という長年月を費やし、衆知を集めて審議を行い、昭和五三年四月二四日理事長に答申し、これに基き理事長が同年七月一六日の評議員会に附議し、その議決を経たうえ、文部省の認可を受けて同年九月二七日から施行されたものである。

この検討委員会は教職員側より学長（嶋崎昌）以下二〇名、学員側より評議員会議長（大川博）以下二一名、計四一名の委員で構成された大委員会であり、わが中央大学法曹会よりは、富田喜作（副委員長）、谷村唯一郎（小委員長）、荻山虎雄（後の委員長）、今井忠男、大塚喜一郎、太田常雄、清水繁一、西山要、向江璋悦、山本清二郎、山本政喜、龍前茂三郎の諸氏一二名が委員として参画された。

検討委員会は、まず小委員会（小委員長谷村唯一郎）を設けて従前の基本規定の問題点を摘出、整理し、二九回にわたる審議の結果、昭和四七年六月二九日検討委員会小委員会報告書を検討委員会（当時の委員長荻山虎雄）に提出し、これを受けて検討委員会は、小委員会において整理された検討項目に従って審議をすすめるとともに、これと平行して、教職員側並びに学员側各分野（法曹会、南甲倶楽部、学员体育会、国会白門会等）の意見を聴聞したうえ、これを参酌しながら意見の集約を図ったが、教学側と学员側との意見に相当の隔たりがあつて平行線をたどつたため、昭和五二年一月より教学側委員の代表と、学员側委員の代表との間で懇談会（座長荻山虎雄）を設け、一〇回にわたり懇談を重ね、意見の調整を図つた結果、漸く昭和五二年一月一三日検討懇談会より検討委員会に対し報告書を提出し、検討委員会はこれを受けて再度審議を行い、昭和五三年四月二四日には至り荻山委員長より当時の渋谷健一理事長に対し検討委員会答申書を提出した。これに基づき、前掲の順序に従い基本規定の改正が行われたものである。

ところでこの検討委員会に於て検討の対象となつた事項は①総長制度、特に総長と学長との関係に関する事項、総長の被選資格に関する事項②役員に関する事項、特に各学部長および事務局長をその在職中職務上理事とすることの可否、および理事の定数③評議員会に関する事項特に選任評議員の構成、およびその選任方法並びに議決事項④研究所に関する事項⑤資産、会計および収益事業に関する事項等々多岐にわたるが、紙数の関係でここでは総長制度と、総長の被選資格の問題についてのみ、いくらか詳細に述べ、併せてその後における総長選考の経緯についてもその要点を述べることとする。

二、検討委員会においては教学側は一貫して総長不要論を主張し、その理由として①現行総長制は理論的には責任体制が曖昧になる虞れがあり、経験的にも弊害があつた。従つて経営については理事長、教学については学長がそれぞれ責任を負う体制をつくるのが妥当であつて総長制は必要がない。②学長のほかに総長を置くこととした場合

には、総長と学長との権限が問題になる。もし教学事項に関し総長と学長との間に意見の対立が生じた場合、現行基本規定（改正前）では、学長は総長の統轄下にあるので、学長は総長の指示に従わなければならないわけであるが、そうなると大学自治の根幹に觸れる問題になる。③学校教育法第五八条では「学長は校務を掌り、所属職員を統督する」と規定して、教学の主宰者は学長であることを定めている。これらの点から考えて、学長のほかに総長を置くことは理論的に必要ではない。

これに対し学員側はこぞって総長存置論を主張した。その理由は①学校教育法第五八条に総長に関する規定がないからといって、私立大学に学長のほか総長を置いてはならないという何らの制限はない。総長存置についての可否は、専ら中央大学固有の問題として、実質的にその必要性があるか否かによって決すべきである。②単科大学の場合はともかく、中央大学は現在五学部、三研究所、三高等学校（当時）を擁する総合大学であつて、その教学面を担当し、かつ、法人の設置するこれら学校その他の学術研究機関を総括する機関としての総長は、経営面において法人を代表する理事長とは違った意味での教育機関の代表者として、教学と法人との間の利害を調整し、かつ、大学のシンボルとして、その対外的活動や折衝の役割を担うためのポストとして必要である。③教学側は学長のほかに総長を置いた場合、総長と学長との意見が対立したときには結局学長が総長の指示に従わなければならないことになり、大学の自治が侵害されるおそれがあると危惧するが、このような場合には総長、学長に理事長を加えて充分話し合い、或は学内与論に訴えれば最終的には意見の対立は解消するので大学の自治が侵害されるという事態は起こり得ない。④有名私立大学の殆どは学長のほかに総長を置いているが、特に意見の対立が生じ、大学の自治が侵害されたという事例を聞かない。

三、以上のような議論が繰り返され、教学側と学員側との意見が平行線をたどつたが、検討懇談会において両者の妥協について協議を重ねた結果、現行基本規定（改正前）第四条第二項に「総長は教学に関する事項を主宰し」と

あって、この条項が、学長に関する規則第二条の「学長は中央大学の校務を掌り、所属職員を統督する」との規定による学長の教学主宰権を侵すのではないかとの懸念によるものと考えられるので、この第四条第二項の「教学に関する事項を主宰し」とある部分を削除し、「総長はこの法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する」と改めれば、総長と学長との職務権限の抵觸の問題もなくなるということで、教学側も学員側もこれを受け容れ、結局総長制を存置することで妥協したのである。

四、次に総長の被選資格問題について、教学側は総長制度の存置を認めるのと引換に「総長は中央大学教授の中から選考すること」を強く主張した。これに対し学員側は総長を教学出身者から選考することには基本的には賛成したが、基本規定のうえで中央大学教授又は名誉教授に限るということを明定するのは、将来いかなる事態を生ずるかかわからず、また学内に総長適任者が見当たらない場合もあり得ることを想定すれば基本規定で限定的に明記すべきではなく、原則として中央大学教授の中から選考することとし、例外もあり得る余地を残して置くことを主張し、かつ、これは基本規定に明定すべきではなく、評議員会の附帯決議によるべきことを主張した。そして結局昭和五年七月一六日の評議員会の附帯決議をもって「総長は原則として中央大学教授の中から選考するものとする」と定めた。

五、以上の経緯を経て基本規定が改正施行された後、改正基本規定による総長を選考すべく、同年一月一八日第一回総長選考委員会、翌五年六月一日第二回選考委員会が開かれた。そして第二回選考委員会において、当時の理事長であった渋谷健一選考委員長より教学側に対し、総長選考のため至急総長候補者を推薦されたい、と要請した。これは前掲評議員会の附帯決議により「総長は原則として中央大学教授の中から選考するものとする」とされているにもかかわらず、その推薦方法についてなんらの規定もなかったため、理事長は原則として総長を選出すべき立場にある教学側に対し、総長候補者の推薦を要請したものである。

ところが当時教学側においては学内の意思統一が円滑を欠いていた事情等もあって、具体的候補者について一致した結論を得ることができず、徒らに総長候補者の推薦が遅延した。この間昭和五九年七月及び昭和六三年四月の二回にわたり堂野学員会会長らより「速やかに総長選考の手続を開始せられたい」との要請書が渋谷理事長、山本理事長宛に提出された。

六、そこで平成元年四月一〇日、理事長の諮問機関として「総長に関する検討委員会」が設置され、同年六月一三日の第一回検討委員会において、山本理事長より「本学の総長制度については現行基本規定（第四条）において、その存置が明定されている。しかし現実には長年にわたり総長不在の状況が続いている。こうした総長の長期的不在の継続は、学内外に対して必ずしも正常な状態との印象を与えず、また、このまま放置しておくことは、基本規定の信頼性にも重大な影響を及ぼしかねない。よって、このような状況を招来せしめている要因について、その制度の内容を中心に、多面的な調査、検討を加え、問題点を摘出、整理し、今後措置すべき方策を策定する必要がある」との思料する。当委員会においては、右諮問の主旨を充分踏まえられ、答申を賜りたい」との諮問がなされた。総長に関する検討委員会（委員長堂野達也）は平成元年六月一三日より平成二年四月一七日まで八回の委員会を開催し、現行総長制度成立の経緯、その存続改廃並びに長期間総長の選任を見なかった原因、その他これらに関連する事項について検討を加えた。

検討委員会において教学側は、十数年の長きにわたって総長候補者を推薦できなかったのは、数次にわたってその推薦のための会議を開き努力を重ねたが、その都度具体的候補者について一致した結論を得ることができず、一人に絞り切れなかったと弁解し、かつ、現時点においては教学側の一部に再び総長不要論が擡頭しつつあると主張し、さらに、現行基本規定の下で早急に総長を選任するとすれば当面次の処置を講ぜられるよう配慮されたい、と提言した。①学長たる教授を総長に選任すること、②選任にあたっては総長と学長の任期が重なるようにすること、

③上記二点は基本規定の改正が実現するまで慣行として遵守すること、というものであった。

しかし、学員側はこの提言は、結局のところ、学長たる教授を総長に選任するのであれば総長候補者を推薦するというものであり、これでは総長選考委員会は、推薦された学長のみを総長に選任せざるを得ないこととなり、このような方法で総長を選考することは総長選考委員会の存在と、その権限に抵触し、選考委員会を形骸化するものであると主張した。

しかし検討委員会としては教学側より候補者の推薦がなければ総長の選考ができない状況にあったため、たとえ学長であっても教学側が総長候補者として推薦することを明らかにした以上これを受けて総長の選考に着手する外はないと考え、平成二年四月一七日付答申書を以て理事長に対し、教学側より総長候補者の推薦を俟って総長選考委員会を開き、総長選考手続に着手せられたいと要請した。

七、その後同年一〇月一〇日学長選挙が行われ、学長に文学部高木友之助教授が当選し、ついで同月一二日教学側より高木友之助文学部教授を総長候補者として選考委員会に推薦した。そして同年一月二日第五回総長選考委員会が開催され、満場一致を以て高木友之助文学部教授を総長に選考し、同月五日の理事会において同教授を総長に選任した。

このようにして現在高木友之助教授が総長と学長を兼ね、教学に関する業務を掌り、特別の支障や混乱はない。八、ところが平成三年五月二五日開催の評議員会において、一部の評議員から、理事長報告に対する質疑、あるいは「評議員会開催請求書」なる書面をもって、現行基本規定による総長の選任方法等について幾つかの質問ないし提言がなされ、また評議員の定数、その選任方法及び活性化等についても提言がなされた。

これらの提言を受けて、理事会では平成三年一月二五日、理事会内に基本規定検討懇談会を設置することとし、平成四年一月二〇日の第一回検討懇談会において、山本理事長より「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に関

する問題点を摘出、整理し、理事会として措置すべき方策について理事長に具申されたい」旨の諮問がなされた。この懇談会（座長木戸口久治）は平成四年一月二〇日より同年一月二六日まで一〇回の懇談会を開催し、漸く同年一月二六日その具申書を山本理事長に提出した。（この具申書は平成五年一月各評議員に送付されたので、その内容の詳細な説明は省略する。）

九、検討懇談会において摘出、整理された事項は①総長制度について、②理事、監事制度について、③評議員会制度について、④研究所について、⑤収益事業について、⑥文部省の指摘事項についてと多岐にわたるが、懇談会の任務は、基本規定に内在する全ての問題点を洗い出し、検討委員会と同じように議論することまでは必要でなく、基本的に取組むべき問題点を摘出し、それをどのように取り扱うべきかを審議し、理事会に報告することにあるとの認識のもとに、これらの問題について理事会として如何なる方策を講ずることが相当であるかの意見を具申するにとどめた。今後理事会としては評議員会のもとに改めて理事長の諮問機関として基本規定（寄附行為）検討委員会（仮称）を設置し、検討される筈であるが、その際はわが中央大学法曹会よりも多数の委員が選出されることとされるので、今から十分な調査研究を行われることを期待したい。昭和四四年一月に発足した、さきの基本規定検討委員会に、わが中央大学法曹会から選出された一二名の委員のうち谷村、荻山、富田、今井、大塚、清水、向江、山本（政）、龍前の九名の先生方は既に他界され、現存者は山本現理事長と、太田常雄氏に、その後補欠選任された（昭和四九、四、二三）小木貞一氏と私のみとなった（西山要氏は神戸移住のため辞任された）。私も既に高齢に達したので、この検討委員会の経過と内容は是非新しく選任される委員諸氏に引継いで置きたいと思い、冗長を顧みず書き記した。ご参考となれば幸いである。

（平五、一、三〇）

中央大学のイメージあれこれ



学校法人中央大学理事

設 楽 敏 男

一 私は、平成二年の春、中央大学理事に選任され、この会報の発刊される頃は退任ということになります。この二年半というものは、真の意味で中央大学の二一世紀めざす胎動期と申しましょうか、沢山の難しくも、新しい問題が山積しておりました。思い出します、序不同で申し上げますと、新学部（政策学部）の新設、大学の長期財政問題の検討、吉祥寺の硬式野球場の八王子キャンパス移転（硬式野球場の処分を含む）、学費改正、既存学部（理工・文学・法学・経済・商学）の改革等でありましたが、それらは次々に処理され、または着々進行中で、大学は今や、法人、教学一体となって、活気に溢れております。一方財政面では、八王子移転に伴う借入金返済が、ここ数年で解消するという朗報の半面、傘下高校の建設にかかる資金調達の問題もあり、依然楽観は許されません。さらに、人口構成の変化に伴う、入学適齢者数の激減という事態を迎えて、わが中央大学のみならず、私立大学全般が、存廃をかけての正念場にさしかかっております。

二 それゆえにこそ、母校は可能な進路を求めて前述の諸問題に対処してきたのでありますが、私は、これらの対策は、当然の前提として、さらに、もう一匙、二匙の物足りなさを感じるのであります。たとえば、OBの中で、久

しく囁かれてきた正月恒例の箱根大学駅伝の成績が今一つぱっとしない、司法試験の合格数の順位の低迷、東都大
学リーグの報道に中央大学の名前が一向にあらわれない、中央大学の俸給は他に比べ高給だというのが、教授に著名
な学者が少ない、いい先生がなぜ来ないのか等々の風聞を聞きます。私も、理事になる前は、これらが気になって
いたことは、事実でありました。しかし今では、誤解の部分もあり、また、大学としても前向きに対処されている
ことがよくわかるようになりました。ここで一々詳細を述べることは差し控えますが、いわゆるスポーツ入学の枠
の見直し、大学直営による司法試験対策（研究室の新設、答案練習制度、一貫した法曹養成システム、受験のため
の留年生に対する優遇措置）の実施、硬式野球場の八王子キャンパス内への移転並びに合宿寮の建設、教員の業績
等に対する評価制度の検討、学生に対する奨学金制度の拡充等が既に行われ、あるいは検討されることになってい
ます。

これらの諸対策は、おいおいその効果を發揮するものと思われませんが、私は、これらの対策が、学内限りの規則
としてのみ運用されるだけであつたら、その効果が学外的には、半減するのではないかと、案じます。なぜならば、
これらのことは、大なり、小なり、他の大学でも行っていることであり、形式的な学内紙の報告のみでは、OBは
もとより、志望者一般に知られる機会に極めて限定的にならざるを得ないのであります。

三 私、何もここで、これらの事項を学外に広告をする必要がある、とまでいうつもりはありません。実は、私は、
今年の春、新幹線京都駅のフォーラムで、ある広告看板を見ました。それは「PURPOSE DOSHISHA」
とわずか二行で、くっきりと表現されていました。私は、思わずしばし見とれていました。人によって受け止め方
は違うでしょうが、私には、極めて新鮮・強烈、そして狙いが、説明的でなく、私の直感に訴えるものがあつたか
らでありました。さらにいえば、創立者新島襄氏の建学の精神に触れているように見えました。考えてみると、私
の限られた知識の中のこの大学のイメージと合つたということです。

ひるがえって、私は、母校中央大学のイメージは、何かと考えてみました。昭和一七年九月卒業の私には、先ず「質実剛健」という言葉が浮かびます。当時のOBの誰れもが体験したことで、学生証の表紙の四隅には、確か質・実・剛・健の四文字が印刷されていたことを覚えています。これは「法科の中央大学」を目指して、集った学生には、正に実感であったと思います。そして卒業生の社会的活動もこれを裏付けるものがあり、母校の自他ともに認められたイメージとなっていたと思われれます。

しかし八王子の大キャンパスに移転した現在の母校の学生の実情に鑑みると、到底ふさわしいイメージとは思えません。日本経済の大発展がこのようにしたともいえませんが、のびのびと、広いキャンパスに学ぶ学生諸君の明るい表情を見る限り、ままた悲壮感・耐乏感・禁欲感等を伴う「質実剛健」のイメージは、少なくとも外形的には、認められないと思われれます。

私が、ここでいいたいことは、大学の努力が、前述のとおりなされているという実績と伝統的にOBに受け継がれてきた「質実剛健」の気風に加え、さらに「法科の中央大学」の名声を加味したものに、母校の現状を包含した新しいイメージが欲しい、ということでもあります。単的にいえば、ここまで発展・拡充した母校にふさわしいイメージが欲しいということでもあります。

四 私 が 大 学 で、 実 感 し た 幾 つ か の 事 例 を 申 し ま し ょ う。

大学は、かねて学生の家庭との結び付き重視し、全国的に父母連絡協議会を組織し、積極的活動を行っており、私の知人の子息で文学部の学生がありますが、病気で長期間、欠席をしていたところ、ゼミ担当の教授から、再三にわたり、分厚い手紙をいただき、病状の照会、ゼミの進捗状況、激励等を受け、本人も発奮し、将来、教員にならうとして、勉学に勤しんでいるとのことでもあります。勿論父母は、大学に対し、深い感謝と信頼をもっており、これは氷山の一角で、実際に各学部で行われているように聞いています。

大学と各地域との交流も盛んで、ときに学会とともに、中大デー、講演会等で教授も協力しているとか、ホームカミングデーとして、毎年キャンパスにOBと家族を招いて、大学の現状を見てもらうとともに、親睦を重ねる努力をしております。

さらに、これは私が申すことではないと思いますが、教学としても、各学部では、真摯な改革が行われております。私の承知している限りで申し上げますと、学部の従来の学問的追求を目的とする方向と、新思考の下に、国際化、情報化、実務化の社会的な要請を受けて、即戦的、実践的な勉学をする方向に、カリキュラムを分科しつつあります。

また、前述の学費の改正にあたり、母校では、学費の一定割合を、学生に還元するという基本方針がとられ、奨学金制度その他の施設・制度の整備・拡充の支出に向けられております。OB等からの寄付と併せ、有為な学生の勉学に貢献するものと信じます。また、学生食堂、売店等のサービス施設にも向けられると承知しております。

最後に大学当局としては、さらに校舎・施設・教育機器等のライフサイクルに対処すべく、当面の応急対策を含め、諸般の準備を考えていると承知しています。かくして、母校は厳しい財政事情のなかで、来るべき時に備えているのです。

五 来るべき時とは、ここでは、差し迫る大学受験者数の激減時のことであります。母校の前述の諸対応や実情が、受験生やその家族の重要な関心事であります。学費に対する依存率の高いわが国の私立大学では、相当数の在学学生なくして、維持が困難です。母校に勉学を志望する学生を得るためには、「良い大学」「特色のある大学」「安心して勉強ができる大学」「伝統のある大学」「良い先生のいる大学」「将来就職のとき、他に優るとも劣らない大学」「教育環境、施設が整備されている大学」「知名度の高い大学」等々でなければなりません。資質のよい学生が集まるためには、これらの諸条件の完備が期待されます。私は、我が母校が正にこれに該当すると信じます。そしてこれらの諸条件を包括・統合した新しい中央大学のイメージが普及することを期待しています。そしてそれには、中央大

学にふさわしい広報活動が欠かせないと思います。大学のイメージは、作るものではなく、自然に出来るものであるという意見もありましょう。そうかもしれないですね。しかし時かぬ種は生えず、折角、種を蒔いても、放置したままでは、路傍の花として朽ちてしまいかねません。時間がないのです。

以上言葉足らずの雑文を書きましたが、意のあるところを、お斟み取りください。

(平四・九・二二)

法曹会に何を望むか

—中大法曹への期待と提言—



学校法人中央大学監事

縄 稚 登

一、はじめに

中大法曹への期待と提言は、広義においては、法曹会は学会の一支部であるところから学会への期待と提言ということになる。母校である中央大学の発展・興隆は学会或いは支部としての法曹会の発展・興隆につながるものであるから三九万卒業生の母校愛による理解ある支持なくしては期待できない。その意味から両者は相互促進的な関係がある。従って、改めていうまでもないことであるが、学会の目的は「学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与すること」とあり、法曹会の目的は「会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与すること」とあり（両会則第二条）、何れも「母校の発展、興隆」を目的として掲げていることは当然のことである。

よって、私は、大学の役員、特に監事としての立場から三年間、月二回の定例理事会に常時出席し、或いはその間文部省の、新設学部並びに新設学科設置申請に関する説明聴取（ヒヤリング）に出席したりした職責として、大学の財政状況と理事の業務執行状況の監査を通じての経験をふまえて、「大学の現状と将来への展望」を法曹会に

お伝えし、可能な限りの理解を深めていただき、且つ実践活動の中に活かしてもらおうことが現在緊急にして且つ必要なことではなからうかと考える。

二、大学の当面する問題点について

(1) 一八八五年(明治一八年)に英吉利法律学校として創設されたわが中央大学は、一九八五年(昭和六〇年)に創立百周年を終え、二一世紀の私学の雄たらんとする第二世紀の歩みは既に七年を経過した現在、四二年ぶりに新たに平成五年度(本年)から総合政策学部の新設を見、ここに六学部から成る総合大学が完成した。更には本年同時に、法学部に国際企業関係法学科、経済学部が新設され、尚、六年度には商学部が金融学科の新設計画に鋭意取り組んでおり、名実共に多摩キャンパスを中心に、教育、研究活動は一層新たな発展を目指している。大学の施設面での充実は、多摩校舎、理工学部の増建設、新設学部棟の新建設、硬式野球場および一般学生用フィールドの建設等百周年記念行事に関する事業は基本的には完了した。

(2) さて、近年、わが国の私立大学の当面する問題は、一八才人口の減少に伴う経営の問題がある。即ち、大学進学年令に該当する一八才人口は一九九二年(平成四年)の二〇六万人をピークとし、以後急減し、二〇〇〇年(平成一二年)には一九六〇年(昭和三五年)を下回る一五〇万人にまで低下し、その後は暫く横這いに推移すると予測されている。

(3) 次に国際化への対応、国庫補助金の削減傾向、基礎研究を中心とした研究機能の充実、大学院の改編、入試改革、時代への要請に 대응する教育研究組織体制の再編、大学の解放、大学教育に対する質的転換の要請など、将来の大学の浮沈にかかわるような重要な課題をかかえている。そのような中で、大学の経営と管理運営に求められるものは、大学の目標を、中、長期的な教育、研究充実にかかる計画を策定し、その目標達成のため合理的な意思形成と決定であり、更には目標達成実現のためには先ず大学財政基盤の整備充実と確立が必要不

可欠である。そのためには、大学財政の現状を改善し、学費収入のほかに内部努力による資金の増大及び広く外部からの資金導入等を行い、これらの財源の均衡も考えるべきである。

三、大学財政の現状とその認識のために

(1) 現在のわが国の私立大学財政は、經常収入の大半を在学生から徴収する学費収入に依存しており、私立大学連盟加盟大学の平均で見ると、帰属収入に占める学生納付金の比率は六〇%台で推移しているが、本学における平成四、五年度予算にみる学費依存度は六九・二%、六九・六%であり、国庫補助金を加え、夫々七九%、七八・四%であり、寄附金が三・八%、三・四%である。本学にはもはや資金調達のために売却できる資産はないばかりか自主的な大学改革を実施するための学部、学科新設に伴い、大学院の改革も検討されなければならないと同時に、教育、研究条件の整備のための多額の財源を必要とするが、当分の間は、財政の確立及び施設等教育、研究条件の改善は残念ながら望むことができない状況にある。

(2) 従って今後の計画のために必要な出費は寄附金か借入金に頼らない限りは、学費収入からの支出ということにならざるをえないし、借入金による支出も、その返済は經常収入からなされる限り、結局は学費収入かち支出せざるをえないわけである。然し乍ら、私立大学の収入源が主として学生納付金に依存していることとかかる財源からの支出の拡大は在学生に対して期待しうる利益還元との兼ね合いからの制約があり、かかる制約を越えた支出を伴うものは、国庫補助金の増額、寄附金募集（募金）計画の資金調達により可能となるものである。我々が二一世紀を展望し本学の未来像を期待するに必要なことは、学校法人会計基準にいう消費収支の均衡をはかることは勿論のこと、年々の消費支出を果実によってある程度賄える資産を保有する状態を期待するものであるが、これには限界があるから、寄附金を経常的、計画的に資金充当していく方法が望ましいことであり、本学の更なる発展のため、大学、学生、学員が三位一体となって、司法試験等の合格者の増加、スポーツの振興等を図るこ

とが二世紀における母校発展の基盤となる。尤より資金調達（募金）が有効に機能するためには大学の教育、研究の社会的貢献度が従来より以上に増大しなければならぬが、この募金と大学の将来の展望との間には相互依存促進的な関係がある。

(3) そこで本学では平成元年一月から五年間計画で「教育、研究の振興資金」募金委員会を設置し、寄附金を募集している。即ち、

- ① 国際交流のより一層の推進を図るための基金 一〇億円
- ② スポーツの強化のための振興資金 一〇億円
- ③ 教育、研究諸条件整備のための資金 二億円

以上目標額二二億円である。この寄附金は創立後の歴史の区切りを記念するといった意味のものではなく、教育や研究活動のうち、一般的な学費に全面的に依存することがふさわしくないような大学の事業を遂行するための財源として募集するものであり、一部を除き基金化し、その果実を事業に充てるものである。この募金活動は、平成五年三月末現在、申込額は約八億四三〇〇万円となっているが、学員会支部を通じて学員の申込件数も増加の傾向にあるが、目標額からみれば期待通りの結果にはなっていないが、何れ募金の趣旨が理解され、協力が得られれば増加していくと思われるが今後共学員に対しては一層のご協力をお願いする次第である。ちなみに、百周年記念募金とはその趣旨において相違があるが、百周年記念募金の時も学員三〇万人余のうち個人募金をしたのは約二万六千四百余名であり、全学員数の七％に過ぎない。慶応大学では創立一二五周年（昭和五六年）の寄付金募集は大学当局が当初立てた募金目標額一二〇億円をたちまち達成して、二〇〇億円近くを集めるに及んだ。早稲田大学は創立一〇〇周年事業（昭和五七年）として一六〇億円の寄付金を集めた。慶応大学では校友も藤沢への校風移植に懸命で、平成二年から藤沢キャンパス内に緑を植える運動を展開中であり、平成七年を目標に一

○億円の募金で二四万本の苗木を植えるが、そのうち既に七億円以上を集め終えているとのことである。本学の募金活動の活性化のためには、協議員、評議員を全員募金委員とし、目標額達成のため協力的な体制を作るべきであり、そのためには募金状況の実態、大学の財政状況等の現状を理解してもらわなければならない。

四、本学の財政の現状について

(1) 二一世紀に向けて名実共に本学を私大のトップレベルに押し上げていくためには、教育、研究条件の整備が必要であり、改善すべき課題は山積している。

然るに本学の財政事情は学費改定による増収額よりも人件費や教育研究経費等の自然増等による支出増加額が大きく、結局、学費依存型を脱却した財政基盤の確立にまでは程遠い現状である。

(2) 学校法人は、企業や公益法人と異なり、文部省の定めた学校法人会計基準により行うことになっている。これは公共的性格と補助金の交付を受けるからである。この会計基準に従って財政状況を占検してみると、先ず、第一に、資金収支計算のうち、前受金が次年度に繰り越されているかどうか。期中の借入金がどの程度発生しているかが健全財政のポイントである。第二に、消費収入と消費支出のバランスがとれているかが健全財政のポイントである。

(イ) 右の検証方法に基づいてこれを見ると、平成四、五年度予算からみると、前受金保有率は一〇〇%を下回っており、夫々、五四%、五〇%となっている。残念ながら同規模他大学に比べて一〇〇%を下回っているのは本学だけで、他は平均二〇〇%を超えており、それに対比して余りにも格差がありすぎる。期中借入金も平成四年度三九億円、平成五年度二八億円であるところからみると、次年度の納付金を前年度でくいつぶしているから、期中二五億円から三〇億円の借入れをしなければならなくなったものである。なお、今後の前受金一〇〇%の達成年は収支の見通しの推定としては、平成九年度となっている。

(四) 平成四年度予算における消費収支差額は新学部棟建設等の諸計画の進捗に伴い、八四億円の当年度消費支出超過額となり、大巾な赤字予算となっているがこれは、他大学に対比して消費収支のバランスは、一四一％であり異常に高い数値である。(但し、これは新学部棟等建設のための本年度のみの特異現象である)

(ハ) 納付金に対する人件費の割合を示す「人件費依存率」は、高比率となると問題であるが、本学は平成五年度予算においても、九六・三％で、他大学に比して依然として高く、納付金と人件費の水準は調和がとれたものとはいえず、納付金が高人件費によって費消されている比率が高すぎる。

(ニ) 設備の購入、基金への組入れを可能にする「消費支出比率」も他大学平均に対比して高い(二〇二％)が、これは経営上の余裕のない状況を示すものといえよう。

以上のとおり本学は同規模他大学と比較して財政状況は決して良好とはいえないどころか悪いといっても過言ではない。

五、本学の財政基盤確立のために

(1) 本学の財政基盤を確立するためには如何になすべきか。その具体的対策如何といえは次のとおりである。

(イ) 先ず前受金一〇〇％を保有可能な資金状態を確保することである。これを維持していないと支払資金が不足し、期中借入金が必要となり、無駄な利息を約一億円も支払うことになるからである。

(ロ) 人件費の納付金依存率(現在約九六・八％前後)をできるだけ低下させ、基金の拡充と減価償却額を積み立て可能な余裕ある財政状態を作り出すことである。

(ハ) 寄附金募集の成果を挙げることである。これは前述のとおりである。

(ニ) 人件費水準の適正化と合理化に努めることである。具体的には教員の研究業績顕著な場合の処遇評価と職員の考課基準と連動した給与体系の確立を図ることである。

(2) 以上のとおり私学財政の特徴から財源は限定されている現状から所謂「副業」(収益事業)―私学法第二六条―)でもしない限りは私学の財政的基盤は究めて不安定である。本学においても収入増加の期待は極めて困難であることを考えると、学外資金導入の方法や収益事業を検討して新たな財源を確保することは、将来の大学財政基盤の確立にとり大切なことである。

(3) 学外資金の導入については、学術研究提携と資金導入の理論・基準・方法についてのガイドライン作成とか、寄附免税範囲、受け皿、事務組織等の問題点を整備構築しなければならぬので、早急に望むべくもないが、収入構造の抜本的改善のために収益事業を行うことは基本的方向として考えられるべきである。現状のままの収益事業では本学財政に大きく寄与しているとは到底いえないし、専従職員の努力も限界があり、むしろ法人の外に本学が出資する別会社を設立して他大学の如く安定収入を図ることを検討すべきである。

六、法曹会に何を望むか

第一に本学の財政状況を理解され、そのまま放置すれば確実に大学の財政は悪化するであろうとの認識を基本的にも持ってもらいたいということである。

第二に法曹会に期待することは次の事項に対する協力、支援体制の強化、確立である。

(1) 法職講座並に司法演習なる講義への協力体制である。法職講座については従来共多大の協力、努力を尽していることではあるが更に一層の強力なるご支援をお願いする。いうまでもないことではあるが、司法試験では東大、早稲田を抜かなければならない。低落気味の中で学生は健闘しているとの意見もあるが、教職員、法曹会、学生が三位一体となって努力しなければ一位にはなれない。

(2) 大学の基本規定の検討に取り組んでいただきたい。現在、大学理事会で検討した理事会内基本規定(寄附行為)検討懇談会(委員十一名)で取り上げた改正の問題点について措置すべき方策として、評議員会に検討委員会を

設置し、広く各界の意見を求めることになったが、当然のことながら、法曹会も大学問題委員会において衆智を集めて十分に研究、検討を重ねてよりよき改善案を具申していただきたい。尚、検討すべき問題点は、①総長制度②理事、監事制度③評議員会制度④研究所⑤収益事業についてである。

(3) 大学役員（理事・監事）並びに評議員に有能な熱意と実行力のある人材を送り込んでいただきたい。法人の理事会は実質的な最高意思決定機関と解すべきであり、理事の選任に際しては、選任方法は現行の方式を基本的には踏襲しながらも、大学を理解し、母校愛に富んだ有能な人材の選任を可能にすべきである。尚、意思決定機関と執行機関性の両面から継続事項、政策、方針に關しての管理運営上の継続性をはかることが、意思決定の迅速化と審議の実質化をはかる見地から、大学の発展のために欠くべからざることである故に、理・監事の改選に當っては、半数乃至三分の一の交替選任を可能にするよう選任することが望ましい。

(4) 母校との強いきつな樹立のために積極的に協力してもらいたい。

本大学は創立以来一世紀以上にわたり、約四〇万人の学員を世に送り出してきた。駿河台、多摩のキャンパスで学び育った学員は、社会の各方面での大いなる活躍を続けておりその勢力拡大は大学の評価につながる。共に、逆に大学の発展、名声もまた学員個々に対する評価に反映していくことでもある。その意味で学員は教職員・学生・父母と共に中央大学を構成するコミュニティの一員である。大学が学員会に対し、財政面、管理運営面での協力を願うのは、大学の発展のために必要なことである。大学は学員に対し働きかけを行ってきたが、それは財政面、運営面のみではなく、在学中の教育と勉学、師弟関係と学友、課外活動の思い出や感激、卒業後の母校の社会的活躍の成果（スポーツ及び教育、研究の面では司法試験、公務員試験、公認会計士試験等就職状況、政治・経済・文化の各方面の活躍等）などが、母校愛となり、大学と学員とのつながりを強化なものとしているから、今後共、大学はこのきずなを永久に強くしていかなばならない。それ故に、多摩キャンパスに機会を見て足を運

び、自己の眼で大学の現状を見て過去を回顧し、将来像を想定しながら大学への愛情を確かめてもらいたい。

第三に法曹会の活性化のために何をなすべきか。魅力ある法曹会にするためにはどうしたらよいのかという問題がある。

このことは法曹会は親睦懇親団体であって母校の興隆と司法の発展に寄与するための活動は如何にあるべきか、如何なることをなすべきか、そのための活動、運営方針として次のことを提案する。

- (1) 人事については、期別、出席状況、学研連、法職関係等を勘案し、適材適所主義を基本とすること。
- (2) 研究会、講演会、教授との意見交換等を活発化する。例えば、ホームカムイングデイ、観桜会、文化講演会、司試合格者祝賀会、他支部との交流にはつとめて出席すること。

(3) 予算案の審議

以上のことは易く行うは難しであるが、明日の中大法曹の発展と母校の興隆のために少しでも実践していくことが必要なことである。

小野幹雄最高裁判所判事に聞く

(平成四年一月四日・最高裁判所裁判官室にて)

インタビュー

野宮利雄 幹事長

増田浩千 副幹事長

豊田泰介 編集委員長

神 洋明 事務局次長

(豊田) 中央大学を卒業されてから、最高裁判事とされるまでのご経歴は。

昭和二八年に中央大学を卒業し、その年に司法修習生となり、昭和三〇年に任官しました。初任地は広島地裁でして、東京、福島、鹿児島各地裁で勤務した後、再び、東京地裁に赴任し、司法研修所教官を経て、また、東京地裁に戻りました。昭和五六年二月に最高裁判所の刑事局長、昭和六〇年一月に大阪地家裁所長、同六二年一月に東京高裁の裁判長、翌六三年一月に司法研修所所長に就任、平成三年六月に大阪高裁長官を経て、平成四年二月に最高裁判事に任命され、現在に至っております。



(豊田) 現在、所属されている小法廷は。

第一小法廷です。

(豊田) 最高裁判所のお仕事は大変お忙しいと伺っておりますが、そのあたりのお話を、お聞かせいただけませんかでしょうか。

確かに民事事件が増えており、かなり忙しく仕事をやらせてもらっています。民事の通常の上告事件の新受が、年間二〇〇〇件を越えています。正確にはわかりませんが、裁判官一人当たり新件がひと月に一〇数件はきます。その間に、刑事、行政、特別抗告、再審、その他いろいろな事件がきます。それを全部やりますので、かなり時間をとられますね。

(増田) 小野裁判官が、具体的に、主任として担任される民事事件は何件くらいあるのでしょうか。

それも常時来ては順ぐりに処理していますので、正確にはわかりませんが、手持ちの民事事件は一〇〇件以上はあります。刑事事件もやはり一〇〇件位はあると思います。

(野宮) その間に、先程お話の行政、特別抗告、再審事件等も担当されるのですね。

そうです。

(増田) 第一、第二、第三のいずれの小法廷も同じくらいの件数がおありで

すか。

ええ、皆同じ位あります。

(野宮) 合議の時は、他の裁判官の記録も見なくてもいけませんから、小法廷の事件としては、その五倍くらいの事件を担当することになるわけですよ。

ええ、そうです。

(増田) 普段の裁判所での勤務時間はどうなっていますか。

月曜日から金曜日まで毎日出勤していますが、午前九時二〇分には出庁しています。夕方は、四時五〇分はこの部屋を出ます。

(野宮) 宅調ということはないのですか。

だいたい毎日出ています。その間、随時合議をします。合議をするときは審議室に入ってやりますが、午後五時を過ぎることもあり、朝からやっているのとくたびれますよ。

(増田) 法廷には週何回くらい出るのでしょうか。

第一小法廷は、週に一回半出ます。週に二回開かれるときと一回のときがあるわけですが、最高裁では、法廷に出ている時間は少なく、そのほかの時間は審議室で合議をしています。

(野宮) 私は小野裁判官は刑事畑が長かったように理解していますが、民事事件を担当したのは何年くらいでしょうか。

純粹に民事を担当したのは三年間。家事を中心に家裁で責任をもって事件処理をしたのが二年間です。

(豊田) 土曜日とか日曜日には、どんな過ごし方をされておられるのでしょうか。

ほかの方はわかりませんが、私の場合は新米なものですから、土曜日は今のところ完全に自宅で仕事をして

います。日曜日は午前中だけ仕事をして、午後にはテレビを見たり散歩をしたりして、なるべくくつろぐようにしています。

(豊田) そうしますと、ウィークデーも退庁後、官舎で仕事をされているのでしょうか。

眠るのに困らない程度に仕事をしています。少し落ち着いてきたら、夜にはできるだけ仕事をしたくないようにしようと思っていますがね。

(神) 忙しいときこそどこかで息抜きをしたいと思うものですが、どこでリフレッシュされているのでしょうか。今のところ、私は就任して間がないですから、記録を見るのに忙しくてあまり休みがとれません。しかし、ある程度落ち着いたところで、たとえば夏などにはまとめて休みをとって、山登りをしたり、温泉に行ったりしてリフレッシュするようにしています。

(豊田) 小野裁判官は司法研修所の所長および教官もご経験されており、法曹教育にはご尽力いただいております。けですが、若い法曹に対するご希望なりをお聞かせ願います。

今の若い人たちはかなりしっかりしていて立派な方が多い。それに、法律知識なんかも、我々が修習生のころと比べたら、随分あると思います。ただ、何というか、やっぱり、法曹の使命感のようなものをしっかりとってやってもらいたいと思います。

(豊田) 中央大学では、来年(平成五年)四月から「法曹論」と、九月から「司法演習」(憲法・民法・刑法)というゼミナール講座を設けることになったようです。この講座は、大学教授ではなくて、実務家である裁判官、検察官、弁護士が担当するということで、その人選について中大法曹会にも協力の要請がありました。

非常に結構なことだと思います。何か世論調査に法曹希望者が多くと出ていましたが、希望の理由に「金儲けができる。良い生活ができる。」というのがあり、残念に思いました。それではちょっと困りますね。もっ

と純粹な使命感をもって来て欲しいし、学生の時代に、法曹の仕事、法曹の使命というものをよく理解しておいてもらいたいですね。

(豊田) 本年度の中大出身の司法試験の合格者は一〇一名だったようですが、私どもは、母校からもっと多くの法曹が出て欲しいと思っておりますが、小野裁判官からもひとことご意見を頂戴できませんか。

中大出身者は、弁護士会では錚錚たる地位を築いておりますが、残念ながら、裁判官の数はまだ少ないようです。そこそここのところまではきていますが、もっと裁判官に任官していただきたいですね。

(神) 中大出身の裁判官の間で何か交流がございますか。

中大法曹会のなかに、裁判官だけの会があります。余り集まってはいませんが、東京周辺の人が年に一回位集まっています。私が最高裁判事になってから一回会合があり、その会長にさせられてしまいました。

(神) 最近、母校に対する愛校心が薄れているというのを耳にしますが、裁判官の世界でもそうですか。

それはあるかと思いません。裁判官はいろんなところに赴任しますので、その土地土地に馴染みがそんなに深くなく、赴任先に中大出身者の会があるとは限らないので、どうしてもそういうふうになりますね。その土地で裁判事件を担当していると、事件関係者とも遭遇しかねないので、そういう会に行くことが難かしいということがありますし…

(野宮) そのあたりは、私どもも理解をしてあげないといけませんね。頂戴した時間も過ぎました。本日は、大変ありがとうございました。

中大法曹に対する提言

東京地方裁判所判事

綿 引

穰

(昭和五〇年卒業)

一 現在の我が国において大学の果たすべき役割がなにかを語ることは難しい。

社会はますます複雑化し、国際化の必要もさげばれて久しい。逆に大学のレジヤランド化や偏差値による輪切りの弊もつとに指摘されているところであって、真にその学部学科において勉学を修める意欲をもって入学する者がどれほどいるかという疑問も尽きないところである。

また、将来の人口減に伴う大学進学者の減少は、数年を経ずして現実の問題となろうことは明らかである。

このような状況を見ると、旧来のとおりの大学運営や講義内容では社会の進展に取り残されるようなことにもなりかねないと危惧されるのである。

二 法学部についてこれを見ても、本年度は司法試験合格者は一〇〇名を数え、「法科の中央」の実力は健在であるとはいえ、全体の司法試験合格者数の増加に助けられた面がないとはいえないし、司法試験予備校への傾斜が著しい近來の傾向をみると、「法科の中央」の名声に安住していて事が足りるとは到底思われない。法律実務に携わっている私としては、司法試験合格者の多数を誇り、そのために努力を注ぐこともとより大事なことはあるが、

むしろ、社会人として必要な法律的素養を涵養すること、換言すれば「リーガルマインド」を持った人間を社会に送り出すことにこそ、エネルギーを注ぐべきではないかと考える。

三 仄聞するところによれば、中央大学では、来年四月には「総合政策学部」という新学部が設置されることとであり、既に新学科を設置した文学部、理工学部等の他学部に次いで、現在、法学部においても「国際企業関係法学科」という名称のもとに法学部の三つめの学科の設置申請を文部省に対して行っているとのことである。

この大学改革への大学の取組みはまことに時宜を得たものである。

四 ところで、この「国際企業関係法学科」においては法律科目の講座もあるようであるが、いわば学際的なものであるから、私個人としては、教員としては、法学部の専任教員よりも実務家のほうが相応しいのではないかと、また、その講座の内容も、法学部においてかつてされてきたような（現在の講義内容は知らないで。）個別の実定法の解釈を講義するというのではなく、日々社会で生起する事象を、法律あるいは法的思考というフィルターを通して理解するという訓練を施すものとして構成すべきではないかと考える。

そこで提言であるが、中大法曹として母校になんらかの働きかけをするというのであれば、社会の要求する人材の育成の観点から、いかなる教員によっていかなる教育がなされるべきかについて大学関係者に意見具申をするなり、あるいは実務家を教員として推薦するなりの行動が求められるべきものではないかと考える。

中大法曹を単なる仲良しクラブとするのであれば格別、なんらかの社会的意義をそこに見出そうとするのであれば、大学の発展にむけて大学にはない実務の視点を持ち込むことが必要なことではないかと考えるがいかがであらうか。

中央大学法曹会への期待と提言

東京検察支部長

札幌地方検察庁検事正

中津川 彰



私は、平成四年四月、北海道の都、札幌へ転勤して参りました。この札幌は御承知のように「時計台」や「雪祭り」、可憐なすずらんやライラックの花、空にそびえたつポプラの樹等で代表されるように、四季折々に趣のあるとても美しい街です。これまで二一年間、東京の検察庁や法務省等で勤務していた私にとって、人生に新たな一頁を加えるものとの感を深くしています。

在京中、ささやかながら会（中央大学法曹会のこと）のためにお手伝いさせて頂きました。この間に会のことについて考えていたことや、札幌に転勤し、この地方から東京の会のことを眺めて感じたことなどについて、率直に意見を述べたいと思います。

今社会は地球的規模で激動し、世界は東西の二極化現象から多極化へ、そして価値観も多様化し、その動きは目を追って加速化されつつあります。

とはいえ、人々が願う基本的なものは、人々の基本的人権が尊重される平和な社会で、その社会構造は民主（法治）国家であり、いわゆる正義が正義として貫かれる体制であることと思います。この人々が希求してやまない平和な社

会維持のためや、これを脅かす事象に対処するため、何らかの行動が必要とされる場合が多々あると思います。ここに会の法曹たる私たちの出番があると同時に、果敢にこれに立ち向かうことが、私たち法曹に課せられた社会的使命ではないかと思えます。

ところで、我が大学出身の法曹は、質量ともに他大学のそれを圧倒し、トップクラスにあるものと確信しています。それ故に私たち法曹が、会の下に結集して、ことに当たれば、この社会をより良い希望に輝くものにできると思います。このためには、今の会の組織強化と中広い活動が必要だと思えます。

これまでも先輩方が、会の発展のために努力されてきたことには、心から感謝していますが、時代に即応したより素適な会を造りたいとの思いから敢えて意見を述べたいと思えます。

○ 会の組織強化のための方策

一 会員資格を広げ、広く会員を結集すること

これまでの会員資格は、「中央大学学員で、東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する学員の法曹」（法曹会会則4条1項）となっています。この規定を改正し、会員資格を

第一 学員の法曹会員、

第二 中央大学（この場合他大学出身者でも可）や、学員で他大学において法律関係を教授している講師以上の者、

を会員にし、幅広くしたらどうか。

右改正した上で、未加入の有資格者には、ある時期を画して入会の意思の有無を確認して多くの法曹に加入してもらおうとともに、会員であるとの認識を持ってもらうことにする。また新たな法曹資格取得者には、司法修習の終了時に強く入会を働きかけて資格者全員を加入させるようにしてはどうか。会員数が多くなる

ことは、その運営により御苦労が増すとは思いますが、「数は力なり」の格言通り、何事をやるにも多勢の方が勢いがあり、素晴らしいのになると思います。

二 会の支部の結成

会には支部の規程がなく、現実にも在京のみの活動となっています。これは会員の資格と深く係っているとありますが、先に述べたように会員を巾広く認めるようにした場合には、会員数が多くなり、東京のみでの把握と活動では大変になりますので、各地の地方裁判所の管轄区域毎に支部として組織化することが必要ではないかと思えます。

法曹の内、判・検事いわゆる任官組は、その多くが地方に数年の勤務で異動し、各地を転々としています。例えば東京に勤務し、なんとなく会員となり、やっとの思いで総会などに出席したと思っているうちに地方へ転勤したとしますと、会の催しへも参加できず、会費支払のみが印象づけられることになりかねないのです。そして、再び東京に戻っても、すでに会とは疎遠になっているために、会へ全く出席することも、おっくうになってしまうのではないかと思います。

私が在京中、会の活動にはできるだけ参加しようと会合に出席していましたが、その都度、任官者の出席は、私を含めて数人、時には私一人のことも度々で、私がやっとなり誘って義理に出席してくれた任官者も、この状況をみて、次回からは出席してくれませんでした。このような状況が続いているものですから、私自身、「会の催しに任官者が出席するのは場違いではないか。この会は弁護士さん達の会か？」などと考えてしまうこと度々で、時間を割いて出席するのが苦痛となりだしてしまいました。

(現在会の催しに任官者が出席しているのか心配しています。)

これが前述のように各地に支部があれば、支部での人間関係、会の活動などを通して、例えば東京に転動になっ

ても、任官者が違和感が無く、進んで会に出席して活動に加わってくれるものと思います。地方は、東京と違って法曹も少なくまさに稀少価値であり、まして学员ともなればごく自然に互いに親交を温めることにもなりますので、会の組織としての支部の運用もスムーズにできると思いますし、その延長線上の東京の会の運営にも好結果をもたらすものと思います。

三 会の運営の合理化

会の分科会や、準備会に出席した都度の実感ですが、一つのことを決めるにも時間がかかることが、これをもう少し能率良く短時間にできないかと思えます。考えますに出席者全てが法曹で、それぞれ立派な方々ですので、その分科会の代表者であっても、各人の意見を重んじてただちに結論をださないのでないかと思えます。勿論、討議事項にもよりますが、能率を上げることによって、会への参加価値が高められると思えます。

四 会費徴収の徹底

会員を増やすと共に、会員の自覚のもとに、会費を確実に徴収し、会の組織・活動の原動力となる資金を盤石なものにする必要があると思えます。現在でも会の会計担当幹事は苦労しているようですが、会費の支払が悪いのは、会員の多くが会員としての自覚いや認識がないことや、会の活動に参加していないからだと思います。ですから、先に述べたように会員としての認識を改めて持ってもらおうと共に、後記のように各方面に積極的に活動して会員の参加え得れば、この会費の徴収率は上がるものと思えます。

○ 会の活動の活発化

一 会員相互の親睦・親交

会員相互の親交を深め、相互の交流を通して互いに親睦を図ることが大切だと思います。また、同じ学窓を巣立った学员として飾り気なく互いに切磋琢磨することができるのではないかと思います。特に会員の層を広く求

めて、これを結集した場合、右の効果はより増幅されるものと思います。

二 他の学会との交流

最近、幹事の御努力により、会と白門南甲倶楽部との間で合同による会合が時に催され、単なる法曹のみの会合と違った活気に満ちたものになっているとのことです。

このように、学員の他の会との合同の会合を積極的に開くことが、前記1の効果をより高めることができるものと思います。他の学会の皆様にも、我が会員との交流でそれまでにない会合になること間違いないと確信していますので、ぜひこの種の交流を積極的に行う必要があるものと思います。

三 母校への貢献・支援

どんな人でも卒業した大学は経歴として終生その人と共に歩みます。母校に対する思い（母校愛）は各人様々でしょうが、青春の一時期を中大のキャンパスに身を置いた者として、母校の発展を総ての学員が願っていると、思います。

高木総長はことある毎に、「中大を二二世紀には日本一の大学にしたい」と言明すると共に、その具体化の一つとして学科の新設や、数一〇年ぶりの新学部（総合政策学部）を設立するなど意欲的に取り組んでいます。

会ではこれまでも総長等大学側の意を汲んで、物心両面の支援を行ってきております。

来年から若者の数が次第に減少しだし、近い将来、学生数の不足等から大学は淘汰されるのではないかと、いわれており、その危惧から、総ての大学関係者は今から己の大学へ質の高い学生の募集と、大学の生残りをかけていろいろ頭を悩ましています。

我が母校は、会員の多くの出身学部である法学部が表看板でした。そこで、これまでも、会が法職講座等へ積極的に参加して応援してきています。その一環として私も法学部の新入生へのオリエンテーションに何度か講義

に行っこともありました。時代に即応した新学部が創設されるなどの今、これまで以上に会が大学と連携し、そのニーズに応じた物心両面の支援活動が必要だと思っています。

四 社会への貢献

法曹としての社会的使命は誠に大きいと思います。だからこそ、司法修習に国費が投じられているのです。時と場合によっては、会として社会に意見発表することを考えても良いのではないのでしょうか。また、会の特徴から、例えば母校の創立記念日の七月八日や法の日の一〇月一日に、会が全国一斉、地方支部毎に無料法律相談を開催することや、全国の中・高等学校に例えば「基本的人権について」などについて講演に回るなど、社会への奉仕活動をしたらどうでしょうか。

さすが「法科の中大」の真価を人々に認識させることになるものと思います。

以上



学外大学教授白門会

木川 統一郎

私は教授から弁護士になり、中大法曹会に入れていただいたので、大学のことしか書く能力をもっていない。ここでもそれを書かしていただきたい。

中大では、現在立派な方々が総長学部長の役職を占めておられるが、大学の雰囲気にとって非常に大切なことは、研究者として立派な人々、学者として通る人々が役職につくということである。最悪の雰囲気がかもし出されるのは、研究者・学者としてはさっぱりの人間が学部長などの要職をしめることである。さらに悪いのは、研究者・学者として望みがないので学内で政治的に動き、りょう官運動をするという雰囲気である。こういう状況の中で、首をかしげざるをえないような人が学部長などになると、大学の名声に影響を及ぼすし、第一、OBも学生も肩身の狭い思いをするのである。そしてこのようなリーダーのもとでは、大学の改革はできないと思う。ある大学の状況がどうなっているかは、要職にどんな人々がついているかを見ればわかることが多いのである。

次に、凋落しかかった大学を無理にでもよくするには、無理なことを行わなければ目的を達成することはできないと思う。新学部や新学科を開くことは必要であるが、問題はよい教授を集めることである。これは、金銭を含む条件

が問題なのであるから、官僚的発想でルールにしばられてはとても目的を達成できない。昔の中大の講師陣はレベルが高かったが、多摩に移ってからはガタオチである。いくら立派な改善案を文章にしても、現実には講義のレベルアップはむずかしい。教授諸君は、自分たちよりレベルの高い人々を呼びよせ、自分らの研究の刺戟としてほしい。これが学者としての正しい発想であろう。ところが実際には、その反対の心理がどこの大学でも働き易いのである。

最後に、もう一つ書いておきたい。日本の大学の図書館は、教授が研究するにはまことに不自由にできている。中大もわかりである。この間ドイツのケルン大学にいったが、友人のブリュッティング教授の研究室は、民事訴訟法研究室であるが、自分の研究室がほとんどすべての内外の民法法の文献を揃えており、いわば民法図書館が自分の研究室になっているのである。同様に、隣りの民法研究室はそこに民法のすべてが揃えられているのである。すなわち、必要なすべての文献の中でデスクワークをしているのである。カサをさして図書館まで歩いていくような大学の構造ではとても成果をあげることはいずれもできない。これではよい論文を書くのは難かしい。私は機会があれば、できる範囲で改めるべきではないかと思っている。

それから中大の理事会について一言述べたい。教授会に対してはどしどし注文をつけてほしい（逆も真なり）。そして注文をつけるだけの大学論をもってほしい。功なり名を遂げた人々が順番でポストにつき、大過なく任期をおわればよいと考える理事者は最悪である。中大法曹会でも南甲クラブでも国会白門会でも、本職の片手間で名をつらねるにすぎないような人々を推薦しないようにしてほしい。そういうところにも案外中大の次の一〇〇年の方向が間違ってくる原因がありうる。以上忌憚ない私見を述べたが、是非諸先輩の御教示をお願いしたい。

中央大学法曹会への期待と提言

中央大学学員支部東京都庁支部所属

総務局参事 西道 隆

私は都庁に勤務している。都庁には中大出身の同僚の数は極めて多い。その数を正確に把握していないが、私の所属する部署にも相当数いる。管理職だけでも平成三年十一月現在で六七九名を数える。何かの折りに出身大学の話が
出て、同窓であることがわかると、それだけで何年来の知り合いのような気になり、仕事もしやすくなる。母校とは
ありがたいものである。

さて、今般、都庁職員で構成する中央大学学員支部東京都庁支部宛に、貴会への期待と提言と題する一文を寄せる
ようにとの依頼があり、私にそのお鉢が回ってきた。総務局法務部というところで訴訟を担当しているためと思われ
る。しかし、私自身、かねてから貴会のあることを知ってはいいたものの、具体的にどのような活動をしているのか殆
ど知らない。したがって、大いに的外れになるかも知れないが、日頃感じていることを多少述べてみたい。

第一に、母校の司法試験受験生にテコ入れしてはいかがだろうか。最近、平成四年度の司法試験の最終合格者が発
表された。それによると、例年のおり一位東大、二位早大、三位中大となっている。中大三位はこのところ続いて
いるが、司法試験を目指す受験生が多数の大学に分散している状況からすると、この順位に安閑としてはいられない

ような気がする。最近の高校生のアンケート調査によると、将来のつきたい職業として法曹を希望する者が減少しつつあるとのことである。受かるかどうか全く保証のない司法試験に挑戦するよりも、学生生活を謳歌し、就職したほうがよいとの風潮があるからだろうか。いずれにせよ、母校の伝統を守るためには、やる気のある若い学生を発掘する必要があるのではなからうか。この点に関し、大学当局も新入生に対して司法試験のガイダンスや指導をしていることと思うが、貴会でも現職の裁判官、検察官、弁護士を母校に派遣して、それぞれが具体的にどのような仕事をしているのか、夢を持たせるような話を聞かせてやり、若くて有能な人材を発掘する機会を持つてはどうだろうか。また、聞くところによると、最近の司法試験受験生は、在学中から大学の講義を聞いて勉強するというのではなく、ダブルスクールとか言って、司法試験の専門予備校に通っている学生が多いとのことである。この傾向が良いのかどうか問題もあろうが、母校には、学研連に所属する研究室やその他の司法試験受験のための研究室が多数ある。貴会の会員にも研究室の出身者が多いと思うが、出身研究室等を通じて、積極的に受験指導に乗り出してはどうかと思う。私も一時期、ある研究室に所属していたが、往時の黄金時代を知る先輩からよくハッパを掛けられ、それが大いに励みとなったことを思い出す。研究室に所属していない受験生も相当数いると聞くが、これらの受験生に対しては、母校と連携をとり、大学の教室等の提供を受けて、定期的に受験指導等をしてはどうだろうか。

第二に、裁判制度の改善案を提言してはいかがだろうか。今の裁判制度は時間がかかり、素人に分かりにくいとよく耳にする。これは、一面事実であると思う。国民の要求に合致する制度に改善する必要がある。その改善のためには、関係法律の改正を要する点もあり、現に各種の検討がなされているようであるが、毎日裁判に従事している法曹が積極的に乗り出す時期だと思う。聞くところによると貴会は二、六〇〇名もの多数の会員を擁しており、一大勢力である。先頭を切って、積極的な改善案を提示してはいかがだろうか。そうすることにより、これから大学を目指す優秀な若者が母校に魅力を感じ、かつ、司法試験に憧れて母校に集まってくるきっかけともなるように思う。

第三に、一般公開の講演会を開いてはいかがだろうか。母校出身者でも、貴会の存在を知るものは極めて少ないのではないかと思うし、また、法曹というと感覚的に毛嫌いする者もいようが、こういう機会を持つことが貴会ひいては法曹界全体に対する理解と協力を得る一助となるのではなからうか。

第四に、司法に対する信頼を守るため、積極的に行動してはいかがだろうか。最近、政界をめぐる問題に関して、検察庁や裁判所の在り方について、いろいろのことがいわれている。会員の中にもいろいろの意見があるとは思いますが、最大公約数でもよいから、国民に向けて司法権の独立等をアピールする等、行政から独立した最後の砦として、司法の重要性についても積極的に発言してはどうだろうか。

とりとめのないことを思いつくまま、書き綴った。最後に、貴会が今後とも法曹会のリーダーとして益々発展されることを祈念する。

(本稿は、筆者の個人的なものであることを付言する。)

中央大学法曹会への期待と提言

白門鑑定士会

副会長 定森 一



中央大学法曹会から、「中大法曹第十四号」で「中大法曹への期待と提言」の特集を作るので、内外の中大出身者として白門鑑定士会からも提言が欲しいとのご依頼をうけた。

中央大学でのトップランナーである中大法曹会から後発の不動産鑑定士の集りである白門鑑定士にこのような申出があったのは初めてであり、やっと白門鑑定士会も中央大学出身者の中で認知されたという感じで喜んでいます。

私事ですが法学部を二十九年に卒業して以来、一時法曹を志ざして勉強もしていましたが、昭和四十二年不動産鑑定業界に身を投じて二十余年、法曹会とは実際の領域でかわりの深いことは意識しておりましたが、その中大法曹を特別に考えることはありませんでした。学校は卒業したけれども直接学校や教授との縁もなく校友との交際も少なかつたように思います。

しかし、心の中では中大法学部出身であることに誇りをもって生きてきたことを感じます。

それは法学部、そして中大法曹が中心となり先導して築き上げた社会の評価、栄誉があるからにはほかなりません。司法試験での中大合格者数の減少がいわれております。

中大卒業者の各界へのより多くの進出が期待されております。

どうも中大出身者はまとまりがない、身内の面倒見が悪い、実務家は多いが何となく大らかさがなく、包容力がな
い、ということをお耳にします。立派な方も大勢おられますが、残念乍らそれを認めざるを得ないところもあります。

そのような折、中大法曹が卒先して内外の意見、提言を聞く機会を設けられたことは時宜と得たものと思われ
ます。先ず中大卒業者の意見を聞き交流を深めてお互を知りそれを吸収する。そしてそれを将来更に外へ
拡げて行くことは自づからを改革することにもつながり、将来のより大きな発展が期待できるからです。

中大法曹の普段の活動等について多くを知らない中で今格別の提言はありませんが、各界との交流を深めること
によって、より幅のある開かれた法曹、親しめる法曹、そして我々にとって師となる法曹、を目ざされ更なる発展をさ
れるよう希うものです。

以上

中央大学法曹会への期待と提言

東京地方検察庁検事

保倉 裕

私は、本年七月に東京地方検察庁総務指導係に配置替えになり、現在修習生の指導にあたっている検事です。

私は、一卒業生として、中大法曹会が、昨年で創立四〇周年を迎えられ、会員総数二三八〇名と、その組織を拡大されるとともに、幹事会・各種委員会を通じて各種の活動を行い、会員の親睦のみならず、母校の興隆及び司法の発展に努められ、各方面において多大の成果を上げられていることを、大変心強く感じている次第でありまして、今後の中大法曹会の各方面における活動に期待しているところであります。

さて、私は、これまで中大法曹会の活動に参加して会の発展に寄与したことがなく、発言の資格を持たない者であると思いますが、この度、中大法曹会への期待と提言というテーマで投稿するようにとのお話を受け、せっかくの機会を与えられましたので、一卒業生の法曹として思うところを一言述べさせていただきますと思います。

中大法曹会では、創立四〇周年を迎え、この機に更にその組織を充実させ、活動を活性化させようという意図でこの度の企画をされたようであります。

「中大法曹創立四十周年記念特集」を読ませていただきますと、第一、会員についての問題、第二、現在の会活動

は会則の目的に副って十分機能しているか、第三、中大法曹会の活動を機能させ、更に活性化を図るためにどうあるべきか、何をなすべきかの三点にわたって、詳細が話し合われており、検討されるべき点の洗い出し自体が既に行われています。

そこで、第一の会員についての問題ですが、ここでは、会員資格または名簿に登録するべき者の範囲をどうするか、実体としては幹事以上の参加のみを期待しているのではないか、委員会には幹事以外の法曹の積極的参加・加入を求める必要があるのではないかという点が上げられています。

この点については、会員の拡充を目指すことはより多くの中大卒業の法曹の親睦を深め、組織の存在意義を高めるのに重要なことですが、一方、その多数の会員の全てに積極的な活動を求めることは物理的に無理な面がある上、そのことのためにかえって会の活動の調整がつかず、活動自体が実体のないものになってしまうことも考えられます。ですから、親睦のための会員の拡充と積極的な活動の充実のための組織の充実は区別して考えた方が良いでしょう。思われます。その意味では、親睦のため、一般会員については、個別の会に参加した場合の会費を徴収ほかには会費を徴収せず、賛同会員を増やすなどして会員を拡大する一方で、幹事を増員して幹事以上から会費を徴収して幹事会中心の会運営をすることは、親睦と活動の双方を充実させるための現実的・効率的運営であると思われれます。しかし、このことが、結局、一般会員を活動から疎外してしまい、活動に参加しようという意欲を減少させることも考えられますから、大学の行事・学生に対する説明・講演等の企画をたてて、その内容によって、一般会員、特に若手法曹に企画への参加を求めることは必要であると思えます。その場合は、企画のテーマにより、各ブロックの幹事の推薦で、参加してもらう一般会員を選択し、臨時の参加を要請することが現実的・効率的のように思えます。

次に、第二の現在の会活動は会則の目的に副って十分機能しているかの問題ですが、ここでは、会員相互の親睦、中央大学の興隆と司法の発展に寄与、研究会等の開催、広報活動の積極化が上げられています。

この点に関しては、中大法曹会が各方面において十分な活動をされており、その活動に敬意を表したいと思ひます。特に、法職教育検討委員会、大学問題委員会の活動は、母校の興隆と司法の発展に多大の成果を上げられているものと思ひます。

また、「中大法曹創立四十周年記念特集」を読ませてくださいと、中大法曹会のご努力もあって、中央大学では、法学部の改革に伴い「法曹論」「司法演習」の講座を設け、その講座を中大法曹に担当してもらい、法的思考のトレーニングだけでなく、人間的な接触を通して法曹職の魅力の訴えてもらいたいとの意向であるようです。このような企画は母校の興隆と司法の発展に真に有意義なものと考えますが、右のような理想・目的を実現し、その企画に魂を入れるためには、相応の人材の確保とその方に対する相応の処遇を確保する必要がありますので、この点に関する中大法曹会の各方面における積極的な調整活動が期待されるところであります。

さらに、第三の中大法曹会の活動を機能させ、更に活性化を図るためにどうあるべきか、何をなすべきかの問題ですが、ここでは、若手法曹が中大法曹会に魅力を感じ参加が得られる状況にあるか、全学生に対して幅広く指導・啓発するようにするべきではないか、教授との対話等を図ること、研究会等を継続して開催するように「文化委員会」を設置すること、広報活動をする事、学員会他支部との積極的な交流を図ることなどの必要が上げられています。

組織を将来とも活性化させてゆくためには若手法曹の参加の問題が特に重要であり、このことは右の他の問題とも相互に関連しているものように思われます。つまり、広報活動を充実させて中大法曹会の活動を宣伝し、研究会・講演会・教授とのシンポジウム、学員会他支部との交流会等の開催を通じて、一般の若手会員を集める機会を作るとともに、「法職講座」「司法演習」等における中大法曹会の活動と中央大学法学部の改革に理解をもってもらい、その意義に共鳴してもらえば、将来中大法曹会の活動と中央大学法学部の改革に参加しようという若手法曹の気持ちが高まるのではないかと思うわけです。そして、このような場合、法曹になって四、五年経過したころの層に特に働きか

けるのが有効であるように思います。

また、全学生に対する啓発については、法学部学生・司法試験受験生以外に対しても法律と法曹職に対する理解を持ってもらうことは大切なことであり、法科の中大の伝統を知ってもらうためにも有意義であると思いますので、そのレベルでの講演会を学内で企画することなどは大切だと思います。

最後に、私としては、法職講座だけでなく、中央大学法学部の改革に伴い「法曹論」「司法演習」の講座を設け、法曹職の魅力を訴えるという企画を現実させるための各種の準備活動、実際の右企画の実現、これらに関する広報活動、研究会等の開催等の活動を軸にし、若手法曹の積極的参加を求めて、これによって、組織の活性化を図ることが現実的で有効な方策であると思います。

私自身中大法曹会の組織・活動に関してはこれまで殆ど知識がなく、ましてその活動に参加することもなくきていたために、この度、本テーマで文書を投稿することとなったことから、ようやく「中大法曹」誌を読んでその活動の一端を知ったという程度でした。その活動の一端を知ったが故に中大法曹会に対する「期待」をもったのでありますが、その知識の乏しさから「提言」と言われるようなアイデアもなく、また、無知故の大風呂敷のように思われるのをおそれ、皮相な意見を述べるにとどまったことをお詫びします。

しかし、「中大法曹創立四十周年記念特集」を読んでみますと、中大法曹幹部の母校の興隆と司法の発展を目指す熱意には並々ならぬものを感じるのでありまして、母校と中大法曹会の伝統を守るためにも中大法曹会の一層の発展を期待するものであります。

座談会

中大法曹会に対する期待と提言

座談会「中大法曹会に対する期待と提言」の開催に際して、司会を務めた福吉司編纂委員の挨拶と、野宮利雄幹事長の提言が、このように展開した。

日時 平成四年一月一日

午後一時三〇分

会場 お茶の水スクエアC館

A会議室

一、はじめに



司会（福吉）司
会進行を務めさせていただきます編纂委員の福吉でございます。

速これから機関誌「中大法曹」の第一四号の発刊にあたりまして、座談会を開催させていただきましたと思っております。座談会のテーマにつきましては、ご案内のように、「中大法曹会に対する期待と提言」という主題でお運び願いたいと思っております。まず中大法曹会幹事長野宮利雄よりご挨拶を賜りたいと思っております。



野宮 本日はご来賓の各支部から貴重な時間をおさきいただきまして厚く御礼申し上げます。

中央大法曹会はご承知のとおり、長い年月と多数の会員を擁しております。既に承知のとおり司法試験合格者、いわゆる法

出席者（敬称省略・順不同）

出 席 者	（敬称省略・順不同）	同	編纂委員（司会）	福 吉 實
学 員 体 育 会 理 事 長	田 村 和 夫	同	編纂委員	中 村 生 秀
学 員 体 育 会 副 会 長	草 野 時 治	同	編纂委員	白 井 正 明
白 門 鑑 定 士 会 不 動 産 鑑 定 士	藤 澤 数 清	同	中央大法曹会幹事長	野 宮 利 雄
白 門 弁 理 士 俱 楽 部 弁 理 士	浅 野 勝 美	同	副幹事長	深 澤 守
第 四 六 期 （ 東 京 配 属 ）		同	副幹事長	増 田 浩 干
司 法 修 習 生	川 瀬 雅 彦	同	事務局長	中 津 靖 夫
中央大法曹会会報		同	事務局次長	神 洋 明
編纂委員会編集委員長	豊 田 泰 介	同		

曹資格者のみをもって構成する学員会の団体でございます。これまで中大法曹会がそれなりに自らも裁判官、検察官、弁護士、最近は公証人も増えてまいりましたので、そういった人達との相互親睦と、大学のためにお役に立つことを模索しながら、ひいては日本の司法制度の発展に寄与するということと活動しております。現在ではほぼシェアは二五パーセントが中央大学卒業生で判、検事、弁護士、公証人が占められておるといふ実情でございますので、大きな国家の制度の中では一分野ではございますが、それぞれの特色を持って活躍いたしてきたわけでございます。現在の総長が声を大にして日本一の中央大学、魅力のある中央大学にしようではないかという大きな掛け声を掛けておりますので、学員一同も一緒に進んでいかなくてはならないと思っております。そこで、学員会の一支部である中央大法曹会としては、これまでの反省のうえに立って、今後も活性力を持って発展していくために、他の広い立場から、学員会他支部、たとえば私達の職域に近い不動

産鑑定士会、弁理士会、税理士会、その他の学者のグループ、南甲倶楽部というような方々とタイアップしながら、大学の発展のために何ができるか、我々は法律家として何を期待されているのかを考えて、将来の発展を期したいと思っております。今日は自由闊達にご注文をいただければありがたく、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶いたします。

司会（福吉） 座談会進行に際しまして、中大法曹会の本号の編集委員長を担当しております豊田泰介よりご挨拶と、本座談会の趣旨説明等につきまして、お話をいただきたいと思います。



豊田 編集委員長の豊田でございます。只今、野宮幹事長よりご挨拶申し上げましたとおり、

来年の春、刊行予定の中大法曹会の機関紙、「中大法曹」の第一四号の企画の中で、メインテーマである「中大法曹会への期待と提言」と題する座談会へのご協力方をお願いいたしましたところ、ご多用中

のところお繰り合わせの上、ご参加いただきました。誠にありがとうございます。特に学員支部の有力団体でございます、学員体育会、白門鑑定士会、白門弁理士倶楽部の方々には、去る一〇月一五日における説明会に引き続きまして、再度ご参加いただきました。心から厚く御礼を申し上げます。本日ご参加いただきました方々のご紹介は、いずれ司会の方からさせていただきますが、本日の座談会のご案内のとおり同じ学員支部の方々より中大法曹会に対して、忌憚のないご意見を頂戴いたすことを中心として進めていきたいと存じております。従いまして更に詳しいことは司会の福吉の方から申し上げる所存でございますが、進行上、初めに中大法曹会の歩みと現状についてご説明申し上げます。他の学員支部の活動状況のご紹介および他の学員支部から見ていただいた中大法曹会、更には学員支部相互の交流の実情などの意見の交換、そして最後に中央大学全体によりよい活性化のために具体的な施策などのご提言をいただければありがたいと存じております。何分よろしくお願い申し上げます。

司会（福吉） 進行につきましてはざっくりばらんに忌憚のないご意見を自由に発言していただければと司会の方も考えております。自己紹介の点につきましては、発言の際に出席者の方の簡単な経歴をご紹介いただいて、中大法曹会としては興味のあります各所属されている学会の活動状況等についてでもご紹介いただければ幸いと存じます。この本題につきまして参考になればという趣旨で、今回、中大法曹事務局長の中津靖夫の方から中大法曹会の歩みについて、ご説明をいただきたいと思えます。

二、中大法曹のあゆみ



中津 私 は中央大学を昭和三六年に卒業しました。昭和三七年に司法試験に合格いたしました。

して、以来今日まで弁護士をしております。そういう若輩者でございますから、中大法曹会の隅から隅まで分かっているわけではございませんが、多少分かっている範囲内で概括的なお話を申し上げたいと思えます。

中央大学法曹会は昭和二六年に在京の裁判官、検察官、弁護士の先輩方が集まられて組織された会合だと承っております。学会の支部としましては、昭和二六年に第一号職域支部ということで認定されて今日に至っております。現在所属メンバーは名簿の上では二五〇〇～六〇〇おるわけでございます。名簿の上でと申しますのは、本日の座談会の中でも出てくると思いますが、二五〇〇～六〇〇人の法曹会の方々が全部中大への帰属意識を持っているわけではなくて、中央大学を卒業して法曹資格を取得して、在京しているのがそのくらいという意味で申し上げたわけでありまして。中大法曹会支部の中味について考察しますと東京弁護士会所属の会員が一番多ございます。それぞれ何名いるかはちょっと今すぐ申し上げられませんが、東京弁護士会所属の弁護士、第一東京弁護士会所属の弁護士、第二東京弁護士会所属の弁護士、裁判官、検察官という、この五つをブロック分けいたしましたして、その五つの組織が連合してできあがっている組織でございます。幹事長は東京三弁護士会の会員の中で回り持ちで

決まっております。副幹事長に関しましては、先に述べました五つのブロックからそれぞれ一名選出してあります。それからそれぞれのブロックから相応の数の常任幹事、幹事等を選出して、一応組織体を成しているわけでございます。（巻末）活動状況は現在委員会として、人事委員会、会報編集委員会、会則改正委員会、法職教育検討委員会、大学問題委員会の五つが存在しております。大学問題委員会というのは大学全体の問題をどういう具合に考えていったらいいのかということを考える委員会でございます。中大法曹会は今日まで右のような形態で活動してまいりました。ところで、本日の座談会の基本にもなっていると思うのですが、昭和三〇年代、中央大学の全学生は、大変に活気がございました。例えば司法試験に関しまして、全国の合格者の三分の一ぐらいを中大が占めているというような大変な勢いでございました。その時代にはいわゆる学研連と申します研究室主体の勉強を学生はしておりました。学研連が合格者の大半を担っているというふうな三〇年代でございましたので、そのこ

ろの司法試験の合格者は中央大学に対する直接の帰属意識は必ずしも高くはありませんでした。しかし、少なくとも、中央大学における研究室に対する帰属意識はございましたので、研究室を媒介として中央大学出身の法律家という帰属意識があったわけでございます。ところが、その後司法試験全体の合格者の中で研究室出身者は三割を切る、あるいは三割というような状態になりました。中大の合格者七割の方は研究室に関係がない。そういう状態になってまいりますと、法曹界の中において中大出身者の大学に対する帰属意識は薄くなって参ります。非常に無礼な言い方ではございますが、自分が試験に合格したのは学校のお世話によるものではない、自分が自分で合格したんだと、思う人も増えてきました。自分は学校には関係ないんだという感覚の人が増えてきました。これでは、私立大学としては困るわけであります。しかし、こういう感覚は何も司法試験合格者だけに限らないのではないかとというようなことを考えまして、他支部の会員の方々とも話合いをして何とかしようじゃないかと、いうこ

とで本日に座談会もお願いをしたと、いうことだと思います。舌足らずでございますが、よろしくお願いいたします。

三、他の学員支部の現状

司会（福吉） 次に本日ご出席賜りました来賓者側、各、他学員会の方々から、各自ご紹介、所属の会の活動状況、他学員会との交流状況等、参考にお聞かせいただければと思います。まず、中央大学学員体育会、副会長をされておられます草野時治様よりいただきましたと思います。

1、学員体育会の現状



草野 只今ご紹介をいただきました草野です。私共が所属しております学員体育会という

団体は、平たく言えば、運動部のOBを構成とする相撲部、剣道部、野球部といった四二の公認団体の集合体ということが出来ます。それぞれの運動団体のOB達が集まっておりますので卒業生ということになりますと、会員数は三万近くになります。し

かしながら、本部が在京であるということから、会合に参加してこられるのは、二〇〇〇三〇〇人、あるいは四〇〇〇五〇〇人という程度です。従って、我々の組織では、各部のOBから、一人ずつOB会長、あるいは理事を出していただいて、理事会というものを構成し、そこでそれぞれの立場からの意見を出し合い母校の発展、スポーツの発展に寄与しようと活動しており、親睦会のようなことも行っております。最近は大のスポーツ関係は全体に下降気味ではないかという指摘も度々耳にするのですが、これは、大学側がある時期に運動の選手に対する姿勢というか制度改革といいますが、そういったようなものに非常に消極的な時代があったことに帰因していると思います。従って、先程来三〇年代は、いろんな意味あいで優勢だったというお話がありました。スポーツ界も同じことで、オリンピックといえますと、三分の一ぐらいの選手が中央大学の選手で日本オリンピックの選手を占めているような時代もございました。しかし現在では、一般社会でも同じことなんです、大学の中でも運動に対

する考え方が変わってきており、スポーツをレジャーとしてとらえるといいますが、自分の好きなことを好きなときに好きなだけやるという考え方が主流を占めてきています。我々が求めているのは、チャレンジスポーツであり、何事にもチャレンジしていく、記録に挑む、体力に挑む、他校とも競り合うということでチャレンジをするということであり、これが選手制度のあり方につながるとは思います。今の学生の風潮の中では、巨人軍の再建に取り組み長島監督も指摘しているように、チャレンジ精神が薄れてきたのではないかと思います。本学においても、ご多分に漏れず、そういうような傾向が若干あるんじゃないかと思えます。どうやってチャレンジ精神を旺盛にしていってほしいのか、大学の発展ということになれば、教室の中でもチャレンジ、グラウンドの上でもチャレンジというような学園になってもらいたいという考えながら努力をしている次第です。

司会(福吉) 中央大学学員体育会理事長

田村和夫様から引き続き同会の理事会の立場から踏まえてご紹介をしていただければ

と思います。



田村 只今、大きな見地から、草野副会長がお話し申し上げましたが、取り組まなければ

ならない問題が体育会にもいろいろございまして、例えば運動団体を活性化させるための指導者を連れてくる財力もなければ方法もない。これをどうするかという問題もございまして、今、それに対して必死になつて取り組んでいるのですが、大学側がこれは率直に言っています。学校法人側というよりも教学側にも含めてですが、こうした要求をしてなかなか学員の話をもとに受けてくれない面があります。それが非常に困難につながっているわけでございます。我々OBとしては、そういったことを踏まえて今後の活動をしたと考えております。体育会だけの力ではまだまだ弱い面もありますので、法曹会の皆様とは立場は違いますが、ご協力をお願いいたしたく存じます。

2、白門鑑定士会の実状

司会(福吉)

次に白門不動産鑑定士会か

らご出席賜りました藤沢教清様から、実務的な観点、あるいは会の活動等についてご紹介をいただければと思います。藤沢様は株式会社千代田不動産鑑定所にも所属をしていらつしゃいます。自己紹介も兼ねていただければと思います。



藤沢 まず自己紹介から申しますと、私は昭和二十七年卒でございます。中大法曹会ができた

のが二六年と承りましたが、丁度私が在学中にできた古い会で、大変な歴史をお持ちだと思えます。我々不動産鑑定士は、出身学部がばらばらでございます。法曹会ですと、まず大体法学部出身で占めるところですが、経済学部とか商学部、中には工学部出身とか、土木建築をやってきたとか、非常にバラエティに富んでいます。もちろん弁護士で不動産鑑定士の方もいらっしゃいます。ただ、そういうふうに出身がばらばらですと、何を拠り所にして仕事をするかといえますと、鑑定評価基準というのが一つございますが、そこから出発して仕事

をしているみたいな感じになりました、その枠組みの中でまず物事を考えていくという傾向がございます。それを離れたバックグラウンドといますか、その生まれで起きている、あるいは基準を支えているバックグラウンドとの連絡といますか、脈絡そういうようなものを考えながら仕事をやるというような傾向が、どちらかというと少ないような感じなんです。その辺がちよっと残念な気がします。先生方ご承知のように、我々の仕事は法律と非常に深い関わりがございます。最近しばしば従事しなければならぬのに立退料の問題がございます。これも評価の仕方について基準だけでは解決できないような、法律と密接な関係がございます。そういう関係を無視して答えを出すことはできません。ですから、横断的な連絡といますか、横断的な知識が要請される業界なわけですが、その中の白門不動産鑑定士会の状況なんです、今申しましたように専門学部、やってきた専門的なもの、学校でやってきた教育が違っているとか、いろんな問題がありまして、なかなかまとまりが悪いんです。確かに不動産

鑑定士の中で中大出身の数が多くことは事実なんです、なかなかそれをまとめていくという力に欠けてるところがございます。実情を申しますと、年に一回総会を開いて、会の組織の問題とか、人事の問題とかそういうことをやることはやっておりますが、目標とか、その目標に対してそれではどういう行動を取るかといったことについての体制作りができていないというのが現状でございます。これからは、鑑定士のレベルを向上させるためにもそれぞれの専門分野の中で横断的な連絡を取り合って行動するということが必要なのではないかと、痛切に感じておるところでございます。

3、弁理士倶楽部の実情

司会(福吉) それでは引き続き浅野様がお見えてございますのですが、浅野勝美様の自己紹介、それから弁理士倶楽部が他の学員支部が抱えているような問題を抱えておられるか、現状の活動状況等についてご紹介いただければと思います。

浅野 神先生の方から若手をとということで私共白門弁理士クラブから私が見てきたんです、どうも顔触れを見ましたら、若手どこ



ろかお歴々がいらしていただけます。私も登録年数だけは約二〇年になりますので、ぼちぼち若手から中堅になってきているのかなと思っております。中大法曹会につきましては、私が丁度資格を取りまして、師事した事務所の先生が昔中大法曹会の幹事をやっていたので承知をしております。一〇月の説明会ときは私、たまたま中国へ訪中団の顧問ということで行ったものですから、我共からは若林会長が出席いたしました。私も若林先生からそのときの説明を受けておりますので、本日の会もその限りでは承知しておりますこととさせていただきます。私ここに参加しまして趣旨から言って、アレっと思っただけは、学校側の方からだれも来ていらっしやらないということなんです。これは、中大を考えると、どうしてなのか、学校の認識はどうなっているのかなと、その辺もあえてチャンスがあれば辛口を言わせていただきたいと思っております。

私個人についての自己紹介をしますと、現在赤坂で弁理士事務所を開業しております。中央大学との関わりは白門弁理士倶楽部の幹事ということと、私は住まいが中央大学の近くの日野というところなのですが、そこでも日野支部の幹事ということで、学校側とは少しは関わりがあります。それから大学を出まして、一年ばかり大学の事務職員をやりましたので、大学の内部事情も少しは承知しております。そういう意味でいろいろ言いたいことがあるという立場でございます。

それから白門弁理士クラブについて申しますと、白門弁理士クラブは中央大学出身の弁理士が全員加入をするというクラブでございます。中央大学というのは弁理士にとつて、出身大学別にも一番多いところですので。その白門弁理士クラブの実はいずこも同じのとおりだと思えますが、あまり活動状況はよろしくない。実際には弁護士さんの場合と同じように我々の弁理士の方もいろいろ選挙母体がありまして、そちらの方の中央大学出身の母体というのが『白門』とは別に、南甲弁理士クラブと

いうのですが、ありまして、そちらが弁理士の選挙母体の方では最大派閥の一つです。事実上、弁理士会のいろいろな方向性を作り出しているところでございます。もちろん弁理士さんの派閥としましては、中大系、東大系あるいは早稲田、日大とか、主だったところではございます。白門弁理士クラブに戻りますが、そこを動かしているのは、さつき言った中核になっている南甲弁理士クラブの主だった先生方が大体兼ねておりますので、やろうと思えばいつでも活動はできる。ただあんまり学校側の対応がよろしくないのも、こちらの側もやっていないというのが実体です。

弁理士さんの仕事というのは、今日出席の中では多分弁護士さん達と一番近い関係にあるのではないかと存じます。我々も日常業務で、年中弁護士さんと接する機会があるものですから、お互い大体は承知をしているんじゃないかと思えますが、念のため改めてご紹介してみます。今頃はだんだん知的所有権という言葉が使われるようになっておりますが、インダストリアルプロパティの訳語である無体財産権(法)とい

う言葉が使われていました。この言葉は我々の今は亡き大先輩滝野文三という方が訳出した用語でして、その意味から中央大学は知的所有権に関しては伝統のある大学の筈なのです。いずれにしてもいつのまにか無体財産権ではなくて知的所有権というような、どちらかという、英米法的な用語が一般化してしまいました。最近、大分賑わしたのがサービスマークです。実は私はサービスマーク出願を日本で一番多く手がけた口なのですが、本当に毎日二時、三時までやりました。何とかかんとか処理をしたのですが、そういうサービスマーク、あるいは今、世界的に大問題になっている不正競争の問題、それに特許や意匠、こういったところが業務分野でございます。不正競争につきましてはこれも多分これから大きな流れになっており、ガットのウルグアイランドの主要マークになっておりますし、日米間の二国間交渉のテーマにもなっております。特に東南アジア系が非常に悪いと、また南米系も最近悪さをし出しているということにして、多分、これから我々だけでなく、弁護士さんのお力を借り

て、共同してきちっとやっていかなければならないのではないかと感じておりますので、こういう機会に益々接触を我々の業界としても計りたいと思います。

四、提言

司会（福吉） 各学会の方も法曹会と同じような悩みを抱えている、行動面で一部の人達だけが動いていて、全体として浸透していないというのが実情でございます、そういう意味で勉強を兼ねて、各単体会から見合法曹会に対する苦言、提言、自分の会のお立場に置き換えてご提言いただきました、あるいは今ご指摘いただきましたように、学校に対する苦言、提言、協力、今後の学会相互の親睦、それから仕事の面における協力という面について、各他学会からのお話をうかがいたいと存じます。又参加しております編集委員の方々のご意見ももちろんいただきたいと思いますが、その際に編集委員の方からも自己紹介、それから内部からの意見等についてもいただければと思っております。

ではこれから本題に入りたいと思います。

まず司法修習生の川瀬さんに参加をしていただいておりますので、これは来賓者の立場、あるいは法曹会内部の問題として、まずお話をいただきたいと思えます。

1、司法修習生からみた中大法曹と提言



川瀬 只今ご紹介に預かりました、四六期司法修習生の川瀬雅彦と申します。東京配属で、

只今、神先生のところで弁護士修習をさせていただいております。弁護士修習が初めてですので、あと私の場合は民事裁判、検察、刑事裁判というふうに進んでいくわけですが、神先生の方から先日中大法曹会、私も中大でしたので、中大法曹会というのがあるというふうに聞きまして、実は私はどの学研連にも所属しておりませんでしたので、中大法曹会というような会があるということすら知りませんでした、ましてやどういふ活動をされているのかということも全く知りませんでした。そこで今日は、どの学研連にも所属していないという立場から、また司法修習生ということで

学生並びに司法試験受験生に比較的近い立場にありますので、今日はそういう立場から中大法曹会に対する期待と提言というテーマについて私なりに考えているところを少し述べさせていただきます。まず、よく最近司法試験合格者が中大は減少したと言われており、今回も東大、早稲田に続いて三番目でありまして、最近はずっとこのような状況にあるわけですが、どうして司法試験合格者が減少したかという原因ですけれども、私なりに考えると、原因ですけれども、まず大学が八王子の方に移転し都心から大変遠くなったということで、優秀な受験生がどの大学を受験しようかと選択する段階で、あるいは入学を決める段階で、若干中大を敬遠する傾向にあるのではないかと思います。最近の学生は特に大学の授業を受けるだけではなくて、英会話であるとか、娯楽とか、その他いろいろな活動をしたという希望を持っておりまして、できれば都心にある大学に行きたいと思うのが普通ではないかと思えます。そういう意味でなかなかいい人材が中央大学に集まって来ないのではないかと思うので

す。また大学の授業なんですけれども、僕自身の感想では大学四年間授業を真面目に出席したとしても、司法試験に直結するよくな、実戦的な授業を先生ご自身が熱意を持ってやられておられるかということになりますと、ちよつと疑問に思います。大学で勉強をしているだけで司法試験に直ちに最短距離で受かるなどは、ほとんどの人が考えていないと思います。それで学研連に入っている人は学研連で先輩とかの指導を受けて、そこでゼミとか答案練習会とかに参加すればいいのですが、それ以外の入っていない人達はなかなか勉強をする場がないという状況にあります、やはりどうしても都心の方の予備校なり他の大学の図書館を借りるとか、そういう不便さがあるなど感じております。それでどういふふうにしたら司法試験の合格者数を増やし更に中大自体を魅力のある大学にしていけることができるかということですが、まず司法試験の面に関しては、私は中大の法講座と、それを受講させていただいております、それは御茶の水の記念館で毎週の日曜日に実施されるわけですが、そこでの答案練習

会は、僕にとつては非常に良かったなと思っております。私は千葉県の方に住んでいるものですから、多摩の大学にまで行くなんていうことはとてもできないんですが、都心にある御茶の水の記念館辺りなら気軽に時間的にも通えるし、答練後の講義にしても、添削にしても充実していて、受験生にとつては大変ありがたいな思いました。従いまして、こういう都心で実施される法職講座をもっと充実させていって、定員などももっと増加させていくようにしたらどうかなと思います。あとは春日校舎であるとか、都心の中大の施設をしまして、いろんな先輩をお願いしてゼミとか、答案練習会とかを積極的にやっていたら、もっといい人材も集まって、合格者も増えていくのではないかと思います。それと大学の授業ですが、みんながみんな司法試験を受験するわけではありませんので、司法試験ということだけを念頭に置いて授業を行うのもどうかと思いますが、それについても、今の授業ではちよつと問題だなと思っております。やはり司法試験をある程度念頭において、在学中の四年間講義を聞いてい

れば合格レベルにまで達するという授業にしていただけばと思っております。最後に中大法曹会がどういふふうにしていったら今後更に活性化していくのかということにつきましては、先程から沢山御意見が出ていると思うのですが、法学部ばかりが突出してしましまして、他学部との交流が少ないとか、あるいは法曹会ということになっていっていると思いますので、司法書士、税理士、弁理士、不動産鑑定士等々の、そういう人達との交流、更にはそれ以外の業界の人達も交えて幅広い活動をしていって、非常にすばらしい活動ができるのではないかと思います。あとは若い人達にもアピールするように、魅力のある活動を行ないたいPR活動も積極的にやっていたらどうかなと思います。

司会(福吉) 実は今、川瀬さんから出たご批判等につきまして、「中大法曹」の第一一号に際しまして、テーマが「法学教育と司法試験改正問題」というところで討議がなされております。他の学員会の目から見た中大法曹に対する認識、あるいは具

体的な提言等がございましたら、この機会をお借りしてお話をいただきたいと思えます。まず白門不動産鑑定士会の藤沢様からご意見をいただければと思います。

2、白門鑑定士会からみた中大法曹と提言

藤沢 弁護士にしても我々鑑定士にしても、専門の分野というのは、さつきも申しましたように、バックグラウンドとの関連を無視しては進歩はございません。例えば、今度の地価税の問題とか、相続税の路線価の問題といった問題につきましても、路線価は単なる基準にすぎないわけでして、その基準が一人歩きすることなく、その基準がよって立つ背景をも研究するといえますか、そういう幅広い考え方を大事にしていかなければならないのではないかと思います。鑑定士の場合には、その辺の問題を全然置き去りにし、実務上は、技術的な適用だけを細かくやっていくという傾向が強いように思われます。もっと基準学問とのつながりをいつも忘れないでやっていくということが大事ではないでしょうか。立退料とか更新料なんていうものも社会現象として存在するわけですが、その背景に何があるのか

かというようなことまで掘り下げないとその本質は解明できないと思えます。そういった問題を研究していく上には、単なる一分野の専門家というのではなくて、他の分野の専門家との意見交換とか、別な角度から見るとどうなるものを取り入れて定レベルの向上がなかなかできないと思えます。そういう意味では、折角白門の専門家の団体があるのですから、お互いの連携と良い提案がたいなと思っております。

司会（福吉） どういう形での交流とか、

意見交換を定期的に行うべきだとか、具体的にそのような提言はございますか。藤沢 そうですね。流動的な時代ですので、時事的な問題でもかまいませんでしょうけれども、地価が下落しているときには、予測を入れて、最低競売価格を決めないで買受人が出て来ないが、競売鑑定における価格の本質は何なのか、正常価格なのかそうでないのか、これは卑近な例かも知れませんが、もっと大きなテーマもあるかと思うのですが、そういう一つのテーマをつかま

えて、各会から集まって、フリートークをして、いろんな意見を出し合っていくば、その中で何か生まれてくるかというような、そういうやり方もあろうかなと思います。

司会（福吉） 中大法曹会の幹事長の野宮

先生の方からお話を伺いたいと思えます。野宮 大変有意義なご提案でありがたいと思えます。藤沢先生も東京地裁の民事調停委員をやっておられますし、私もやっておりますが、そういう過程において、法律の分野と不動産鑑定士さんがお互いに交流して研究した方がいいのではないかと。いろいろな参考書類がそれぞれの立場で発行されておりますね。鑑定士さんの書いた意見は我々弁護士会によると、どうも実際の解決には沿わない。そういう場合は幾らでもあるんですね。例えば所有権があつて借地権があつて借家権があると、借家権の評価はどうだとか、借地権の評価はどうだとか、借家権は非常に借地権が七割なのか借家権は三割五分とか、四割とかいろいろ説がありますが、借家人が出なければ土地利

用ができません。そういう実際があるわけです。それから二階にまた別な人、三階に別な人という場合の評価はどうするのかとか、いろんな問題がありまして、そういうものを含めて、法律関係も含めて、そういったケース・バイ・ケースで意見を交換していくという、何か研究会を有志でもいいんですが、そういう問題が出てきたときにみなさんの意見を聞いて考えていきたい。これは有志の会合でもいいし、また学員支部同志でパイプになりまして、不動産鑑定士さんのお話も我々参考に聞かせていただきたいということを検討してみたいと思います。今後ともそういう機会がありますから、よろしくお願いをしたいと思います。



深沢 副幹事長の
深沢です。この
「中大法曹会に對
する期待と提言」
というテーマを考

えた人達の中の一人として、もう一度、本日のご趣旨を申し上げたいと思います。中大法曹会としては、それなりの使命感を持ちまして、それなりの活動をしているわけでありまして、うちにも外にも必ずしも活発な活動とは言えないと思っているわけです。中大法曹会の場合は、とりわけ内部といますか、若い人あまり受けけないという部分がありますし、他の学員会との交流が不活発であるという部分も見逃すことができないんじゃないか。そして、こういう不活発なことは各学員会共通の問題ではないか、その要因はどこにあるのか、まずその辺りを聞かせてもらおうじゃないかというのが本日の集まりであるわけでありまして、われわれ中大法曹会といたしましてもそれなりに動いているんですが、他の体育会、鑑定士会、弁理士会の方々から見て、中大法曹会というのはどんなふう映っているのか、一人よがりではあるまいか、しきりにそういう気持ちがあるわけです。従いまして、その辺りをお聞かせいただいで、我々もそれに対していろいろお話を申し上げて、共に連絡を密にする、こう考えてお

りますので他の学員会の方からその辺りを伺いたいと思うんです。浅野さんどうですか。(以上 佐藤)

3、白門弁理士倶楽部からみた中大法曹と提言

浅野 それでは折角そういう機会を与えられたことですから言わせていただきます。いま先生のご趣旨を聞きまして、はたと結びついたんですが、中大法曹会に對する期待と提言、というこのテーマです。ね、始め趣旨説明の概要をいくら読んでも結びつかなかったわけです。何だこれはというようなことで。それでいまして、ご説明を聞きまして、ああ、そうかと。で、私なりに思っているのは、実は私共の「白門弁理士クラブ」、実は一番大きい図体のクラブなんです。が、残念ながら中大法曹会のような、(弁理士全体でも、まだ三四〇〇〜三五〇〇名ですので)、パワーがございませんので何もできないんです。不活発という意味では私共も同じです。実は私も中大法曹会というのはお名前を知っておったんですが、まだやっているとは、まだ生きてたのかと。(笑い)で、

なぜ不活発なのかということをよく考えますと、やっぱり利益がないからじゃないですか。来たってしょうがないんじゃないのと、時間のむだだよと。昔、できた頃の会の趣旨は、きつと利益があったのだと思うんです。ところが、若い方で、資格を取ってバリバリやっている方にとっては、どうも魅力を感じられない。それは何故なのか、若い人にとって魅力を感じるというのは、たとえばあそこに行けば仕事があるとか、それから何かいい話が転がっているとか、あるいは変な話、可愛い子ちゃんがいるとか、何か具体的になければそれは長続きしません。あるいは実利がなくても使命感があるとか、何かなければ長続きしない。ところが会っても何か雑談に終わっちゃって、一応名刺交換ぐらいはしてきただが、それをもって特にならなければ一過性で終わってしまう。それでは当然活性化しなくなります。『中大法曹に対する期待と提言』というテーマについてですが、そのような観点で見ますと、人それぞれいろいろあるかもしれませんが、中大法曹会を活性化するための一つの要因としては、そこにたとえば

ビジネスチャンスを盛り込ませてやるとか、そしたら来ますよ。間違いなく来る。ということになると中大法曹会だけでビジネスチャンスが出るのか。出ないと思いますね。弁護士同士でせいぜい下請け仕事をやるというぐらいしか出ない。これはやはりやるには異分野というか、いろんな各界の各層、こういう人達が動かなければビジネスは出てきません。そうなってくると中大法曹会の「法曹会」がとれて、中央大学全体というので、ようやくテーマと一致すると思っただけです。先程の先生の話はそういうことなのかと、やっぱりそうだったのかというようなことで。そうなってくるともはや中大法曹会という枠というよりも、もう中央大学になっちゃうわけですね。そうしますと中央大学の大学自体の何らかの取り組みがないといけません。「中大法曹会」は最大の支部かもしれませんが、一部ではこれはもうどうにもならない。実は私共も、弁理士さんというのはわりと企業との付き合いが多いものですから、意外と個人的にいろんな分野と付き合いをもっているんです。結果的にそれが中央大学の出身者だっ

たなんていうのが結構多いんですけれども、ただ組織的にやっておらないわけですね。たまたま、もう退職された前の常務理事だった桃井先生に可愛がってもらいまして、遊びに来いということ、ちょうど百周年の頃です。何か意見言えというから、たとえば、バーを持っていないのは中央だけじゃないかと言ったのです。たとえば慶応なんかは銀座のど真ん中に、一等地にいいバーを持っているんです。パニーガールまでついているんです。市価の半額です。私、いまビジネスチャンスと申し上げましたけれども、ビジネスチャンスを云々するには、こういう会議場で、さあ、何か言いなさいと言ったってビジネスチャンスなんか出ないですね。やっぱり何か、何となくお酒の一杯も入りながら、あるいは研究会でもいいんです、真面目にやるんだったら研究会、あんまりそうでもなかったら、お酒の一杯とかですね。何かなければビジネスチャンス云々の話はないと思います。こういうのがないのは中央だけで、皆持っているんです。立教だって持っているわけです。まあ立教だつてというのは申しわけないんで

すが、立教だって持っているわけですよ。銀座とか、あるいは銀座が高かったら新宿でもいいから、まだ新宿はそんなに高くない頃なんです、新宿でもいいから作ってくれど。そうしたらできたのが駿河台記念館ですが、まあ結構いいホテル並のようなところですけれども、なかなか利用しづらいところなんです。

もう一つ思っていることは大学の格とかレベルというのは一体何なんだろう、何がいい大学なんだろうかということですよ。我々が入った頃は法科の中央ですから、はっきり言って東大並ないし東大よりも上ぐらいの感じが入ってきたわけですよ。ところがいまは中央の法科というのは正直言って、もうかなりレベル、抜かれちゃっておりません。偏差値だけから見ますと、上智の法科より下になっているということです。はっきり言ってどうしようもないのですが、ただ偏差値ではほんとうに大学を計っているのか、偏差値って何だろうと。あんなのは受験産業が作り出しただけじゃないのかと。そうすると大学の格というのは、私はやっぱOBだと思っんですよ。OBの社

会での活躍度合いではないかと。したがって、中央がほんとうにだめな大学になっちゃうのは、これは一〇〇年かかると思っんですよ。一〇〇年かかってこれだけになつてきたわけですから、それがだめになつちゃうのはまた一〇〇年かかる、まあ大難把に言うどね。そういうのからみますと、偏差値は落つたかも知れないけれども、まだまだ中央は再生できると思います。私等の頃は法学部はぼーんと良くて、まあ商学部も結構良くて。ところがいまの商学部はもう、日大以下だって言つたかな、私の遠縁でいま商学部にいるのがおるのですが、全然レベルダウンしているって言うんです。経済学部の方がむしろいいよと。大学は何を考えているのかなと思います。法科をレベルダウンすることが中央全体の平均化に資するとも考えているとしたら大間違いです。それは法科を落つことすことによつて平均化するのではなくて、逆に法科のレベルに他の学部を持ち上げるることによつて平均化すべきです。たとえば上智大学のように。それはやはり看板学部を大切にしたいからこそ、いい学生が入ってくるわけです。

私等の頃は慶応に法科は確かにあつたんですが、慶応の法科はだれも受験しなかつたんですね。東大と中央を大体受け、あるいは早稲田を受けて、東大に受かつたら東大に行つちやつたんですけれども、早稲田と中央が受かつたら大概が中央に来たものだったですね。多分先輩方皆そうだったと思っんです。ところがいまは間違いなく、例外なく早稲田へ行つちやうし、慶応へ行つちやうわけです。法科でも慶応へ行つちやうんです。我々の弁理士試験なんかも、いまや慶応の法科がトップなんです。一期はもうダントツで中央なんです。だから当然中央の弁理士さん、まだ数は多いんですが、いつの間にか多分慶応に抜かれ東大に抜かれ、我々理工系もありますから東工大に抜かれ、あるいは早稲田に抜かれちゃつているといったことになりかねません。もう中央は司法試験は毎年3位だそうだけれども、われわれの方も、もうトップはだめなんです。公認会計士ももうトップはだめ。要するに、資格試験の良いところはなくなつちやつているわけです。何にもない。何にもなくてダサイ大学で有名だった、

そのダサさだけが残っているわけですから。それで、やれ就職がすこしは良くなったとか言っても、ほんとうにそれでいいのと思いません。その辺の二流大学になっちゃうんじゃないのかと危惧します。やはり一番人材が豊富なのは法学部で間違いないんですから、またその中でも優秀な人達が資格試験を通しておりますから、ここはやはり音頭を取ってやってあげると、これはいいことだと思うのですね。

ついでに、中大法曹会と全然関係ないんですが、弁理士の方もちょっと宣伝させて下さい。弁理士さんの認識について大学が非常に良くないんです。弁理士試験というのはもういまや、会計士さんがいなくてこんなこと言って申しわけないんですが、会計士を抜いております、司法試験とほとんど肩を並べているということです。にもかかわらず、この前の中大新聞をもらいましたら、公認会計士や司法試験の合格者はしっかり出ているんですが、弁理士さんは全然出てないんですね。弁理士に対する認識が大学にはないと思われるのです。弁理士への認識は社会の方が高くなってきてお

ります。弁理士はA I P P I という世界的な組織を持っておりますして、世界中の弁理士や特許庁関係者、政府機関が三、四年に一辺集まります。私もその運営委員で、会長が経団連会長の平岩外四さんで、そういう結構大きな会なんです、そこで世界一三〇ヶ国、三〇〇〇人ぐらい見えたんです。そういう顔触れを見ますと、弁理士については、世界的にはかなりの評価を得ているにもかかわらず、また日本国内でも徐々に知られてきたにもかかわらず、大学はまったく無視なのです。我々の白門なり南甲なりは、代々の弁理士会会長を輩出しておるものですから、学校に言おうと言っているのですが、面倒くさがっちゃってあんまり腰を上げてくれないうです。いや、そんなもの大学が認識しようとしなかつたら関係ないんじゃないの、ということなんです。まあそれはそれで別に構わないんですが、ただこういうことをやっているのと、我々の立場から言いますと、後輩が続いて来ないわけですね。要するに私等が今度六〇なり七〇なりで、指導的立場になった場合に、もう後輩が受かって来ないわけです

から。現にいまは、難しい試験は遠慮しようというのが学生さんの気分です。出来の良い学生は就職のいいところへ行っちゃう、いまの学生さんの気質というのは、私等の頃とは違い、うまいことそれなりの大学を出て、早いところいい職場へ行つて、可愛い子ちゃんに囲まれて、日本は高給ですから高給をもらって、それなりの生活をしちゃおうという若い人は多いんです。これが現実なんです。残念ながらそれが一〇年、二〇年たつて窓際族になっちゃって、ああ俺も勉強しておけば良かったというふうに思っちゃう人もわりと多いのですが。そういうのを見聞しますと、やっぱり大学側に、弁理士試験への大いなる配慮をして頂きたい。聞くところによると司法試験のための法職講座を最近中央大学もようやくやってくれているようですけれども、他の大学は結構前からやっているんですね。しかし、弁理士についてはありません。

中央というのは、卒業生として送り出されたら、もう終わりという感じですが。だから愛校心なんか持っているのは生まれようもないんですね。たまたま家が近くで

すので、本を買いに行ったり、子供が小さい時には遊びに行くわけです。あの広い、何も無い原っぱでただ遊ばせているだけだったんですけれども、その入るに当たってチェックがものすごく厳しいんですね。たまたま私も女房も中央なものですから、女房が手続きを取りに行きますと、どこかその辺のおかみさんが来たんじゃないのみたいな態度が取られるんです。私がバッチでも付けて行くと対応が全然違っちゃうんです。だけどバッチ付けて遊びに行きませんから。要するにそんなところで、開かれた大学なんかではないのです。で、OBという言葉を出すと態度が急変するんだそうですけれども、女房が言うには。何でそれを早く言わなかったのかと。だけど、じゃOBじゃなかったら、たとえばその近所の人がちよつと大学を、たとえばそれが動機が何か分かりませんが、見に行くという時に、そういう態度を取られたんじゃない、こんな大学に息子を入れるかと、こうなっちゃうわけですね。我々は七〇年の頃ですが、たとえば学生運動華やかりし頃で、学校の態度も分からないじゃないんですが、いまやそ

んなことをやる人はだれもいないんです。爆弾を仕掛けて何とかやる人なんていないんですね。未だにその後遺症があるのか何か知りませんが、そういう態度でやられるということは、それはもう愛校心も何も沸きませんですね。この前、暇だったものから、白門祭というのを何十年振りかで見いてみたんです。先生方は何も興味もないようだったんですけれども、私共も白門祭を覗きに行ったんじゃないかと、たまたまちよつと用があつたものですからついでに覗いただけなんです。まったくダサイんですね。お酒を飲んでただわめいているだけなんです。やっぱりこれが伝統なのかなと思つたんです。他の大学は、テレビで見ると、もうちよつとスマートにやっているんです。模擬店出すにしても、何か物売りにしても。あれは結局大学があんまりそういう雰囲気にしていないんじゃないか、要するに勝手にやれと。だから学生さんも勝手にやるよと。これがずーつと延長線上で卒業生に対しても勝手にと。だから勉強する人は勝手に図書館でやつたり、自宅でやつたり、小部屋をもらつてやつたり

とか。あれじゃ生まれませんよ。

とか。あれじゃ生まれませんよ。
司会（福吉） 僕等は昭和四〇年に卒業なんですけれども、図書館を使い、次に上の自習室で勉強始めたんです。で、まず図書館に入れなくなって追い出され、会館の上に自習室があるんでそこへ入って勉強してたんです。そのうちOBだということに逆に出されまして、結局明治大学の図書館を借りたり、政法大学へ行ったり、それから日比谷の図書館、最後は三田の図書館まで行きました。そこで皆交流しながら受験してきて合格したのです。司法試験に合格した途端に中大から連絡が来て寄付だつてわけですね。私は、今思いますにそういう時に中大法曹会というのは、どういう動きをしていたんだろうかと思つた。当時は卒業生と受験生というのは、もちろん交流があつて、後輩連中との交流もあつて、いろいろ教えたり、教えてもらった。最近それがなくて、まあ川瀬先生のお話のように、予備校へ行っているだけ。だから学校側としてどういうふう動いたのか、当時中大法曹会としてどういう動きをしてきたのかと思つた。その点は他の方もま

た意見あると思うんですが、草野様からご意見なりをお願いします。

4、中大学員体育会からみた中大法曹と提

言

草野 そうですね。私共は法曹会の世界からはまったくの門外漢ですが、率直に言わせていただければ、私たちにとって中央大学のイメージと中大法曹会のイメージとは全く同じなんです。中央大学の学生は、校風からは、質実剛健、あるいは謹厳実直、と言われていますが、裏返して言えばくそ真面目で、こんなおもしろくない人間はいないわけがあります。今になって、このようなテーマで座談会をやるということ自体遅きに失しているわけですよ。結局いまの社会の中で学生たちに中央大学というのは魅力がないとか、それからマンネリ化しているとかということ、考えられた企画でしょうが。法曹界として伝統は、かつてないほどに強固に、法曹界の二五パーセントを占めるほどになっているということは、大変なことですね。しかし、そういうような意味合いでの確固たる地位は築いたけれども突出しているものは

なく、平均化しちゃっているわけですね。この平和な時代に、いまほど価値観の多様化している時代はないわけですね。その価値観の多様化に対して、学問的に対応ができていないわけですよ。いま価値観が多様化している中で一番求められている学問は法学や法哲学なんですね。要するに日本人は、いまの国際化時代にどうあるべきだろうかと、要するに、基本的な法律の元になるような人間学哲学ということが、全面に出てこなければいけないですね。だから、法律技術論という小手先の方法論だけではだめなわけです。今・中央大学に一番求められるのはやっぱり法学部のあり方だろうと思います。単純な、抽象的な比較論ですけれども、法学部は明るさ暗さから言ったら、明るくはないですね。犯罪と係争とか、いった過去の事例集ようなものが研究対象ですからね。明るさ暗さから言ったら、暗くはないんだけど、明るくはないですよ。それから前向きであるか後ろ向きであるかと言うと前向きではないです。な起こったものに対してどう対応するかが中心でしたから。ですから、いまの若い人た

ちが前向きに求めているものにどう答えたいかということと、法律以前の法学や法哲学の中に、明るさや、前向きなものを求めるといふ本質の努力がされないと、若い人たちに魅力のある学問にならないわけです。明治時代の要するに近代国家が形成されていく過程の中では、我が国においては憲法は、どうあるべきか、国家・人間・社会がどういふ価値をもつのかとか法学というものが中心的な学問となっていたわけですよ。ですから、昔の若い書生さんたちは、法律書生さんと言われるぐらい、非常に目を輝かせて一つの天下国家という中で法律論争を、各国の法律を比較しながら前向きに勉強していたという時代がありました。いまはそういう大本というものがあまり問題視されなくて、法律に違反しなければ、良しといったいわゆる枝葉末節という法律技術論にこだわった勉強になっています。これでは暗い学問にならざるを得ません。ですからよく、これは体育会でもよく問題になるんだが、伝統を守るといふのはどういふことだろうかということを考えて欲しいですね。例えば、能楽とかが歌舞伎で

あっても古い伝統を守っているわけですよ。身近な例では、糠味噌の味というのは、毎日毎日引っ掻き回して新しい空気を入れて古い伝統の味を守っていくんだということのいいところなんですよ。それでは、だれがこれを掻き回してだれが空気を入れるのかということ、恐れずに、やっぱりやっていってもらわないと、そのいい伝統が守れないわけです。じっとして、古いことだけじっと守っていれば伝統を守っているんだなんていうようなでもない錯覚がありますね。これは何も法学界を言っているんじゃないですよ。中央大学全体を言っているんです。中央大学の中で何でも後手後手に回っていく、これは大学の理事者もそうでしょうし、教授陣もそうなんですよ。けれどもね。まあ非常に保守的といえれば保守的、遅れてるといえば遅れてる、融通が効かないといえれば効かない。法律は分かっているけれども法なり法学は分からないというようなことになる。ですから、学問的にはもともと、今日的な法学論争をカリキュラムの中に積極的に取り上げて少しでも明るくしていくような形にされたら非常に違

ったイメージになるのではないかなというように感じてます。この問題は、実際は教授もしかり、学校もしかり、まあ生徒も皆だめなんだから、これは一概に直るわけではありません。そういうような面からすれば少しでもOBの方々が社会の先端におられるとすれば、その明るさとか前向きさとかというものを積極的に提供されることを我々は望みますね。

司会(福音) それでは、中津先生どうぞ。

中津(事務局長) いまのは大変ありがとうございました。お話だという具合に承っております。先程もお話がありました、いい大学とは何ぞやということになります、確かに偏差値とか何とかということではなくて、いつてみれば司法試験に受かることでもないと思います。その学校の卒業生が世の中できちんとした活動をして、社会的な評価を受けることが大事なのだと思います。卒業生が「俺は中央大学を出たぞ」ということを、世の中のどこの方面に出て行ってもいい、「ああ、そうですか、あなたはいいい学校を出ましたね」と回りから言われる、そういうものだと思うんです。それが先程もお話

に出ましたけれども、昭和三〇年代の私共が中大で学生時代過ごした頃は、まあ試験といいい体育といいい、何処でも中央の「C」マークが氾濫しているというような、大げさですけどそういう感じであったものが、その後何となくじり貧になって今日に至った。そうすると、いい方に行く時はどんなにいい方に行きますけれど、悪い方に行く時はどんなに悪い方になってしまうわけ、この辺で何とかしなきゃならないというのがおそらく中大関係者の気持ちだと思うんです。それで体育会でもご心配になつていると先程お話が出ていたんですけれども、どうすればそのやる気のあるいい高校生を我々の後輩として中大に迎え入れて、お互いに頑張つて中大の名声と言いますか、そういうものを上げていく、そのためには我々OBが何をすれば、そういういい学生、いい高校生、やる気のある高校生を中大に集めることができるのか、その辺については体育会はどういう具合にお考えですか。

草野 体育会だけで考えていけば、とにかく学校のイメージとして明るくなくならない、それから学問である以上前向

きでなきゃならないということが、大原則だと思ふんですね。ですからこの学校でも前向き新しい学部をどんどん作りますよね。それに対して学生が反応するんであって、それと同時に、伝統は伝統で守っていかねばいけないと思ひます。中央大学もいまようやく国際学部だとか情報学部だとかいろんな形で、法学部の中にもあらゆる駒を増やして、ようやくいま変わっていくわけですよ。ですからそういうような意味合いからすると、戦後四〇数年たっているわけだけれども、大学の動きが非常にスローモーなんですよね。中央大学そのものが明るさを増すということは、やはりほんとうの意味でユニバーシティになるといふことでしょね。中央大学の学部は、法経商文理があるといわれていますけれども、情報学部が入ることによって六学部になってくるんでしょけれども、ほんとうの意味合いでの総合大学にユニバーシティとして、それぞれの分野がそれぞれなりの根っこを生やしていくということが必要だと思ひます。その中で、今も法学部は、長い伝統の中で突出をして

います。突出している中で、法曹会は学員会活動や学校自体の問題でも、評議委員、協議委員、あるいはそういったようなもので、大学全体を育てることが必要だと思ひます。法学部だけ良くなって中央大学が悪くなっちゃしようがないわけですから、中央大学を良くするために全体を育てるリーダーとなって欲しいと思ひます。それから、体育会の関連で触れさせていたんだけど、いまは、先程もお話ししたんですけど、でも、学校全体がレジャー化しているんですよ。教授は学生におもねることがいい先生だと思っているわけです。これは中央大学だけじゃなくて、あらゆる大学にある風潮ですね。何となく皆に公平にやっていると、まあ民主的なんじゃないかと考えられていくわけです。いまの高校では偏差値中心で判断してしまふ運動会で駆けっこをしたって一等、二等、三等と決めないというふうな風潮というのがありますよね。大学っていうところは隣にある八王子のサマーランドみたいなレジャーランドじゃないんですから、何事もチャレンジする人間が集まってくるところなんだというように

なって欲しいですね。これは教授も、職員も同じなんです。職員も皆に平等にしてやらないと、皆から月謝もらっているんだからおかしいじゃないかと、いろんな平等論というものが世の中に染みついていきますよね。だからやっぱり大学というのは専門的な場所ですから、あらゆるものにチャレンジするという風潮を復活させることでしょね。昔は皆そうだったんです。スポーツだって結局、反則スレスレのところまでチャレンジするわけですよ。現在では、ラグビーやサッカーでは反則スレスレのところまで、勢い余ってやっていることがありますけれども、その他のスポーツはなかなか反則なんかしなくなりました。だからスポーツ自体が面白くななくなってきたんですよね。肉体と肉体の激突というものであるべきです。ところが、皆さんもテレビでご覧になってお分かりのように例えばマラソンなんか皆時計持って走ってますね。あれはペースの配分だと言ふんでしょけれども、時計持って走っているんなら練習タイムを皆出し合って走らなくなっていくと思うわけです。試合というのは、日頃

の練習と、それをふまえた相手との戦いで
すからね。練習ではこのペースでいったけ
れども、前にいるから相手を抜いてやろう
というのが試合でなくちやならないわけで
すよ。タイム通りに走るなら試合する必要
はないんです。だからそのプラスアルファ
ーと言いますかね。燃えるものが全然ない
のがいまの学生気質になっていますし、ス
ポーツ界でもそういうふうになっていると
いう深刻な問題があります。

5、中大法曹としての提言

司会（福吉） 次に編集委員の白井先生、
中大側から見た中大法曹会とか、あるいは
いまの話題に関連してお願いします。



白井（編集委員）

はい。私も昭和
三六年、中津さん
と同じ時に卒業し
た者なんですけれ

ども、先程浅野さんが言いましたように、
中央大学というのは大学卒業後の卒業生同
志交流というのが若干薄いんですね。卒業
生の学員数は三〇数万人おりながら、学員
会支部に所属しているのが大体六万、学員

会といってもその程度なわけです。それに
ひきかえ他の大学は、慶応大学とか、早
稲田大学はOB同志、異業種同志がわりと
合流してお互いに伸びてきている点がござ
いますね。それは羨ましいと思うし、中央
大学もそうなってもらいたいと思っ
ています。その基になるのは、やは
り大学の在学中の生活、学園生活が楽しか
ったかどうかじゃないかなと思うんですね。
これは学園生活が楽しくなければ、卒業後
も愛校心も湧いてこない。昭和三六年の私
共のクラスは、私はこういうクラス会とか
組織を作るのが好きなものですからクラス
会一生懸命作りまして、卒業後も続けてお
りまして、この一日にも同級会の、「野
郎会」という会ですけれども、開いて大騒
ぎやっていたんですけれども、そのクラス
が結構まとまって燃えていたと。白門祭に
も皆参加するし、体育祭も出るっていうん
で、学園生活も結構楽しくやりましたし、
六〇年安保の前後ですからいろいろな騒動が
ありまして、体育祭と自治会とがガタガタ
した当時です。体育系に対しては、しば
らくはどうもじっくりいきませんでしたけ

れども、そうは言いながらも中大が箱根駅
伝で活躍しますと、やはり中大ということ
でもって誇りを持って来たわけです。そう
いう在学中のことがやはり学員会支部の活
性化にもつながっているんで、中央大学の
方でも生徒に対して、やはり愛校心が持て
るようないろんな学校行事の参加だとか、
カリキュラムを組む必要があると思うん
ですね。で、私はクラス会以外に、この中大
法曹会の、一つの構成員になっている「郁
法会支部」というのを作りまして、いま支
部長をやっておるわけですけれども、この
「郁法会支部」を作った動機というのは、
あまり若干不純といえればおかしいけれど
も、中央大学の多摩移転の時に、中大法曹会さ
んの大部分の方が属しております学研連所
属の五研連はわりと早くスムーズに研究室
の部屋を確保できたのです。ところが私
ども「郁法会」は弱小研究室でしたから、な
かなか大学側に折衝しても、「うん」と言
ってくれない。しかもその当時理事長等に
OBとして会いに行きましても、中央大学
は総合大学であると、法学部優先はできな
いと、従ってこのような学外団体について

優先的に動く事はできない、と言われまして、それは本末転倒じゃないかという、先程どなたか言っていたように経済学部、商学部を法学部レベルに上げればいいんで、他の学部をレベルアップすればいいんですね。しかし、同じような優遇政策をやっていけない、あくまでも総合大学であり、全部一斉に並べなきゃいかんと言われましてすね、相当苦労したことがあるんです。そのようなことがあってブレッシャーグループとして、この「郁法会支部」というのを作ったです。大騒動してうちの研究室の「郁法会支部」を作りまして、大学側と折衝してようやく部屋も確保できるということになりました。その際私も弁理士の試験に昭和三十六年に通ってましたんで、中央大学工業所有機関研究会にも関係していたもので、そちらもやはり多摩移転の予定なので、そちらに対しても私も口添えしまして応援していたというようなことがあるんです。何かこう中央大学に根といるんですかね。それを持っていれば学員会、そして自分の所属している学員会支部を発展させることができるし、そういう思いで、「郁法

会支部」作って支部長会議に出て行きますと、他の学員会の支部長とも懇談する場面が多いわけで、そうするとその方々と話しますと自分の支部がこう活躍していると特に卒業の期が同一のグループというんですが、これは同期の支部というのは結構活躍しているんですね。それから地域支部でもやはりその地元の町とか市にいろいろと働きかけて動いているというところがありまして、そこは中大出身というんで結構まとまって動いている。ところがそれ以外の、中大法曹会もそうなんですけれども、職域や同業者の支部となりますと、確かに横の連絡は、今までありませんでした。やはりお互いに横の連絡を取り合うことによつて、卒業後も卒業生として同窓生として、自分らのためはもとより、中央大学のためにも動いていけるようなことで、やはり横の連絡を持つべきではないかと、なかなかそこまで何も利害関係なければ皆動かないと言いますけれども、横の連絡でできればさつき言ったように仕事の面とか職域拡張の面とか、お互いに助け合うということでも、リットが生まれてくるんじゃないかと思

んで、まあそんなところにこのお互いに交流を持つ機会をこれから多く持つていって進めていってたらよろしいのではないかと思っております。

6、中大からみた中大法曹と提言

司会（福吉） 次に中大法曹会の副幹事長の増田さんにお願ひ致します。中大法曹会に対して学校側はどういうような見方とか位置づけしているか、あるいは中大法曹からそういう形での提言が行なわれているのかどうか、それを踏まえてお願いいたします。



増田（副幹事長）

今日お招きいたしましたこの四人の先生方のお話を伺っております、

大体一致しているところは、各支部それぞれそれなりの活躍はされているけれども、不活発、それからまた大学側の対応もあまりよろしくない、各位の話をまともに受けてくれないとかいうようなお話でございます。そうなりますと、それではどうしたらいいかということですね。で私たちの現在の中大法曹会の執行部としては、幹事長

以下皆さんで相談いたしましたして、自分たちの執行部のときに何をやるかと。感じたことは先生方がおっしゃっているように支部の活動が不活発であるから、一つ他の支部との交流を計ろうじゃないかと。他の支部と交流を計ることによって、いままで出ていた話で共通点というのは、どうも横断的な付合いとか、そういうのがないということですので、他の支部との交流を計ってできるだけお互いを知り合おうじゃないかと。中大卒だと言ったってそれぞれが知らないのでは、なんにも役に立たない。昨年の一月に南甲倶楽部の新年会がございまして、そのときに幹事長と私と、初めてその南甲倶楽部の新年会に出てみたんです。法曹会から三人しか出ていないんです。皆さん全然顔も知らない方ばかりです。で、南甲倶楽部の方々を拜見して、こういう方もおられたのかということでも私等でも非常にびっくりして、それと同時に直ちに幹事長に「先生、どうしてこの南甲倶楽部だけで新年会をやるんだ」と。「どうして法曹会と一緒にやらないんだ」ということを話して、やはり他の支部との交流を計るということ

は非常に大事なことだと思います。そこで及ばずながら今月一八日に体育会とのお話し合いをするということになっておりますので、そうしますと更にそれぞれの、ばらばらの支部ということでは活力を削がれますので、結局のところ中大の学員会という大きな組織の中の皆さんですので、学員会の活動を活発にするというのが非常に大事なことなんじゃないかということになると思います。で、学員会の活動を活発にするには、それではどうしたらいいかということになります。昨年この中大法曹会の座談会のと きもお話したんですけれども、私は大学の折角この地の利を得た駿河台に記念館を持ったんですから、記念館を活用して、あそこで中大学員会文化講演会か何かやりますけれども、あれを少なくとも年に四回は開催して、学員にできるだけ多く文化講演会に来ていただく。そして皆さん一緒に文化講演会に出て話を聞かれると、そしてその後には懇親のパーティー等を会費も五〇〇〇円ぐらい出せばいいのができますので、そこで交流を計る機会を設けるというのが大事ではないかと思えます。今年の春、私

は学員会の本部の方に文化講演会をもっと活発にするべきだと、少なくとも年四回は開催すべきだということを提言したんですけれども。会長、副会長以下そういう意見については十分取り上げて対処するということは言っておられたんですけれども、どうもあまり活発ではないのを見て、がっかりしているんです。そうなりますと、学員会を活発にするには、構成する人間を、やはり活力のある積極的に学員会のために努力してくださる方を学員会の執行部に送り込まないといけないんじゃないかと思えます。また更にあまり年配の方にやっていただいても気の毒だと、それからまた何年も執行部にいるということも、結局マンネリ化する、従ってそこで任期も、いま一期三年ですけれども、長くても二期で切るべきだと思えます。例外を設けてはいけません。それから年齢も会長、副会長は八〇歳未満じゃなきゃいけないのではないかとか、いろいろその年齢制限とか、再選回数制限とか、そういうような問題もいま法曹会では議論しているところです。これはまあ全体の学員会の本部のことですので、一支部

であるこの法曹会の意見はどこまで通るか分かりませんし、またそれが、法曹会全体の意見と一致するかどうか分かりませんけれども、現在の私共執行部としてはそういう考えで、なるべく若返りを計り活性化を計ると。アメリカのクリントンが四六歳だという時代に、どうも八〇歳以上の人がいつまでも頑張っているのは、私は良くないと、こう思っています。そういうことでいまやっております。

五、他学員支部と中大法曹の今後のありかた（指針と具体的模索）

司会（福吉） それでは、具体的に、どのような形で、どのように学員会同志の交流の機会を設けていくかということに関しましてご意見を賜りたいと思います。

増田（副幹事長） ええ、ですからいま申し上げたように、その学員が各支部ばらばらじゃなくて、学員全体が何か集まる機会を設けるといふことなんです。一つは、たとえば新年会を南甲倶楽部とか法曹会が別々にやるんじゃなくて、記念館を利用して学員会としての新年会をやる、それから

講演会も学員会としてやる。講演会は文化講演会と称して学員会でやっておりますけれどもそういうのを活発にして交流の場を広げるといふことが大事ではないかということなんです。

中津（事務局長） さっきお話にでた、他の大学はクラブ或いはバーを都心にもっているというお話、中大も他山の石とすべきだと思います。折角記念館ができたんですからね、記念館の中にOB誰もがそれを利用してできる形にしてOBが気楽に来て安いお金で一杯やれるようなものを、あの会館の中に作れば、それだけでも違ってくるんじゃないかと思えますね。

白井（編集委員） それもそうだけれども、まあ一応支部長がいろいろ会議が毎年一回開かれるんですけれどもね。まずトップレベルのグループでも集まって交流の機会を持つとうじゃないかということも話題に出してもいいんじゃないかと思うんですね。

中津（事務局長） 学員会の中に支部長会議とか協議員会とか、制度的にもあるんですけれど、私は支部長会議に出たことはいのですが、少なくとも協議員会に出ている

る限りで言いますとね、ただ出席して拍手して終わってしまうような会合なんです。たとえば協議員会を委員会組織とか部会に分けて、協議員がほんとうに議論をするような、そういう会が変わっていけば各支部同志の交流は弾んでいくんだろうと思うんですかね。

白井（編集委員） 実際に話すんなら、その後の懇親会の席ですね。初めて会う方が比較的多いんですが、それでもって名刺交換しながら、お互い支部の状況を話し合ったりですね。

増田（副幹事長） これも言い過ぎかもしれませんが、私率直なところ申し上げます。昨年協議委員会に初めて出たんです。そうすると、さくらがいて全部お膳立てであって、そのお膳立てにのって、そのお膳立てというのは事務局がやるわけですね。それに従ってどんどんやって、協議委員が七〇名もいるというのに、事務局指導型の協議委員会、学員会ということになるわけですね。これではだめなんですね。事務局は手足に使えばいいんです。逆に使われているというのは、これはやっぱり執行

部が弛んでいるんですよ。だからそれはやっぱり活動できるような執行部にしないといけないと思うんですよ。

六、中大法曹・他学員支部との交流 発展の模索

司会(福吉) その点、田村様いかがでしょうか。

いまの話題は学員会相互の交流を図って、もう少し団結していかなくちゃならないんじゃないか、そういう機会としてはどういう機会を持つべきであろうか、会館をもう少し利用すべきだという意見も出ておりますが…。

田村(中央大学員体育会) ええ、それはまあ会館を利用するなんて大いにそれは結構なことですよ。いま先生がおっしゃいます、その協議委員会の問題ね、それから今度は上の評議委員会です。我々が発言したたくても時間でびしっと決めて、おっしゃる通りなんですよ。さくらがいますしね。喋るとそれをむしろ止めるような仕組みになって、ですからその日の協議内容だけじゃなくて、全員がフリートークキングが

できるような評議委員会と協議委員会のチャンスを作ったら大分変わってくると思いますがね。やっぱりあれは議題のない、いわゆるフリートークキングをする評議委員会と協議委員会、そういうのを年に一回でも二回でもやるようになりますと、大分変わってくると思いますね。それからちょっと余談にあるんですけど、社会学部の小林進先生ご存じですか。「うちの法学部の教授はろくなのいねえ」と、「もう総入替えをやれ」というようなことを平気で公の席で言われるんですよ。ところが、川瀬先生の先程のお話を承ると、何かある意味ではその真意をついているようなところがあるんじゃないか、とか思うんですがね。いわゆる講義に出ていただけでは、とても司法試験の対象にならないというふうに承ったものですかね、これはやっぱり小林先生の言葉もあながちばかにできないなあという印象をいま受けちゃったんですよ。だけど本来はそれが一番手っとり早いんじゃないでしょうか。体育会のことも言われるんですよ。「あの何々部の監督はだめだから変えろ」と、それはもうおっしゃられて

もごもつともかもしれないけれども、直ぐ変えるわけにはいかないですわね、ですから、そのただいまの法学部の問題も同じじゃないかと思うんですね。だから確かに真理をついているにしても、それができればもう最高のものだと思うんですけども、なかなか先生を取っ替えるなんて話はないでしょう。

司会(福吉) 体育会側から見ると中大法曹会に対する思いとか、印象とかどうういうものかという実感をお持ちでしょうか。

田村(中央大学員体育会) 中央大学というとやっぱり法学部という頭しか、僕等の時代はないものですからね。ですからこの前もちょっと私、生意気なことを申し上げたんですけどもね。やっぱりそのスポーツというのは勝たなきゃいけないと同じように、やっぱり司法試験といえども、ある意味では勝負だと思っております。だからその手段は皆様はプロでいらっしゃるんで、僕等素人では分かりませんけれども、どんな手段を講じてもやっぱり中央が3位というのはこれはちょっといただけないで

すね。だからやっぱり名誉を回復する伝統とかいろいろなものを含めまして、何とかまた東大と勝負するようになっていただきたいと思ひます。

司会(福吉) それについて中大法曹会に對してはどういう具体的ご意見がありますか。

田村(中央大学学員体育会) 先程のもつといひ先生を入れたらどうか、それからその入学をもつと積極的にする方法を講じたらいひとか、いろいろ方法はあると思ひんですけれども、その点は僕等はちよつと畑違いなものですから。

司会(福吉) 浅野先生の方は何かありませんか。

浅野(白門弁理士倶楽部) さつき大分申上げたんですけれども、ちよつと話が横にずれますが、われわれの方も中央は全然今はじり貧なんです。弁理士試験がじり貧になつちやつたという理由の一つは、やはり大学の取組み方が非常に消極的なんです。中央には専任の教授がないのです。特許法と一いつ言ひましても、いまは非常に多岐にわたつておりまして、商標法と特許法と

は全然違ひし、最近では不正競争防止法、著作權法さういふようなところでもかなりメスが入つてきております。そこで東大では早々と専任教授を置きました。本来中央が先鞭を付けた分野であるにもかかわらず、未だに専任教授がいなひといひのは、はなはだ大学としては怠慢ぢやないかと思ひます。法学部教授会になつていひるので、弁理士なんかは中央の関知するところではないといひるのであれば構わなひ。しかし弁理士はこれから益々重要な分野を担つていくのぢやないのかといひ認識が一般にあるところに対して、何もやつていひないといひのは、本當にしようがない。弁理士試験を受かせるようなシステムになつていひないのです。司法試験について言ひますと、旧態依然としたようなカリキュラムになつておる。今、世の中そんなふうになつていひないんぢやないですか。大学のカリキュラム通りの法的システムになつていひません。

ですから、こちら辺の所をもう少し。お医者さんの世界なんかも随分変わつてきていひるわけですから。我々の方は実務家主導なんです。弁理士さんとか特許庁の実務家

主導で、学者が後から付いて来た、と言ひ感じです。まだまだその点学問主導になつておらなひといひもどかしさがあるんです。例えは今非常に問題にもつていひる不正競争品の問題、これは法律の世界からなんかもわりと入り易い。特許の方は技術が分かひりませんとなかなか入りずらい。ところが、たとえはいま不動産がこんなふうになつていひますけれども、知的所有權に對して、だれも評価できないんです。日本の技術は世界でもナンバーワンクラスです。アメリカとはほとんど拮抗しておる。かなりいい技術を持つておると思ひんです。ところが値段がつけようがないから、結局それを担保に、銀行からお金を借りて、何かやると言ひうことはできないんです。結局は銀行は不動産で評価するしかなく。こゝういひるのは二一世紀に向かつていひる現在におかしと思ひうのです。アメリカの国土の二〇分の一ぐらいで、アメリカが二倍も買えるような値段が付いていひるといひるのはおかしんで、その技術がよければその評価をして、そしてそれに対して、貸借対照表がきちつとできるようなシステムにすべきな

です。但しこれをやるには、私も簿記をかじったものですから承知しているのですが、根底から含み理論を覆したような説をとらなければいけないんです。ところが、学者が育っていないような状況ですからだれもできない。特許の方からも分野から先生が手を出せない。要するに谷間になっちゃっているわけです。だから、これはかなりいい人材が入ってくればまた分野として確立するし、またビジネスにもなるわけです。そういうようなことをいろんな分野の人がフリーに話ができるようなところで、やればおもしろいんじゃないかと思えます。それにはどうしたらいいのか、とようやく本題にはいるんですが、先程来から支部長会議があります、何とか会議がありますと、それはいいんです。それはそれでやらなければいけないことなんです、その中大法曹会全体を活性化します。あるいは中央大学出身者を活性化するというのはだれにターゲットを当てているのか。功なり名を遂げたりダーにターゲットを当てているのだったらいままでいいんじゃないんですか。ところがこれからやろ

うという人、あるいはいま中核になって、我々の年代ないし我々の年代よりかちよつと下の年代、そういう年代の人、何かやりたくても、どこをどうついたらいいのかという人が一杯いるわけです。たとえばさっき、白井先生だったと思うんですが、職域団体のものよりも地域団体とか、そういう方が活性化していますよと。私も日野支部に入っておりまして、やはり日野支部の方が活発なんですね。白門なんかはこのところ二三年は総会も何もやっていないんです。最近私が入った新設のロータリークラブは中央出身が多く、日野支部の方々と顔触れが同じでした。ついでに言いたすと、中央大学というのは非常に優秀です。優秀ですけれども、中央大学を名乗りがたがらない、隠れキリシタンになっちゃっているんですね。私も今年は忙しかつたものですから、臨時にいろんな大学のアルバイトを使ってみたんですが、中央大学から来た学生さんがはつきり言ってトップクラスでした。だから決していまでもおそらく学生さんの質は、そんなに低下していないと思うんです。にもかかわらず大した結果

が出ていないということであれば、これはやはりやり方が悪いんじゃないのかと思います。さっきの話に戻りますと、ターゲットをだれに当てているんだと。私は、難壇に並んでいるような人はもういいんじゃないかと思えます。もう自分でやれるんですから。むしろそれを支えていく、これからの人にやってあげないと、今度は自分が継いだって落っこちやいますね、下がいませんので。順繰り順繰りに回していつてあげないと。それには、ターゲットをだれに当てるんだと。やはりある程度若者に当てなければいけません。若い者は支部長会議に参加できませんし、仮に支部長になれたとしても、いま一番忙しい盛りにそうそう出てこれませんですね。出て行くとしたら仕事を終った後ですよ。そうするとやはり、その仕事を終った後のご時世五時なんて帰れませんですからね。普通の一般の企業はですね。そうすると、その仕事を終った帰りにちよつと、じゃ飯を食うんだつたら、一人で食うよりも、あそこへ行けばだれかいるかもしれない、というようなところがなければこれは長続きしません。そ

うなってくるややはり常設ですよ。クラブは常設しかありません。私共は、高校で常設のクラブを実は持っているんです。旧制の

中学で常設クラブを持っているのはわりと少ないようなんですけれども、ちゃんと事務員も抱えておりまして、ある一つの場所

を持って、年中オープンしておりましてですね。そこへいけばだれかがいると。そう

いうのがないと長続きしませんですね。だから例えば駿河台の記念館の一室を学生会で借り切っちゃってもいいんじゃないです

か。学生会で一年中借り切って、差額を補助して、市中よりも少し安い値段で何か食

ったり飲ませたりするのです。ただお茶の水というのはわりと来づらいですよね、

交通の便を考えますと。やはり銀座とか、新宿とか。そちらの方に一部屋作って欲しいですけどね。

司会（福音） 今回、場所を会館の中で予定していたのですが、使えなかったわけ

です。

浅野（白門弁理士倶楽部） そうですね。

あそこはいいところですよ。私共一回白門で使ったんですが、結構安い料金で半値ぐ

らいになっているんじゃないんですか。結構いいホテル並の御馳走がありましたね。

（以上 石川）

司会（福音） 中大法曹編集委員の中村先生の方からご意見をいただきましたと思います。



中村 いろいろ諸先生のお話を聞いていて、どこの支部でも活性化について悩みを持って

おられるようです。その原因は学生の頃から、中大をあまり名乗りたくないとか、私のように、昭和三〇年卒の者には、当時マズプロ講義で、立って聞く有様で、講義が終わっても、たむろする場所もなかったから、学生同志の接触が薄いのです。私も、同学年の親しい人は二〇人位しかおらず、たまたま、学研連の瑞法会に入っていたから、これを中核とした友人です。

こういうことが、後々まで尾を引いて、強い連帯感が出てこないし、そのあとの運営も希薄になってしまうのだと思います。

実は、今日、御出席の草野体育会長と深

沢先生とは昭和三〇年卒の同窓なのですが、名刺交換をしたのは今日初めてという関係なのです。

それができましたのも、昭和三〇年会の世話人が名簿のしっかりしたのを作ったさりと、有料ですが、私がそれを持っていたからなのです。

その意味で、まず基本となる正確な名簿を大学側なり、学生会が、何かをやりたいという世話人に公開して下さることが、活性化の第一歩だと思います。

私が中大法曹会のことをやるようになりましたのも、私が瑞法会という研究会の理事長をしているときに、猪股喜藏先生が、中大法曹にもっと熱を入れるようにといって、幹事に推して下さったからです。そして、編集委員になって、出席率が良くなったというところで、活性化については、早くから、会内にとけこめるように連絡をとり、何かの役を受持つてもらうことが必要であると思います。

七、中大法曹に対する他学員支部からの期待

司会 (福吉) 中大法曹会に対して内部から特に意見がございますか。

中村 そうですね。私もたまたま瑞法会という研究会の理事長をさせていただいた関係で、猪股先生が中大法曹会にもっと熱をいれろと、ついては幹事にしたからというところがつい五、六年前なんです。で、編集委員会に出させていたただいて、やや出席率が良かった。その間三〇年間空白という、あんまり中大法曹会が動いていなかった。今、ようやく組織が確立されて活発になったんじゃないですかね。

司会 (福吉) これから活性化させるといふ意味では、何か具体的な方法はございますか。

中村 中大法曹会員の資格を持った方には早いとこ呼び掛けて、永続的に出席されるように雰囲気作りなり、あるいは役を与えて、どうしても出ていかざるをえないようにしていくことが必要であろうかと思いません。

司会 (福吉) 中に引き入れないと駄目ですか。

中村 そのところ何とかしなければいけないでしょうね。

司会 (福吉) 分かりました。神事務局次長から、中大法曹内部からその点に関連してご意見をお願いいたします。



神 お話を伺っていますと、中大OBは未だに全部がバラバラなんですよね。一人一人は

努力家で一生懸命やるけれども、まとまって何かをするという力がない。今後は、中大法曹会あたりがもう少し求心力を高める役割を果たして、何かをしていく必要があるのではないのでしょうか。

私は昭和四七年の卒業ですが、この時分の卒業生は、七〇年安保闘争に象徴される学園紛争の真っ只中にあつたこともあって、学生相互間や教授と学生の間にある意味での連体意識が生まれ、未だに当時のクラスメート、OB、教授等との付き合いがあります。そのせいか中大OBの異業種交流の場も幾つかあり、今も続いております。例えば、本日ご出席の弁理士会の浅野先生か

ら紹介を受けた「エスブリ・フォーラム」という団体では、年一回だけです。ここには、その会に所属している第一線で活躍中の方にご講演を願います。そのあとにパーティーをして交流するという形で中大OBの異業種交流の場が作られています。中大OBは求心力がないといわれながらも、まとまって何かをしている団体があるわけです。私はこれを統合できないものだろうかと考えています。

学会全体を変えていくことが必要に思われます。長老の先生方が役員に就任し、その方たちだけで運営されているようでは、新しいものが生まれてこない気がします。今日お集まりの体育会であり、鑑定士会であり、弁理士会であり、あるいは法曹会を加えた四者主催でもいいと思うのですが、会合を持って交流の場を作っていくならどうでしょうか。それがいつかは大きな力になるのではないかと考えているわけです。私が、もう一つ提言したいと考えていることは、中央大学には専任講師がいないということに関連して、外の血を入れた教授なり講師陣を確立すべきではないかという

ことです。中央大学の教授というのは、法学部に限って言えば、何故か中央大学出身者にかぎられてしまっています。昔は、他大学出身の教授もいたし、東大の教授が講師に来るといふのも珍しくなかったと思います。いつの間にか、中央大学自体が、他大学出身者を教授陣や講師陣から排除してしまっており、現在では、中大出身者だけの教授陣だけの大学になってしまっています。工業所有権の専任教授がないということです。工業所有権の専任教授がなくなることですが、こうした環境には問題がなかったのでしょうか。これでは魅力がなくなるわけです。少し中大以外の血を入れて、中大出身の教授陣を批判するぐらいの感じにしたらいと思えます。そのために、法曹会なり、体育会なり、弁理士会なりが、学会の支部の代表者として、大学側に働きかけていくことが必要ではないでしょうか。

司会(福吉) ありがとうございます。

では委員長からの意見をお願いします。

豊田 いろいろ貴重なご意見をいただきました。私共の考えておったところを先生方に具体的におっしゃっていただきました。

先程、大分お話が出ておりましたが、つい最近の「学員時報」を読んでみますと、何と卒業生は三九万人もいる。しかも学員支部というのが海外を含めて全国で八八の地域支部がある。職域や、あるいは同期、企業などの支部が五六ある。併せると一四〇余の支部がある。先程地域の支部はそれぞれのお仕事が違う方々が集まって、非常に活性化しているように聞いております。そして、この「学員会のご案内」というPR誌を見てみますと、企業、官庁などで組織する支部が、例えば東京都庁であるとか、霞が関白門会であるとか、また学友会サークル、これはもちろん学員体育会を始めとして幾つかある。職種で組織する支部として中大法曹会、南甲倶楽部、弁理士倶楽部、鑑定士倶楽部、といろいろありますが、その他に先程白井先生がおっしゃっておられました卒業年次の同期会も支部になっています。これを一度に急遽、この支部相互の交流というのはまずもって難しい。そうなる、ある程度の長い歴史と組織のある支部が相互に交流することによって、支部相互の交流のきっかけを作ることが交流

の充実を計る一つの方法であると思います。ところで中大法曹会の「中大法曹」という機関誌の内容を拜見いたしますと、司法試験、これはもちろん大事なことですが、司法試験の合格率を高めるための具体的な思索、方策がいろいろな法曹会内部で真剣に検討されている。これは確かです。従来、これはあくまでも「中大の将来を語る」とか、「魅力ある中央大学」とかいうテーマの特集号も一部ございました。一部ございましたけれども、これはあくまで法曹会内部だけの知恵を絞っているいろいろな検討をされている。今回、野宮先生初め、増田先生、深沢先生等、法曹会の幹事長、副幹事長が、企画された今回は更に組織のある、伝統のある他の学員支部から具体的なご意見を頂戴する、お力をお借りする。これは今すぐ芽が出るかどうかは別として、徐々に大きく広がっていくだろうと私は期待しております。

司会(福吉) 白井編集委員からもご意見をいただきました。ありがとうございます。

白井 中大法曹会というのは、私も当初入った頃は、この団体は一体どうい

なのかと考えてしまっただけです。というのは郁法会は、主流からはずれておりまして、中大法曹会は五研連ないし六研連が実権を握っているというふうには認識しておりまして、私のはずれ研究室の連中はあまり関係ないんじゃないかと見ておりました。しかし、そのうち私もこの郁法会支部を作ったあと、この法曹会にのめり込んでしまっておるほどです。そのため、当初はこの中大法曹会は若手がついてこない、砂上の楼閣になるのではないかと批判をしてた方なんです。現在もその危機感を感じておるんですが、ただ、その中大法曹会も今後裾野を広げていくための活動というんですかね、それに役に立つ活動をやっていただけというもんですから、私も感心して参加をしてきているんですが、特に法職講座、これは司法試験合格者を増やすために大学が今まで何もしていなかったわけですので、法職講座を私の後輩の木内宣彦教授が組織を作って動かし始めまして、途中で亡くなってしまい、今私の研究室の会長の高窪利一教授が引き継いでやっているわけですが、これを中大法曹会がバックアップして組織

作りをして現実に運営させ、軌道に乗せてきているわけです。そのため、うちの研究室は後輩に対して、この法職講座にいきなりと勧めたおりますけれども、他の研究室は本音と建前が若干違っているところがありまして、参加をしないところもあるようですが、そこらへんも大学がバックアップしていくという意味で必要なんではないかと思うんです。中大法曹会はそういうふうには法職講座を作ってきておるわけですが、今伺っていると、工業所有権、私も勉強し、弁理士試験に合格したものの一人として、専任教授はいないのはさびしいですね。中大の教授の質があんまり芳しくないという、先程の田村さんのご意見ですが、私も方々で聞いております。ですから、教授陣の問題も、それから講座の問題も、特に法律関係とばかり限りませんが、法律関係の弁理士、公認会計士、不動産鑑定士、それぞれの業界の方々の、我々学員会支部がですね、大学に働きかけて、自分達の後輩が数多く育って行くような組織作りをしていくため、お互いに連携し合って提言していくというんですか、法職講座は我々成

功したわけですから、専任教授を設けるようにとか、それから弁理士、不動産鑑定士、税理士、公認会計士等、税理士等に入ってくるルート作りですか、これを大学側にやってもらうように働きかけていったらいいと思うんですね。そうしませんと、今、川瀬さんが言ったように、予備校にみんな行ってしまいました、中大に何も恩恵を感じないという人が出てしまうと、本当に砂上の楼閣で、各学員会支部に後輩が入ってこないということになると思うので、そこらへんを我々支部が働きかけることによつて後輩を育て、後輩が続いて入ってきてもらうという活動がこれから欠かせないのではないかと思います。

浅野 私も全く同感でして、実は我々の方は日本工業所有権法学会という学会があるわけなんです、ここでは現在中央大学の先生というのはほとんど発言がないんです。むしろ弁理士さんとか、中央出身の弁理士さんはこの大学の教授に持っているって、も恥ずかしくない人がいっぱいいるわけです。人材としてはいっぱいいるんですが、なぜか中央にはそういう人に何にもしてい

ない。そういうのは我々もこれからは非やっていたかなければいけないのではないかと考えています。むしろ逆に現状はどうなっているかという点で後退でして、工業所有権の我々研究会があるんですが、その下部組織に答練会組織があるんですが、これは今迄毎年弁理士試験に多数の合格者を出していたんですが、なくなっちゃったんですね。なぜなくなつたかという点で、要するにお金の問題なんです。今司法試験と同じように、我々の方も予備校みたいな、塾みたいなものがいっぱいあります、結構教える方がうまいということで、みんなそっちに引っかかっている。だから、全然そういう意味で縦の連絡なんかなくなっちゃって、むしろ大学出身というより塾出身というような、多分、これ司法試験の方でもそういう傾向があるんじゃないかと思うんですが、これはちょっと危機なんですよ。そこらへんのところも今言ったようなことで補えばいいと思います。ただ我々の場合、何たって人数がいらないで、パワーがないもんですから、法曹会のお尻の方にくっついて行って、一緒に後押ししてもらわない

といけないんです。

もう一つはその中大法曹会の活動化、私は別の立場にいるもんですから、中央大学の活発化という立場から一つ意見を述べさせていただきます。中央大学の入学の仕方は、昔はほとんど校長推薦なんかあったんですが、今は校長推薦が相当あるんですね。だったら、支部長推薦もあつてもと思います。一八〇幾つしか支部はないわけなんです。逆に言うと、一八〇人しか入れないんですね。全体で法律だつて七〇〇、八〇〇人枠があるはずで、全学部で何千人の枠があるわけですから。今、校長推薦が半分近くまでいっているはずなんです。ほとんどが決まっています。だったら支部長推薦が半分近くまでいっているはずなんです。ほとんどが決まっています。わけですよ。だったら支部長推薦で、一つの支部に二、三人くらい、まあ人数に応じて。そうすれば、当然親が中央ですから、孫子がいくなつてすよね。嫌だつて言つたつて愛校心出ますよ。これは何も突飛な発想ではなくて、英国でもやっているわけなんです。統校の中央がやるからこそ意義があるわけ

です。どこの大学ですか、最近の大学ですか、一芸があれば成績が悪くても入れちゃうという、亜細亜大学ですね。かつてはあまり良くなかつたんですが、最近はその大学が出てきているんですね。就職なんか良くなつてきているんですね。あれはやっぱり何か一芸に秀でている人は何かあるんじゃないか。学業の方は仮に良くななくても何かあるんじゃないか。いい人もいるのかもしれない。それだったら支部長推薦も親の身元はつきりしているのですから。もちろんレベルがあんまり下だったら推薦しなければいいわけ。高校の成績である程度分かるわけですから、これで推薦をしちゃう。それに対しては入学を許可すると。私立大学ですから、そのくらいあつたつて面白くないかと思えます。いつもそんなことを言っているわけです。それからさつきから言っている常設のクラブなんです。がね、これは例えば御茶の水に記念会館を一個だけ設けたつて、あんまり影響はないんです。これは中央大学出身の社長さんがいっぱいいるわけで、そういう社長さんに個別に折衝して、要するに安く貸しても

らうと、その代わり人数送るよと。商売人
だったら当然そのくらいの計算は出ると思
うんです。それをあっちこっち、何も新宿
でも渋谷でもどこでもいいわけです。地方
だっていいわけです。それは向こうだって
赤字にさえならなければいいわけですか、
これは面白いと思うんですよ。そこに行っ
て当然そこでビジネスのチャンスだって出
るし、ビジネスだけじゃないです。今困っ
ているのは、未だ私共はその年代にならな
いんですが、ちょっと上の先輩達が困って
いるのは結婚ですよ。そのだんだん人間が
少なくなっちゃって、一人っ子か二人くら
い、三人というのは今めずらしいですか、
一人っ子が多くなっている。そうすると、
だれとくつつけるのか、そういうのが結構
大変なんです。そこでクラブでもあって、
ああ、あそこの親父だったらよく知って
いるわいかね。そういうんだったら安心で
きるんですよ。

神 先程、サロンのようなものを借り上げ
るといふ話が出ましたが、もっと簡単にや
ろうとするのであれば、お店をまるまる借
りあげるのではなくて、曜日なり日を決め

て、定期的に借り上げるという方法もある
と思います。その曜日なりにそこへ行け
ば中大OBが誰か彼か来ているという状況
を作るわけです。常設が望ましいけれども
この程度でも、交流の場は生まれると思
います。

浅野 広くね。

神 あっちこちにあると便利ですよ。

藤沢 今ちょっと言葉が足りなかったん
ですが、そのビジネスチャンスですね、これ
なんか弁護士先生なんかの場合、相続に
連して土地活用とか、借金してビルを建て
た方がいいとかですね、そういう問題があ
るわけなんです、これはブランニングが
大切でして、ブランニングを間違えると
んでもないことになる。そういう問題があ
りますので、そういうサロンのものの中
で、そういうブランナー、これはオーナー
とユーザーの接点で仕事をするということ
ですから、もう本当に両方の立場を真剣に
考えてマッチングさせないと、どえらいこ
とになっちゃう。そういう問題があります
ので、そういう意味で専門家同士の交流と
いうのはどうしても必要だろうと思います。

司会（福吉） 交流の場所の提言というこ
とです。

藤沢 そうです。

白井 先程、支部長推薦のお話ですが、支
部長会議で何度も出ています。ただ大学側
は推薦入学は六〇パーセントで結構多いん
です。

田村 現状では先生になれないんですよ、
中央の学生が。特に体育系は全く駄目なん
です。他の大学に行つて資格を取らないと、
ですから高校、中学の体育の先生で中大出
身はいないんです。一人もいないんですよ。
但し、日本なんかに学資入学してですね、
これは別です。その道を開くようにあらゆる
運動をしているんですがね、なかなかい
い結果は得られないんですが、その点を他
の先生も含めましてね、体育だけでなく、
今、文学部の一部にコースがあるだけで、
あとはないはずですよ。ですから中大出て
先生になれない。中学は別ですがね、高校
の場合ですね。

増田 それは教職の単位がないということ
ですか。

田村 はい、そういうことらしいです。

増田 なぜなんでしょね。

田村 昔はあったんですね。私らの場合は体育の場合を重点に申し上げているんですが、それを今いろいろ申し入れをやっていますので、それができましたら、一つその共闘をお願いしたいと思ひまして、それをお願いいたします。そうすれば、先生が高校に行くようになれば、いい生徒をまた送ると思うんですよ。体育ももちろんそうですし、頭のいい子も法学部へ行くと、そういうことが起きてくると思うので、一つその点をよろしく。

増田 先程お話に出ていました、中大法曹会は若手と遊離しちゃっている、どうも年寄りばかりだというふうなご意見もありましたが、それを何とか若手も中大法曹会の方に親しみを持ってもらおうというきっかけを作るために、今年は大中大法曹会の一三号を今までは希望者にそれぞれ弁護士会なら弁護士会の控え室に置いておいて勝手に持っていたらどうかということであったのですが、今度は私の所属している第二東京弁護士会の場合は、全部、前回一人ずつチェックしましてね、中大の中退されて弁護

士会に入られている方も含めて、全員に郵送しました。そうしまし、意外に皆さんからお礼の手紙がきたんですね。こういうのをもらったのは初めてで非常にありがたい。是非こういうことを引き続きやっていただきたい、そうすると、自分達も大学に対して今こういうことがあるのかということが分かって、何か力を貸したい気持ちも出てくるというご返事をいただきました。以上です。

司会(福吉) そういう意味では支部の支部下というか、一弁なら一弁、二弁なら二弁の各弁護士会に、支部を設けて協力していかないと、同じ弁護士会に入っているけれども、それが中央大学出身か分からないですからね。

増田 それを全部チェックしました。司会(福吉) 我々一弁なんです、そういう意味ではチェックが必要ですね。

浅野 もう、一つだけ中大法曹に具体的に提言をしておきたいと思うのですが、例えばばさっきの「中大法曹」の配付先に弁理士も含めたらどうかと思うのです。私たまたま高等学校が公認会計士さんが非常に多い

高校でして、私は弁理士であるにもかかわらず客員という立場で参加しているんですが、いろんな刷り物がくるわけですね。やっぱりそのくらいしないと当然何かあったらそっちにいくわけです。何回も言いますように使命感があればそれは結びつく、

ただ、そういう使命感というのはなかなか生じにくいことだと思います。やはり社会に出た以上は一つは利益がからんでいないとなかなか長続きがしない。ということになりますと、やっぱり配付先にも問題があるんじゃないですか。例えば我々の言うことも入っていたり、お互いに交換の場を何ページかあれば、じゃあ、何かあったときにはお互いにやりあおうという、顔は知らないけれどもという、正にその本を通じて一つ出てくるんじゃないか。これはすぐにもやれるんじゃないか、という気がします。

司会(福吉) あとは法曹会の中の資金的な問題、今まで本会誌がほとんど寝ていたという現状に関する反省の必要と打開ですね。直接送ったというのは新しい試みではないかと思ひますね。

白井 東弁はやっていますね。

神 そうすれば、これからは、大学関係者や法曹会だけでなく、他の学会の方たちも読んでみようかなという気持ちになると思いますよ。

豊田 たまたま本日ご都合で参加できなかった他の学員の支部の方々も沢山いらしゃいます。別の機会に、多数の方々の積極的なご参加をお願いし、期待いたしております。

深沢 司会者のご指名でありますので、一応この座談会は締め切らせていただきます。非常に示唆に富むお話を承ることができましたのに具体的な提言の方に話が進んだところで終了するというのは非常に残念ですが、これからもこうした意見交換の場を設けて頂いて学会会双互間の交流の輪を広げてまいりたいと存じます。

司会(福吉) 本日はありがとうございます。

(以上 佐藤)

霞 速記

速記者 石川 八重

速記者 佐藤 篤子

(付記・本座談会を開催するに先だち、平成四年一〇月一五日、「スクワール麴町」において、そのための説明会・準備会を開催いたしましたところ、学員体育会からは田村理事長、草野副会長、白門鑑定士会定森副会長、白門弁理士倶楽部の若林先生、東京都庁支部の西道総務局参事、中大理事猪股喜蔵先生をはじめ多数ご参加の上貴重なご意見を頂戴いたしました。誌上をお借りいたし厚く厚くお礼申し上げます。)

会員の声と消息

裁判所関係

拝啓

稲田 龍樹

いつもお手数をわざわざ感謝に耐えません。充実した会報をお待ちします。

敬具

八月二四日

野宮利雄様

豊田泰介様

大島 哲雄

現在（平成4年8月）浦和地裁勤務です。仕事にパソコンを使うよう

になってから8年目になり、個人の投資金額が342万円となりました。その分、判決原本用図面作成に精を出したいと思っておりますが、なかなかその出番が回ってきません。

長岡支部当時（昭和61年4月から平成2年3月まで）、カラーの図面を判決に添付したのですが、カラーコピー機がないと複製がうまく行きません。あれやこれや（データベース、表計算、パソコン通信を含めて）で、裁判所におけるパソコン本来の出番（パソコンをどうしても必要とする場面）は、まだずっと先だと思ってしまうようになりました。その長岡支部当時から始めたジョギング

も、現在で5年半となり、距離は約6300キロとなりました。

皆様のご健勝を祈念いたします。

大谷 吉史

四月から、支部長として、民、刑、家、少に加え、行政の仕事が加わり、重ねて、裁判官一名減で忙しい思いをしています。

当地諏訪は、七年に一度の御柱祭り、木落とし、建御柱、里曳きと賑わい、家族で地域の行事に参加でき幸運でした。

役所にも、官舎にも温泉があり、冬はスキー、夏はテニスと子育てには申し分のない環境ですが、そろそ

ろ、故郷恋しい気分になって来たのは、マンネリ化した日常に加え、諏訪の御柱という古来からの伝統行事に触発されたのかも知れないとひとり物思いにふける昨今です。

佐藤 康

司法研修所では、本年四月から修習生が一〇〇名増えて六〇〇名となり、一クラス六〇名で教室がとて狭くなりました。平成六年三月には庁舎と寮が移転することになります。敷地面積は現在の二倍以上（六万五〇〇〇㎡）でソフトボール二面、テニスコート四面、建物も随分立派になります。近代的総合研修施設として生まれ変わると同時に修習生も更に増加することになるでしょう。研修の内容もいろいろ工夫して充実したものにすべく検討していきます。

澤田 三知夫

弁護士から裁判官に転官して三年半を経過しましたが、責任の重さという意味において、弁護士時代とは、質的に異なっておりますので、比較はできませんが、日々心の安まる時がなく、大変ですが、その反面やり甲斐のある仕事をやらせてもらっており、充実した毎日です。

弁護士時代に経験した「あつてはならない裁判所」を反面教師として常に自戒しながら国民のための裁判官を目指しております。

沢川 満

小生は、目下裁判所から国会に出向中ですが、裁判所及び国会の職員が、法学部夜間に通学するに当り、中央大学多摩校舎が遠いため、止むを得ず他の大学を受験、通学しています。これは、かなりの人数になっ

ていることは確かですから、春日町の理工学部校舎の敷地内にも、大至急第二法学部を開設されるよう要望します。

須藤 典明

豊田先生には編集委員長を御担当になり本当に御苦労様です。

高木 新二郎

二十五年半の弁護士生活の後に任官してから満四年半を過ぎました。到底、一般民事裁判を担当する自信はありませんでしたので、倒産部に所属する前提で任官したのでしたが、勧められて民事通常部の部長に就任して満三年経ちました。弁護士からの任官者がつとまることを立証すべく沢田三知夫さんと共に努力中ですが、何とかありますので、どんどんと来て下さるよう希望しております。

御不安をお持ちの希望者は、私共に
気軽に直接にお尋ね下さい。

竹 田 稔

昭和五八年以降東京高裁で知的財
産権事件（特許・実用新案・意匠・
商標・著作権・不正競争等）の処理
を担当しています。

知的財産権を、どのような態様で
保護するかは、経済社会の発展状況
と関連して国によって顕著な違いが
ありますが、世界各国において工業
製品の生産技術が高度に進歩する
とともに国際的取引が活発化してい
る現代社会では、自国の利害のみに
こだわって法制度を維持することは困
難であり、国際的統一・運用が必要
不可欠な要請となっています。

また、このような状況を反映して
国際的特許紛争が社会的に注目され
ています。したがって、知的財産権

法の研究は極めて重要な現代的課題
と思いますが、聞くところによると、
この分野については、中央大学法学
部の教授陣、研究態勢は充実してい
るとはいえないようです。早急な強
化・充実を期待しています。

多 田 周 弘

（桜つつじ新緑紅葉枯銀杏
古城の堀に四季絵見る街）

裁判官生活二七年目を静岡で過し
ております。

（鳥籠のような壁打ちコートにて

山の暮れ行く景色を楽しむ）

年とともに孤独になり淋しさが増
す職業のようです。

昨年は「嵐の青春歌日記―受験生
とその父母に贈る」と題して、河出
書房新社から、司法試験受験時代の
歌日記を本にしました。受験生の心
情を理解していただくのに有益だと

信じてます。読んでいただければ幸
です。

その後出版予定の題が「母にささ
ぐ受験歌」と変りました。

千葉 庸 子

平成三年一二月より山口に参って
おります。当地は「西の京」と呼ば
れ、四方を山に囲まれた美しい街で
す。維新の足跡もいたる所に残って
おりますので休日にあちこち歩き
廻って楽しんでおります。

始めての土地へ来て何より心強い
のは中大出身者がいらっしやること、
当地にも中大出身の法曹が何人も活
躍しておられます。

永 井 尚 子

ご無沙汰しております。今春の異
動で福岡から札幌へ参りました。気
候は異なりますが、ここも住み心地

のよい街で気に入っております。主人は札幌地裁に、息子は保育園に、各々元気に通っております。

舟橋定之

残暑お見舞申し上げます。

申大法曹会四〇周年記念行事も盛況裡に終ってほっとしてましたら、早くも、来春の会報の編集の仕事がはじまったようで、編集委員の皆様には、本当にご苦労さまです。

裁判所部会の一員として微力ながら母校の発展のために、協力するつもりでおります。

東京地方裁判所八王子支部

(中大法曹会副幹事長)

草々

村重慶一

昨年八月から八王子支部に勤務し

ています。管内人口、規模、事件数とも大規模庁に匹敵しています。

三多摩地方は神奈川県から東京へ編入され、来年で一〇〇年になります。

管内住民の司法ニーズの高まりにより、将来、西東京地家裁への昇格、西東京弁護士会の設立が論議されることになるでしょう。会員諸先生方のご健闘を祈ります。

和田戈夫

拝啓 益々御健闘のことと拝察申し上げます。

常日頃、会報の発行等種々ご連絡をいただき有難うございます。

時節柄、一層のご自愛を祈ります。

草々

高山政一

近況

偶々、裁判官として最終任地とな

った仙台で定年退官。着任以来当地の生活環境に好感し、そのまま定住して弁護士登録。経年するうち白内障で視力著減し、また、これまで数回の開腹手術による後遺症で体力不全をも感じ、熟慮の末弁護士登録を廃止。現在は裁判所調停委員としてさ

さやかながらも社会奉仕の現状です。子ら一家は東京、千葉に在住し、

親離れ、子離れの三核家族ですが、すでに長期間に及ぶため、さしたる孤生感もなく、現状での生活を楽しんでいられる心境です。末筆ながら会報編集委員諸兄のご発展とご健祥をお祈り申し上げます。

検察庁関係

今井良寛

九月一日付で千葉にまいりました。よろしく願います。

大野直孝

山形勤務二年目を迎えています。

四季折々に味わい深いものがあり、果物も豊富な山形の生活を楽しんでいます。

開山憲一

昨年四月から訟務検事の仕事をしております。

刑事一〇年、すっかり忘れていた民事にもようやく馴れてきたところ
です。

専ら被告代理人ばかりです。一方で法律上の根拠がなくても行政指導が義務的となる場合があり、行政指導を行わなかったことが違法であるとして国賠請求を受け、他方で行政指導は法律に基づかないものであるから違法であるとの主張を受けるといった状況であり、行政の役割の重要性を認識する反面全てについて行

政に期待とするという安易さを考え直しているところです。

清澤義雄

昨年一二月三日付けの異動で表記（高知市丸の内一―五―一）に転居しました。

小林弘卓

本年四月に富山地検から浦和地検熊谷支部に転勤となり、家族を引き連れ熊谷の地にやってきました。

転勤後間もなくして第四子が誕生し、また、事件も多く忙しいこともあって、まだ家族そろって熊谷見物という訳には行きません。

熊谷の地は初めてですが、市内でのうちわ祭りを始め少し足を伸ばせば、荒川のラインくだりを楽しめる長瀬があり、暇をみつけて大いに楽しみたいと思っています。

五味朗

昨年一二月、水戸地検検事正から京都地検に転任しました。

近畿圏での勤務は、昭和三二年に検事任官以来初めてで、当初顔見知りも少なくやや戸惑いを感じる面もないではありませんでしたが、以来八か月、大分馴れ、目下神社佛閣名勝旧跡の探訪を重ねているところです。

佐藤美津次

冠省
今春から表記（新宿区富久町二一―一〇―二〇一）に転居いたしました。
よろしく願います。

鮫島清志

本年九月一日付けをもって旭川地検検事正から宇都宮地検検事正へ配

置換を命ぜられ、着任したばかりで
あります。後輩諸君の司法試験多数
合格を切に祈念しております。

島田 清

来年四月から弁護士をやる予定で
す。

高野 利雄

四月から東京地検総務部長として
司法修習生の指導をしておりますが、
中央大学出身の優秀な司法修習生が
少なく、淋しい思いをしております。
後輩諸君の御奮闘を切に期待してい
るところです。

会報の御準備、御苦勞が多いと存
じますが、宜しく御願ひ申し上げます。

瀧澤 佳雄

宮任えとそれに伴う転動生活も
一〇年になり、現在は三回目の地方

暮らしです。

都会よりも人間的な生活ができる
ことは嬉しいのですが、今回の第一
四号会報が発行される直後ころには
別の場所に転動となつているかも
しれないなどと思うと、根無し草に
なつたような寂しさを感じます。
それでも、社会正義実現のため、
頑張りたいと思っております。

平成四・八・二五

友枝 真郷

御多忙にかかわらず中大法曹の運
営御苦勞に存じます、特に意見等は
ございませんので名簿事項のみお送
り申し上げます。 匆々

中津川 彰

拝啓

皆様、その後ますます御健勝にて
御活躍のことと存じます。

私は現在、北海道の中心、札幌に
て元気に勤務しています。

札幌は、街並が美しく、只今では、
紅葉した街路樹が風に舞い、冬が近
づきつつあります。二〇数年振りに
東京を離れての単身赴任です。「冬
が大丈夫か？」と心配していますが、
スキー（骨折しない程度に）を楽し
んで頑張ろうと思っております。

皆様、くれぐれも御自愛下さい。

敬具

永村 俊朗

本年四月一日付で、大分地検から
静岡地検浜松支部に転動しました。

長山 四郎

自重自戒、一日一善。
皆様方の御多幸を祈念。

原 武志

司法修習生が、平成四年七月から

徳島にもはじめて配属されることになりました。

徳島の法曹にも新風を惹き起すことと思ひます。

平尾雅世

元気で頑張っております。

平田定男

今年八月二十九日に

新宿区富久町

の官舎から表記自宅（足立区日ノ

出町一四ノ八）へ

転居しました。

・中大の在學生、卒業生がより多数、

司法試験に合格するよう願っています。

寶金敏明

司法試験委員を四年にわたって命ぜられ、法曹の世界に迎えたい優秀

な人材をいかにして確保すべきかを考える機会を得ました。いうまでもなく、法曹会は、ち密でしかも柔軟な思考ができる若者を求めております。各大学はそのような力を持つ学生を育てるべく躍起になっているようです。わが母校ではいかがでしょうか。時代の流れに対応した科学的

綿密な法曹養成教育がなされているのでしょうか。結果をみる限り、必ずしもそのような教育がなされているように思われませんが…。

保坂洋彦

任官して、一二年目になりました。

元気にやっております。

中大法曹会のますますの発展を祈念申し上げます。

牧野雄一

幹事並びに会報編集委員会の皆様

方の御苦勞に感謝申し上げます。

松田昇

平成三年一二月に、水戸地方検察庁に赴任しました。当地には、関谷信夫先生をはじめ有力な在野法曹の方々（もちろん同門です）が多数おられ活躍されておられて心強い限りです。

法務・検察でも自門出身の優秀な若手・中堅検事が頑張っておりますが、総体的に検事任官者の減少が目立っています。当地検でも私以外同門の検事はいない現状で、昔日のことを思うと意外な感ずらします。後輩の奮起を望むこと切です。

大学には、是非とも明るい話題とその広報を切に希望しています。

水原敏博

本年七月一七日付けて名古屋高等

検察庁検事長を退官し、同月二〇日付けで新しく発足しました証券取引等監視委員会委員長に就任しました。

世界の三大市場にまで成長をとげ

た我が国の証券市場がルールにのって公正・明朗に運営されているか否かを、行政部門から独立した中立の立物で厳正に監視し、自由、公正で、透明健全な信頼されるものになるようお役に立ちたいものと念じつつ誠心努めておりますので、相変りませぬ御支援をお願い申し上げます。

宮本喜光

平成三年九月から、名古屋地検に勤務していますが、名古屋高検管内には大勢の中大出身の検事が活躍しています。

しかし、若手の検事が少ないのが心配で、多くの人が司法試験に合格

し、一人でも多くの人が検事に任官してほしいと思います。これからの受験生諸君に大いに期待しています。

近況報告等

山崎基宏

毎年若い検事が検察に入ってきましたが、我が中大生の陰が薄くなったように思われます。

是非立派な後輩を送り込んでいただきたいものです。

このことは中央大学全体にもいえるかもしれません。

このままでは早、慶とは離され明治、上智、青山といった学校にも抜かれかねません、頑張ってください。

吉岡征雄

近年、司法は市民の意識から遊離しつつあり、市民の期待に十分応えていないように感じます。

法曹の一人一人か真剣に司法の改革を考え、議論し、実行すべき時だと思えます。

公証人関係

秋山真三

平成二年六月、岡山地検検事正を最後に、三四年余にわたる検事生活に別れを告げ、同年七月から大森公証役場の公証人をしている。検事時代は、社会の病理現象につき、専ら刑事法の側面からこれを処理してきたが、現在では、公証人として、社会の正常な経済取引等を中心に、民事法の側面から、予防司法の一翼たるべく公証業務を扱っている。公証人になって初めて気付いたが、意外に公証業務の範囲の広いことだ。そのことが一般に余り理解されていない。各種契約・遺言・知的所有権

の保全措置等々について公正証書の作成によつてもたらせられるメリツトは少なくない。有効なご活用をお願いしたい。

岩崎 榮之

会報作成御苦勞様です

上原 洋一

平成元年七月検事退官後、公証人を拜命し、はや三か年の歳月が経過しましたが、漸く仕事にも馴れ、無事消光しております。

平素は会員諸先生方に御無沙汰ばかりで、大変申し訳なく存じております。紙上をおかりして、諸先生方の御健勝と中央大法曹会の益々の御隆盛、御発展を祈念申し上げます。

お蔭様で、沖縄県も本年で本土復帰二〇周年を迎えることができました。

小野 慶造
前略
残暑お見舞い申し上げます。

編集委員長としてお骨折りをいただきご苦勞様です。深謝申し上げます。

小生相変わらず、公証人として元気にやっております。役員の皆様にもよろしくお申し伝え下さい。

平成四年九月三十日

不

豊田泰介様

榎谷 忠男

司法の根幹は裁判にある。裁判を良くするためには、裁判官に人を得ることがある。

弁護士会が真に国民のためになる裁判官を弁護士会から送りたいと望むならば、中規模以上の弁護士事務所から中堅クラスの優秀なスタッフ

を裁判所に出してほしい。その年限は数年程度でも良いと思う。ただし、フルタイムである。

私は、元判事として、また、裁判官の提案には賛成し兼ねる。

窪田 四郎

中大の原点は法学部、その歴史を顧みて、「法科の中央」として東大と比肩する白門健児としての精神的支柱を学生に注入する必要があるのではないか。

そのために、OBであるわれわれ法曹会に属する者が、自ら一年に一度位多摩地の新生中大に赴いて法学部の学生たちとの集いをもち、激をとばす催しをもつのも大学学生に活を入れる一案でなからうか。そして司法に関心をもたせ、前途有為の青年に司法試験を受験させ合格者を多く

出し後継者を育成したいものである。

設 楽 英 夫

三五年余勤務した検察から公証人という職に転じて早や三年になろうとしています。刑事から民事関係の事務に一転し、当初はどうなることかと心配しましたが、「習うより慣れよ」のたとえどおり、何とか曲がりなりに、囑託人にドギマギせずに対応できるようになりました。仕事上ワープロにも親しんでおり、新しいワープロの便利な機能をどのように使おうかと興味深々です。やがてはパソコンに挑戦することになりそう、毎日をカナリ楽しんで過ごしている昨今です。

文京公証役場に勤務しており既に六年を経過しました。右役場は文京区役所（文京区春日一ノ一六ノ二一文京総合庁舎内）の中にあり、役場の所在がわかりやすいので依頼者からも便利だと言われております。學員の諸兄も一度お寄り下さい。

住所が 田 中 豊
大阪府吹田市から

左記にかかりました
大阪府豊中市北桜塚

二一三一一〇一三〇一
〒五六〇
電話 〇六一八四五一一五一四

三 上 庄 一

瀧 岡 順 一
小生
平成四年八月下旬、修習二五期の二〇周年祝賀会が、箱根湯本ホテルで開催された。私共旧教官も招待さ

昭和六〇年五月、公証人を拜命し、

平成三念四月検事を退官し、同年八月から前橋で公証人をしておりま

大和谷 毅

省略

ご苦労さまです
ご盛会を祈念します

宮 本 富士男

れ、合計三〇〇名を超える盛会であった。この集いは、旧教官にとっても、当時の教官仲間の旧交を暖める楽しい場でもある。また、教官と修習生との間柄の延長であるので、彼らの方の、いろいろなことについて、ざっくばらんに話してくれる。例えば、弁護士会の派閥の実態などは、その知識、経験をもたない私にとっては、極めて新鮮な情報で、大いに参考になった。教え子に最新情報教えられ。（平成四年八月二十五日記）

す。

横須賀市の自宅と前橋を行ったり、来たり元気で頑張っています。

大学関係

森田 三男

随筆「真相」とは、法曹会から同会報発行予告と各種の寄橋の通知を頂いたのは「八月十九日」。思えば私にとって右「日付」は生涯忘れえない。と言うのは、十五年前モスクワ大学に交換教授で赴任したのを機に、のち、日ソ円卓会議に五回出席したり、又副会長として現在「日ソ交流協会」(会長伏見康治)にも関与している関係から「九一年八月十九日」の旧ソ連の政変・「クーデター」は青天の霹靂だった。さらに驚いたことは、その前年の十月八日、日ソ専門家会議で、当時右首謀者の一人だ

ったというヤナーエフ副大統領にも会っていたからである。所が、最近そのクーデター事件の内幕の真相が判明してきた……。『真相』とは迷宮入りするものと、時間の経過によって自ずから立証されてくる一面のあるものを知る。又、本日、来日するエリツイン大統領歓迎昼食会(九月十五日)に招待されたので出席するが、妙な感慨無量なものがある。(平成四年八月二十九日記)

東京弁護士会関係

安藤 章

法曹会に入会して丸三五年、会則にしたがって、法曹会を通じ、母校中央大学の発展とわが国司法に寄与することにいささかなりともそれなりに尽力してきたつもりであります。特に昭49・50年度の事務局長として、

また昭59・60年度の副幹事長として、二度に亘り、中央大学の法学教育に関する充実策につき建議した者として、その後の母校の発展に大いなる関心を払っているところでありますがこのところ中央大学の発展にかけりがみえてきたと感じられるので心配です。

学会会の有力団体であるわが法曹会の執行部の諸兄のなお一層の奮起を要望します。

秋山 昭八

九月三日より九日までモスクワ市、セントペテルブルク市を訪問、文教関係者、新聞社編集局長、第一副市長等と交歓する機会に恵まれました。ロンヤ人の生活状況、社会状況、経済状況等は聞いていたよりズット活発で衣食住もそれなりに充実している状況でしたが、ペレストロイカに

よる共産主義の崩壊で新しい国家目的、価値観が極めて流動的でさらに初中教育には大学問題が多いことを切実に感じました。帝政時代の素晴らしい建築物が多く、とくに寺院の壮大さは一きわ目を引きました。

浅見昭一

前半二年は多摩校舎で、後半の専門課程は都内で学べる方策はないものでしょうか。

雨宮真也

東大に抜かれ、早稲田に肩を並べられ、京大の足音も後に聞え始めている。司法試験レースでの母校は、銅メダルの地位も危い。この低落傾向をストツブするためには、第一に、理念上、司法試験合格者の数こそ、法学部に対する一般的社会評価の最大のバロメーターであることに自信

を持つべきである。法学部は司法試験の予備校ではないなどという観念論に振り回されてはならない。第二に、手段として、法学部に司法試験指導専門の専任教員を置くべきである。司法試験のレベルは、一般の教授やOB弁護士が研究や業務の片手間で指導して間に合う域を超えている現実を認識し、これに対処すべきである。

洗成

本年四月から瑞法会の理事長を勤めることとなりました。研究室の活性化に努めたいと思っております。どうぞよろしく。

我妻真典

大学の地盤沈下が叫ばれて久しい。最近も週間ダイヤモンドの企業の大業に対する評価で、わが中央大学が

なんと全私学中13位である。大学当局が遅まきながら改革を模索するようになったのが救いである。ところで一言法曹会に苦言を呈したい。大学の地盤沈下の原因の一つに、法学部でなければ人にあらずの風潮が、トータルとしても大学の魅力をなくしているところにある。法曹人になるのは一握りであって、これを強化するだけではじり貧である。法曹会があまり権益にこだわらず、大学全体の評価を高めるためにどうすべきかの観点から、大学当局に諸提言をして欲しい。学部や職域のエゴと受取られるのは、法曹会にとっても不本位だと思ふ。ぜひ中大を愛する者の戯言として聞いて欲しいと思う次第である。

安藤貞一

私が在学していた頃、駿河台の校

舎で学んだのですが、あの雑然とした雰囲気に一種の親しみを感じ、学校へ行くのが楽しみでした。

最近中央大学の一層の総合大学化が進み、他の総合大学と比較しても、ひけをとらない規模、内容をほころぶようになりました。学員としては誇らしい気持です。ただ以前の質実剛健の学風だけは維持してほしいと思っています。法学部もその中に埋没することなく、長い伝統に基づく独自性を主張し、一層の発展を期待しています。

阿南 三千子
拝啓

早いもので合格し、弁護士登録してより二〇年目を迎えています。

考えも定かでないまま弁護士となり、どうやら二〇年目に至って腰をすえて仕事をやる気持がついてきた

ようです。平凡ですが我がこれが日常です。

安藤 良一

本年度は法曹親和会事務総長として、多忙な毎日を送っております。

安藤 朝規

平成四年三月二八日から四月六日まで日弁連司法シンポジウムの準備のためアメリカのボストン・ワシントンDCへ司法制度の視察に行ってきました。

当事者間であらゆる事実資料・証拠資料を開示するディスカバリー制度について勉強し、民事訴訟における当事者の実質的平等と事実認定についての正確性について考えさせられました。わが国のように相手方の手持ち証拠の開示が不十分な現状で

は、証拠収集に大変な苦勞を負わされ、勝訴できるものも敗訴するリスクが存在していると考えています。この点ディスカバリー制度は参考になると思います。

荒井 清壽

事務所を独立して五年目に入り、仕事も非常に増えてきました。できれば優秀な後輩を一人、二人採用したいと考えています。高給優遇いたしますので、是非ご紹介下さい。

また私が大学現役中に所属していたアメリカンフットボール部が先般正式に体育連盟への加入が認められ、それとともにOB会も学員体育会に加入させていただきました。私自身も学員体育会の理事として微力ながら末席に参加させていただいており、母校のために少しでもお役に立てればと思っております。

石田寅雄

小生満九十才を過ぎ、腰痛等の病気で療養中のため、悠々自適に力めて居ります。

会のため何かと御尽力の程感謝申し上げます。

野宮幹事長にも宜敷く御伝言下さい。

近況

井上四郎

三〇年前に群馬県吾妻高原に読書用として建てた山荘に来てトルストイ著「戦争と平和」を愛読している。「人はだれでも自分のために生き、自分の個人的目的を遂げるために自由を用い、自分は今ある行為をすることもできれば、しないで済むことをその全存在をもって感じている。しかし彼がそれをなすとげるとたちまちにして時の流れのある一瞬に

完了したその行動はもはや帰らぬものとなり、歴史の所有するところとなり、その中でそれは自由を失った、先天的な意義をもつようになるのである」との著者の歴史における宿命論に触れ八五才の高齢と共に既に社会的活動力を失った今なお感動を覚えている。(一九九二年八月二四日吾妻高原山荘にて)

石橋 讓

心から皆様のご清勝をお祈りしております。

飯沼 允

この夏スイスに旅した。スイスは日本の九州程度の面積と聞く。

四一五八²mの Jungfrau に三四五4mまで山岳電車で登った。

幸い、快晴ですばらしい自然に身

も心も洗われるような一日であった。

ほぼ、どの山も山頂までよく手入れされた牧場で、この眺望もまたすばらしかった。

石田 茂

当事務所の弁護士塚本重頼宛にご案内をいただきましたが、同弁護士は本年四月一〇日に逝去いたしましたので、お知らせ申し上げます。

榎本 昭

登録以来二〇有余年、何とか弁護士稼業を続けていられるのも、中央大学出身であるためと感謝しております。

今後とも宜しくご高導下さいませ。

榎本 豊三郎

二一年間にわたる裁判官生活から弁護士生活に移り早二年余りを経過

しました。

同じ法曹でも裁判官とは違った弁護士職業の難しさを痛感している今日この頃です。中央大学法曹会会員の益々のご健闘を切望致します。

奥原喜三郎

母校を世界一の大学に

高木総長は中央大学を二一世紀までに日本一の大学にすると言言しておられる。全面的に賛成なので是非とも実現させて頂きたく皆さんで一致団結して力を合わせていきたい、と思います。

総長は日本一と言われますが同時に世界一とすることも出来るのです。駿河台を離れて田舎の学校になつた等と嘆く声を聞いたことがあります。が、素晴らしい環境で恰好な立地なので柔軟な頭で発想の転換をすれば忽ち世界一実現です。広い山野の校

地に桜一、〇〇〇本と動物公園駅からトンネルまでの立看を撤去し樺二〇〇本を植えれば良いのです。キャンパスに桜一、〇〇〇本の山と樺二〇〇本の並木のある大学は他に世界にありません。ギネスブック物、そして三〇年五〇年一〇〇年と時が経てば経つ程全く他の追随を許しません。一つでも二つでも三つでも世界一はあればある程良いのです。

小川恒治

卒業生諸兄の御健闘ご活躍を祈ります。

大輪威

学生の頃から正月の箱根駅伝に強い関心を持っていた。

此処二、三年、優勝候補にあげられながら勝てない。何故か、日大

は、かなり強い選手が入学している。中大は……。何か打っ手がいないのか。全コースをテレビ放映する時代、赤い「C」マークが二日間、テレビに映り放しを期待したい。

大川 貫

今夏（八月）は海外旅行も断念し、老後に備えて少しでも「ゆとり」、「あかるさ」と「省力化」を求めて、自宅の一部改築と設備のとり替工事をしない、仕事面では最終準備書面書や東京、静岡の各地裁に出向き、東弁では、一〇時から一二時までの電話法律相談二二件受け、深刻な世相を肌で感じ、夏の終りに全国組織の公法人の訴訟担当の研修会と全国組織の会社の法務担当の研修会に講師の一人として出講し、情熱を傾け、その後寄せられた研修生の「感銘を受けた」、「熱のこもった講義に

感激した」、「久しぶりに充実感を味
あい短かい二時間四〇分でした」

等々の感想文に接し、むしろ、自分
の方がいたく感動し、生甲斐を感
じ、その間にあって、八月ゴルフ
三回、汗をながし、九月に入り、
今夏はじめてプールに三回通い、
その度ごとに遊泳距離を延ばし、
まだまだ体力は充分あると自分に
言い聞かせ、何時までも健康で現役
でありたいと願っているこの頃です
(4、9、28記)。

小川 清

新事務所 (H4・4月に移転)

神 谷 威吉郎

只今、法制審議会の民法部会委員
として、婚姻及び離婚法制の改正に
ついて取組んでいます。

中大法曹の益々ご発展をお祈り申

し上げます。

金 丸 弘 司

小生は、中大の通信教育部卒です
ので、皆様の中大法曹会のような学
友も何もありません。

従って、貴会の件については格別
の関心もありませんので、近況報告
等は控えさせていただきます。

神 谷 信 行

弁護士登録十年目となりました。
少年事件が好きで子どもの立ちなお
りのためにかけずり回る毎日です。

少年事件と付添人について一人でも
多くの弁護士が関心をもち、援助の
手をお貸し下さるよう祈念致します。

川 口 均

四四期で今年の春に弁護士になっ
たばかりです。わからないことばか

りなのでいろいろと教えていただけ
ればと思います。

金 澄 道 子

初めまして
めまぐるしい生活ですが充実して
います。

久々湊 與一郎

目下俳句に没頭して
ペンネームは 湊 楊一郎
として。

やや重く背負うて帰る秋の風

桑 原 育 朗

近時、司法試験改革や弁護士の
裁判官、検察官任官、あるいは各
地における当番弁護士制度の実施
など、従来の司法制度のあり方を
問い直す動きが顕著になってきた
ようだ。その根底のひとつに、弁
護士会自身が自ら足を踏み出す姿

勢を示すようになったことが挙げられよう。

この傾向自体は非常に喜ばしいことではあるが、当然のことながら、足を踏み出せば、踏み出したことの責任が問われる。何を目指して進むのか、最後まで責任をもってやり遂げることができるのか。これらのことは、弁護士会の執行部や一部の者が考えれば良いということではないと思う。

弁護士会の動きが注目を浴び、若干の変化をもたらしているだけに責任を感じ、さらにこれを弁護士全体として進めていくことの必要性を痛感しているこのごろである。

久保田 紀 昭

経済の大変動の中、大法人、消費者という両極端の倒産処理にあたっています。

近況報告

草 場 理津子

平成四年四月から弁護士一年生として新しいスタートを切ったばかりですが、毎日毎日、わからないことの連続でホーと驚いているうちに過ぎていく状態です。

小 池 金 市

不死身の金ちやんと仲間から言われていた私も遂に八二才を六ヶ月すぎました。三年五ヶ月若い塚本先生が逝かれ又三ヶ月先に生れられた稲葉先生が御亡くなりになり淋しくなりました。幸に私は健康で月一度は海釣りにも出かけ休日には山歩きを楽しんでいます。今夏も黒姫山や斑尾山のスキー場でワラビをたくさん取って来ました、山に入ると子供の頃の野性に戻るようです。

真法会も新しい世界観を持った若者の指導で幹部の方達は大変だと思えます。号令一つで動いた私達の時代が懐かしく思われます一人でも多くの国家社会に役立つ人が育って呉れることを祈ります。

後 藤 徳 司

田舎に行くとも腹が立つ。それは河川が殆んどコンクリートで管理され、小川はU字溝下水になってしまっていることだ。コンクリート管理を止めよとは云わぬ。土木業者に儲けさせてはならぬとは云わぬ。ただコンクリートの内側に木の根や岩礁がほしい。杉木立や木竹、草木がほしい。このままでは、やがて海が死ぬ。金をかけて自然を壊すことはない。壊したら、金をかけて元に戻すことだ。どうせ無駄のしついでではないか。それが人類の英智ではない。

かろうか。

近藤 智孝

東京の西はずれ、秋川溪谷に法律事務所を持ったのが昭和四四年春の事でした。郷土の法律文化の向上に一石を投ずるといふ気持ちからでした。

あと数年で二五年になります。町医者が市民にとって大切な様に町に土着して市民サービスにつとめる人も貴重な存在と勝手ながら自負しております。中央大学OBであることを誇りに思い心新たに頑張るつもりです。よろしくお願い致します。

前略

近藤 浩

米国ハーバードロースクール及びそれに続く法律事務所での研修を経て、この八月、帰国致しました。日

米関係が混迷を深める中で、日本の弁護士としていかなる役割を果たすべきか思いを巡らせております。どうぞ今後共宜敷くお願い申し上げます。草々

平成四年八月

小島 滋雄

バブルがはじけたことによる倒産事件が舞い込み、夏休み返上での対応を迫られて日一日と自慢の体力が消耗されてゆく毎日を送っております。

桜井 千恵子

いつもお世話になります。今年も元気にやっております。

坂巻 國男

大学は、最高学府として、研究機関としての面と、高度の専門教育の面とを有している。そして、一

方大学の存在意義も時代により若干変化があり、明治時代においては、エリート養成機関としての面が大であったが作今の様に、多数の大学が出来てからは、その面も後退した。

しかし、大学の機能においては、いささかの変化もなく、良質の研究と教育が、大学の質そのものであり、この両面の質の良し悪しが、大学の評価となる。かかる意味において、中大法曹会も、母校に対し、様々、意見を具申すべきであり、これこそが、中大学員会の一支部としての中大法曹会の使命であると思う。

佐藤 隆男

独立して2年目、イソ弁の2年間とは異り、種々の深刻な問題意識に迫られ、いかに考え、いかに行動す

べきかと頭を悩ましている今日この頃です。

日本の社会において、法曹はその活動範囲を拡大できるし、又、拡大し日本社会のあり方に現在の何倍もの影響力を持つことが期待されているのではないか、などと日々考えます。そのためには、現在の法曹人口はあまりにも少なすぎないでしょうか。又、中央大学は、多様な人材をスナップに加え、開かれた大学による有能な法曹人を育成すべきであろう。

柴田 五郎

編集委員の皆様

大役ご苦勞様でございます。
よろしくお願い申し上げます。

島村 芳見

特になし

日々是好日

鈴木 康洋

今年はどうもおかしな年で、ややこしいことを何んか片づけられ、

又、別の難事が舞いこんでくるというところで、健康状態はぎりぎりのところ迄きているように感じられます。これが多少なりとも「仕事」に関係があることなら多少のことは我慢すべきでしょうが、「仕事」とは全く関係ないことばかりで、しかも「金」のかかることばかりというのですから救いようがありません。法職講座運営委員六年

もうご勘弁願いたいと思っております。加えて、いつやってくるかわからない解散・総選挙(岩手二区)をやらざるえをなくなり、実のところ、この世からにげだしたい心境です。しかし、いずれ死ぬ迄追いかけられるのがどうも宿命のようですので、もはやあきらめてお

ります。

菅原 隆

中大法曹会には、ご無沙汰しておりますが、元気で職務に励んでおります。

諸先生方の益々の御発展をお祈りいたします。

鈴木 正貢

「法科の中央」といわれたことがあります。残念なことにその意味が、他大学に比較して、司法試験合格者数が多いことにあつた様です。二十一世紀を目前にして考えなければならぬのは、単なる数の競争でなく法曹としての資質の競争、向上でなければならぬということだと思えます。

そんなことに思いを至し、微力ながら弁護士研修制度の確立に向けて、

少しでもお役に立てばと、東京弁護士会の弁護士研修委員会の委員長をお引受けいたしました（平成四年四月―五年三月）。多大の法曹を出している中大が、社会的な評価に充分耐え得る法曹となり、本当の意味での「法科の中央」になる日を夢見ている次第です。

須藤 正彦

この四月から、司法研修所民弁教官を担当しております。教官に中大OBが多いのにひき比べ、修習生の方には中大出身者が少ないことに、一味のさびしさを覚えます。

菅 沼 一 王

大学関係者と法律実務家がもつと気楽に話しあえる場をつくるべきだと思います。PKO法案の問題にしても、民訴法改正問題にしても、フ

ランクに意見交換ができないものでしょうか。

妹尾 修一朗

前略

会員の皆様には益々お元気に御活躍の事と大慶に存じます。小生お蔭で、本年は弁護士生活四〇年を迎えました。が、生来の凡才にて、閑業以来自ら省みまするに、全く進歩がなく、徒らに無為徒食してきた身を反省致して居ります。

よってせめて、これからの余生を今少こし充実したものにしたいと念願して居ります。

ついでには会員諸兄の倍旧の御指導を得たくお願いします。先はご挨拶迄
平成4、8、17日記 匆々

多賀 健三郎

種々お世話になり申訳ありません。

よろしく願います。

高橋 勉

まもなく人生の仲間入りとなります。

しかし、今年の春に、イタリア北部を旅した折りにヴェニス・ミラノ・ヒレンツェ各地の大聖堂に昇りました。特にヒレンツェの花のドゥオモでは四六三段の長い階段を徒歩で余裕をもって昇ることができました。というような近況で至って元気、好奇心も旺盛ですので、当分は現役で頑張りたいと考えておりますのでよろしく願います。

中央大学の法曹会の発展を祈念しております。

高橋 昭

外弁法寸感

日本法弁護士は外国法弁護士に雇

わかれてはならない等とする外弁法の規定が問題になっているが、たしかに論争される余地があると思う。大げさに言えば、外弁に雇われたいと願っている日本弁護士からは、職業

選択の自由（営業の自由）に抵触するおそれありだからである。勿論公益上の理由から右の自由が制限されている例は多いが、果して外弁法という公益は万人を納得させるものであろうか。米国流弁護士は営利追求型であるから、人権と正義を重んずる日本弁護士が営利型に侵食されるおそれがあるか。映画「評決」でポール・ニューマン演ずる弁護士は我々と同じ市民弁護士であったことを想起する。

ご報告
田口 穰

表記 菊地吉孝弁護士は、当職の

事務所にて在籍しておりましたが、去る7月30日ご逝去されましたので、ご報告致します。

田中峯子
前略 大変お世話様です。

自宅の住所が変更（大田区北馬込一―三二―三）いたしましたので、よろしくおとりはからい下さいませ。

豊田先生
敬具

高宮 健二

御苦勞様です。
宜しくお願い申し上げます。

中嶋 忠三郎

申すまでもなく、中央大学卒業は、私の誇りの一つでした。米寿を記念し、昨年「或る裁判官の回想録」なる著書を出版しました。半自叙伝と

もいふべき著書で中央大学に関係することが大部分であり、時おりみても、大学を偲んでおります。健康のために現在その続巻の執筆中です。大学の益々の発展を祈念しております。

中村 生秀

中大法曹会の会員は、各方面で活躍されていますが、後に続く法曹の育成には、これといった秘策が見つからず、司法試験合格者の減少は憂慮に耐えません。

大学とOBとが腹藏なく意見を交換し、優秀な学生を入学させ、就職よりも、最終合格をめざすように、物的にも環境づくりをすべきものと思います。今年は大六〇才になりましたので、気持を新しくして、次の出発点にしたいと頑張っております。

(1) 大学の監事として三年間、大学の財産状況と理事の業務執行の状況を監査するため、常時、大学の理事会に出席し意見を述べて参りました。

弁護士会の監事との差異は大きく、前者が財務監査のみであるのに対比して、私立学校法上の監事は比較にならぬ程多忙で且つ重要な職責を課せられております。

(2) かくして監事は理事より職務上多忙であり、年二回の大学会計の監査には、連続二日間、多摩校において、泊り込みで監査しております。

(3) 次に、監事には理事の如く、業務執行権はありませんが、理事の業務執行の不正行為のみならず不適当な行為の監査まで監査しなければなりません。

(4) 更に本年度新設の総合政策学部並に法学部の国際企業関係法学科等の設置申請のため文部省のヒヤリングに出席し監事として意見を述べてきました。

(5) 法曹会は大学の役員等に大学を知る有能なる人材を送り込むことが大学の発展興隆につながることを認識の上適材を推薦せられることを希望いたします。

中 村 茂八郎

中央大学の学部改革などの大きなウネリの中で、法職教育検討委員会に関わり、中大法学部の現状について直接見聞する機会を得ましたが、大学法学教育と法曹養成実務教育との乖離の大きさに驚いています。学生の意識も変化していますし、学校としても大変な事態だと思えます。そこで、今必要な

ことは、大学の現状を正確に把握することであるうと思っておりますが……。

私自身のことについては一九九二年は多事多難でした。怪我もし、妻の母を彼岸に送り、等々。しかし、元気にやっています。ゴルフのハンディも5に戻りました。シニアチャンピオンも獲りました。まだまだ老け込んではいられません。

4、8、21記

中 川 浩 治

この夏、久し振りに森の中の北軽井沢の山小屋で妻と二人、四日間過ごした。最近、ゴルフに疑り始めて、とんと来なくなってしまった小屋である。最後の目を除いて、殆ど雨と霧の中で、小屋から出ることはなかった。小屋から眺める森は翡翠のようにな緑色である。その中をア

カゲラやシジュウガラだろうか、小鳥が沢山敷地内に来て、目の前で木の幹をついたり、矢の様に飛んだりしている。思わぬバードウォッチングをした。ゴルフもよいが、たまには、森の中で、静かに無為に時を過すのも悪くないと思った。漆の葉が紅葉する頃、また、こゝで過そうと思った。

申し遅れました。小生今年五八才。妻と子供三人おります。長男は社会人、長女は大学四年で就職先が決まりました。次女は大学二年生です。

永石 一郎

五〇才が目前に迫りました。ソフトボールでも以前ほど飛距離がでなくなりました。歩く速度も遅くなりました。そのような気がします。

筋力というのは使わなければ低下するということを実感しております。そこで筋力を復活させると

めの手始めとして体ならしのためジョギングを始めました。わずかな距離ですが、ふくらはぎに鈍痛が残りしました。

早く次のステップのスポーツに入りたいものです。

中村 裕二

町田市に事務所を開設して、三年目を迎えました。なんとか先輩や同僚の助けを頂き、ここまでやってきました。話は突然変わりますが、私の友人の坂本堤弁護士一家が何者かに、よって拉致され、今年の一二月で三年を経過します。この事件を風化させず、一列も早く一家を救出するため、できる限りのことをしたいと考えています。町田市議会への請願の際には、皆様に大変お世話になりました。今後ともよろしく願います。

西村 真人

皆様に御無沙汰仕り失礼いたしておりますが、お蔭様で元気で、私の人生観に基づき、私の信ずる弁護士道を歩んでおります。四十七年の弁護士道を反えり見ますと感慨深きものがあります。

然し、それは所詮、自己満足に過ぎないものであらうと思われまます。地味に我が道を独り行く。これが私の心境です。

会員諸賢の御健斗と御多幸の程を私にお祈り申し上げます。

平成四年八月一八日

西村 四郎

昭和五二年四月に裁判官を退官し、六月に弁護士登録、民事事件を中心に現在に至っています。

大学時代の友人からも仕事の依頼があり、がんばっています。

法律事務所で若い弁護士、事務員と共に頑張って仕事をしております。

(☆事務所がかわりましたので、よろしくお手下さい。)

記

原山 庫佳

1 弁護士の社会的使命を達成するため、仕事に精励しております。

文京区本郷四―三―二
鈴木ビル 二F
服部法律事務所

2 三年前からはじめた囲碁もようやく初段(東弁)となり、楽しみが一つふえました。

3 弁護士賠償保険の審査委員をしておりますが、最近弁護過誤が増加し憂慮しています。

4 利用し易い司法をめざす司法改革の大きな柱として、弁護士業務の在り方を具体的に検討し、改革のプログラムをつくる時期が到来したと思っております。司法の前進のために微力を傾けたいと願っています。

神田四谷法律税研事務所
弁護士 平井直行は去る七月二八日永眠致しました。

会員名簿より抹消して下さい
様お願い致します。

平岡 高志

法律家もつと脳死について勉強して貰いたい。科学的な研究をして貰いたい。

第二二回医学会総会の報告では、日本では九九%が呼吸停止→心臓停止→脳死となる。問題は内科的

的損傷(例えば交通事故の脳挫傷、脳出血等)の場合、全脳の機能の停止することがある。

そのままで、自然的に呼吸停止→心臓停止である。このとき人工呼吸器を付ければ、心臓制止を免れる。(二〜五日くらい動かせる)脳死は心臓死に引き継がれる。全死の1%である。臓器移植を待っている人が多い。その人達の人権問題である。

平野 智嘉義

会員の諸先生方には日頃お世話になっております。

本年度の会則改正委員会委員長をおおせつかり、はりきっています。

会則改正委員会の職務権限についてはどこにも規定がないようです。

東弁の会則等改正委員会規則によりますと「委員会は東京弁護士会の会則、会規、規則等について検討し、

改正すべき点があればその改正の成案を得ることを目的とする」となっています。右東弁の規則に準じて職務権限を考えればよいのか、決めかねています。

堀川 文 孝

中大法曹会の先生方にはいつも大変お世話になっております。小生、生来勉強好きのためか、晩婚でして未だ子供三人が小、中学校に通っております。そこで、地元の小学校のPTAの会長を引受けたところ、杉並区から推挙されて東京都のPTA協議会の理事、副会長となり、今夏は、日本PTAの全国大会にも参加したりして、弁護士業より結構楽しくやっております。それにしても、二十一世紀を担う子供たちが少なくなり、東京でも学校の統廃合が問題となっていることは淋しい限りです。

松崎 勝 一

本年度私は東京駒場ロータリークラブの会長を仰せつかり調停委員・任意団体理事・日本相撲協会某部屋後援会長その他の役職ともども、職務の傍ら

「Real happiness is helping others」を旨として奉仕活動に従事し、無事日々消光しております。大学の隆盛と二十一世紀に向けての発展を祈念しております。

松岡 靖 光

平成四年五月一日弁護士登録（東京弁護士会）。二三年間の裁判官生活からの転進で、同じ法曹でも、隋分と違うものだなーと実感しております。

右田 政 夫

本年八十五才になりましたが、お蔭でまだ元気で毎日事務所に出ている

ます。折にふれて遠い昔の神田中大の学生時代を憶ひ、美濃部達吉、穂積重遠、草野豹一郎、三谷隆正等諸先生の講筵に列しられた稀な恩恵を感謝しています。

当時の恩師達は勿論のこと、先輩畏友が逝去されて段々淋しくなり、当時の中大の校舎も影を没して偲ぶよすがも少なくなりましたが、四、五日前に、畏友稲葉修先生が他界されて、一入淋しくなりました。高齢にかかわらずお元気の守屋善輝先生の御長命を祈上げて居ます。

八月十九日

水 上 学

前略

幹事の方々には、何時も御案内をいただき、またお手数と煩わして恐縮しております。とりたてて皆様に発表する程の詩作意見などございま

せんのでどうぞ、このまま「はがき」
お捨ておき下さい。

未筆ながら皆様の御健勝をお祈り
致しております。

乱筆にて失礼致します。

八月二〇日

三宅 雄一郎

通信文

勤務先の住所につき、室番号（七
〇三区へ）のみ変更がありましたの
で、よろしくご手配下さい。

村上 徹

四谷三丁目駅近くで法律事務所を
経営しています。

村田 光 男

日弁連少年法委員会幹事、東京弁
護士会子どもの人権委員会委員、三
多摩弁護士クラブ幹事と、弁護士会

関係の仕事に比重をかけた日々を
送っております。

本 木 国 蔵

終戦迄は朝鮮半島で検事

昭和一八年三月より終戦まで、検
事たりし故を以て朝鮮軍参謀を兼職
し、日本の食糧不足を補うため大陸
の中国軍を利用し農業をやり生産品
を日本全国民の主食の補給として配
給すること三ヶ年。国民から餓死を
出さない作戦を実行していた。

そのために洋上で舟が沈み、戦死
した人も出た筈。それを供養するた
め寺を建て住職となる。齢も八〇歳
となったので六〇歳を限度として左
翼との戦いを止め、寺の仕事に専念、
弁護士は名のみとなる。

森 田 洲 右

拝啓

中大法曹会先輩、同僚諸賢には、

益々ご活躍のことと存じます。

さて、わが母校中央大学の出身者
による、司法試験合格者数は極端に
減少しており本年度は、短答式試験
で、はじめて、早大に抜かれ、二位
に甘んじることになりました。

中大法学部に優秀なる青年を入学
させ、司法試験受験者数を増加させ
ることこそ、合格者増員の最大の要
点です。

中大法学部の制度改革、カリキュ
ラムの大巾手直しはもとより、重大
な課題であることを認識するもので
すが、抜本的に現状を改善するには、
何よりも全国各地から才気煥発にし
て気軒昂なる人材を募集することに
あります。高額な奨学金制度、少
額費用の寮制度の設置。法学部、法
職講座、学研連及び各研究室との有
機的結合による、受験体制の活性化
を強力に推進すべきものと思料しま

す。

敬具

を誤らないようにしたいと思いま
す。

山地義之

卒業して三〇年、仕事に、遊びに、

夢中で年月を過ぎてきましたが、よ

うやく「生きがい」「家庭」「友人」

「趣味」「健康」等の意味を考える

年柄となりました。

ニコライ堂、湯島聖堂、神保町の

古書街の附近を歩きすぎる時、し

ばし往時を思い起し、一人感慨にふ

けております。幸せであると思ひ、

そのことに日々感謝しておりますが、

何か物足りなさを感じていることも

事実であり、没頭する出来事の生ず

ることを恐れつつ、期待している昨

今です。

安田隆彦

司法試験合格者が、今後とも増員さ

れると思ひますが、本学出身者の合

格者も増えるように心から祈ります。

法曹OBも大学や学研連とタイアッ

新事務所

森 順子

榊田江尻法律事務所

〒105 港区虎ノ門2-1-1

商船三井ビル

電話03(3505)0003

FAX03(3505)1333

山本栄則

日本も戦後四七年を経過し、歴史
的大変革期を迎えています。

世界全体が大転換期でもあり、日

本は外国人の著しい入国、移住によ

りいや応なしにこの面からも国際化

を迫られている。

法曹界も国際化と共に法律及び制

度そのものも変化せざるを得ない現

状です。

一層努力、研鑽により国家の進路

山近道宜

日弁連と東弁とで、外国弁護士の

受け入れ制度を担当し、早や七年が

経ちました。第二次外弁問題(主題

は、日本の弁護士ではない者に、

弁護士をやとわせてよいかどうかで

す。)を、どのように決着させるの

が日本国民のためによいのか、最終

的には国民の選択に委ねることにな

るでしょう。

対外的にはソ連の崩壊と混乱があ

ります。国内では、バブル経済の崩

壊が個人生活にどのような影響を及

ぼすのでしょうか。

新秩序を模索する状況下で、普遍

的規範を探るため、バランス感覚の

涵養を心掛けております。

(H4・8・18)

ブして、これまで以上の支援と協力が必要であると思います。

山田 宣郷

「消息」

平成三年一〇月一日に長女都が誕生。親としての自覚に目覚め、平成四年五月独立。

小池金市先生の御厚意で何とか弁護士としてやって行っております。

小池先生の頭腦のするどさ、体力の強さ、精神力の強靱さ、回りの者に対する威厳と優しさ、すべて学ぶべきことばかりです。現在一歩でも小池先生に近づける様に、努力している小生です。

米本 二郎

老人も九〇を超えると、老人扱をされず、子供扱となります。六十才を「ホンケガエリ」と云いますが人

生五〇年の時代の言葉、今は何と云ふべきでしょうか。唯子供と同様一人前の扱をされぬが、遺憾千番、唯頭のハタラクは別として体が思う様にキカヌので、諦める外ないでしょうがなんとしても遺憾千番です。

横山 昭

中大史二世紀への課題として、識者多数の方が母校愛に燃える全学一致の提言合唱は、好ましいということが出来る。

しかし、秒進時歩の昨今、思考の停止や論議の積み重ねをしても徒勞の結果に至るに過ぎぬ、他学の二番煎じ、又は猿真似であつては、後れをとる。戦後大学に昇格した大

学で著名化した大学が如何に多いか慎重実行という本学の弊は打破しなければならぬ、私学生生き残りが喧伝されている今日「創造」による青

年学徒憧憬化の大学とするには如何にするか又世界の人が入学先と選択される大学となるには如何にするか議論にあけくれない果断の実践こそ急務と思う昨今である。

吉田 幸一郎

前略 ここ数年間、中央大学父母連絡会の役員をしております。そのおかげで、毎年、卒業式と入学式に中大から招待され、参加することができ、学長・来賓の挨拶に接し感謝している次第です。特に、大阪商船三井船舶会長相澤紀一郎氏と元首相海部俊樹氏の挨拶には感銘した。以上近況のお知らせとします。

平成四年九月二日 敬具

吉田 暉尚

弁護士になって二〇年という節目に当ってふり返ってみるに、まず

もって、二〇年という歳月は、あつという間に来てしまったという感です。毎日仕事に追いかけていたせいかもしれません、もう二〇年になってしまったのかという思いです。

これからは、業務を充実させることはもとよりですが、むしろ余暇を作り健康に留意して人生を充実したものにしておくよう努力したいと考えております。

皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

横 川 陽五郎

健康第一

公務員もやった。管理職にもなった。半官半民的な公証人もやった。そして、弁護士を登録して二十年近くになる。八八才になるが、心身ともにまあまあというところ。いささかの社会奉仕的仕事意外にはなにも

していない現況。富国強兵時代に育ち、滅死奉公時代に尽し、敗戦―混乱―やがて経済的繁栄―国際協調―援助と目まぐるしい変化の明治、大正、昭和、平成を運命に従い健康に生き抜いて来た。地球環境、人種、宗教等々地球と人類の将来が懸念される。問題は多く困難は必至だろう。私などはやがて消え去るもの、諸兄には夫々命運に従い健康第一に精進されることを祈って止まない。

依 田 敏 泰

弁護士になって、二年目の夏であるが、つくづく、この仕事は神経が太くないと続かないと実感している。相手に電話すると、ぶっきらぼうな態度に出る者もいたりして、ついついこちらがおろおろしてしまうこともある。また、依頼者と裁判所、相手の弁護士などと板ばさみになることもある。

とにかく神経を太くしたいと願うこのごろである。

綿 引 光 義

男子三人共成人。大学を卒業し、夫々就職。長男、三男は結婚、孫二人。二男は嫁探し中、適当な方いたら御紹介願えれば幸甚の至りです。現在は妻と二男の三人で生活。事務所は相変わらずお客様を大事にして奮闘中。今後共宜しく。尚妻方子は朗吟、漢詩作り、書道、掛軸の表装に勵んでいる。

第一東京弁護士会関係

安 西 義 明

仙人ではないから、山にこもって勉強ばかりなんて聖人君子のマネは出来ない。

裕福ではないから、山にこもって

ばかりいてはアルバイトも出来ない。鳥ではないからカゴに入れられるなんてゴメンだ。自由に空をとびまわりたい。

之はある大学生の言葉です。何か思い当るものを感じます。

安西 愈

今年の四月から司法研修所の民事弁護担当の教官に就任いたしました。現在の同僚教官は本学出身者が大変多くいます。

私は、本学でも白門会（通信教育部）出身なので、珍しいケースかも知れません。よろしくお願いします。

先輩教官の方々が体験されたように私も新任教官として「カルチャーショック」を覚えています。教官室の議論は高度で精密で教官はこんなに苦勞して教えてくれたのかと、

「教官になって知る教官の気持」を味わっている今日この頃です。

浅井 洋

多忙な日々を送っておりますが、唯一の楽しみみのゴルフの時間は何とかやりくりして作り出しプレイをしています。腕はちつともあがりません。

秋 吉 稔 弘

住所（自宅）が、変更になりました。

記

文京区小石川

四一六六一三二〇〇二

居 林 興三次

謹啓、各位御清祥のことと御慶び申し上げます。

毎年、八月十五日を迎え胸痛みます。昭和二十年敗戦の日、私はジャ

ワ嶋マディウン駐屯地で部下百五十名中十名戦死、二名は八月十五日夜、舟で島を脱出し一足先に帰ると云ってレンバン港から舟出した。澁佐と前田の二人の曹長である。今日でも帰国せず、インドネシアのどこかで生活している可能性もある。遺家族に申し訳ないが、墓は建ててあるというが墓参すべきか：迷っている、二人は生きているに違いない。私は自責の念で、以来酒、タバコを禁じ今日に至る。責任痛感。

上 田 幸 夫

四者合同の弁護士会館の起工式が去る平成四年九月一八日に挙行され、平成七年五月に竣工の予定です。

市民の方に親しまれる弁護士会館・弁護士像が期待されます。

なお、表記に事務所名と事務所所長地が変更になりました。よろしく

御訂正のほどお願い致します。

東京都千代田区神田神保町二丁目
八番八号DSビル四階

上田法律事務所

遠藤 厚之助

いつもご連絡をいただきながら、
なんら会務に協力もできずにいるこ
と恐縮に存じております。私は現在、
明海大学不動産学部の教授として、
学際的な新分野の開拓にむけて精進
を重ねておりますが、これには中大
出身の関係者も多く参画されてお
ります。右近況報告まで。

大西 昭一郎

司法研修所教官三年目に入りました。

講義の際、折りにふれて思うこと
は、司法試験法を改正して、訴訟法
は二科目必須とすべきことです。

小口 隆夫

かつて中央大学は、駅伝、バレー
ボール、野球などが強いことでも
有名であったが、最近の沈滞ぶりは
残念の一語に尽きる。野球に至つて
は、東都二部に低迷している。指導
者を若返らせ（一新して）、又大学
日本一を目指してもらいたいもので
ある。

岡本 政明

住所が変わっております。
どうか、住所変更の改訂をよろし
くお願い致します（浦和市中島四―
九―一〇）。

私は一弁にて陪審制度導入に関し、
副委員長となって健闘しております。
大変重大な問題なので何か貢献で
きるがあればと考えています。
今度とも頑張りたいと思っております。

大澤 博

房総和田浦

海老網を待つ明易の女ごゑ

海老網をこぼる蟹の目玉かな

海老網の鱧吐きて海老不漁なり

海老網にかかりし鱧の不覚かな

海老網に海老を鳴かせて秋近し

亀岡 孝正

世の中のテムポの早さに乗り遅れ
まいとして、年令を忘れて懸命に鼓
舞いております。趣味の領域では、
細胞活性化の為に囲碁とゴルフの
熱中時代です。（以上）

川島 興

平成三年一二月、大阪高等検察庁
検事長を定年退職し、平成四年一月、
第一東京弁護士会に弁護士として登

録しました。

初心に戻り、法曹の一人として精進するつもりですので、御教導をお願いいたします。

倉田雅充

近年中央大学における司法試験合格者の合格率低下と合格者数の減少は誠に憂慮の極みである。嘗つての合格者数第一位を誇っていた栄光を何としても取戻さねばならないと考えるのは私ばかりではあるまい。

恐らく受験生は法学の勉強の仕方を知らないのではあるまいか、教授はもとよりOBもこの点を充分指導すると共に、法律は自分自身で勉強し教わることに頼るべきでないことを充分知らしめる必要があると思う。

斉藤尚志

〔近況報告〕 弁護士生活三十余年。

六年前に脳卒中という天誅を受け

たが、天の配剤により、右手足に若干の後遺症を残しただけで済みました。

酒を呑む時間がなくなつて余裕ができ、ワープロ・テープレコーダの

恩恵を受けて、法律の仕事外への関与も多くなり、そこに生き甲斐が見つけられる。

日本尊厳死協合理事・中央大学学員会講師となつているので、原稿執筆も忙しい昨今。以上

下光軍二

去る七月二五日、同期のクラス会を実に五十年を経ての再会であったが、皆、昔のおもかげは老いても消えないものと痛感した。

それにしても、皆よい年になつているのに、出席者は、元氣そのもの、若者をしのごはつらつとした姿には驚いた。そして、現役は退いても

（現役もいたが）、まだまだ社会の

リーダーとして活躍し、今後も大いに期待されるほど、意氣盛んであった。やっぱり中大出身者はそれぞれ社会のリーダーであつたし、今後ともそうであると確信したことであつた。

設楽敏男

本年六月中旬家内と北欧三国の旅行をいたしました。時に未だ寒しの感で、共に風邪気味にて帰国いたしました。帰国後は元氣に働いております。今年は調停制度七〇周年日調連四〇周年に当り一〇月には記念式典が行われることになり、準備で大変です。

少生は日調連沿革史の編集役となり、今年の夏の半分はこれにかゝり切りでしたがまだ後をひきそうです。その間を縫って、八月一七日から二〇日まで、日弁連の懲戒委員会の合宿

で、外部の先生方と有意義な勉強をして参りました。そんなわけで、まとまった夏休みはとれませんでした。

信部 高雄

中大法曹会は益々充実してきましたが、同時に担当の方々は大変御多忙のことと思います。中大法曹会には若い有能な会員が多数おられますので、役員、委員等に出来るだけ若い会員に活躍して頂けるよう御配慮して頂き、時代に即応できるように世代の交代を計って貰いたいと思います。

下 関 忠 義

老生は昭和九年度の司法官試補です。

当時は司法修習生の制度がなく、採用と同時に全国枢要(?)な二十ヶ所位の裁判所へ配属され、専ら現地修習(よい意義の徒弟制度)

を一年半やった後に判検事に任官しました。従って現在のようない「同期生」という意識は薄いのですが終戦直後頃から有志の発起で年一回会合して、今日まで続けています。しかし年々会員は減るばかり、中大出身の判事は小生のみ(初めから三人採用だけ)、検事は山本清二郎君だけ(と思います)となり、毎年三、四名づつ減ります。判検事に中大出身者が多くなることを期待しています。

杉 本 秀 夫

PKO法案、あれはやはり国会を通過させる前に解散してほしかった。通してしまつてから、国民に信を問うなんて、全く国民を馬鹿にしたやり方だと思ふ。

解散の論点として、これ以上の争点はない筈である。

私には、与党も野党もなれ合いて国民を愚弄しているとは思えないが諸兄姉は如何お考えでしょうか。

鈴 木 喜 久 子

近況

弁護士登録をしてから10年を迎えます。

一九九〇年二月の総選挙で、東京一区から衆議院に選出され、目下、弁護士業は開店休業に近い状況です。弁護士の先生方からの人権感覚あふれるアドヴァイスをいただき、一生懸命頑張っています。

近 況 報 告 田 中 慎 介

弁護士になって四〇年、短いようで長いロード・レースを走ってきた感じである。昔は一晩や二晩徹夜しても平気だったが、今は無理が効かな

くなった。五感の器官が弱ってきて、足腰もぴんとしない。しかるに仕事は昔よりポリリュームが増えた。停年のあるサラリーマンの方がめりはりがあつてよいのではないかと思う。妻、男子2人、犬一匹の家族、最近はボランテア活動にも参加している。経済同友会員、西南ロータリークラブ員、杉並法曹会法律相談員、相模カントリークラブ所屬H Q 17、唯一の楽しみはゴルフだが、膝と腰に故障があるので中々優勝とはゆかない。カラオケ・小唄は少々たしなんでいる。

竹 村 照 雄

検察官を定年退職し、弁護士登録して三年有半、第一線の刑事裁判にかかわるのは二五年振りの浦島太郎です。

刑事弁護士として裁判官・検察官に相対して思うこと。

その一、若き日敬愛していた懐の深い重味のある裁判官が少なくなり、効率的技術的裁判の傾向が顕著なこと。

その二、検察官に人間的な幅がなくなり、決まり決った型通のやり方が多くなって、当事者になり下がっていること。

その三、弁護士が自らを厳しく法律的に律し、裁判官や検察官に対し、厳格な法律の遵守を求めるべき闘いを怠る傾向があること。

かくして、いよいよ浦島太郎、なり振り構わず頑張っています。

寺 尾 正 二

残暑御見舞申し上げます。

平素中央大法曹会のため何かとご尽力を頂き有難く敬意を表します。

平成四年八月一九日

各位殿

遠 山 信 一 郎

(近況御報告)

事件に追われて、勉強不足となりますので、暇をみて、論文、書物を執筆しております。

目下、三冊目の単行本のため、独禁法の勉強に取り組んでおります。

在野法曹の大切な使命として、「法務の大衆化」のため、講演・物書きは、いとわず、頑張っております。

仲 居 康 雄

前略

表記の通り、勤務先及び自宅住所が変更りました。

一〇二 千代田区麹町四一八

麹町スカイマンション五〇

五号 仲居康雄法律事務所

(自宅)

原 秀 男

インドのニューデリーにあるビルラ寺を案内してもらったときのことです。この寺はインドの親日家が大富豪のビルラ氏が建てたヒンディ教の寺院ですが、本殿に隣接して佛陀を安置した佛堂があります。

私は、ヒンディの習慣に従って裸足になり、本殿神像に頭を下げてから隣りの佛堂に入りました。佛前に座って合掌礼拝し、終わってふり返ると、ガイドは堂に入らず入口の外に立って敬虔な姿勢で私を見護っていました。彼はバラモンなのです。私は「これだ」と思いました。インドは宗教のルツボ。宗教紛争が流血の惨となるのが珍しくありません。異教に同ぜず、しかも敬虔な

目で異教の宗教行事を尊重することによって、信仰を異にする者が共存できる、と知ったのです。

五年前に、世界中の代表的宗教者が比叡山に集まって、宗教サミットを開き、それぞれが各人の宗教の礼式で世界の平和を祈願されました。共存から一歩進んだこの行事は、世界各地で続けられています。

今年八月には比叡山で「世界平和の祈りの集い」、九月にはベルギーブラッセルで「ヨーロッパ、諸宗教の平和」の集いと祈願が行われます。

九十八歳の山田恵諦天台座主猥下が、この集いにご出席になられると承り、まことに有難く心強く存ずる次第です。

酷暑の折柄、御自愛専一の程、お願い申し上げます。

平成四年

現在は工業所有権の出願業務がメインとなつてしまふ事務所々員も二五名を超えるようになりました。従つて管理が私の主たる仕事となつてしまいました。

工業所有権に興味のある方は遊びにきて下さい。

近 況

最近、マスコミ関係の仕事、フジサンケイグループの諸問題の法律関係でなく色々と相談にのり、法曹会の遅れ、先見のなさが、しみじみ感ずることがあります。それだけ社会、経済が先に行っているからでしょう。大学教育

学校教育は、法律解釈のみでなく、もつと社会全体の特に経済の流れをくみ込んだ教育が必要な気がいたし

ます。要するに法律の隣接地域の教育が大切に思う今日此頃です。

細井為行

幹事の皆様、御大役御苦勞様です。

雑誌「財界」別冊一九九二年一〇

月号に寄稿する機会がありましたので、外弁の横行や海外特に米国における対日系企業提訴等に、東部白人エスタブリッシュメントによる知的「戦争」であることの視点から、若干の解説を試みました。よろしかったら御笑覧下さい。

真鍋繁雄

行政官、会社員、弁護士として、

とくに誇るべき業績もなく、過して参りました。現在、小金市役所の代表監査委員(四期目)として、多少は市民の役に立っていると自負しています。

先輩同僚諸兄のご活躍を祈ってお

ります。

平成四年九月一日

満園勝美

昭和十三年(一九三八年)三月卒業以来五四年間大過小過を重ねながら

も法務職に従事してきました。そのはじめは司法科試験に合格したことでした。このことを思えば母校には大変お世話になった次第ですが、それにしても報恩の念の薄かったことに内心じくじたるものがあります。会の発展と後輩諸君のご健勝をお祈りします。

森達

弁護士事務所

〒102 東京都千代田区九段北

4-1-5 市ヶ谷法曹ビル805号

電話03(3262)5983

FAX03(3261)0134

森法律事務所

関東学院大学法学部教授(民法担当)

(平3・4・1法学部新設)

〒250 小田原市荻窪1、162-2

電話 0465-34-2211

元木 徹

三月で一弁副会長の任務を終え、本業に専念しております。

山下 守英

在野法曹人となって、早くも八年目になりました。

司法研修所勤務時代に司法修習生であった先生などに教えを乞い、つつ過すことが、楽しいような悲しいような年となってしまいました。

米林 和吉

いつもご連絡を頂きありがとうございます。

私達の在学中は、中大はいつも司法試験の合格者数では断然トップの位置にあり、私などこれを当然視すると同時に。反面では「司法試験の中央」というイメージに反発を覚えておりました。しかし、この頃は、中大出身者の合格数の減少に寂しさと歯がゆさを感じております。

第二東京弁護士会関係

新井 弘 二

検事任官三三年の間、主として昭和四一年〜四九年中央大学法曹会検査部会の立場で私なりに御奉仕しました。本年春退官し、第二東京弁護士会に入会し、目下各般勉強中であります。

皆様の変わらぬご指導をお願い致します。

池田 門太

私は、明治三十九年丙午生れ、ところは埼玉県本庄市、昭和二年母校の法科に入学、二七年司法試験に合格した。当時(母校)一ヶ月の月謝は金三円、弁護士会の会費は同じく、一ヶ月三円であった。試験合格と同時に二弁に入会、本年度法曹生活、六十年。現役である。

先般広島に於ける日弁連大会に於て六〇年法曹三十五名の代表に選出され、出席した。この法曹生活が、できたのは、実に健康であった。健康こそ吾々人間にとって、幸福の原点と強く感じている。各位の御多幸を祈る。

豊田先生
飯 畑 正 男

御無沙汰致しております。
御壯健にて御活躍の御様子、何よ

りと存じます。

年に一度くらいは一夜ゆっくりお話をしたいと思っております。

遠 藤 英 毅

平成四年度の二弁副会長として、目下会務に専念しております。

今年度二弁は朝日新聞一面に二回に亘って、プロボノ活動や最高裁判官候補者推薦手続につき報導されました。この報導は内容に対し我々理事者は賛否両論のご意見を多数受け、影響の大きさに今更乍ら驚いています。報導によって必ずしも真意が伝わらず、逆に却って誤解を受けるもどかしさを痛感せざるを得ません。しかし弁護士会の発言や活動状況を汎く国民一般に伝えることについては、躊躇する必要はないとの励ましの声も多く受けています。報導機関に対し、いかに

真意を上手に伝えるか、執行者としての理事者の責任は重大だと感じています。

大西 保

私は去る六月一日から中大学員会副会長に選任され、毎月何回か全国各地の支部総会に出席して地方支部の現況に接しています。わが中大法曹会が学員会の中核として一層の努力を重ね指導力を発揮しなければならぬと痛感しています。

次に、私は全国弁護士協同組合連合会の理事長を兒島平さんの次に引受け、すでに二年目になりました。弁護士協同組合を全国の単位弁護士会に設立することをモットーとして頑張っていますが、実現が困難です。会員皆様さんのご支援を切に願います。

大平 恵 吾

母校の発展を祈念しております。

小野 雄 作

現在濱田松本法律事務所のロンドン支店でパートナーとして勤務しております。東京の事務所に在た頃は、国際金融、特に証券関係の仕事がほとんどでしたが、ロンドンでは日本の法律事務所支店が当事務所だけなので、国際金融関係に限らず様々な事件が持ちこまれてきます。かと言って東京に在た時より忙しいという訳ではなく、夏の間は毎週末ともきれいなイギリスの田舎に出かけています。

香川 一 雄

人生は無為に過ごすには長すぎ、一事を成し遂げるには短かすぎるところを痛感するこのごろです。

会の一層のご発展を心から祈念いたします。

木戸口 久 治

大学を卒業してから今年で五〇年になります。

弁護士生活四四年の後、裁判官となり、その裁判官を定年退職してから再び弁護士に復帰して既に六年を経過しました。明年は喜寿を迎える筈です。現在大学の理事をつとめ、新学部の設置や、新学科の新設問題で忙しい日を送っています。

大学や学員会の仕事は若い世代に引き継がねばならないと思っています。以上

桑 田 勝 利

青嵐二句

病みし身は一人窓より青嵐

夕暮の窓辺に立ちて青嵐

坂本 建之助

元氣です。

(財)日本法律家協会常務理事、
(財)白門奨学会理事、中央大学評議員、同学会常任幹事、渋谷区法曹会幹事長、渋谷区選挙管理委員、渋谷区公害健康被害認定審査会委員等と勤め、本来の弁護士業は、実働半分位しかできません。四捨五入しますを七五才となり、やや老化を感じますが、月五・六冊のゴルフで健康管理をし、頑張っています。

三 枝 信義

シベリヤ遺骨収集に従い

梅雨ふかき日本の小さき家の窓閉ぢて発たんとす遺骨拾いに

テレビライトに面上げ答ふ九百の
戦友の骨に対さん己れを怖ると
迎へに、来たぞ嗚咽の声しぼり一

鍬を入れぬゆるむ凍土に

東風吹きて茶毘の火はげしく靡か
へば日本の國ゆ念ひ届くか

骨箱の一つ一つを白布に覆へば白
さ眼にしむるなり

箸とれば哭かれぬまして飯はめば、
涙にかすむ白きブラック

下 井 善 廣

(近況報告)

お陰様で、大過なく過しております。

杉 井 静 子

今年四月から第二東京弁護士会の
副会長を務めています。会務に携つ
てみて改めて弁護士会の活動の巾の
広さと、社会に与える影響力の大き
さに感心しています。また色々な点

で大変勉強させられています。

今まで中大法曹会にも全く御無沙
汰しておりましたが今年は立場上、
顔をださせてもらう機会が多く先輩、
後輩の皆様とも改めてお知り合いに
なることも出来嬉しく思っています。
法曹会ももっと若手が参加するよ
うになるといいですね。

高 野 清

昨年暮に、胃潰瘍のため手術をう
けましたが、回復は極めて順調で食
事の量も以前の状態に戻りつつあり
ます。

以前から合気道・弓道その他を健
康維持を理由にやっておりますが、
手術後は合気道はしばらく休止して
おります。

弓道はそれほど運動量が多くな
激しくもないので四月頃から再開し、
錬士を目指して頑張っています。妻

は至つて元氣です。長男は医師に、二男は銀行員としてそれぞれ巣立ちましたので、私達夫婦はほつとしているところです。

高木正也

本年は愚息二人が嫁を貰い夫々独立した家庭を持たせました。

親としての一応の責務を最少限度に於て果すことができ人生の一区切りをつけました。

最近は梟の置物、絵、小物等の集蒐をしており家そのものが梟の館と化した感があります。是非一度は御觀賞下され度くお待ちしております。平素の疎通を詫び方々近況御報告迄。

竹内康尋

約一八年間にわたる検事を退官後、弁護士として四年目に入っております。

正しいことが弱い者貧しい方々にまで行われるように心掛けて頑張っております。弁護士としても十分に心構え一つで正義が実現できる、検事に負けずに正義を実現し得ることに生きがいを感じているこのごろです。どうかご指導下さいますようお願い申し上げます。

中津靖夫

学員の先生方皆様お元氣で御活躍のことと存じます。

縁あつて中大に学び、法曹会に入ることができた私にとり、中大出身者が法曹会にどの程度入ってくるか(司法試験合格者の推移)について無関心ではいられません。何とか、法科の中央の名にふさわしい合格者を、何時までも維持して欲しいと思います。中大生(学生)が、司法試験を受けなくなっている(受験生の数が

減っている)ことは大問題です。學員皆で対策を考えましょう。

西村常治

先年来「弁護士会新入会員紹介」その他、折節目に触れるかぎりの印象ではその都度早稲田・慶応の出身者が多くなつてきた記憶が濃い。

斯く推移した背景事情には複雑な要因の絡みに理解を惜しまぬとしても、おもうに根本は勉学の回復にあるのではなからうか。とすれば結局は学生ひとりひとりの自覚の問題か。近ごろの大学事情に暗い四十余年むかしの受験生のくり言かも知れぬが、往時中央大学が占めた勢威の再現を期待すること切切。

右の感想では文字どおり老人の愚知にも価しないが、昔から「無策の策」と云うこともある。唯一過保護が為になる、とは思えない。

西本邦男

本年、自宅、事務所共表記場所に移転いたしましたので、本書を借りてお届けします。

根本はる子

いつもご無沙汰しております。私も七五才になりましたが、平成元年に夫を亡くしてから、娘吉田忠子弁護士と息子根本良介弁護士と協力しながら法律事務所に毎日出勤しております。

この所、大変元気に発渾と人生を謳歌させていただいております。別の事務所で息子は涉外事件が主ですが、何かあると親子三人で一緒に仕事ができるのは大変有難いと思います。

春、夏、秋、冬と変わりゆく景色の楽しめる日本に居住できて幸せ입니다。

根本隆

よろしくお願い申し上げます。当方、定年の年齢ともなりましたが、息子たちに確かりスネを噛られてがんばっています。

根岸清一

司法試験合格者増の流れの中で、何とか中大出身の合格者の増加を願っております。

大学側・実務家側が一丸となって、この問題に取り組んでいることと思えますが、より一層の体制の整備・充実がなされ、後輩が続々と合格するよう願ってやみません。以上

野宮利雄

中大法曹会幹事長に選任されて、一年半です。創立四十周年記念行事では、会員の皆様のお理解とご協力有難うございました。中大学員会の

職域支部としての関連する仕事や、

学会本部や、学校法人の役員としてお活躍の先輩会員が多数で、他方、法曹養成教育への比較的若手会員の参加も多くなり、法曹会の活動は、

広範囲で多彩であります。司法試験制度の改革とその実施の過程にあり、合格者数の増加と、司法研修所の施設と教官の問題、大学法学部教育、カリキュラムの改善、とくに、「司法演習講座」憲・民・刑法科目の新設と、講師（非常勤）三〇名の法曹

会会員中よりの派遣など時代の潮流は、21世紀に向って、大きく動いて行く。おかげ様で身心共に元気しております。この後も、宜しくご指導、ご支援下さい。がんばります。

野呂瀬長美

過日施行された参議院議員通常選挙において、PKO協力法案に「牛

歩」戦術を採った野党各党は、枕を並べていずれも敗退し、しかも、嘗て、圧倒的支持を得ていた筈の「連合」もまた見事に消えた。ところが、リクリュート・共和製糖・佐川急便と、相次いで国民の疑惑を招いた自民党が、何故、圧倒的支持を獲ち得ったのか。

それは一方において、日本国憲法において主権者であるところの国民の多くが、心ならずも「無関心」層となり、また、「棄権」を敢て犯して「投票率」を下落させ、他方、自民党員とその党友が、その組織を動員して結果したことの成果とでも言わずして、何んなのだろうか？

(平成四年八月一九日識)

播磨源二

この夏、といっても秋の気配も風

の中に感じられるころ、すずらんの里に行ってきました。茨城県の岩間町の山です。残念ながら花は終わっていました。すがすがしい秋、吹か

「尾根の秋 すがらん一つ 吹かれおり」。

話変わって、弁護士は読み書きはすぐれています。しかし、これが一般の方々との会話やパブリックスピー

チにも、書き言葉や一般になじみのない専門用語がひんぱんに出てきます。このようなことは弁護士に限りません。話し言葉の訓練をする機会がなかった日本人全体にいえるようです。

これからは、話し言葉による時代、話し言葉の重みの増す時代、「話人なり」がますます意味を深くするようになってくるといっわけ、この面の研究、訓練をしています。

読み書きが重要なことはこれまでと変わりませんが、あまりに話し言

葉に鈍感になっているように思います。みなさんはどのようにお思いになるでしょうか。

原島康廣

元気にやっております。

諸先生の御健康をお祈りいたします。

古山昭三郎

中央大学学研連委員長を今年はおうけすることとなり、その重責に身の引き締る思いをいたしております。

法科の中大として天下に名をはせ、幾多の勝れた法曹を生んだ先輩の業績を私共も受け継ぎ、どうすればこの勝れた伝統を現実的なものと出来るか、常に心を痛めております。魅力のある大学に優秀な学生が実るのは世の常でありますから、根本的には、本校をそのような大学にし、育

てることでありましょう。

私共の、多年の経験から、優秀な学生に勝れた教育を行えば、再度天下に名をはせることが出来ましょう。努力を惜みなく続けたいと思います。

本 田 洋 司

昨年と今年三年陪審制度委員会の視察団員としてニューヨーク、ロンドン、パリの陪審参審制度を視察して参りました。国民の司法参加の立場から陪審制度を復活するか否かが問われています。

また、今年三月暴力団対策法が施行されて、民事介入暴力対策委員会委員長としての仕事が忙しくなつて参りました。

諸先輩の御指導をお願いします。

松 田 敏 明
残暑お見舞申し上げます。

松 田 政 行

大学時代知的所有権専門弁護士になろうと思つておりました。コンピュータ知的所有権を専門とする事務所を主催して一応希望をとげられました。後輩の皆さんなかなか面白い分野です。是非研究して下さい。

村 上 幸 男

短 歌

文明を求めてやまぬ人の業地球を
蝕み我も危うし

拉致されし弁護士家族いずこなる
立看板も褪せて来にけり、

豪州の大地はうねりどこまでも牧
場に遊ぶ緬羊の群

シドニーの港の秋は緑濃く大樹の
日陰憩う人あり

切れる枝一本勝ちの古賀選手意地

で制した世界の王座

村 山 芳 朗

弁護士になって、四半世紀
世の中も自然も変つた。私もずいぶんと変つたように思う。

それがいゝこととなるか悪いことなのか。ひらたく言つて丸くなつてしまつた。何か沸々ともえたぎるような情熱が湧いて来ない。なんとなく淋しく思うこともある。なんでもかんでもとにかく頭から突込むあの無手な行動を平気でやつちゃう若さをもう一度味わいたい。

山 下 清 兵 衛

事務所の住所と名称について左記
の通り訂正願います。

記

港区虎の門四一―一三
葺手ビル二階 山下法律会計事務所

山崎 司 平

会報編集、御苦勞様です。

日頃は非協力的で申し訳ありません。

何となくキツカケのないまま貴会への出席のないまま今日までできました。今後もよろしくお願い致します。

山田 捷雄

前略

自宅住所左記のところへ移転しました。

記

多摩市落川一二五四―四

横井 弘明

いつも大変お世話になります。

「八月十五日に想う」



大 高 満 範

このところ、アジアへの戦後補償―従軍慰安婦問題等が取り上げられて、弁護士会でも調査にとりかかり、議論が沸騰している。我が国の戦争責任がいまだに問われ続けている。

加藤楸邨は、人間探求派の代表的俳人であるが、昭和二十一年同じく人間探求派俳人中村草田男が、楸邨の戦争責任を追求した「芸と文学―加藤楸邨への手紙」を發表したことは、俳壇では有名な論争である。

これに対して楸邨は、「俳句と人間について―草田男氏への返事」を以って誠実に応答した。

この論争は、「死ねば野分生きてゐしかば争へり」の句に読み取られるように、楸邨の良心の呵責、傷痕として残った。

唾蟬や終ることなきわが戦後

火の中に死なざりしかば野分満つ

身に沁みて死にき遺るは誘らるる

霜の石踏まれどほしの朝いたる

ある夜わが吐く息白く裏切られる

石を吹く野分や疲れてはならず

私は、八月十五日の終戦記念日にこの論争に思いをいたし、戦争の肉体のみならず精神に残す深刻な傷痕に慄然とし、人類のみならず地球の滅亡にまでいたる戦争・核兵器を地球上からなくすべく、渾身の努力を続けなければならないと覚悟を新たにした。

終戦直後の状況を楸邨の次の句でしのび、平和への決意をより強固なものにしたい。

薯粥や父と呼ばれて飢多しめき

パン種の生きてふくらむ夜の霜

死や霜の六尺の土あれば足る

父に子に明日への希ひ蓮の実とぶ

〔千葉城史回顧〕



小林宏也

東京の近郊の大都市千葉には千葉地方裁判所があり、ここには四、六時中訴訟で通う。

千葉地方裁判所に行くと、その昔猪鼻城が蔽存したという猪鼻城址が目睫の間に観望することができる。猪鼻城は鎌倉時代の有名な武将である千葉氏の拠っていた城郭である。

言うまでもない、千葉氏の城郭は現在の千葉市の中央にある海拔約三十メートルの猪鼻山に存在し、千葉城とも、猪鼻城ともいわれたが正に天険の要害である。

いまここに日本城郭全集によって千葉城址を学ぶことにした。千葉氏は鎌倉幕府を開いて征夷大將軍となった源頼朝の四天王の一人であった、千葉の名は千葉氏に源を発するものである。

〔千葉城（千葉市猪鼻講園）〕

一 猪鼻山の天険の要害に居館をかまえ、周囲を土塁でかこむといった中世式の城郭で、昔はその附近は東京湾にのぞんで、西は断崖絶壁、北は都川が流れて自然の堀となっていた。東と西は台地つづきで、その間に深い谷があって空堀の役目をしている要害であった。

本丸は丘の西北隅にあって、土塁でめぐらされ、周囲は五百メートルあまり、東南には空堀が構えられていた。

この地に城を築いた千葉氏は平家の一族であるが、忠常のとき千葉を根拠地として、猪鼻山に居館をつくり、千葉氏を称した。しかし、史上に千葉氏の名称が現われ出したのは、忠常の子常将のときで、千葉介となり、代々千葉介を名乗った。その後、館は転々としてかわり、四代目の常重のとき猪鼻山に、城を築いて移った。時に大治元年(一一二六)六月。これが猪鼻城の始まりである。

城郭は縦横に多くの堀をつくってあった。大手はかなり急な坂道で石垣で組み上げてあるが、ほかは空堀まで土手で築きあげてあった。空堀の跡はいまも窪地になって残っているが、曲折する大手の坂を登ると、丘陵の西北端に本丸があったらしい。現在は小さな社があるだけだが、ここが見張所兼本丸になっていたところである。そこから南へ下るとかなり広い平坦な台地があり、当時は屋形があったところで、見晴しが非常によい。昔は西方は東京、北と東は低地で一キロあまりはなれたところの丘陵がわずかに見えるだけだった。現在は千葉市内が一望に見下ろせる。

さて猪鼻城が完成すると、城下には人が集まって大変にぎわったことは『千葉集』に記されている。

二 これから千葉氏は武威を振うようになったのだが、全盛期は常重の子常胤のころである。治承四年(一一八〇)、伊豆に兵を挙げた源頼朝は敗れて、この地で雌伏し、各地の豪族に呼びかけを行った。そのとき千葉介常胤が馳せ参じた。これがもとで房総一円の武士団はこぞって頼朝に味方することになったという。

現在、城址の大手跡に「お茶の水」という旧蹟があるが、これは頼朝を下総に迎えたとき、茶を接待したところであるという。頼朝はこれを大いに徳として、幕府を鎌倉に開くとかれを重用した。そして常胤の六人の男子には、それぞれ下総各地に城を構えさせた。これがいわゆる千葉六党である。いざというときには六人が力をあわせて敵に立ち向かったので、その地盤はますます強固なものになっていった。

三 ところが、時代が流れて常胤から十代後の満胤のころになると、この千葉六党の結束も乱れはじめた。すなわち千葉公第十四代の城主満胤に四子があった。長子の兼胤には家督を譲り、二子の康胤は常陸の大據殿へ養子にやった。ところが康胤は、大據殿に実子が生まれたので、猪鼻城へ帰ってきた。たまたま幕張の馬加城（現在の千葉市幕張町馬加）に城主がなかったので、満胤は所領を分配してかれを馬加城主とした。しかし、康胤は分家の冷飯は不満でたまらなかつた。折あらば一旗あげてやろうと斗志を燃やしていた。

まもなく、猪鼻城は兼胤から長子の胤直に移った。また関八州には足利成氏と上杉房頭の二大勢力が対立し一触即発の危機をはらんでいた。この中にいた猪鼻城はけつしてのどかではなかつた。

四 たまたま武州分倍河原で足利成氏と上杉房頭のあいだに戦端がひらかれ、足利軍が上杉軍を破つたのを見た胤直の権臣原胤房はこのときとばかりに足利成氏の援兵と馬加康胤を総大将にする軍勢で、猪鼻城を襲撃したのである。馬加康胤もこの機会を利用して本家を乗っ取るため、庚正元年（一四五五）三月二十日の夜陰にまぎれ、猪鼻城へ大挙押し寄せた。城兵たちは必死に抗戦した。その間に、重臣円城寺尚任は城主胤直の妻子をつれて多古城へ逃れた。また胤直、胤将ら父子も多古城へ亡命しさらに志摩城へ拠つたり、各地を転々とした末、八月十五日に一党ごとく自害して果てた。そこで宿願を達した康胤は猪鼻城へ入り第十七代千葉介となった。一方上杉派では実胤、自胤（胤直の側室の子で兄賢胤の遺児）の二人を市川城に入れ、千葉宗家の回復を図つたが、康胤の勢力が強く機会がやつてこないうちに千葉氏は二派に分かれてしまった。

五 さて、このころ足利幕府六代將軍足利義政は、千葉氏一族で美濃国郡上八幡城主の東下野守常縁に「康胤を追い実胤を猪鼻城主にすべし」と命じてきた。東常縁は六代千葉公常胤の六男で、千葉六党の一人国分城主の胤頼の嫡流である。常縁はさっそく三万の兵を率いて下総の国に下り、馬加城を攻めたが落城しなかつた。そこで千葉六党の末孫たちを味方に加え、ふたたび猛攻撃を加えたから、さしも難攻不落を誇つた馬加城も落ちた。このとき猪鼻

城にいた康胤父子も、猪鼻城の落城も迫ったと知り庚正二年十一月一日、搦手から抜け出して千葉寺を通って上総の八幡に逃がれた。しかし追手が急で激戦の末、康胤父子は八幡を流れる藤田川の岸辺の林間で首級を挙げられてしまった。

東常縁が美濃へ帰ったのは、それから十三年後の文明元年（一四七〇）二月であった。ところが千葉宗家を継いだ実胤は根拠地である市川城が上杉成氏に攻められ落城したので、実胤は武州石浜城に、自胤は赤塚城に移った。

六 その後千葉介は康胤の第三子輔胤が継ぎ、猪鼻城を廃して佐倉の将門山に居城を移し、代々千葉介を称して、相模の北条氏に属したが、天正十八年（一五九〇）七月豊臣秀吉の小田原攻めのときに滅亡して、名門千葉介は絶えた。

「千葉氏累世此城に居る按九代後記以此域。為常陸地者非也 源頼朝之時其先千葉介常胤始て本国之守護に補せられ、子孫相襲て此に居る。文明三年足利成氏時居古河城上杉顕定か為に破られ走て此城ニ入ル。城主千葉陸奥守康胤迎へて是を守護しける見九代。後記 永録中千葉介胤胤相襲て是に居り北条氏に属す見小田原記天正十三年千葉新助都胤房総治乱記云都胤初称栗飯原久四郎按国都国訓通与小田原記。新載国胤蓋一人也然^二此明証^一今各抛^二回文^一其臣桑田万五郎のため弑せらる。其子幼稚成^二よつて此旨北条へ申けれ八氏政の不知にて、当城を小田原より持ノ其子二歳に成とも又新介と称して当城に居住し家臣等後見して有りけるが、其年の冬証人として小田原にそ置ける。十八年神祖諸将を遣はしてこれをせめ絵ひしかハ此城遂に明退ける」。

興国元年ニハ師冬此城に抛ル。四月源顕信攻て是をやふりしかハ師冬域を焼て逃ル」。『諸国廢城考卷之十六・千葉城』



不介入

森 謙

世界に眼を向けると、旧ソ連内の共和国間の紛争、チェコスロバキア、アフガニスタン、ユーゴスラビア等々内戦終焉の見通しがつかない。

思うに、それらの国々はそれぞれのお国の事情があるのだから、やりたいだけやってもいい、やがて国全体が疲弊し、国破れて山河あり、となったとき、国連が泣きつかれてはじめてやおら腰をあげればよい。夫婦喧嘩は犬でも喰わぬとか。

P K Oについても、我が国は東南アジア諸国から痛くない肚をさぐられ、国内も完全な、意思統一ができていないのに、生命の危険を冒してまで任務地に派遣される本人とその家族が気の毒だ。

当分の間、不介入が賢明だと思う。

〔關係諸規程〕（資料）

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 総長（第四条—第九条）
- 第三章 役員及び顧問（第十条—第二十二条）
- 第四章 理事会（第二十三条—第二十五条）
- 第五章 評議員会（第二十六条—第三十四条）
- 第六章 資産及び会計（第三十五条—第四十一条）
- 第七章 収益事業（第四十二条・第四十三条）
- 第八章 基本規定（寄附行為）の変更（第四十四条）
- 第九章 合併及び解散（第四十五条・第四十六条）
- 第十章 公告（第四十七条）
- 附則

（目的）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大 学 院

法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科

法 学 部 一 部

法律学科・国際企業関係法学科・政治学科

法 学 部 二 部

法律学科・政治学科
法学部通信教育課程

経 済 学 部 一 部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科

経 済 学 部 二 部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科

商 学 部 一 部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

商 学 部 二 部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

理 工 学 部 一 部

数学科・物理学科・土木工学科・精

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

第一章 総 則

密機械工学科・電気工学科・電気・

電子工学科・工業化学科・応用化学

科・管理工学科・情報工学科

理工学部二部

物理学科・土木工学科・精密機械工

学科・電気工学科・電気・電子工学

科・工業化学科・応用化学科・管理

工学科

文学部一部

文学科・史学科・哲学科・社会学科

・教育学科

文学部二部

文学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化学科

二 中央大学高等学校 定時制課程 普通科・商業科

三 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

四 中央大学杉並中学校

五 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

六 日本比較法研究所

七 中央大学経理研究所

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括総理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した者について、理事会が選任する。

一 学長・研究所及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七人以内

二 監事 二人以上三人以内

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事の選任)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は、評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年と^はする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現在役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の同意を得て、役員(職務上の理事を除く。)を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議

して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の修了者

二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律

学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・

専門部・工業専門学校）の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決して
た者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会

又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学

員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。た

だし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

- 2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。
- 3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることが出来る。

(会議)

- 第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。
 - 2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、會議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
 - 3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
 - 4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。
 - 6 會議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。
- (議決事項)
- 第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

二 基本規定(寄附行為)の変更

- 三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

- 五 私立学校法第五十条第一号及び第三号に掲げる

事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

- 第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び會計

(資産)

- 第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

- 2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計

(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する余計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所(講座部)の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

(決算)

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二ヵ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

(財務諸表の備置)

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及

び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

(会計年度)

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

(種類)

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

(利益金の処理)

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定(寄附行為)の変更

(議決の方法)

第四十四条 この基本規定(寄附行為)の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 合併及び解散

(議決の方法)

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公 告

(公告)

第四十七条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の定時提示場に提示して、行う。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれのこの基本規定(寄附行為)により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則(規程第四百二十五号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附 則(規程第四百二十六号)

この基本規定(寄附行為)は、評議員会の議決を経た日(昭和五十二年三月二十一日)から施行する。

附 則(規程第四百九十二号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年四月一日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年九月二十七日)から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、件に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附 則（規程第千七百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

施行 昭和二六・三・八
改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 解放の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(資格)

第四条 本会は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員をもって組織する。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十

一番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
 - 二 副会長 七人以上十人以内
 - 三 常任幹事 二十人以上二五人以内
 - 四 幹事 八十人以上百人以内
 - 五 会計監事 四人又は五人
 - 六 協議員 七人以上八百人以内
 - 2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
 - 3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員の地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。
- (役員を選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会にお

いて選任する。

- 2 協議員は、総会において選任する。
- 3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。
- 4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、3年とする。

- 2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員任期とする。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、皆無を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

- 3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのの所定の職務を行う。

- 4 会計監事は、本会の会計を監査する。

- 5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

- 2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

(顧問及び参与)

第十一条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、会長が

委嘱する。

- 3 参与は、本会の発展に功労があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、協議員会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

- 5 顧問及び参与は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

(総会)

第十二条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

- 4 総会の招集は、開催日の2週間前までに学員に周知させる方法により行う。

- 5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

- 6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

- 第十三条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

- 2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

- 3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたととき、幹事会の議を経て、招集することができる。
 - 4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。
 - 5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。
 - 6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。
 - 7 協議員会は、次の事項を審議する。
 - 一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任
 - 二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認
 - 三 会則の改正、規程の制定及び改廃
 - 四 名譽会計の推戴
 - 五 その他本会の重要な事項
 - 8 協議員会は、協議員の4分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
 - 9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)
- 第十四条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(幹事会)
 - 第十五条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)
 - 第十六条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を審議する。

(委員会)
 - 第十七条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。
 - 2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)
 - 第十八条 第3条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)
 - 第十九条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)
 - 第二十条 本会の経費は、学員会会費収入(以下「会費」と

いう。)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をも
つて充てる。

(会費)

第二十一条 会費は、三万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。ただし、特別の事情がある者は、分割納入することができる。

2 学生は、学員となることを前提として、予め会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(会計年度)

第二十二条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十三条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十四条 本会に中央大学学員会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十五条 この会則の改正は、協議員会において、出席協

議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計幹事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六年六月三〇日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱)

6 昭和五八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続

している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年三月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計幹事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任された者とみなす。

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・二三)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

第二条 本会の事務所を東京都内に置く。

第三条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事実

第五条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

第六条 幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第七条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長

二、副幹事長

一名

一名

三、常任幹事 五十名以内

四、幹事 三百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に應えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは予め

定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めるときは臨時総会を招集することができ、

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、これを招集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。副議長に議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求をうけたときは遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員の役員の各候補者に推薦

する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を審議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の

同意を得て改正することができる。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第十三条の二の改正規定は、平成二年五月十六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

会員の請求による臨時總會招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時總會招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時總會の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならぬ。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 一 東京弁護士会所属会員中より 一三〇名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
- 四 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より 三〇名以内
- 五 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より 三〇名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第二条各号の改正規程は、平成三年五月二十三日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局本会（以下「事務局」という。）

に次の職員を置く。

一 事務局長 一人

二 事務局次長 若干人

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成二年五月十六日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会（以下「本委員会」といふ）を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会の事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一 中央大学法曹会選出の

中央大学法職講座運営委員会委員

一名

二 東京弁護士会ブロック

八名以内

三 第一東京弁護士会ブロック

四名以内

四 第二東京弁護士会ブロック

四名以内

五 裁判所ブロック

二名以内

六 検察庁ブロック

二名以内

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置く。

委員長は第三条に定める委員のうち、同条第一号の委員を除いた委員で互選する。

委員長は会議を招集し、議長となる。

(審議事項)

第六条 委員会は第二条に定める目的を達成するため、随時審議決定する。

学校法人中央大学等役員名簿（中央大学法曹関係）

（順不同・敬省略）

一 学校法人中央大学

◎理事長 山本清二郎

◎理事 猪股喜藏・木戸口久治・設楽敏男

◎監事 縄稚登

◎評議員会

副議長 赤坂正男

評議員

阿部三郎・石井嘉夫・猪股喜藏・市橋千鶴子・岩田豊
 内山弘・大西保・太田恒雄・岡田錫洵・押谷鞠雄
 糟谷忠男・木川統一郎・木戸口久治・日下文雄・倉田雅充
 児島平・坂本建之助・設楽敏男・篠原千廣・信部高雄
 鈴木秀雄・高木典雄・高橋守雄・瀧澤國雄・竹村照雄
 堂野達也・中津川彰・縄稚登・野宮利雄・原秀男
 日野久三郎・藤井光春・松井宣・松岡登・水上喜景
 水原敏博・安原正之・柳澤義信・山本清二郎・山本忠義
 依田敬一郎・吉本英雄・若林秀雄

二 財団法人白門奨学会

◎理事長 堂野達也

◎理事 内山弘・坂本建之助

◎監事 倉田雅充

◎評議員 石井嘉夫・信部高雄・高橋守雄・中津川彰・藤井光春

杉山英巳

◎選考委員会委員

安藤章

◎募金委員会委員

委員長 山本清二郎

委員 野宮利雄

以上

中央大学学員会役員名簿（中大法曹会推薦）

会長 堂野達也

副会長 大西保

顧問 石田寅男・内山弘・松井宣・山本清二郎

参与 赤坂正男・石井一郎・小木貞一・太田常雄・木戸口久治

日下文雄・小池金市・鈴木秀雄・竹村照雄・八島三郎

常任幹事 木川統一郎・倉田雅充・坂本建之助・瀧澤國雄・森田洲右

幹事 阿部三郎・新井弘二・猪股喜蔵・川上正俊・川坂二郎

設樂敏雄・信部高雄・篠原千廣・鈴木喜三郎・高橋守雄

繩稚登・野宮利雄・安原正之

會計監事 松岡登

中央大学法曹会役員名簿（平成三・四年度）

一、顧問・参与

(1) 顧問

石田寅雄
小池金市
堂野達也
瀧澤國雄
赤坂正男

(東弁)

倉田雅充
設楽敏男
信部高雄
山本清二郎
八島三郎

(一弁)

石井一郎
大西保
木戸口久治
坂本建之助
松井宣

(二弁)

(2) 参与

戸田宗孝
太田常雄
日下文雄
鈴木秀雄
水上喜景

(東弁)

小木貞一
岡田錫淵
梶原止
竹村照雄
寺尾正二

(一弁)

居林與三次
外村隆
鈴木近治

(二弁)

近藤三代次

二、幹事(○は常任幹事)

中村裕二	○繩稚登	高橋崇雄	○須藤正彦	白井正明	真田淡史	佐々木敏行	小山勲	楠忠義	北村一夫	笠原克美	金沢恭男	太田孝久	伯母治之	石井芳光	飯塚孝	安藤憲一	○阿部三郎
中村治郎	中村生秀	堤淳一	瀬川徹	清水紀代志	○佐伯弘	桜井公望	小林元治	厚井乃武夫	木戸久義	笠井浩二	亀井忠夫	大辻正寛	奥原喜三郎	石葉泰久	稲田寛	○市川照巳	○安藤章
直井雅人	○中村茂八郎	天坂辰雄	高木茂	志村徹	○榑原卓郎	才口千晴	小島敏明	児島平	倉田哲治	木川統一郎	川瀬仁司	奥野善彦	○小竹耕	植松功	石渡光一	○猪股喜蔵	安藤貞一
永松栄司	名波倉四郎	寺口真夫	多賀健三郎	菅沼隆志	坂卷国男	佐瀬正俊	小林信明	小林宏也	○久木野利光	岸巖	春日寛	海法幸平	○及川昭二	遠藤和夫	伊藤茂昭	伊東正	秋知和憲
西林経博	中村浩紹	寺井一弘	橘節郎	○鈴木康洋	○篠原千廣	佐藤隆男	笹原桂輔	紺野稔	黒須雅博	北村忠彦	神谷威吉郎	川勝勝則	○大高満範	内丸義昭	伊井和彦	飯田義則	浅見昭一

○吉本英雄 山田崇滋 宮島崇行 羽田忠義 奈良道博 ○田中茂夫 鈴木英宏 篠原由宏 木ノ元直樹 大西昭一郎 安西愈哲 吉田英一郎 矢田正之 安原正之 増田彦一 ○本間崇 藤井光春 長谷川武弘 新津勇七

○依田敬一郎 山本政敏 元木徹 深沢守 仲居康雄 網取孝治 鈴木則佐 柴田徹男 小屋敏一 荻原静夫 池田達郎 渡辺務 湯川將 山田茂 御園賢治 堀川文孝 深沢武久 橋本幸一 野島良男

横溝高至 山本卓也 森寿男 藤本猛 丹羽健介 寺本吉男 高橋勇次 島田一彦 今野昭昌 垣鏑繁 伊藤忠敬 ○横山昭 山岸憲司 村田豊 松永涉 船戸実 花水征一 原山庫佳

○若林秀雄 山田賢治郎 ○柳沢義信 藤本博光 ○原村秀男 外村隆 田口邦雄 ○白河浩 齋藤祐一 加毛修 ○岩田豊 吉田幸一郎 安田隆彦 ○森田洲右 松崎勝一 福家辰夫 平松和也 濱秀和

○渡辺洋一郎 (一弁 五五名) 八木清文 ○山崎源三 松家里明 萩原安平 成富安信 田中慎介 神々洋明 佐々木和郎 川村延彦 飯田数美 (東弁 一二七名)

○吉住仁男 山本剛嗣 山本忠義 松代隆 堀合辰夫 平野智嘉義 ○服部邦彦

小林域泰	飯田英男	松岡靖光	田中康郎	○杉山英巳	○佐藤歳二	川島貴志郎	朝岡智幸	山下清兵衛	藤光巧	中吉章一郎	田中美登里	鈴木誠	三枝信義	北川秀二	○笠井盛男	小野田六二	石黒竹男	有賀正明
○佐野眞一	石部紀男	松本光雄	田村承三	鈴木勝利	佐藤久夫	河野信夫	荒木勝己	雪下伸松	古山昭三郎	中村鉄五郎	伊達俊二	○高橋守雄	猿山達郎	橋高郁文	加藤康夫	○小野道久	入倉卓志	阿部一夫
鹽野健彦	○太田文保	○村重慶一	並木茂	須藤典明	佐藤康	木村要	生島三則	行方美彦	増田浩千	根岸清一	千葉昭雄	滝沢農	櫻井光政	木村武夫	笠井直人	大井勅紀	○内山弘	今中美耶子
高野利雄	桐生哲雄	○山本和敏	藤原康志	高木新二郎	沢田三知夫	小池明彦	井上廣道	○吉田和夫	村山芳郎	野宮利雄	栃木敏明	○田宮甫	坂本行広	駒沢孝	○川坂二郎	大塚功男	上野操	岩瀬外嗣雄
玉井直仁	栗原恵三	(裁判所 二九名)	舟橋定之	○竹田稔	新矢悦二	小林豊	川上正俊	(一弁 五四名)	○諸永芳春	原誠	中津靖夫	多田武	○鈴木喜三郎	釘澤知雄	○小海正勝	○大平恵吾	遠藤英毅	飯畑正男

○寺西賢二 豊嶋秀直 仲田章 中津川彰 中鶴聳

長山四郎 永野義一 西正敏 保倉裕 保坂洋彦

堀江信之 ○溝口昭治 水原敏博 ○水上寛治 宗像紀夫

吉川 亘 吉野勝夫 (檢察庁 二七名)

三、會計監事

佐藤 義行(東弁) 深沢 勝(一弁) 林田耕臣(二弁)

四、正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長 野宮利雄(二弁) 副幹事長 菅沼隆志(東弁)

副幹事長 深沢 守(一弁) 副幹事長 増田浩千(二弁)

副幹事長 舟橋定之(裁判所) 副幹事長 栗原恵三(檢察庁)

事務局長 中津靖夫(二弁) 同次長 中村鉄五郎(二弁)

同次長 栃木敏明(二弁) 同次長 稲田寛(東弁)

同次長 神洋明(一弁) 同次長 須藤典明(裁判所)

同次長 保倉 裕(檢察庁)

中央大学法曹会 各種委員会委員名簿（平成三・四年度）

◎委員長

一、人事委員会（一〇名）

（東 弁） 秋知和憲・石渡光一・篠原千廣・名波倉四郎

（一 弁）◎設 楽敏男・山崎源三

（二 弁） 大井勅紀・小野田六二

（裁判所） 鈴木勝利

（検察庁） 仲田章

二、会報編集委員会（二〇名）

（東 弁） 大谷隼夫・白井正明・中村生秀・服部邦彦

（一 弁）◎豊田泰介・福吉 實

（二 弁） 大平恵吾・猿山達郎

（裁判所） 木村 要

（検察庁） 小林城泰

三、会則改正委員会（一〇名）

（東 弁）◎平野智嘉義・北村忠彦・才口千晴・堀川文孝

（一 弁） 池田達郎・川村延彦

(二弁) 笠井盛男・鈴木喜三郎

(裁判所) 松岡靖光

(検察庁) 西正敏

四、法職教育検討委員会(二〇名以内)

(東弁)◎中村茂八郎・伊井和彦・厚井乃武夫・須藤正彦・中村治郎

中村裕二・平松和也・安田隆彦

(一弁) 荻原静夫・塚辺重雄・寺本吉男・細田良一

(二弁) 新井嘉昭・釘沢知雄・中川隆博・吉田和夫

(裁判所) 小林豊

(検察庁) 保坂洋彦

五、大学問題委員会(五〇名)

(東弁) 浅見昭一・阿部三郎・安藤章・飯塚孝・市川照己

伊東正・猪股喜蔵・及川昭二・金沢恭男・川勝勝則

久木野利光・児島平・紺野稔・斎藤暢生・坂巻國男

鈴木康洋・鈴木秀雄・高橋崇雄・滝沢国雄・繩稚登

藤井光春・本間崇・森田洲右・安原正之・山本忠義

(一弁) 岡田錫淵・倉田雅充・設楽敏男・信部高雄・竹村照雄

田中愼介・寺尾正二・萩原平・柳沢義信・吉本英雄

依田敬一郎

(二 舟)

◎高橋

守雄・内山

弘・大西

保・加藤

夫・川坂

二
郎

小海正勝・坂本建之助・鈴木孟秋・田宮甫・根本隆

雪下伸松

(裁判所)

佐藤久夫・高木新二郎

(検察庁)

中津川彰・水原敏博

会 務 報 告 書

中央大学法曹会事務局長

中 津 靖 夫

一 平成三年五月二三日、幹事長に野宮、副幹事長に菅沼・深沢・増田・舟橋・栗原、事務局次長に稲田・神・中村・栃木・須藤・杉山（保倉）、事務局長に中津という執行部が選出され、設案前執行部から事務引継を受けて船出をするようになりました。（敬称略）

二 野宮執行部の担った平成三年度の大事業は、中大法曹会創立四〇周年記念式典及び祝賀会開催の件でありました。右は、試行錯誤を重ねながら、とも角にも会報一三号に既報された如く成果を挙げて無事終了することができました。これは一重に松井宣 実効委員長以下の物心両面にわたる諸先生方の大変な御尽力の賜物でありまして、ここに改めて感謝を申し上げます。

三 野宮執行部に与えられた課題は左記の如くでありました。

- 1 中大の興隆のため今なすべきことは何か。
- 2 低迷傾向にある、中大司法試験合格者を増加させる方策如何。
- 3 中大法曹会の活性化を如何にして実現すべきか。

4 中大学員会他支部との交流を如何にして活性化するか。

四 中大に存在する或種の低迷を打破するためには、新学部の設定及び各学部の改革が必要であるとの認識は、学校及び学員の中に相当程度根強く存在し、これは新学部として平成五年四月から総合政策学部、法学部に国際企業関係法学学科、経済学部へ公共経済学科がそれぞれ誕生するという形で結実しました。右が原因の一端でありたましようが、平成五年度の中大応募者は、早慶を始めとする私立各大学の応募者減を横目に、中大のみは昨年に比べ、約一〇〇〇〇名の増加であったとのことであり、誠に御同慶に堪えません。

五 平成四年度の中大司法試験合格者は、昨年（平成三年度）に比べ、一四名増しの九八名をようやく確保しましたが、これは、合格者総数増も原因であり、まだ手放しで喜べる状態ではありません。因みに、東大・一三五名、早大・一一八名、京大・五三名、慶大・四五名の合格です。中大にとり、これからの最大の問題は、東大・早大などに比べ在学生の受験者数が減少していることです。これを打破すべく、平成五年度より、中大法曹が継続的に二年生の憲法・民法・刑法の演習を受け持つことになりました。ご担当いただく方には御苦勞をおかけしますが、ぜひともこの制度を充実させ、中大法学部興隆の礎にしたいものであります。

六 中大法曹会の活性化のためには、中大法曹、とりわけ若手が大学に関心を持つことが必要であり、そのためには中大法曹会への若手参加の手段を講じる以外道はありません。平成四年一月、中大法曹会として、学員会へ人事刷新のための答申書（内容は若手登用というには程遠いものです）を提出しましたが、なかなか言うが易く行うに難しいという状況であります。この点については、現執行部としては、第四六期司法修習生の前記終了直前に法曹会との懇親会を企画しました。以後各期右懇親会を継続して行っていけばよいと思えます。

七 中大学員会他支部との交流は僅かに南甲俱樂部・体育会との間で若干の交流をしたに留まりましたが、このパイプを一層太いものにしていく必要があると思えます。更に、中大法学部教授会法曹会との一層の交流が必要であり

ます。

八 この二年間、人事委員会・会報編集委員会・会則改正委員会・法職教育検討委員会・大学問題委員会及び執行部会は、必要に応じ随時開催されましたが、中大法曹会の活性化はいまだしの感があります。何としても大勢、とりわけ若手の参加が望まれます。

九 来たる五月二〇日に新執行部が選出される運びですが、野宮執行部として沢山のつげを残していることをお詫び申し上げます、会員の皆様の一層の御尽力をお願いする次第です。

(平成五年三月二二日 記)

中央大学法曹会 平成三・四年度主要開催行事

1 平成三年 五月二三日 総会

(於 中央大学駿河台記念館)

2 平成三年 七月 九日

中大法学部改革について

中大法学部教授と中大法曹会との懇談会

(於 中央大学駿河台記念館)

3 平成三年 八月 九日

幹事会・常任幹事会

(於 法曹会館)

4 平成三年一〇月 八日

中大法曹会 創立四〇周年記念式典及び祝賀会

(於 中央大学駿河台記念館)

5 平成三年一二月 三日

幹事会・常任幹事会 兼 忘年会

(於 スクワール麵町)

6 平成四年 三月一七日

幹事長・常任幹事会

(於 スクワール麵町)

7 平成四年 五月一九日

総会・幹事会・常任幹事会

△栄進者祝賀会・新入会員歓迎会▽

- 8 平成四年 七月 七日
 (於 アルカディア市ヶ谷)
 第四六期司法修習生(中大出身者)との懇親会
 (於 中央大学駿河台記念館)
- 9 平成四年 七月二四日
 幹事会・常任幹事会
 (於 中央大学駿河台記念館)
- 10 平成四年一〇月二三日
 幹事会・常任幹事会
 (於 中央大学駿河台記念館)
- 11 平成四年一月二八日
 中大学員会体育会支部執行部と中大法曹会執行部との懇談会
 (於 大和田)
- 12 平成四年二月三日
 幹事会・常任幹事会 兼 忘年会
 (於 東商売スカイルーム)
- 13 平成五年 二月 一日
 中法学部法律学科に対する、法曹会会員の講師派遣予定者と中法学部教授会との打ち合せ会
 (於 中央大学駿河台記念館)
- 14 平成五年 三月二七日
 幹事会・常任幹事会
 (於 スクワーク麵町)
- 15 平成五年 五月二〇日
 総会・幹事会・常任幹事会
 へ栄進者祝賀会・新入会員歓迎会
 (於 中央大学駿河台記念館)《予定》

会 員 名 簿 補 充 訂 正

裁 判 所	平成 5 年 3 月現在
検 察 庁	平成 4 年 6 月現在
公 証 人	平成 5 年 3 月現在
弁 護 士	第 4 4 期、第 4 5 期および平成 3 年 4 月以降の登録者

東京弁護士会 第44期

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
(東京) 藤谷 護人	113	文京区湯島1-2-10 サンライズお茶の水1002 西川法律事務所	03(3251)9791 FAX03(3251)3862	113	文京区千駄木2-13-1-708	03(3824)5710
川口 均	105	港区西新橋1-17-13 上ニビルテイクス7階 新橋協同法律事務所	03(3508)0228 FAX03(3508)4488	336	浦和市別所1-2-16	048(865)3984
金澄 道子	160	新宿区本塩町4-4 祥平館ビル9階 東京中央法律事務所	03(3353)1911 FAX03(3353)3420	213	川崎市高津区北見方607	044(833)5896
小山 達也	101	千代田区神田神保町1-10 1VYビル5階 新千代田総合法律事務所	03(3292)5905 FAX03(3292)5908	180	武蔵野市中町1-30-3 佐藤ビル501号	0422(37)5911
草場 理津子	104	中央区銀座5-4-5 丸増銀座ビル4階 国吉良雄法律事務所	03(3571)3763 FAX03(3571)9244	179	練馬区北町8-15-7	03(3931)5270
西村 光治	104	中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル7・8階 松尾綜合法律事務所	03(3545)9141 FAX03(3545)1016	206	多摩市永山5-26-10	0423(75)3032
海老原 覚	102	千代田区九段北4-1-11 原鉄ビル3階 平野・山崎法律事務所	03(3262)3550 FAX03(3262)3741	273	船橋市海神町南1-743-1 西船タイカークハイツ201	0474(34)3350
石田 香苗	104	中央区銀座3-14-16 第2ミズビル5階 坂東司朗法律事務所	03(3542)7890 FAX03(3544)0449	146	大田区鶴の木1-5-11	03(3758)7359
大木 卓	104	中央区銀座6-12-15 西山ビル5階 服部邦彦法律事務所	03(3571)7823 FAX03(3571)7825	213	川崎市高津区諏訪292	044(833)8633

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
(東京) 大井 晁	150	渋谷区神南1-20-14 第7工業ビル4階 渋谷法律事務所	03(3463)7055 FAX03(3461)4870	189	東村山市柴町2-41-14 ジェネクスバートⅡ 201号	0423(97)2773
西山 律博	100	千代田区丸の内2-7-3 東京ビル544区 平山法律事務所	03(3211)5801 FAX03(3211)5802	223	横浜市港北区日吉 本町4-1-14-305	045(564)9226

東京弁護士会 第45期

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
(東京) 松江 仁美	105	港区新橋2-15-12 K.L.セントラルビル5号室 安藤良一法律事務所	03(3501)1224 FAX03(3501)9639	112	文京区小石川5-31-4 マッシュョン金木 402号室	03(3818)3024
石塚 洋之	101	千代田区篠菜町2-8-8 住友篠菜町ビル 常松義頼関根法律事務所	03(5280)2711 FAX03(5280)2731	222	横浜市港北区磯岡町 188-1	045(543)9914
雨宮 慶	107	港区赤坂3-11-3 赤坂中川ビル6階 中川高階法律事務所	03(3589)2921 FAX03(3589)2926	272	市川市菅野3-19-5	0473(25)3336
中嶋 公雄	104	中央区銀座7-5-4 毛利ビル4階 堀台・長谷川法律事務所	03(3573)1301 FAX03(3573)1305	350 -01	和光市下新倉1198	048(465)7159
程島 弘美	104	中央区銀座4-10-12 銀座サマリアビル5階 春日法律事務所	03(3545)4451 FAX03(3545)4452	166	杉並区梅里2-3-6 新高門寺パレス 602号室	03(5378)0969

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
(東京) 海野浩之	160	新宿区新宿5-15-6 光陽ビル201号室 笠原克美法律事務所	03(3350)1828 FAX03(3350)1869	187	小平市大沼町1-287-6	0423(42)3536
古笛恵子	104	中央区銀座7-5-4 毛利ビル4階 原田法律事務所	03(3571)1780 FAX03(3571)8389	182	調布市柴崎1-59-1 コーポラス杉の子C 102号室	0424(81)3983
竹村真史	101	千代田区神田須田町1-4-4 神田須田町ビル5階 巻之内法律事務所	03(3256)2925 FAX03(3256)2928	206	多摩市桜ヶ丘2-26-4	0423(73)0846
谷合周三	102	千代田区6番町7-18 山啓ビル3階 園本・高木法律事務所	03(3265)1441 FAX03(3221)0547	120	足立区綾瀬1-34-7 綾瀬ゾルミエ 212号室	03(3604)7406
堀土忠男	104	中央区銀座3-10-19 美術家会館2階 東銀座総合法律事務所	03(3542)3767 FAX03(3546)2176	167	杉並区清水1-16-6 西村ビル 402号室	03(3390)6467
旭宏司	107	港区南青山3-10-5 ラメール南青山A号室 千賀総合法律事務所	03(5411)0411	116	荒川区東尾久1-5-13	03(3892)5026
川合晋太郎	105	港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル5階504号室 セントラル法律事務所	03(3508)0707 FAX03(3508)0920	187	小平市たかの台3-2	0423(41)2351
宮寺利幸	100	千代田区霞が関1-4-2 ダイヤモントビル9階 三羽法律事務所	03(3504)2551 FAX03(3592)0330	111	台東区浅草6-36-3	03(3875)1195
外山勝浩	105	港区新橋1-18-14 新橋MMビル8階 岩出綜合法律事務所	03(3592)1791 FAX03(3592)1793	114	北区十条仲原2-2-5	03(3900)4708

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
(東京) 櫻田英志	102	千代田区1番町19 鶴町サニーマンション407号室 原隆男法律事務所	03(3262)8841 FAX03(3261)3162	120	足立区糀橋4-19-7 サングリエイイイタ402号室	03(3620)4558
佐野晃生	100	千代田区丸の内2-4-1 丸ビル583区 堤・安田法律事務所	03(3201)3404 03(3201)3523 FAX03(3201)3434	160	新宿区大京町23-2 鈴木ビル702号室	03(3226)2980
高橋善樹	101	千代田区神田須田町1-16 本郷ビル3階 川越・橋本法律事務所	03(3256)2031 FAX03(3256)2087	192	八王子市中野上町4-17-5 第1サンハイツ201号室	0426(27)2607

東京弁護士会 (その他)

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
(東京) 笠原静夫	105	港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル3階313 増田彦一法律事務所	03(3503)4451 FAX03(3503)4454	142	品川区荏原4-2-2 グリーンビル柴田屋503	03(5498)4527
大風重夫	116	荒川区西尾久4-12 田端スカイハイツ5階522	03(3800)4031	同左		
鍋倉寛治	101	千代田区神田須田町2-11 協友ビル10階 高橋勉法律事務所	03(3255)0091 FAX03(3255)0094	168	杉並区上高井戸1-32-63	03(5374)6220 FAX03(5374)6760
井上洋一	192	八王子市寺町68 八王子法律会計事務所	0426(24)2468 FAX0426(24)2451	187	小平市小川西町3-3-16	0423(41)9590
廣瀬哲彦	105	港区新橋5-33-9 グリーンビル6階 大隅法律事務所	03(3435)7581	251	藤沢市鶴沼東2-3-705	0466(27)5505

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
[東京] 松岡 靖光	107	港区赤坂2-2-21 永田町法曹ビル807 田原・松岡法律事務所	03(3586)4055 FAX03(3585)2246	125	葛飾区金町3-43-22-101	03(5660)2781
西 舘 勇 雄	100	千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル7階 三宅法律事務所	03(3211)8548 FAX03(3213)5860	216	川崎市宮前区東有馬2-34-9 セザールA-1	044(853)4562
宇佐美 初 男	145	大田区北嶺町5-18	03(3728)1902	230	横浜市鶴見区北寺尾3-21-1	045(571)1075
小 林 徹 也	105	港区新橋2-10-3 アラザビル7階 小林・長谷川法律事務所	03(3504)2891	180	武蔵野市吉祥寺東町1-12-7	0422(22)6828
坂 井 利 夫	160	新宿区西新宿8-12-1 サンパレス新宿808	03(5389)6862	183	府中市武蔵台2-11-8	0425(76)5331
上 西 浩 一	105	港区虎ノ門1-1-11 マスタビル7階 中陳秀夫法律事務所	03(3503)3951	170	豊島区巢鴨1-16-2 B-618	03(5971)9923
黒 沢 弘	105	港区浜松町1-27-10 ビッグカネ第3ビル3階 芝大門法律事務所	03(3438)1498	150	渋谷区恵比寿西1-33-31 代官山ローヤルコーポ507	
酒 井 清 夫	105	港区新橋2-18-1 舟渡士ビル2号20 宮永・大久保法律事務所	03(3434)8801	259 -11	伊勢原市東成瀬48-7 エグセル伊勢原507	

第一東京弁護士会 第4期

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
[第一東京] 吉岡 毅	100 -620	千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル6階620区 山本法律事務所	03(3214)3881 FAX03(3214)7862	214	川崎市多摩区登戸新町245 カームロン403号室	044(932)6213
廣 渡 鉄	102	千代田区1番町25 グイヤモンドプラザビル4階 上野隆司法律事務所	03(3239)3271 FAX03(3263)4985			
北古賀 康 博	102	千代田区麹町4-7-2 サンライオン第7ビル4階 直江・浅井法律事務所	03(3221)8831 FAX03(3222)0181	156	世田谷区赤堤3-36-5	03(5300)0696
和 田 一 雄	100	千代田区永田町2-14-2 山王グランドビルヂング8階 小松・狛法律事務所	03(3580)0521 FAX03(3593)1026			

第一東京弁護士会 第45期

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
[第一東京] 小 原 恒 之	102	千代田区平河町2-5-2 メゾン平河3階 東京永和法律事務所	03(3239)8801	181	三鷹市下連雀3-41-12 ライオンズマンション 三鷹第7-601	0422(76)1451
江 島 秀 樹	107	港区赤坂1-12-32 テーク森ビル29階 西村真田法律事務所	03(5562)8500	150	渋谷区広尾1-5-1 テルベシオ広尾102	
小 畑 英 一	102	千代田区麹町2-4 麹町鶴屋八階ビル9階 柴田総合法律事務所	03(3263)5974			

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
[第一東京]						
三好重臣	102	千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷K TビルⅡ 8階 弘中法律事務所	03(5275)5656	181	三鷹市井の頭4-25-13	0422(43)5441
御宿哲也	104	中央区銀座7-8-8 銀座倉橋ビル6階 飯沼春樹法律事務所	03(3574)9844			

第一東京弁護士会 (その他)

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
[第一東京]						
川島興	154	世田谷区桜新町2-4-15-508	03(3425)6935	248	鎌倉市津513-1 LM鎌倉日坂303	0467(32)3812
中山善作	104	中央区銀座6-4-7 ゾーストビル3階 高木・新相法律事務所	03(3571)6010 FAX03(3571)6510	112	文京区後楽2-20-3	
小林雄三	164	中野区本町1-32-18	03(3372)3461	182	調布市深大寺元町3-19-1	0424(87)9596

第二東京弁護士会 第4期

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
(第二東京) 加藤 雅明	104	中央区銀座3-5-12 サエグサビル5階 小川依衛法律事務所	03(3535)6837 FAX03(3563)1207	409-05	大月市梁川町綱の上114	0554(26)2146
長 島 充 明	105	港区西新橋1-23-10 南和ビル3階 今中法律事務所	03(3503)8668 FAX03(3503)8670	143	大田区中央8-14-14	03(3752)0092
大川原 栄	171	豊島区西池袋3-30-10 ライオンビル4階 城北法律事務所	03(3986)4666 FAX03(3986)9018	179	練馬区光が丘5-2-4-409	03(3976)2009
三 村 まり子	100	千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル9階 911号室 フララン・守谷・帆足・窪田法律事務所	03(3504)0251 FAX03(3595)0985	179	練馬区春日町2-4-33 ピースビルズ304号	03(3998)8889
小 林 誠	160	新宿区四谷1-20 玉川ビル3階 楳枝法律事務所	03(3353)3521 FAX03(3356)9228	173	板橋区中丸町29-12 ライオンズマンション大山第2-301	03(3958)7480
桐 原 和 典	102	千代田区五番町2-7 五番町片岡ビル4階 小島国際法律事務所	03(3222)1401 FAX03(3222)1405	167	杉並区西荻北3-10-13 ベルヴェ武蔵野201	03(5382)1852
田 宮 武 文	100	千代田区永田町2-14-3 赤坂東急ビル11階 田宮・堤法律事務所	03(3592)1341 FAX03(3581)5838	156	世田谷区松原4-19-12	03(5300)6820
松 田 啓	104	中央区銀座6-13-4 長山ビル5階 坂本廣身法律事務所	03(3542)3661 FAX03(3546)0443	272	市川市間々1-5-15 カーサマ→201	0473(26)4487
君和田 伸 仁	160	新宿区四谷1-2 東京法律事務所	03(3355)0611 FAX03(3357)5742	182	調布市調布ヶ丘3-19-4	0424(82)3043

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
〔第二東京〕						
中 所 克 博	105	港区虎ノ門2-18-10 第15森ビル9階 虎の門法律事務所	03(3508)9811 FAX03(3501)0695	170	豊島区池袋1-11-7 第2西山ハイッ 206号	03(3981)4949
岩 崎 政 孝	160	新宿区新宿1-17-2 第三遠藤ビル3階 遠藤・萬場総合法律事務所	03(3350)5885 FAX03(3350)5070	166	杉並区梅里2-40-17 タイアモンテ阿佐ヶ谷908	03(3317)9512

第二東京弁護士会 第45期

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
〔第二東京〕						
浅 井 平 三	105	港区西新橋3-1-2 ニユ一光ビル4階 長瀬・吉田法律事務所	03(3433)1004 FAX03(3436)3819	272	市川市厚木1-18-26 市川クローバーハイッ102号室	0473(28)3033
真 野 文 恵	192	八王子市寺町68 八王子法律会計事務所	0426(24)2468 FAX0426(24)2451	184	小金井市前原町3-40-1 小金井スカイコーポラス1006号	0423(85)3638
松 井 武	104	中央区銀座3-11-13 松本銀座ビル5階 東京総合法律会計事務所	03(3545)8111 FAX03(3545)8002	179	練馬区光が丘3-9-3-1201	03(5383)5230
朝 倉 淳 也	104	中央区銀座5-15-18 第8金井ビル4階 銀座東法律事務所	03(3545)2151 FAX03(3545)2153	155	世田谷区代田5-29-7 第2大野ビル303	03(3411)4691
岡 崎 秀 也	105	港区虎ノ門1-5-16 晚翠ビル6階 相馬法律事務所	03(3591)4166 FAX03(3593)3588	168	杉並区和泉3-60-10 メゾン・フ・レベル307号室	03(3327)8510
則 武 透	144	大田区蒲田5-49-12 エムアソンドエムビル4階 東京南部法律事務所	03(3736)1141 FAX03(3743)1584	158	世田谷区奥沢5-39-6 サンフイール自由ヶ丘102	03(3722)8634

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
【第二東京】						
佐藤 浩秋	105	港区西新橋2-11-6 ニユー西新橋ビル9階 川津・西本法律事務所	03(3503)5711 FAX03(3503)3890	336	浦和市北浦和5-15-33 ツメノハイッ203	048(825)4110
伊藤 圭一	102	千代田区九段北4-3-14 九段堀江ビル2階 中島経営法律事務所	03(3239)7505 FAX03(3239)7508	134	江戸川区北葛西3-7-9	03(3877)5569
小川 浩賢	102	千代田区五番町2-7 五番町片岡ビル 小島国際法律事務所	03(3222)1401 FAX03(3222)1405	105	渋谷区広尾3-8-18	03(3407)3953
山内 久光	102	千代田区平河町1-9-3 京商ビル2階 錦織・深山法律事務所	03(3263)0451 FAX03(3221)5978	222	横浜市港北区富士塚2-7-14 カムリー4 101号	045(405)0373
井口 敬明	102	千代田区富士見1-11-24 富士見レジデンス206 尾崎昭夫法律事務所	03(3265)7877 FAX03(3265)7007	238	横須賀市衣笠372	0468(52)1179

第二東京弁護士会 (その他)

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
【第二東京】						
豊嶋 福之	151	渋谷区代々木1-38-13 住研ビル5・6階 豊嶋法律事務所	03(3370)1751	153	目黒区下目黒6-17-20-901	03(3716)0565
新井 弘二	104	中央区銀座1-7-6 タニサワビル10階 新井・下井法律事務所	03(3564)5066 FAX03(3567)5760	177	練馬区関町南4-15-7-609	03(3929)9286

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
(第二東京) 茅沼英一	169	新宿区高田馬場1-34-13 愛築堂ビル 古川法律事務所	03(3209)0128 FAX03(3232)0037	157	世田谷区上祖師谷1-36-7	03(3300)6050

裁 判 所

氏 名	所 属	千	自 宅	電話番号
秋山 壽延	東京地方裁判所判事	153	目黒区東山2-25-3-202	03(3713)1404
朝岡 智幸	金沢地方裁判所長	921	金沢市泉野町1-11-2	0762(44)0238
浅田 登美子	広島地方裁判所判事	730	広島市中区上八丁堀2-82-104	082(222)5376
浅野 秀樹	福岡地方裁判所判事	819	福岡市西区姪浜191-1-A102	092(882)5917
芦澤 恒雄	横浜地方裁判所横須賀支部判事	214	横浜市戸塚町2021-2 ホーユーパレス	045(864)9929
荒川 英明	東京地方裁判所判事	168	杉並区高井戸東3-30-14-705	03(3334)1647
荒木 勝巳	東京簡易裁判所判事	134	江戸川区清新町1-4-14-301	03(3877)5287
安藤 宗之	千葉地方裁判所木更津支部長	292	木更津市岩根2-5-5-201	0438(41)3938
安藤 裕子	千葉地方裁判所判事	260	千葉市稲毛区作草部町905-4-201	043(251)1808
井上 一成	福井地方裁判所判事補	910	福井市乾徳2-10-1 宿舍	0776(26)1540
井上 廣道	東京地方裁判所八王子判事	162	新宿区戸山1-14-23-401	03(3207)7072
井筒 宏成	大阪地方裁判所判事	530	大阪市北区西天満2-1-10	06(363)1281
伊澤 文子	横浜地方裁判所川崎支部判事補	236	横浜市金沢区泥亀1-20-1-502	045(786)3624
伊東 正彦	大阪地方裁判所判事	593	堺市深井沢町3202-41	0722(70)0384
伊藤 壺子	東京高等裁判所判事	162	新宿区戸山3-1-2-102	03(3202)2839
飯畑 正一郎	佐賀地方裁判所判事補	840	佐賀市中の小路3-22	0952(23)3161
池田 克俊	広島高等裁判所判事	730	広島市中区上八丁堀2-82-202	082(221)3339
石田 浩二	千葉地方裁判所木更津支部判事	292	木更津市岩根2-5-5-202	0438(41)1027
石田 實秀	横浜地方裁判所判事	247	横浜市栄区尾月2-17	045(893)5103

氏名	所	属	〒	自宅	電話番号
一宮 和夫	司法研修所教官	東京地方裁判所判事	273	船橋市丸山5-4-1	0474(38)4421
一宮 健人	札幌地方裁判所小樽支部長	札幌地方裁判所横須賀支部判事	273	船橋市丸山5-4-1	0474(38)4421
市瀬 龍樹	横浜地方裁判所判事補	山口地方裁判所判事補	064	札幌市中央区南7条西13-1-6-20	011(563)5740
稲田 富保	山口地方裁判所判事補	秋田地方裁判所判事補	247	横浜市栄区公田町1272-121	045(895)3848
稲元 富宰	秋田地方裁判所判事補	松山地方裁判所判事	733	山口市黄金町10-7-201	0839(28)1484
岩木 康雄	松山地方裁判所判事	熊本地方裁判所判事	010	秋田市高陽幸町14-5-102	0188(66)5287
打越 康雄	熊本地方裁判所判事	横浜地方裁判所判事	790	松山市東町5甲930-66	0899(48)0285
江藤 正也	横浜地方裁判所判事	八日市場支部判事	860	熊本市京町2-6-13-22	096(356)4201
榎本 克己	千葉地方裁判所八日市場支部判事		220	横浜市西区境之谷32-301	045(231)0444
遠藤 きみ			289	八日市場市1の1985	0438(41)1027
小川 克介	東京高等裁判所判事		-21		
小田 八重子	大阪家庭裁判所判事		158	世田谷区深沢1-24-23-203	03(3703)0983
小野 貞夫	仙台高等裁判所判事		530	大阪市北区与力町3-2-42	06(354)7375
小野 聡子	水戸地方裁判所土浦支部判事		981	仙台市青葉区貝ヶ森6-4-10	022(279)6648
小野 幹雄	最高裁判所判事		270	我孫子市つくし野1-7-4	0471(84)2470
小川 勇雄	宇都宮地方裁判所栃木支部長		-01		
大島 哲雄	浦和地方裁判所判事		152	目黒区八雲5-10-11	03(5701)6038
大谷 種臣	大阪地方裁判所判事		328	栃木市旭町16-5	0282(22)0813
大谷 吉史	長野地方裁判所諏訪支部長		336	浦和市岸町6-14-5-202	048(838)5128
			569	高槻市芝谷町12-7	0726(87)5845
			392	諏訪市湖岸通り4-11-17	0266(58)1635

氏名	所 属	〒	自 宅	電話番号
大藤敏	東京地方裁判所判事	113	文京区湯島4-6-30-201	03(5684)3548
大野勝則	京都地方裁判所判事補	606	京都市左京区松ヶ崎芝本町20—231	075(724)1454
大野康裕	京都地方裁判所判事補	530	大阪市北区与力町3-1-36	06(351)3118
大橋英夫	名古屋地方裁判所判事	461	名古屋市中区泉1-38 泉コーポラス505	052(971)1829
大田武聖	福島地方裁判所会津若松支部判事補	965	会津若松市城前6-4 宿舍36	0242(27)0975
大田浩	秋田地方裁判所長	010	秋田市川尻御休町14-22	0188(64)0249
大田豊	東京地方裁判所判事	113	文京区湯島4-6-30-305	03(3814)6878
岡文夫	神戸地方裁判所尼崎支部判事	612	京都市伏見区桃山町秦長老179-234	075(622)1937
岡野典章	京都地方裁判所判事補	606	京都市左京区松ヶ崎芝本町20-132	075(791)3485
奥田孝	大阪地方裁判所判事	662	西宮市門戸東町7-19	0798(53)7338
奥田正昭	神戸地方裁判所判事	651	神戸市中央区龍池通7-1-15-12	078(271)4097
奥平守男	熊本地方裁判所長	860	熊本市京町2-14-6	096(352)0557
海保寛	大阪地方裁判所判事	530	大阪市北区与力町3-2-2-12	06(353)4587
加島義正	大阪家庭裁判所判事	567	茨木市総持寺駅前町12-16-300	0726(25)2706
加藤亮	函館地方裁判所判事補	040	函館市青柳町11-7 宿舍	0138(22)0095
角田清	名古屋地方裁判所函館支部長	487	春日井市玉野町900-11	0568(51)8839
笠井昇	神戸地方裁判所判事	654 -01	神戸市須磨区神の谷2-19-2	078(792)6712
金子彰	松山地方裁判所判事	790	松山市鉄砲町11-1	0899(22)0634
尾文	福岡高等裁判所宮崎支部判事	880	宮崎市大王町13-E2	0985(22)2483

氏名	所 属	〒	自 宅	電話番号
鎌田 義勝	神戸地方裁判所豊岡支部長	668	豊岡市山五町5-25	0796(24)2146
川上 正俊	東京高等裁判所判事	187	小平市上水新町2-19-5	0423(45)5254
川島 貴志郎	千葉地方裁判所佐倉支部判事	271	松戸市岩瀬無番地F-402	0473(68)3627
川瀬 勝一	静岡簡易裁判所判事	420	静岡市長谷町12-1-101	054(247)6353
河合 裕行	横浜地方裁判所判事補	236	横浜市金沢区町屋町1-1-502	045(786)8996
河野 信夫	東京地方裁判所判事	112	文京区白山4-10-8-203	03(3944)4852
河邊 義正	東京地方裁判所判事	156	世田谷区宮坂3-41-20-404	03(3329)3161
柄多 貞介	名古屋地方裁判所半田支部長	475	半田市雁宿町3-210-7 宿舍	0569(24)5473
神田 正夫	横浜地方裁判所横須賀支部長	222	横浜市港北区大豆町875-4-3-312	045(544)0045
木下 重康	浦和地方裁判所川越支部判事	140	品川区西大井2-24-16	03(3771)1396
木下 秀樹	仙台高等裁判所秋田支部判事	010	秋田市高陽幸町14-5-301	0188(62)5491
木村 要	最高裁判所事務総局家庭局長	162	新宿区富久町21-7-404	03(3351)2741
菊池 徹	大阪地方裁判所判事	543	大阪市天王寺区味原本町16-1-8	06(761)9576
北野 俊光	宇都宮地方裁判所判事	349-02	南埼玉郡白岡町新白岡2-24-2	0480(93)2808
久我 保恵	高知地方裁判所判事	780	高知市九反田13-8 宿舍202	0888(85)1548
久保 真人	宇都宮地方裁判所判事	320	宇都宮市小幡1-1-38	0286(21)2111
草野 安次	福島地方裁判所判事	960	福島市山下町3-28 宿舍402	0245(36)0486
草深 重明	宇都宮地方裁判所判事	320	宇都宮市小幡1-1-38	0286(21)2111
窪 木 稔	弾劾裁判所訟務課長	115	北区赤羽北3-21-B-103	03(3907)2677

氏名	所属	〒	自宅	電話番号
熊田士郎	名古屋地方裁判所一宮支部判事	500	岐阜市五坪1450-22 コーポ田神F402	0582(45)7125
來本笑子	水戸地方裁判所判事	310	水戸市大町3-4-24-302	0292(21)5389
桑原伸郎	浦和地方裁判所判事補	273	船橋本中山4-3-3-1108	0473(33)3980
小池明善	東京地方裁判所判事補	104	中央区佃1-6-7 大栄マンション206	03(3536)8739
小池晴彦	東京法務局訟務部付	143	大田区北馬込1-7-16-301	03(5742)0402
小磯武男	東京法務局訟務部付	281	千葉市花見川区花園町1536-208	043(271)9158
小林正	東京高等裁判所判事職務代行	271	松戸市岩瀬無番地B-11	0473(62)4621
小林眞夫	千葉家庭裁判所判事	280	印旛郡富里町日吉台6-18-11	0476(93)6238
小林豊	青森地方裁判所八戸支部判事補	031	八戸市大字根代字久保15-5-202	0178(44)2726
小林亘	横浜地方裁判所判事	270-11	我孫子市布佐平和台3-13-2	0471(89)1684
小宮山茂樹	千葉地方裁判所木更津支部判事	260	千葉市稲毛区天台1-2-2-201	472(53)3672
古口満	横浜地方裁判所川崎支部判事	220	横浜市西区老松町21-201	045(262)3438
古閑美津恵	神戸地方裁判所尼崎支部	650	神戸市中央区中山手通7-27-10-41	078(371)7169
合田悦三	仙台地裁判所判事	980	仙台市青葉区米ヶ袋1-2-31-D202	022(227)9683
合田智子	仙台地方裁判所判事補	980	仙台市青葉区米ヶ袋1-2-31-D202	022(227)9683
佐久間健吉	浦和地方裁判所判事補	336	浦和市北浦和5-13-15-RB-11	048(825)7285
佐々木寅男	仙台高等裁判所判事	980	仙台市青葉区米ヶ袋1-2-31-D301	022(227)7167
佐々木宗啓	前橋地方裁判所判事補	371	前橋市岩神町1-15-23-102	0272(35)3995
佐藤明	仙台高等裁判所秋田支部判事	010	秋田市高陽幸町14-5-202	0188(66)6547

氏名	所属	〒	自宅	電話番号
佐藤 貞二	仙台地方裁判所判事	981	仙台市青葉区子平町1-13-1・2C	022(276)4372
佐藤 歳二	最高裁判所上席調査官	157	世田谷区砧7-15-30-202	03(3416)0461
佐藤 敏夫	長野地方裁判所判事	380	長野市花咲町1238 宿舍201	0473(32)0069
佐藤 久夫	東京地方裁判所判事	271	松戸市二十世紀が丘柿の木町74-4	0473(68)4579
佐藤 康	司法研修所教官	162	新宿区富久町21-7-104	03(3353)9760
斎藤 昭	神奈川簡易裁判所判事	225	横浜市緑区荏田北2-8-26	045(912)1813
斎藤 繁道	神戸地方裁判所姫路支部判事補	670	姫路市増位新町1-20-21	0792(81)4507
坂井 宰	横浜地方裁判所川崎支部判事	249	逗子市桜山7-3-12	0468(72)1351
坂詰 幸次郎	神戸地方裁判所姫路支部長	655	神戸市乗水区本多町4-6-37	078(785)4168
坂野 征四郎	東京地方裁判所判事	300	土浦市真鍋3-10-5-202	0298(22)5659
坂主 勉	長崎地方裁判所判事	852	長崎市富士見町23-16	0958(61)3399
酒匂 武久	熊本地方裁判所玉名支部長	860	熊本市京町1-11-6	096(352)6021
沢田 三知夫	東京地方裁判所判事	156	世田谷区桜丘5-6-12	03(3425)0518
澤野 芳夫	福島地方裁判所いわき支部判事補	970	いわき市平字八幡小路53-1-103	0246(24)3928
志田 博洋	家庭裁判所調査官研修所教官	249	逗子市久木3-10-1	0468(71)2496
志田 博文	那覇地方裁判所判事	903	那覇市首里鳥堀町4-80-2 宿舍401	098(886)3239
志田原 信三	水戸地方裁判所下妻支部判事補	304	下妻市下妻乙150-50 宿舍102	0296(44)4716
篠田 清	広島高等裁判所判事	730	広島市中央区上八丁堀2-82-103	082(221)4769
柴田 寛之	東京高等裁判所判事	145	大田区上池台4-24-4-203	03(3727)2776
渋谷 満	裁判官訴追委員会事務局長	162	新宿区富久町21-7-403	03(3351)2707

氏名	所属	〒	自宅	電話番号
島田 一雄	東京地方裁判所八王子判事補	193	八王子市台町3-6-11・B-22	0426(22)9087
嶋原 文雄	東京地方裁判所判事	170	豊島区池袋本町1-7-23-302	03(5992)9169
清水 信雄	千葉地方裁判所判事	260	千葉市稲毛区作草部町905-4-401	043(256)8825
下江 一成	福岡地方裁判所小倉支部判事	803	北九州市小倉北区篠崎4-8-14	093(581)6228
城間 盛俊	横浜地方裁判所小田原支部判事	146	大田区久が原6-27-22-201	03(3775)1086
生島 三則	那覇家庭裁判所長	901	那覇市字赤嶺186-1 宿舎	098(858)9490
新海 順次	広島高等裁判所判事	730	広島市中区上八丁堀2-82-301	082(222)2263
新谷 晋司	和歌山地方裁判所判事補	640	和歌山市葵町3-1-301	0734(25)3639
新矢 悦二	横浜地方裁判所川崎支部長	112	文京区白山4-10-8-303	03(3944)4855
須藤 繁	浦和地方裁判所判事	336	浦和市常盤8-15-13	048(833)5448
須藤 典明	東京地方裁判所判事	115	北区赤羽北3-21-A-302	03(5993)8298
須山 幸夫	横浜地方裁判所川崎支部判事	144	大田区西蒲田7-5-11	03(3733)0349
末永 進	札幌地方裁判所判事	064	札幌市中央区南7条西23-1-25-401	011(561)0291
末永 雅之	横浜地方裁判所判事補	233	横浜市港区日野6-11-16-205	045(843)2890
杉山 英巳	浦和家庭裁判所長	336	浦和市常盤8-16-9	048(832)6547
鈴木 勝利	静岡地方裁判所判事	420	静岡市長谷町12-2-101	054(248)7784
鈴木 順子	東京地方裁判所判事補	156	世田谷区赤堤1-24-16-12	03(328)8097
鈴木 秀夫	東京高等裁判所判事	272	市川市真間4-3-21	0473(73)7578
鈴木 正義	大阪地方裁判所判事	530	大阪市北区与力町3-2-21	06(354)7659
鈴木 陽一	函館地方裁判所判事補	040	函館市松陰町22-16 宿舎	0138(51)5972

氏名	所属	〒	自宅	電話番号
園部 秀穂	名古屋高等裁判所判事	462	名古屋市北区大杉2-10-7 宿舍502	052(981)7940
田口 祐三	仙台高等裁判所判事	981	仙台市青葉区子平町1-13-1・3D	022(234)2412
田島 清茂	東京地方裁判所判事補	271	松戸市岩瀬無番地E-8	0473(66)5628
田中 観一郎	高松高等裁判所判事	760	高松市天神前3-32-302	0878(31)7759
田中 千絵	浦和地方裁判所判事補	115	北区赤羽北3-21・A-203	03(993)3610
田中 昌弘	横浜地方裁判所小田原支部判事	143	大田区北馬込1-32-3	03(774)0055
田中 優	前橋地方裁判所大田支部長	373	大田市大字竜舞1911-4	0276(31)6844
田中 康郎	司法研修所教官	162	新宿区富久町21-7-102	03(3351)4693
田中 由子	前橋地方裁判所判事	371	前橋市岩神町1-15-23-202	0272(31)6844
田邊 三保子	青森地方裁判所判事補	030	青森市花園2-24-9 宿舍201	0177(42)8727
田村 承三	松山地方裁判所長	790	松山市歩行町1-9-6	0899(21)0434
田村 真弘	青森地方裁判所弘前支部判事補	036	弘前市大字若党町69 宿舍	0172(32)3624
多田 周弘	静岡地方裁判所判事	420	静岡市長谷町12-2-301	054(246)7451
高木 新一郎	東京地方裁判所判事	146	大田区久が原1-23-14	03(3751)8707
高田 健一	東京地方裁判所判事	162	新宿区戸山1-14-23-102	03(5272)3606
高野 芳久	前橋地方裁判所相生支部判事	376	桐生市相生町2-371-5-3	0277(52)0975
高橋 祥子	前橋地方裁判所判事	370	高崎市稲荷町6-101	0273(63)3439
瀧川 義道	和歌山地方裁判所判事	640	和歌山市葵町3-1-304	0734(22)0282
瀧澤 孝臣	最高裁判所調査官	271	松戸市岩瀬無番地F403	0473(68)3633
武田 和博	大阪地方裁判所判事	602	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-11	075(841)2877

氏名	所 属	〒	自 宅	電話番号
竹内 民生稔	大阪地方裁判所岸和田支部判事	530	大阪市北区与力町3-1-33	06(353)8013
竹田 省稔	東京高等裁判所判事	177	練馬区大泉学園町6-21-28	03(3923)3021
竹中 省吾	大阪地方裁判所判事	530	大阪市北区西天満2-1-10	06(363)1281
竹花 俊徳	東京地方裁判所八王子判事	181	三鷹市下連雀2-14-1-101	0422(42)8392
谷岡 武教	岡山地方裁判所判事	700	岡山市大安寺東町23-12-202	0862(55)2068
谷口 敬一	大阪地方裁判所判事	650	神戸市中央区東川崎町1-4-3-1505	078(360)2343
造 庸修	宇都宮地方裁判所判事	320	宇都宮市戸祭1-13-10-201	0286(21)2755
千葉 庸子	山口家庭裁判所所長	753	山口市黄金町9-7	0839(28)0713
土田 昭彦	福島地方裁判所郡山支部判事補	963	郡山市麓山1-2-21 宿舍21	0249(31)7901
土田 敏男	新宿簡易裁判所判事	193	八王子市長房町228-5	0426(64)3509
円井 義弘	前橋地方裁判所判事	371	前橋市大手町3-8-10	0272(34)9528
手島 徹	福島地方裁判所判事	960	福島市山下町3-28 宿舍202	0245(36)0470
寺尾 洋子	福岡高等裁判所判事	814	福岡市早良区西新7-5-28-301	092(843)9268
土居 葉子	書記官研修所教官	156	世田谷区赤堤2-20-16	03(3328)8072
遠山 和光	金沢地方裁判所小松支部長	923	小松市古城町20	0761(22)1056
特 嶺弦	福岡高等裁判所判事	810	福岡市中央区御所谷137-2-301	092(523)3082
富田 守勝	大阪高等裁判所判事	543	大阪市天王寺区味原本町16-1-6	06(761)9571
中田 忠男	大阪地方裁判所堺支部判事	662	西宮市神楽町2-26-221	0798(36)7565
中野 信也	和歌山地方裁判所判事	543	大阪市天王寺区味原本町16-3-8	06(762)7941
中 橋 正夫	高崎簡易裁判所判事	176	練馬区練馬1-34-2	03(3991)9109

氏名	所 属	〒	自 宅	電話番号
中路 義彦	福岡高等裁判所宮崎支部判事	880	宮崎市別府町1-17 宿舎302	0985(22)4631
中村 俊夫	福島地方裁判所いわき支部判事補	970	いわき市平字八幡小路53-1-202	0246(25)4093
永井 尚子	札幌家庭裁判所判事補	064	札幌市中央区南7条西13-1-5-203	011(532)5587
永井 ユタカ	大津地方裁判所判事	520 -21	大津市大江5-34-37	0775(43)1386
長西 英三	新宿簡易裁判所判事	207	東大和市湖畔2-1004-126	0425(64)3570
並木 孝一	東京高等裁判所判事	280	船橋市市場3-6-14	0474(23)7658
難破 孝一	広島高等裁判所判事職務代行	730	広島市中区上八丁堀2-72-2304	082(222)5290
西村 尤克	東京家庭裁判所判事	145	大田区上池台4-24-4-303	03(3727)2870
沼田 寛	法務省訟務局付	112	文京区春日2-23-17	03(3812)3554
野澤 明	横浜家庭裁判所判事	259 -12	平塚市ふじみ野2-30-1	0463(58)6139
野路 正典	徳島地方裁判所判事補	770	徳島市新蔵町1-45	0886(22)1701
野村 利夫	大阪高等裁判所判事	530	大阪市北区天満橋3-4-5-403	06(358)1651
能勢 顕男	大分地方裁判所中津支部判事	871	中津市堀川町499-2 宿舎201	0979(22)8502
穂原 孟夫	静岡地方裁判所浜松支部長	432	浜松市鴨江1-17-15	053(453)4359
橋本 和夫	東京地方裁判所	112	文京区白山4-10-8-202	03(3947)6396
橋本 勝利	津地方裁判所判事	514	津市西丸之内24-39 宿舎401	0592(25)2116
橋本 眞一	横浜地方裁判所川崎支部判事補	236	横浜市金沢区泥亀2-6-1-104	045(788)5481
橋本 英史	新潟地方裁判所三条支部判事補	955	三条市東三条2-2-6 宿舎1	0256(34)4799
服部 金吉	静岡地方裁判所沼津支部判事	410	沼津市御幸町21-1	0559(31)6000

氏名	所 属	平 号	自 宅	電話番号
浜 秀 樹	東京地方裁判所判事	112	文京区千石3-29-30-2-302	03(5976)8247
林 豊	東京地方裁判所判事	168	杉並区久我山3-45-3	03(3333)7357
原 敏 雄	東京高等裁判所判事職務代行	236	横浜市金沢区町屋町1-1-404	045(786)8964
原 昌 子	前橋地方裁判所判事	371	前橋市岩神町1-15-23-201	0272(31)5517
平 塚 浩 司	東京地方裁判所判事補	343	越谷市宮本町2-29	0489(62)3515
平 林 慶 一	水戸地方裁判所判事	310	水戸市五軒町3-2-26-202	0292(25)7595
福 田 皓 一	名古屋地方裁判所判事	461	名古屋市東区芳野3-6-4-B201	
福 永 政 彦	大阪高等裁判所判事	543	大阪市天王寺区味原本町16-2-4	06(762)8306
藤 井 俊 郎	大阪地方裁判所判事補	666 -01	川西市緑台6-2-25	0727(92)2821
藤 田 清 臣	大阪地方裁判所岸和田支部長	530	大阪市北区与力町3-2-22	06(353)4539
藤 田 広 美	浦和地方裁判所判事補	336	浦和市常盤8-15-10-302	048(831)5990
藤 田 昌 宏	山口地方裁判所判事補	753	山口市黄金町10-7-202	0839(22)2454
舟 橋 定 之	東京地方裁判所八王子判事	191	日野市百草971-50	0425(93)3576
古 川 行 男	大阪高等裁判所判事職務代行	612	京都市伏見区桃山町秦長老179-2-232	075(622)1937
賀 金 敏 明	法務省訴訟局租税訟務課長	236	横浜市金沢区西柴3-9-16	045(701)0771
星 野 雅 紀	東京地方裁判所判事	154	世田谷池尻1-3-4-404	03(3715)4584
本 郷 元	仙台地方裁判所判事	980	仙台市青葉区米ヶ袋1-2-25-E301	022(268)5596
前 田 博 之	浦和地方裁判所川越支部判事	220	横浜市西区老松町21-401	045(241)6178
松 井 英 隆	大阪地方裁判所判事補	662	西宮市上甲東園1-1-32	0798(51)4154

氏名	所 属	〒	自 宅	電話番号
松岡和子	伊勢崎簡易裁判所判事	371	前橋市大手町3-12-12	0272(31)3428
松嶋敏明	長野地方裁判所判事	380	長野市花咲町1238 宿舍102	0262(34)4016
松田浩義	静岡地方裁判所浜松支部判事補	430	浜松市松城町211-3	053(458)7988
松原直幹	高松高等裁判所判事	762	坂出市旭町2-7-17 サーパネ又旭町803	0877(45)7562
松丸伸一郎	東京地方裁判所判事	112	文京区千石3-29-30-1-202	03(3946)8771
松本光雄	金沢家庭裁判所長	920	金沢市桜町5-13	0762(21)3332
丸山明	広島地方裁判所長	732	広島市東区牛田中1-5-18	082(221)1422
三浦力	甲府地方裁判所判事	400	甲府市美咲1-11-13 宿舍	0552(52)4469
三上英昭	札幌高等裁判所判事	004	札幌市厚別区厚別北2-4-1-3-212	011(895)0247
三井喜彦	東京簡易裁判所判事	183	府中市新町3-5-15	0423(65)3958
三宅弘人	水戸地方裁判所長	310	水戸市住吉町349-5	0292(47)6333
三代川三千代	東京地方裁判所判事	275	習志野市津田沼7-8-34	0474(52)4540
宮城京一	那覇地方裁判所判事	901-22	宜野湾市字上原169-1	098(892)3827
宮崎英一	札幌地方裁判所判事補	064	札幌市中央区南7条西13-1-5-101	011(532)5474
宮嶋英一世	東京高等裁判所判事	167	杉並区松庵1-2-29	03(3331)3303
宮本由美子	松江地方裁判所判事	690	松江府西川津町3562 宿舍	0852(23)0574
宮良充通	鹿児島地方裁判所判事	890	鹿児島市薬師2-7-50 宿舍302	0992(54)9697
村上和一	水戸地方裁判所日立支部長	317	日立市城南町1-11-16	0294(21)0229
村上久一	岐阜地方裁判所高山支部長	506	高山市石浦町1469-27 宿舍	0577(33)3441

氏名	所 属	〒	自 宅	電話番号
村重慶一	東京地方裁判所八王子支部長	158	世田谷区奥沢2-40-12 パークハイム201	03(3718)3923
元吉麗子	東京地方裁判所八王子判事	141	品川区東五反田4-6-7-403	03(3345)8337
森實将人	高松地方裁判所判事補	760	高松市天神前3-32-101	0878(33)7459
矢野清美	大分地方裁判所判事	870	大分市城南団地南町東宿舍201	0975(44)5237
安江勤	福井地方裁判所判事	910	福井市宝米4-10-3	0776(24)2340
山口毅	熊本地方裁判所八代支部長	866	八代市西松江城町1-28-21	0965(33)8632
山口博	東京地方裁判所判事	271	松戸市岩瀬無番地F-101	0473(62)4501
山崎勉	水戸地方裁判所判事	310	水戸市大町3-4-24-201	0292(21)0246
山崎善久	青森地方裁判所判事	030	青森市花園2-24-9 宿舍102	0177(41)3839
山下満	大阪地方裁判所岸和田支部判事	543	大阪市天王寺区味原本町16-2-5	06(765)3706
山田和則	大阪家庭裁判所判事	530	大阪市北区与力町3-1-12	06(351)0404
山田公一	長野地方裁判所上田支部長	386	上田市中央北2-7-24	0268(22)1380
山本和敏	司法研修所教官	274	船橋市大穴南1-33-10	0474(67)9216
山本武久	新潟地方裁判所判事	951	新潟市川岸町1-54-1 宿舍A-302	025(230)5783
山脇正道	高松高等裁判所判事	760	高松市番町3-15-27	0878(35)9861
米田絹代	大阪地方裁判所判事	582	柏原市旭ヶ丘2-4-3	0729(77)3820
横山武男	広島地方裁判所判事	730	広島市中区上八丁堀2-82-204	082(228)2729
横山敏夫	大阪高等裁判所判事	651	神戸市中央区籠池通7-1-15-11	078(261)8925
横山義夫	名古屋地方裁判所豊橋支部長	440	豊橋市八町通5-125	0532(55)9837
吉田尚弘	福岡地方裁判所小倉支部判事補	803	北九州市小倉北区篠崎4-15-23-302	093(581)5024

氏名	所属	〒	自宅	電話番号
與那嶺 為守	那覇家庭裁判所判事	903	那覇市首里石嶺町4-35-9	098(887)5700
和田 丈夫	札幌家庭裁判所判事	005	札幌市南区川治10条2-10-2	011(571)4855
綿引 万里子	最高裁判所調査官	140	品川区東品川3-21-18	スカイハイツ107 03(5460)8764
綿引 穰	東京地方裁判所判事	140	品川区東品川3-21-18	スカイハイツ107 03(5460)8764
渡邊 等	東京高等裁判所判事	180	武蔵野市中町2-4-10-103	0422(54)9895

検 察 庁

氏 名	所 属	氏 名	所 属
中 嶋 鑑 治	最高検察庁検事	西 村 好 順	関東公安調査局 局長
水 上 寛 一	”	開 山 狹 勝	東京法務局 訟務部付
佐 野 眞 一	”	若 狭 尾 雅 世	”
石 川 達 一	”	平 尾 雅 世	仙台法務局 ”
本 田 守 弘	刑事局付	伊 藤 鉄 男	司法研修所 教官
岩 村 治 二	” 参事官	本 多 英 明	”
保 坂 洋 彦	矯正局付	青 沼 隆 之 郎	外務省国連局
寶 金 敏 明	訟務局租税訟務課長	長 山 四 武 彦	東京高等検察庁 総務部長
小 貫 芳 伸	訟務局参事官	小 西 兼 之	” 総務部
加 藤 昭 仁	訟務局付	大 霜 野 義 一	” 刑事部
小 尾 慶 一	”	永 野 見 攝	”
大久保 慶 一	入国管理 警備課長	稻 板 橋 育 仁	”
飯 田 英 男	法務総合研究所 研究第一部長	板 橋 井 直 紀	” 公安部
仲 田 嶋 秀 直	” 教官	玉 部 紀 男	”
豊 嶋 秀 直	公安調査庁 総務部長	石 部 紀 男	”
福 井 大 雄	” 総務課長	寺 西 賢 二	”
亀 井 富士雄	” 調査第二部第一課長	藤 美 津 次	” 公判部
竹 田 勝 紀	” 調査第一部第四課長	川 市 一	”

氏名	所屬	氏名	所屬
櫻井 弘徳	東京高等検察庁 公判部	井窪 宗彦	東京地方検察庁 特別捜査部
奥野 眞利	” ”	内田 守紀	” ”
高野 雄直	東京地方検察庁 総務部長	矢野 紀治	特別公判部長
吉川 信之	” 刑事部長	笠間 修博	特別公判部
堀江 信域	” 刑事部副部長	山本 哲征	” ”
小西 正敏	” ”	長井 生夫	” ”
丸山 倉裕	” ”	桐生 河山	公判部副部長
高倉 英行	” ”	藤田 博文	” ”
中島 秀昭	” ”	太田 久毅	” ”
吉田 昭治	” ”	川畑 葉一郎	” ”
吉口 勝夫	交通部長	千高 橋真	” ”
野野 健彦	公安部長	高松 本和	新任
栗原 惠三	公安部副部長	内田 剛志	” ”
栗川 武尤	特別捜査部	高橋 孝一	” ”
横井 孝靖	” ”	森澤 康志	” ”

氏名	所屬	氏名	所屬
首藤 和志	東京地方検察庁 新任	峯澤 益雄	横浜地方検察庁 横須賀支部長
下屋 和雄	“ “	長澤 泰弘	“ “ 小田原支部長
科屋 田一男	“ “ 八王子支長	田辺 雄一	“ “ 小田原支部
平井 健男	“ “ 八王子支部副部長	牧野 雄一	浦和地方検察庁 次席検事
今野 健忠	“ “ 八王子支部	鈴木 芳夫	“ “ 総務部長
尾野 如山	“ “ “	中嶋 三雄	“ “ 公判部長
戸澤 和彦	“ “ “	中山 純一	“ “ “
佐藤 宏雄	“ “ “	北岡 英敏	“ “ “
吉岡 征宏	横浜地方検察庁 総務部長	鈴木 織敏	“ “ “
山崎 英雄	“ “ “	上富 敏伸	“ “ “ 川越支部
佐々木 博章	“ “ “ 刑事部長	小林 弘卓	“ “ “ 熊谷支部
佐々木 章	“ “ “ 交通部長	中重 正人	“ “ “ 千葉地方検察庁 検事正
友枝 真卿	“ “ “ 公安部長	甲斐中 辰夫	“ “ “ 次席検事
清水 敬	“ “ “ 公判部長	前田 邦健	“ “ “ 刑事部長
宇井 稔	“ “ “ “	泉川 健一	“ “ “ 公安部長
井田 良博	“ “ “ “	綿崎 三千男	“ “ “ “
阪田 康行	“ “ “ “	奥村 雅弘	“ “ “ “
加島 宏	“ “ “ “	片山 弘敏	“ “ “ “ 松戸支部

氏名	所屬	氏名	所屬
島田清	千葉地方検察庁 木更津支部長	立石英生	大阪地方検察庁
松田昇一	水戸地方検察庁 検事正 土浦支部	福垣内進	“
國分敬大	“	森本和明	“
森川大司	宇都宮地方検察庁	林秀行	“
渡川辺洋	“	五味龍朗	京都地方検察庁 検事正
住川洋英	“	小早川龍司	神戸地方検察庁
高城龍夫	前橋地方検察庁 検事正	大堀坪弘道	“
寺尾正喜	“	堀口勝正	奈良地方検察庁 検事正
吉田幸雄	“	今井良一	名古屋高等検察庁 総務部長
佐藤永秀	“	松井山富	“
末永黒重	静岡地方検察庁 検事正	秋子川英和	“
石黒重徳	“	川原又敬	“
永村俊郎	“	塩澤剛光	“
乙部二豊	甲府地方検察庁 検事正	宮本喜哲	名古屋地方検察庁 検事正
江幡又圭	“	宮田村也	“
倉又藤圭	新潟地方検察庁 検事正	安高武七	“
加藤里和	“	高田二郎	“
下里力夫	大阪地方検察庁	國太修	“
宇田川雄			

氏名	所屬	氏名	所屬
敬本直美	名古屋地方檢察庁 岡崎支部長	弘島 祐一	広島地方檢察庁 山口地方檢察庁 岩国支部長
津邊英繁	“ 豐橋支部長	福谷川 饒平	“ 下関支部長
山英年	“ 豐橋支部	岩垂 正一	岡山地方檢察庁
若林安則	津地方檢察庁 検事正	今井 秀智	“
大竹健嗣	“ 次席検事	大八木 治夫	鳥取地方檢察庁 米子支部長
齋藤隆博	“	京秀 二郎	福岡高等檢察庁 公安部長
寺西輝泰	福井地方檢察庁 検事正	古崎 克美	福岡地方檢察庁 総務部長
坂田一昭	“ 次席検事	有田 知徳	“ 刑事部長
小泉 昭	“	佐々木 善三	“
中村周一	“	樋田 暢也	福岡地方檢察庁 小倉支部長
山田一忠	金沢地方檢察庁 検事正	増田 輝也	“ 小倉支部
富沢 之彦	“ 次席検事	山邊 秀雄	“
江村正造	“	渡川 明夫	佐賀地方檢察庁
坂口順弘	富山地方檢察庁	杉村 茂久	長崎地方檢察庁
轟 道	“	村上 康聡	“ 佐世保支部長
竹内 正美	広島高等檢察庁 次席検事	井上 豊	“ 佐世保支部
小堀 和益	“ 総務部長	武井 徹	大分地方檢察庁
野上 益男	“ 刑事部長	清水 清	鹿児島地方檢察庁

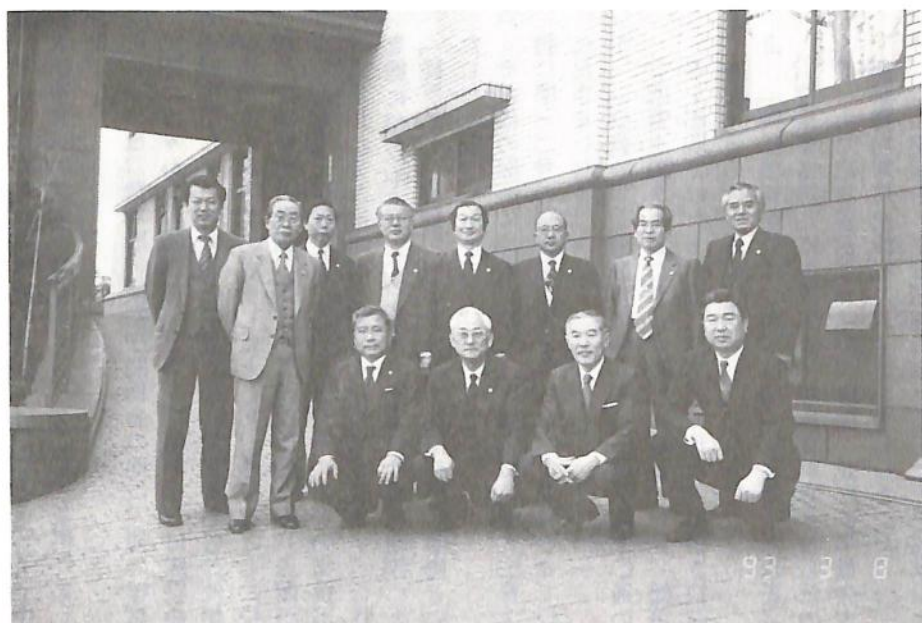
氏名	所屬	氏名	所屬
長谷川 保名	鹿児島地方検察庁	新堀 敬彦	札幌地方検察庁
松田 紀元	那覇地方検察庁 検事正	竹村 和彰	“
荒木 紀男	仙台高等検察庁 刑事部長	小黒 英明	“
小田 攻	仙台地方検察庁 刑事部長	新倉 瀨樹	“
佐藤 光代	“	廣島 清治	“
倉崎 英逸	福島地方検察庁 検事正	鮫島 公志	旭川地方検察庁 検事正
五島 幸雄	“ 次席検事	友瀨 野弘	釧路地方検察庁 “
佐藤 方生	“	瀧澤 佳雄	“
坂田 吉郎	いわき支部	柴田 義二	高松高等検察庁 次席検事
松浦 直孝	山形地方検察庁 検事正	富田 龍左	高松地方検察庁 “
大野 直孝	“	諸富 澤雄	“
佐藤 美由紀	盛岡地方検察庁	清原 武志	高知地方検察庁 検事正
園田 幸男	青森地方検察庁 検事正	土屋 雅守	徳島地方検察庁 検事正
吉田 安志	“	中村 順臣	松山地方検察庁 検事正
遠藤 源太郎	札幌高等検察庁 次席検事	坂山 伸彦	“
中津川 彰	札幌地方検察庁 検事正	岩山 岩	“
小澤 駿介	“ 総務部長		
谷武 嗣史	“ 公安部長		
村山 創史	“ 公判部長		

公 証 人

氏 名	年 齢	事 務 所	電 話 番 号	年 齢	自 宅	電 話 番 号
相澤 重一	144	大田区西蒲田7-5-13 森ビル5階 蒲田公証役場	03(3738)3329 FAX03(3730)5052	174	板橋区中台3-27-A-507	03(3935)7235
浅香 恒久	104	中央区銀座5-2-1 銀座東芝ビル5階 銀座公証役場	03(3571)0148 03(3571)0649 FAX03(3571)4011	178	練馬区大泉学園町6-3-16	03(3921)0299
秋山 真三	140	品川区南大井6-12-12 増本ビル3F 大森公証役場	03(3761)6248 03(3763)2763 FAX03(3763)4500	336	浦和市大字大田窪2732	048(883)3278
井田 友吉	180	武蔵野市吉祥寺本町1-10-7 武蔵野商工会議所ビル2階 武蔵野公証役場	0422(22)6606 FAX0422(22)7210	343	越谷市蒲生寿町2-10 グアルヌーヴ 南越市A1113	0489(88)7206
岩 下 肇	100	千代田区丸の内2-1-2 千代田ビル331区 丸の内公証役場	03(3211)2645(代) FAX03(3211)2647	270 -11	我孫子市新木野4-13-3	0471(88)0188
岩 田 農夫男	160	新宿区西新宿7-4-3 升本ビル5階 新宿公証役場	03(3365)1786 03(3365)1787 FAX03(3365)3835	250	小田原市扇町1-44-3	0465(35)1384
小 野 慶 造	194	町田市原町田3-3-28-302 オリビエビル3階 町田公証役場	0427(22)4695	214	川崎市多摩区登戸2578-1 登戸ハイデンス502	044(922)3232
大 西 郁 夫	105	港区西新橋3-19-14 東京建硝ビル5階 芝公証役場	03(3434)7986 FAX03(3434)7987	189	東大和市向原2-778-58	0425(63)2185
押 谷 朝 雄	166	杉並区阿佐谷北1-6-14 杉並公証役場	03(3338)7171 FAX03(3338)7100	192	八王子市久保山町2-26-12	0426(91)7603
糟 谷 忠 男	103	中央区日本橋佃町1-10 日証館ビル111 日本橋公証役場	03(3666)3089 03(3666)3736 FAX03(3666)3573	180	武蔵野市西久保3-13-7 レスポテール武蔵野304	0422(36)1812

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
加藤 晴明	106	港区麻布十番1-4-5 深尾ビル5階 麻布公証役場	03(3585)0907 FAX03(3585)0908	350 -13	狹山市南入曾905-14	0429(59)3739
隈井 光	110	台東区東上野1-7-2 富田ビル4階 上野公証役場	03(3831)3022 FAX03(3831)3025	279	浦安市東野3-39-5	0473(55)0045
黒瀬 忠義	173	板橋区板橋2-65-4-209 グロリア初穂ビル2階 板橋公証役場	03(3961)1166 03(3964)3250 FAX03(3962)2810	272 -01	市川市塩浜4-2-51-101	0473(97)5085
今野 健	112	文京区春日1-16-21 文京総合庁舎2階 文京公証役場	03(3812)0438 FAX03(3812)0413	270	松戸市大金平1-33-3-205	0473(42)8099
設楽 英夫	160	新宿区西新宿7-4-3 升本ビル5階 新宿公証役場	03(3365)1786 03(3365)1787 FAX03(3365)3835	215	川崎市麻生区千代ヶ丘 4-12-23	044(966)1052
品田 賢治	120	足立区千住2-54 千住公証役場	03(3882)1177 FAX03(3882)1178	277	柏市布施新町4-5-1	0471(31)9808
篠宮 力	101	千代田区鯉治町1-7-5 美須ビル4階 神田公証役場	03(3256)4758 03(3256)4759 FAX03(3256)1200	157	世田谷区千歳台2-18-20	03(3484)7473
清水 安喜	176	練馬区練馬1-1-12 ソモソヤビル4階 練馬公証役場	03(3991)4871 FAX03(3993)3428	223	横浜市港北区新吉日町 1265-1-515	045(545)3403
高木 典雄	160	新宿区西新宿7-4-3 升本ビル5階 新宿公証役場	03(3365)1786 03(3365)1787 FAX03(3365)3835	240 -01	神奈川県三浦郡葉山町長舩1642-73	0469(75)3280
瀧岡 順一	112	文京区春日1-16-21 文京総合庁舎2階 文京公証役場	03(3812)0438	191	日野市平山3-19-5	0425(92)1798
中重 正人	102	千代田区麴町5-4-11 杉商ビル5階 麴町公証役場	03(3585)0907 FAX03(3585)0908	141	品川区上大崎 1-22-15-803	03(3440)7761

氏名	〒	事務所	電話番号	〒	自宅	電話番号
中野 幸	103	中央区日本橋兜町1-10 日証館ビル111 日本橋公証役場	03(3666)3089 03(3666)3736 FAX03(3666)3573	228	相模原市相南3-43-1	0427(43)9798
長山 道雄	190	立川市柴崎町3-9-18 立川公証役場	0425(24)1279 FAX0425(22)2402	227	横浜市緑区花田北 1-2-5-504	045(912)3701
松岡 登	114	北区王子1-14-1 山本屋ビル3階 王子公証役場	03(3911)6596 FAX03(3911)6594	371	前橋市古市町1-3-8	0272(53)0181
三上 庄一	150	渋谷区渋谷2-19-18 第三奥野ビル7階 渋谷公証役場	03(3409)1717 03(3409)1719 FAX03(3409)2778	248	鎌倉市津1035-15	0467(32)0205
宮本 富士男	104	中央区銀座5-2-1 銀座東芝ビル5階 銀座公証役場	03(3571)0148 03(3571)0649 FAX03(3571)4011	240	横浜市保土ヶ谷区 常盤台37-12	045(334)2325
八巻 正雄	150	渋谷区渋谷2-19-18 第三奥野ビル7階 渋谷公証役場	03(3409)1717 03(3409)1719 FAX03(3409)2778	227	横浜市緑区荏田町442-4	045(911)0111
山邊 力	192	八王子市南新町10 八王子繊維センタービル201 八王子公証役場	0426(22)3469 FAX0426(25)4365	193	八王子市初沢町 1227-4-A1102	0426(67)1033
龍前 三郎	140	品川区南大井6-12-12 増本ビル3階 大森公証役場	03(3763)2763 03(3761)6248 FAX03(3763)4500	330	大宮市宮原町3-288-1 大宮宮原 ハイマンション ン402	048(654)5121



編集後記

一 「中大法曹」第一四号をお届けいたします。顧りみますと、中大法曹会は、平成三年一〇月八日、盛會裡に創立四〇周年記念行事を挙行し、翌四年五月一九日には、その特集号（第一三号）が発刊されました。

二 本号は、このような記念すべき行事を契機とし、更には平成五年四月からの新学部および新生法学部等の発足という時期に編集作業を進めて参りました。同時に野宮幹事長の巻頭言並びに中津事務局長の会務報告中にも記されております通り、執行部としては、中央大学の更なる発展のため、「中大法曹会への期待と提言」就中、他学員支部との交流の一環として「他の学員支部よりも貴重なご意見を頂く」ことも、その課題の一つでした。

三 従いまして中央大学理事長山本清二郎先生、学員会会長堂野達也先生、中央大学総長・学長高木友之助先生、日本弁護士連合会会長阿部三郎先生はじめ、大学並びに学員会の各役員の諸先生より、それぞれのお立場からその飛躍的発展のための貴重な玉稿を頂戴いたしました。

四 更には、小野幹雄最高裁判所裁判官には就任早々のご多忙中のところ、貴重な時間をさいてインタビューをさせていただきます、本号の発刊に花を添えて頂きました。

五　そして、本号は執行部の前記方針にもとづき「中大法曹会への期待と提言」と題する特集を組みました。

その一つは、裁判所・検察庁関係者の他に、他の学員支部の方々からの特別寄稿であり、他の一つは座談会の開催でした。特に他の学員支部に対する右各ご依頼は始めての試みでありましたところ、各支部とも快諾の上論稿のご執筆、座談会へのご出席を賜り忌憚のないご意見を頂戴でき、心のこもったエールの交換ができましたことは本当に嬉しく存じております。これを機に母校中央大学の益々の発展のため「期待」―「提言」―「行動」へとその輪を無限に広げる礎といたしたく願っております。

六　その他の記事につきましては、従来の「中大法曹」、特に第一二号の編集を参考とし、これを踏襲させていただきます。

1　「会員の声と消息」につきましては、五三〇通のご回答を頂きましたが、内近況、希望、意見、随筆等を記載されたものは二二二通でした。引続き検討を要するものと考えます。

2　「関係諸規定」については基本規定の一部改正、「役員等名簿」についても一部変更がありましたので、大学総務部副部长三宅邦彦様、並びに学員本部事務局対馬逸雄様にお手数を煩わしました。

3　「会務報告・主要開催行事」「中大法曹会役員名

簿」等につきましては中津事務局長に執筆等をお願いいたしました。

4　「会員名簿補充訂正」につきましては、第一二号に引続き掲載いたしました。その作成にあたりましては、須藤典明様（裁判所）、栗原恵三様（検察庁）、岩下肇様（公証人）および中村生秀（東弁）、深沢守（一弁）、大平恵吾（二弁）の各先生のお力をお借りいたしました。

七　以上本号編集にあたり、関係諸先輩、諸先生方には貴重な玉稿、ご意見、特集に関する特別寄稿、座談会への出席その他登載各記事作成のため貴重な時間をさかれてご協力いただきました。有難うございました。厚くお禮申し上げますとともに、二十数回に亘り開催した編集委員会では野宮幹事長、菅沼・深沢・増田各副幹事長並びに中津事務局長、神事務局次長および編集委員の諸先生より種々ご指導ご鞭撻をいただきましたことを併せてご報告いたします。

八　最後となりましたが、表紙の写真は数ある候補写真の中から、深沢副幹事長・神事務局次長はじめ編集委員合議の上選定いたしました。この写真は永年に亘り中大学生を温かく迎え、力強く送り出してくれた「白門」で、現在多摩キャンパスの一角に移設されているものです。「白門」はそのよき伝統とともに清新の息吹をもって新生中央大学の門出を祝っております。

（編集委員長 豊田泰介）

中大法曹 第十四号

平成五年五月一五日 印刷

平成五年五月二〇日 発行 (非売品)

発行人 野宮利雄

編集人 豊田泰介

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話 (三九五六) 六五五〇(代)

中央大学出版部

〒192-003 東京・八王子・東中野 ☎0426742351 広告東京8-8154

《日本比較法研究所研究叢書》

韓国法の現在(上)

小島 武司 韓相 範 編 法史・法文化・公法・民法・実体法・民事手続法・刑事法の諸分野を広く包含し、現状を大局的に解説したのち核心的な問題を検討。定価四五三二円

ヨーロッパ裁判制度の源流

小島 武司 他 編 縮みゆく地球社会のなかで各国の法律家およびその行動を支える法文化にまで遡って、裁判制度の真相を説明し調和の可能性を探る。定価二六七八円

労使関係法制的比較的研究

塚本 重頼 著 アメリカ合衆国・カナダ・アジア諸国の労使関係法制に関する論考や判例評釈を収集し、体系的に整理、集成した遺稿をふくむ論文集。定価二二六六円

《日本比較法研究所翻訳叢書》

中国法制史(上)

張晋藩 マルクス・レーニン主義の唯物史観を指導理念とし、夏から清に至る中国の全歴史の法制を俯瞰する
真田芳恵 監修 何天貴・後藤武秀 訳 定価三一九三円

●定価は、消費税込みです。